

嵐山町議会令和2年第4回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月30日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
説明のための出席者	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告	20
報告第7号の上程、説明、質疑	22
議案第63号、議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託	29
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
発言の訂正	47
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	54

議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
延会の宣告	7 2

第 2 号 (12月2日)

議事日程	7 5
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
本会議に出席した事務局職員	7 6
説明のための出席者	7 6
開議の宣告	7 9
諸般の報告	7 9
一般質問	7 9
2 番 山 田 良 秋 議員	7 9
7 番 畠 山 美 幸 議員	8 9
3 番 狛 守 勝 義 議員	9 9
9 番 青 柳 賢 治 議員	1 1 1
散会の宣告	1 2 8

第 3 号 (12月3日)

議事日程	1 2 9
出席議員	1 3 0
欠席議員	1 3 0
本会議に出席した事務局職員	1 3 0
説明のための出席者	1 3 0
開議の宣告	1 3 3
諸般の報告	1 3 3
一般質問	1 3 3

6番	大野敏行	議員	133
12番	渋谷登美子	議員	143
4番	藤野和美	議員	179
11番	松本美子	議員	205
散会の宣告			228

第 4 号 (12月4日)

議事日程			229
出席議員			230
欠席議員			230
本会議に出席した事務局職員			230
説明のための出席者			230
開議の宣告			231
諸般の報告			231
一般質問			231
10番	川口浩史	議員	231
1番	小林智	議員	249
8番	長島邦夫	議員	277
散会の宣告			303

第 5 号 (12月7日)

議事日程			305
出席議員			306
欠席議員			306
本会議に出席した事務局職員			306
説明のための出席者			306
開議の宣告			309
諸般の報告			309
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決			310
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決			311

議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 1
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 1
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 5
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 8
議案第 6 3 号、議案第 6 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 5 0
議員派遣の件	3 5 2
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	3 5 2
日程の追加	3 5 3
発議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 3
発議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 7
発議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 9
発議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 2
発議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 4
町長挨拶	3 6 7
議長挨拶	3 6 8
閉会の宣言	3 6 8
署名議員	3 6 9

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第204号

令和2年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月19日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和2年11月30日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林	智	議 員	2 番	山 田	良 秋	議 員
3 番	狛 守	勝 義	議 員	4 番	藤 野	和 美	議 員
6 番	大 野	敏 行	議 員	7 番	畠 山	美 幸	議 員
8 番	長 島	邦 夫	議 員	9 番	青 柳	賢 治	議 員
1 0 番	川 口	浩 史	議 員	1 1 番	松 本	美 子	議 員
1 2 番	渋谷	登 美 子	議 員	1 3 番	森	一 人	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

11月30日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
（行政報告 永島教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第 8 議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）
- 日程第 9 議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第10 議案第46号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議案第47号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議案第48号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議案第49号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議案第50号 嵐山町特別職の期末手当の額の特例に関する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第51号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議案第52号 嵐山町税条例等の一部を改正することについて
- 日程第17 議案第53号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議案第54号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議案第55号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正
することについて
- 日程第 2 1 議案第 5 7 号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 2 議案第 5 8 号 嵐山町地域活力創出拠点施設設置及び管理条例の一部を改
正することについて

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
萩原	政則	長寿生きがい課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
永島	宣幸	教	育 長

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第4回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番 狩 守 勝 義 議員

第4番 藤 野 和 美 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

川口議会運営委員長。

○川口浩史議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月24日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森一人議長に、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、高橋副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただ

き、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告1件、条例13件、予算4件及びその他2件の合計20件ということでございます。なお、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日11月30日から12月7日までの8日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、受付順として12月2日に1番目の山田良秋議員から4番目の青柳賢治議員、12月3日に5番目の大野敏行議員から8番目の松本美子議員、12月4日に9番目の私、川口から11番目の長島邦夫議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日11月30日から12月7日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月7日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告1件、条例13件、予算4件及びその他2件の計20件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付してお

きましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和2年11月2日、さいたま市埼玉県民健康センターにおいて、埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に広報広聴常任委員2名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第11号 国土保全及び生物多様性を守るために再生可能エネルギー施設設置規制法令の確立を求める意見書の提出についての件、発議第12号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出についての件、発議第13号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出についての件、発議第15号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての件、以上4件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和2年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政発展のために誠に感謝に堪えないところであります。

本会議に提出いたします議案は、報告1件、条例13件、予算4件、その他2件の計20件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞご慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、町は10月23日に埼玉県行政書士会と、続く11月5日に埼玉県司法書士会それぞれと、災害時における被災者等相談の実施に関する協定を締結いたしました。この締結により大地震などの災害発生時において、司法書士や行政書士による専門的な相談が可能となりました。大変心強く、感謝申し上げます。

また、令和2年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げますので、ご高覧いただきたいと思います。

議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。お手元の説明書に基づきまして何点かご報告をさせていただきます。

資料32ページを御覧ください。2、学校教育関係、(1) 就学時健康診断についてでございます。菅谷小学校10月6日、志賀小学校10月27日で開催いたしました。なお、七郷小学校につきましては11月10日に開催をさせていただきました。

就学時健診と同時に、子育てに関する親の学習講座を開催いたしましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、幾つかのグループに分けて、例年と違う小グループでの実施をさせていただきました。

来年度の新入学児童数でございますけれども、現段階で、菅谷小学校80名、七郷小学校10名、志賀小学校39名、合計129名が入学予定となっているところでございます。

続きまして、3、幼稚園関係でございます。(1) 町立嵐山幼稚園園児募集についてでございます。10月1日から10月8日まで募集を行いましたところ、期間内で35名の方の申込みをいただいております。

次に、34ページでございます。3、スポーツ関係、1、会議等開催状況についてでございます。本来ですと、5月10日、町民スポーツの日、10月4日、町民体育祭を行う予定でした嵐山町スポーツ賞の授与を10月31日に町民ホールにて実施させていただきました、15名の方に佐久間町長より授与をしていただきました。

そのほかにつきましては、お手元の資料をご高覧いただきたいと思います。

以上で教育委員会からの行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 議長のお許しをいただきましたので、委員会報告させていただきます。

令和2年11月30日

嵐山町議会議長 森 一人様

総務経済常任委員長 青柳賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「災害に強いまちづくりについて」「駅周辺10年計画について」及び「新型コロナウイルス感染症対策による影響について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項3件について10月27日、11月4日及び11月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 10月27日の委員会について

当日は、杉田農政課長、藤永企業支援課長に出席を求め、「新型コロナウイルス感染症対策による影響について」町の経済対策について説明を受けた。

(ア) 農政課に関する事項

直売所の売上げについてはお客様が家庭の方が多くということで例年より若干伸びているとの説明があった。国の支援策などをアナウンスして「持続化給付金」や日本政策金融公庫の長期運転資金や、近代化資金、スーパーLにつなげることができた。

農政課の主な支援策（密を避ける、強い農業にする）

- ・観光農園フォローアップとして苗の補助
- ・自給飼料の種代補助、防護柵、電気柵の補助、堆肥所機械の効率化、嵐丸塾ほうれん草栽培に関する機械の整備
- ・直売所客単価アップ事業、イベント時マイクセット、乾燥機の購入、大型冷蔵庫購入の補助など

主な質疑応答といたしまして、農政に関する団体などへ相談の機会。答え、担当者が出向いて、要望を聞き取りしている。少ない予算であり有効に配分することに努めている。

(イ) 企業支援課に関する事項

担当課の対策として、嵐山町小規模事業者等応援給付金については10月26日時点で法人24件、個人33件、支給金額は542万4,000円で600万円の残金がある。次に、課の案としてですが、嵐山町中小企業経営継続応援金として町内中小企業者の経営継続に向けた取組を応援する事業として、セーフティネット保証4号または5号もしくは危機関連保証の認定を受け、100万円以上の事業資金を借り受けた事業者に20万円支給する事業。今日現在、申請件数は4号が65件、5号が19件、危機関連保証が26件で事業者数は98件。おおむねこの予算でいくかなと考えているが、申請期間など検討する。嵐山町販売促進支援金として、経営革新計画の承認を受け、計画を基に新事業活動を行う町内小規模事業者等に支援する。支給額10万円、予算額は200万円。

説明後の主な質疑でございますが、全般的なコロナ感染症による商工業者への影響は。答え、70パーセント、影響のある業者もあるが今のところ苦しい、厳しいという企業はあるが、どうしようもないという企業はない。

相談活動の件数は。4月41件、5月95件、6月95件、7月51件、8月22件、9月14件。事業者数は216件である。

(2) 11月4日の委員会について

当日は、各特定事件の中間報告のまとめ、新しいテーマについて協議した。

(ア) 災害に強いまちづくりについて

今までの委員会を通じて各委員が考えているところを出し合った。

- ・総合防災訓練が中止になったままである。住民への啓発を促すためにも継続的の実施が必要。
- ・情報の伝達において、防災無線が聞こえづらい点が解消されていない、デジタル

化でカバーできない町民や、情報弱者に対する避難の支援が課題。

- ・防災会の活動を整理し、きちんと組織的に位置づけて、活用を図る。
- ・地区において防災会の特性がある、自治体としての最低の願いはした上で防災会の独自性は尊重する。

次回の委員会において中間報告をまとめることにした。

(イ) コロナ禍による地域経済活性化について

農政課と企業支援課による報告を聞いたので、各委員から意見を聴取。

- ・町民に直接というようなものがないので商品券のような支援は。
- ・消費者が何を求めているかを察知し、支援すべき業種を絞る。
- ・停滞して、打撃の大きい商工業者を支援する。
- ・影響の出ている業種を支援。

出された意見を次のようにまとめまして、町に提言いたします。

コロナ禍における事業について消費者との新しい関係性を創り出すような、自慢の商品への特化であったり、地産地消の徹底による地場製品の充実であったり、消費者を今まで以上に大切にしたい事業や経営が求められる。よって町として、個人事業主を含む全中小企業者を対象に消費者がスタンプラリーのようにゲーム感覚のある企画で消費することを楽しむことができる、町内を周遊する買物によってお店の魅力を再発見できるような事業に予算を投入することが望まれる。町民も事業者も合わせて町も元気になる事業の実施を要望する。

(ウ) といたしまして、新しい特定事件について

12月議会において「DMOの運営について」を新たな特定事件として調査研究することに決定しました。

(3) 11月18日の委員会について

コロナ禍による地域経済活性化について町に提言する内容の最終確認をいたしました。

次に「災害に強いまちづくりについて」今までの担当課の説明、防災会との意見交換会において検討した内容やここまでの議論を踏まえて、コロナ禍の避難所の在り方、情報弱者への対応などの課題も残るが、今委員会においては自主防災会の在り方一点について提言することにいたしました。

自主防災会は、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において、「住

民の隣保協同の精神に基づく自発的な組織」(第5条第2項)として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。自助、共助、公助、の切れ目のないつながりを担保することとなる重要な組織である。よって防災計画の中に自主防災会を組織的に位置づけ、自主防災会の活動と役割を明確にすることが真に「災害に強いまちづくり」になると考えて、提言をする。

以上中間報告とする。

- 森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

[発言する人なし]

- 森 一人議長 質疑がないようでございます。青柳総務経済常任委員長、大変ご苦勞さまでございました。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

- 畠山美幸文教厚生常任委員長 議長のご指名がございましたので、報告させていただきます。

令和2年11月30日

嵐山町議会議長 森 一人様

文教厚生常任委員長 畠山美幸

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

「太陽光発電について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月30日、11月9日及び11月19日に委員会を開会し、調査研究を行った。

10月30日の委員会について

環境省主催シンポジウム「太陽光発電事業の環境配慮のあり方」の視聴を以下の順に行った。

1. 「太陽光発電事業に係る環境配慮について」環境省大臣官房環境影響評価課長

掘上勝氏

2. 「太陽光発電事業に係る合意形成に向けた取り組み（ガイドライン等）について」
東京工業大学環境・社会理工学院 錦澤滋雄氏

3. 「太陽光発電設備の電気保安の確保について」

4. 「林地開発許可制度の運用について」 林野庁森林整備部治山課 永島瑠美氏

5. 「兵庫県における太陽光発電施設に係るアセス条例等について」

6. パネルディスカッション「太陽光発電事業の環境配慮の在り方について」コー
ディネーター 片谷教授（桜美林大学）

以上で終了した。

11月9日の委員会について

古里地区農家の亀田氏から、昨年の長雨で太陽光発電施設に隣接する畑が浸水にな
った件について現地調査を行った。太陽光発電施設は盛土をしており畑が低い位置に
なっているために排水処理ができない状況にあった。しかしながら、太陽光発電施設
内には等間隔に排水処理場所は設けていた。亀田氏からは畑に水が流入しないよう
に対策を求められた。

11月19日午前の委員会について

嵐山町土地改良団体連絡協議会の田畑氏、田邊氏、滝澤氏から、各立場上のヒアリ
ングを行った。

中部の田畑氏からは、太陽光設置越畑、杉山2件進捗中で水利権者との話し合い終了。
ほか2件役場に相談あり。多くの人は造ってほしくないとのこと。土地改良区として
も志賀の協定書を参考にしている。心配事は、土砂の流出で沼、水路が埋まってしま
わないようにしてほしい。太陽光パネル廃棄の問題がある。景観上の問題もある。ぜ
ひ景観条例をつくってほしい。林地開発は中部ではない。建設時の問題、土砂流出を
防ぐ対策、運用中20年間の土砂流出の補償や義務をお願いしたい。

次に北部の田邊氏からは、古里地内に1件設置申請があり、水利権者と検討中で悔
いの残らないよう改良区内で協議後、業者からの説明会開催の申入れを受ける予定。
林地については、安全性や地球温暖化防止の観点から地権者へ森林の必要性の説明を
してほしい。被害の補償は必要。所有者が変わり、転売、災害などで逃げられるのは
困る。

最後、志賀対策協議会事務局長の滝澤氏からは、協議会のメンバーは新旧区長、区

長代理等で17、8人、水利組合役員、農業者等25人程度の委員で構成されている。一番大事なのは行政と連絡を密にしていくことです。志賀では4か所の太陽光発電施設中3か所が稼働している。6月の雨で土砂崩れを起こしている。水と緑を保全するために志賀としては協定書を作成している。その中には預託金（修繕費）の積立てをし、不測の事態に対応する条項を設けている。

最後に田畑氏から、志賀太陽光発電施設が3月から稼働していたが、何度も土砂崩れを起こしている。町のガイドラインを基にできたと思うが57mm/h 雨水規定は検討が必要との意見をいただいた。

その後質疑を行い、問題点・要望点は以下のとおりであった。

- ① 志賀の協定書を参考にしていく方法もある
- ② 条例作成には景観についても検討をお願いしたい
- ③ 業者の対応義務（保障問題）は条例に付加してほしい
- ④ 協定書の作成等に行政側のチェックを求める
- ⑤ 小規模太陽光の規制
- ⑥ 隣地開発を規制する条例も欲しい
- ⑦ 降雨量の規定に疑問がある
- ⑧ 抑制区域の設定
- ⑨ パネルの反射光、反射熱について

3氏からのご意見を尊重し、今後条例の研究をしていくことで午前の会議は終了した。

同日午後の委員会について

説明委員に藤原環境課長、杉田農政課長、伊藤まちづくり整備課長に出席を求めた。

藤原環境課長から嵐山町太陽光発電条例（仮）素案について意見を求めた。

・第8条の「適応範囲」について、現在嵐山町において雨水排水の苦情・相談は50キロワット未満（600平方メートル）についてはないので、10キロワット以上は低過ぎるのではないだろうか。

・第10条「事前協議」、雨水排水処理計画図、構造図を提出とあるが、土木建築工学の知識がないとできないので難しい。

・第19条「完了確認」、第15条「協定の締結等」も土木建築工学の知識がないとできない。

・抑制地域について、日高市では訴訟が起きている。巾着田の観光資源、特定保護地域、保護地域については市長は同意していない状況で土地所有者と問題になっているようです。慎重にすべき等の意見をいただいた。技師について募集をかけているが申込みのない状況。

説明後、質疑を行った。

問 設計管理会社に委託できないか

答 適法かどうかは調べていきたい

問 チェックについて県の技師を派遣要請してもらえないか

答 これから問合せしてみたい。

問 嵐山町では50キロワット以上は15%、50キロワット未満は50%という状況である。

答 50キロワット未満でも、同一、共同で設置した場合は一団とみなし、50キロワット以上になるという条例を制定しているところがある。

問 砂防地域はあるか

答 前川、木曾園川、志賀沢です。

最後に立正大学後藤先生に対する事前の質問事項について確認した。

- ・川島町、嵐山町の条例のポイント
- ・嵐山町の状況（申請箇所も示す）
- ・抑制地域の定め方。禁止地区のある条例の例はあるのか。
- ・ソーラーシェアリング（高いソーラー下の畑利用等）の現状。
- ・太陽光発電による環境破壊と環境保全の問題

次回は先生の予定に合わせて委員会を設定することで終了した。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 2ページ目の中段の「最後に田畑氏から」というところの内容なのですが、志賀太陽光発電施設が3月から稼働していたが、何度も土砂崩れを起こしていると。町のガイドラインを基にできたと思うが、1時間57ミリという雨水規定は検討が必要との意見をいただいたという意見交換会があったようですね。

ども、これについてはあれですか、こういうことが頻繁に起きているということの中で、町は何らかの努力というものがしているかどうかということの確認のようなことはできたの。それともこれは全く何ともいかんしがたいものなのかというようなことについては検討がされたのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 先ほど志賀の団体がありますよね、志賀で元区長とか、区長の人たちが、その場所を何度か現場を見に行っていて、町には言っているのだと思います。それで、あと行政のほうに、言っているのですよね、行政のほう。これ、大野さんが答えたほうが……。

〔「答えて。大野さんが教えればいい」「町が指導している」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 指導していますね。だから、業者に対して町が指導を行っています。

それで、土砂崩れが起きないように、本当は種をまいて緑化しようとしていたのだけれども、それも全部流れてしまったそうなのですね。

〔「指導していたってことね」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 指導していました。

○森 一人議長 よろしいですか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようでございます。畠山文教厚生常任委員長、ご苦労さまでした。

次に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

○長島邦夫広報広聴常任委員長 指名をいただきました委員長の長島です。朗読をもつて代えさせていただきます。

令和2年11月30日

嵐山町議会議長 森 一人 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

(1) 広報広聴常任委員会 (10月29日開催)

①第17回議会報告会準備について

議会報告会マニュアル作成を議題とし全体会を開催。主な決定事項は開催日を12月12日に、及びコロナ禍の開催でありソーシャルディスタンスに配慮、午前、午後も町民ホール開催となった。報告は決算特別委員会報告、常任委員会報告等とし、参加者との意見交換テーマは「コロナ禍にて町に望むもの」1テーマ、2グループとし、従来どおり、各種団体に参加依頼広報を実施する。また、各グループの意見交換内容は、リーダー、サブリーダーでまとめ、広聴部会で精査、報告書として発行。ホームページにも掲載する。

②広聴部会内ICT調査班の中間報告について

大枠であるが、庁舎内ネットワークの概要、調査結果及び当面の課題である「動画、音声発信」、「議員間、事務局と相互交信」、「オンライン会議の活用」を主に調査を進めることを報告する。

(2) 広報部会

①県議長会主催広報研修会について (11月2日開催)

今年度はコロナ禍でもあり中止の予想もされたが、継続的に発行される議会だよりの重要性から各町村2名に限定。芳野政明氏による講演となった。

②議会だより180号の発行について

発行に際し、10月23日原稿締切り、29日入稿、11月6日初校、13日再校、18日再々校の日程で部会が開催された。主には令和元年度の決算状況、新町長の挨拶及び補正予算等の審議内容、各議員の一般質問、各常任委員会報告、特別委員会報告、一部事務組合報告等の掲載になるが、今回もコロナ禍の発行であり、3密、換気に十分配慮し、読者に見やすい、分かりやすい議会活動掲載に心がける。

(3) 広聴部会 (11月13日開催)

①第17回議会報告会パワーポイント資料の確認について

各担当者より提出された原稿を事務局にて編集、部会で精査する。主に配色及び画面構成に意見がありその場で修正もされるが、最終版は正副委員長にて誤字、数字、構成等を確認することで一任される。

②今後の議会ICT活用調査について

町ITアドバイザーとの意見交換内容について協議。主には「議会内容の動画及び音声発信の進め方について」、「オンライン会議の活用」等であったが、現状、議員によりICTの理解度に差があり、再度「町のICTの現状」、「議会が動画配信等を求める場合の問題点」について担当課との意見交換、議会が進めるべきICT化について継続的に取り組むことが同意される。

以上、中間報告といたします。

以上です。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようでございます。長島広報広聴常任委員長、ご苦労さまでした。以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第6、嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長。

○川口浩史嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長

令和2年11月30日

嵐山町議会議長 森 一人様

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長 川口浩史

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「小中一貫校新設に伴う児童生徒の教育の保障と地域振興について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「小中一貫校新設に伴う児童生徒の教育の保障と地域振興について」を調査するため、11月11日に委員会を開会し、調査研究を行った。

3 11月11日の委員会について

当日は以前挙げていた調査項目として11の小項目と4つの大項目についての内容を協議した。内容の協議は4つの大項目を2つに分け、委員も第一部会と第二部会の二組に分けて行った。第一部会は「財政計画」と「地域振興（送迎方法、後施設活用）」について、第二部会は「一貫校移行に係るコンセンサスの確保（地域と保護者）」と「一貫校のあり方（運用等について）」についてである。協議後、それぞれの部会の報告をもとめた。

第一部会はまず「財政計画」について（1）建設費用を35億円と見ているが金額の妥当性の検討が必要。（2）国の補助金を2分の1としているが、ほかに使える補助金の有無についても調べる必要がある。（3）一般会計からの支出や公債費の限度額など財政計画は持続可能な町政になると言えるのか財政当局から話を聞くことも必要。（4）現在までにかけて小・中学校の耐震工事や修繕費用との比較検討が必要である。そして第6次総合振興計画にはどのように位置づけられ、盛り込まれているのか聞きたいとのことであった。

「地域振興（送迎方法、後施設活用）」は（1）検討会の立ち上げについては幅広い意見が聴けるように人選してほしい。（2）コミュニティをつなげていく視点はあのか、の2点である。具体的には志賀小学校は立地がよいので様々な角度から検討して有効利用が図れる。七郷小学校は体育館が新しく、グラウンドも広いのでスポーツができる環境が整っている。北部の拠点として集う場所としてよい。玉ノ岡中学校は近くに杉山城跡があることから歴史資料館として利用もよいのではないか。菅谷小学校は一貫校と隣接していることから様々な関連施設をとということであった。最後にコンセンサスができていない状況では跡地利用は考えられないとの意見があったことも報告しておくとのことであった。

第二部会の「一貫校移行に係るコンセンサスの確保（地域と保護者）」について、「地域住民への説明が不十分」「区長から報告がない」「自分たちに関係なく一貫校が進められてきたという印象を持っている」また自分たちの意見を出す場がないなど、現状はコンセンサスが取れていないという課題が浮き彫りになった。さらに鎌形小学校が菅谷小学校に統合案を出した地域説明会では、感情的な意見のぶつけ合いがあったという。コンセンサスが取れていないと住民間に亀裂を生じさせることになりコンセンサスの確保の重要性が指摘された。

「一貫校のあり方（運用等について）」について、「6・3制の問題点として小学校から中学校に入るとき、ここで教育目標が一旦途切れてしまう。本来の一貫校は9年制であるべきではないか」「児童生徒が減少している現状を見ると統合は仕方ないのでよい教育をするには1校にしてある程度の人数にし、教員の人数も確保することが重要だ」「そういう点で学校は大きく学級は小さくがよい」一方、「メリットだけ追うとデメリットの改善が進まない。例えばリーダー性育成の阻害が挙げられている。デメリットをなくす提言が必要だ」という報告であった。

今後は両部会が挙げた課題点を「委員会」として調査研究することにした。

次に、次回の委員会について協議した。次回の特別委員会が12月10日にあるので、午前中は財政のことや地域住民とのコンセンサスなどについて、教育委員会に出席を求め質問することにした。午後は専門的知見を活用し和光大学の山本由美教授の講演を聴き、全国的な状況を研修することになっている。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようでございますので、嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第7、報告第7号 専決処分報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

- 佐久間孝光町長 報告第7号 専決処分の報告について。

報告第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第7号は、専決処分の報告についての件でございます。

損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分したもので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

- 森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

- 青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第7号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

専決処分書お開きいただきたいと思います。損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和2年11月12日に専決処分を行ったものでございます。

別紙を御覧ください。損害賠償の相手方でございますが、嵐山町大字志賀425番地2の川端健一氏でございます。損害賠償の額は21万4,576円でございます。損傷を受けた車両の修理に要する経費といたしまして賠償を行うものでございます。

次に、事故の概要でございますが、本年10月23日の午後6時頃、大字広野地内の町道1—20号線におきまして、花見台工業団地から玉ノ岡中学校方面に走行中、舗装が一部剥がれている部分に乗り入れたことにより、片側の前後タイヤ及びホイールを損傷したものでございます。損害賠償額につきましては、町が加入をしております総合賠償補償保険から全額補てんされるものでございます。

なお、当該道路の損傷箇所につきましては、すぐに修復を行い、再発防止を行ったところでございます。

以上、報告第7号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことがございますか。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） お聞きをいたします。

道路の舗装が一部剥がれてということでございますが、剥がれる原因というのは、ただ単に全体の1か所、全体から舗装されている部分が一部が本当に剥がれたような状況なのか、または本当に陥没しているような場合もありますけれども、そういう状況の判断をもう一度お聞かせしてください。

それと、過失割合なのですけれども、相手方の担うというか、責任も幾らかあるのでしょうか。全面的に町が悪く、この損害額をお支払いしたということ、過失割合についてちょっとお聞きをいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回の道路の損傷でございますが、本年は大変雨が、長雨の時期があったというふうに記憶をしてございます。そうした影響もありまして、舗装道路の一部が亀の甲状にひびが入ったような形になっておりまして、その一部に穴状というのでしょうか、亀の甲状になったアスファルトの一部が剥がれてしまって、穴状になってしまったというような内容でございます。

2点目の過失割合でございますが、今回は夕方の6時頃ということで、大変見にくいということもあります。今回の過失割合につきましては、本人が3割、町が7割ということで示談ができております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 最初の説明の部分なのですけれども、最近私どももよく、車で運転しているわけですから、そういう箇所をよく見かけるのですけれども、ただ単に剥がれた部分と、陥没したようなところも見られるのです。特に簡易舗装といいますが、ただアスファルトを上から流したような町道も当然あるわけです。そういうところのあれというのをもう一度見直したほうがいいような気がいたします。要するに、思わぬ欠損がされている場合、ただ単に剥がれたというふうな場合には、さほどの事故的なものは考えられないですけれども、陥没的なものを、たとえ30センチぐらいの陥没であっても相当な事故が起きるわけですから、その見極めをもうちょっと注意して見たほうが、事故があった場合にでも、または通常でも、そのようなことは配慮が

必要かなというふうに思います。たまたまここで事故を起こしたということだけであって、ほかにそういう箇所が全然ないという、見かけられないということではないのですから、ちょっと注意して見ていただいたほうがいいような気がしますが、ご意見をお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど総務課長から話をしたとおり、今年は大変雨が多くありまして、まちづくり整備課としても、連日のように穴埋めさせていただいたところがございます。長島議員さん言うとおおり、陥没については基本的にはまちづくり整備課の者が直接行って、内容を確認させていただいて、穴埋めをさせていただいているところがございます。基本的にやっぱり多いのは表層が空いて通るといえるのか、穴ができています。

もし、大変大きなものについては、今は常温といって、職員がやっているところもでございますけれども、加熱といって温かいといえるのか、十分もつものについて加工するということございまして、基本的には、表層の部分が多いのかな、あくまでも陥没して、かなり低くなっているところについては、それほどないのかな、交通量の多いところについてはないのかなと考えているところございまして、穴については至急対応して、見つけたところから、その日のうちに対応しているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ちょっと細かいことをお伺いします。

今回、左側の前輪と後輪のタイヤとホイールということですが、タイヤってバランスが大事で、今回2本ですから、例えば残っている2本をフロントのほうに持って行って、今回この金額からすると、4本の全部の交換とホイール2本の交換だったのか、ちょっとどのような内容だったのかお伺いします。全部取り替えたわけではないと思うのですが。

○森 一人議長 答弁求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

あくまでも今回の事故につきまして、損傷を受けたのは片側の前後のタイヤ及びホイールでございますので、町といたしますと、この2本のタイヤとホイールについて、町の過失割合に応じたものを賠償するというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 今後こういうことがないようにするためには、点検というのは当然必要だろうというふうに思いますが、今までどういった形の点検方法をしてきたのか、参考までにお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的には、職員が現場によく行きますので、それ見つかったらすぐに行きますし、もちろん町民の方からも電話があって、それについても対応します。また、まちづくり整備課以外の職員でも、通って穴があったら、ポットホールがあったらすぐにご報告くださいということで、他の職員からも連絡するように、そういう全体的な体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、基本的には定期的にぐるっと回って点検するというのではなく、何か連絡があったときに、そこのところに出向いて、一応点検するというような形を取ってきたということでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

全体的な点検というのはなくて、ただ、穴が空くというか、こういうポットホールのあるところは必ず決まっているところがございまして、そういうところは定期的

に点検等させていただいて、注意して、穴が空いたら埋めるという考え方をしています。全体的にぐるっと見ているというのはなくて、確かにかなり現場現場に草が多い、草が生えているとか、そういうところが全町的にある場合はかなり広範囲にまちづくり整備課の職員は車町中走っておりますので、そういうのを見ながらやっていくという、そういう状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、穴の大きさがどのくらいなのか。あと、深さがどのくらいだったのか伺いたいのと、それから町全体の、そうすると点検をしていないということなのですか。各職員に、たまたま通ったら、その通った職員任せでやっているという、そういう状況なのですか。ちょっとまず確認なのですが、そこは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 私から1点目のことにつきましてお答えをしたいというふうに思います。

現地の写真のほう、総務課のほうに担当課から頂いております。この写真から判断すれば、大体直径が30センチ前後だというふうに思います。深さにつきましては、本当アスファルトの表層部分が欠損しているということでございますので、3センチ程度でしょうか。それほど深い穴というような形ではございません。

以上です。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

定期的にはではなく、ほぼ毎日のようにやっておりますので、毎日どっかで何かある、必ず基本的にはまちづくりの職員は、草が生えているとか、木がどうかというので、ほぼ毎日現場に出しておりますので、その職員が見回っており、また、先ほど言いましたとおり、穴が空くところは大体決まっているところが多いので、そういうところは定期的に、本当に雨が降ってきて多くなってきたら、例えば毎週のように見たり、そういうふうな感じで、定期的というか、毎日のように気をつけて見ているところでご

ざいます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） あまり大したことないものですね。それで事故起きてしまったということなのですか。何か考えられないようなことです。分かりました。いや、大したことない。いや、30センチぐらいの深さであったのかなと思って、10センチぐらいの、10センチ以上の深さがあったのかなと思ったのですけれども、そうですか、分かりました。

それから、点検なのですが、そうすると、ここは点検対象ではなかったということなのですか。ここは、何の情報も職員からも来ていなかったということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの道路につきましても何か所も穴が空いているところがございます、日々基本的にはやっているのですけれども、たまたま穴が空いた時期が、穴が空いたときの情報がなかったということでございますので、こちらが全く見ていないということではなくて、日々見て、通常日々というか、注意して見ているところでございました。ただ、残念ながら乗用車の方に申し訳ないですけれども、そのときの穴についてはちょっと確認ができなかったというところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） どうなのだろうね。気にはしていたけれども、見ていなかったという、事故が起きてしまったということであるわけですけれども、あまり見ていなかったのだなと。どうですか、町として、よく前の町長も、職員全員にこういうのは声かけて見ていくように指導しますというような答弁があったのですけれども、今の体制で、それできるのかどうかも含めて、ちょっと町長か副町長、お答えいただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

町道のキロ数というのが膨大なキロ数でございます。したがって、全てをくまなくというのは不可能でございます。したがって、今課長が答弁しましたように、いつも穴の空きそうな場所というのですか、それはそれなりに限られているのかなというふうに思っています。ただ、今回の教訓を生かして、ではどうしたらいいのかなというのを改めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第63号、議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森 一人議長 日程第8、議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、日程第9、議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）、以上2件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 初めに、議案第63号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第63号は、町道路線を廃止することについて（開発行為）の件でございます。開発行為に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第64号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第64号は、町道路線を認定することについて（開発行為）の件でございます。開発行為に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであ

ります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第63号について細部説明させていただきます。

議案第63号は、開発行為に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線は、町道杉山266号線、町道杉山282号線の2路線です。杉山地区地区計画整備計画区域内の開発行為に伴い、開発区域外の道路を廃止し、再度開発区域内の道路を含めて認定させていただくものでございます。廃止する路線の延長及び幅員につきましては、開発区域外の道路である杉山266号線が延長69.80メートル、幅員9.02から35.64メートル、杉山282号線が延長9.06メートル、幅員6.60メートルから18.63メートルでございます。改めて行う路線の認定につきましては、議案第64号において提案させていただくものでございます。

なお、議案書に路線の参考図面を添付させていただいております。

続きまして、議案第64号は、開発行為に伴う町道路線の認定についてでございます。

町道路線認定調書を御覧ください。認定する路線は、町道杉山266号線でございます。同じく杉山地区地区計画整備区域内の開発区域内道路について、議案第63号において廃止させていただく開発区域外道路を含め、新たに認定するものでございます。認定する道路の延長及び幅員につきましては、延長650.46メートル、幅員6.60メートルから35.64メートルでございます。

なお、議案書に路線の参考図面を添付させていただいております。また、議場の出入口に同様の図面と位置図を掲示させていただいております。ご高覧いただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号、64号につきまして

は、会議規則第39条の規定により総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第63号、64号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第46号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第46号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和2年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第46号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第46号は令和2年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末手当の改定を行うものでございます。まず、参考資料を御覧をいただきたいというふう
に存じます。参考資料でございますが、今回の給与改定の概要をお示したものでご

ざいます。本年の人事院勧告の概要ですが、月例給につきましては、民間給与との格差が0.04%と極めて小さいことから改定を行わないこととし、特別給のうち期末手当の支給率を0.05月分引き下げ、勤勉手当と合わせた支給率を年間4.45月分とするものがございます。実施の時期でございますが、特別給は本年12月から改めるものがございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧をいただきたいと存じます。本条例は2条により構成をされておりまして、第1条では、期末手当の支給割合を12月の支給にあっては100分の130から100分の125に改めるものがございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の127.5に改めるものがございます。

附則につきましては、第1項では、第1条の改正規定を公布の日から施行し、また第2条の改正規定の施行日を令和3年4月1日とするものがございます。

附則の第2項につきましては、規則への委任を規定するものがございます。

以上、議案第46号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 次の47号のものになるのかなと思うのですが、会計年度任用職員は今回の引下げの中に入っているのかどうか。入っているとすれば、どの、次の条例になるのか、これに入っているのか、ちょっと確認したいのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、条例の規定で一般職員の期末手当に準拠するというようなことでございますので、一般職員が0.05月分引下げということになりますと、それと同様な改定がなされるというものがございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 会計年度任用職員は、もともと給料は少ないわけですよ。ここだけは引き下げないで何とかやっ払いこうという考えはなかったのかどうか、ちょっとその点だけ伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、条例の規定上、一般職員に準拠するというところでございますので、このような人事院勧告に基づいて改定をするということで考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今のとちょっと関連するかと思うのですが、参考資料のところで、再任用、任期付職員は支給割合、現行2.3月、改定なしということで書いてあるのですが、その辺の関係をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の人事院勧告の中では、再任用職員の改定につきましては勧告がなされていないということでございまして、こちらに記載をさせていただいている内容で支給がなされるというものでございます。

任期付職員につきましては、次の47号の議案になるわけでございますが、任期付職員につきましては二種類、2つの職種がございまして、そのうちの特定業務等従事任期付職員につきましては、改定の勧告がなされなかったということでございます。本年度の人事院勧告では、任期付職員のうちの特定任期付職員、こちらについてのみ勧告がなされたということでございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第47号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第47号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和2年人事院勧告に準拠して、一般職の任期付職員に支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第47号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第47号は令和2年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職の特定任期付職員に支給する期末手当の改定を行うものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。本条例は2条により構成をされておりまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の170であったものを、12月の支給にあっては100分の165と改めるものでございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の167.5と改めるものでございます。

附則につきましては、第1項では、第1条の改正規定は公布の日から施行し、また

第2条の改正規定を令和3年4月1日とするものでございます。附則第2項は、規則への委任を規定するものでございます。

以上、議案第47号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 特定任期付職員の定義をちょっとお聞きしたいのと、今現在人数が何人くらいいるのでしょうか。それで、この変更でどのくらいの影響があるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回の改定の対象となります特定任期付職員につきましては、現在は在籍はしてございません。よって、この改正による今年度の影響はないということでございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、議案第48号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第48号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和2年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第48号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第48号は令和2年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるものでございます。

では、議案裏面の新旧対照表を御覧をいただきたいと存じます。本条例は2条により構成をされておりまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の225であったものを、12月の支給にあつては100分の220と改めるものでございます。

第2条では、期末手当の支給割合を100分の222.5と改めるものでございます。

附則につきましては、第1条の改正規定は公布の日から施行し、また第2条の改正規定を令和3年4月1日とするものでございます。

以上、議案第48号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これによる影響額は幾らぐらいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、お答えをさせていただきます。

お一人当たりの減額ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。それぞれマイナスということで、省略します。議長につきましては1万9,080円、副議長につきましては1万5,180円、委員長につきましては1万3,920円、議員につきましては1万3,440円、それぞれ減額となるというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、議案第49号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第49号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和2年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、議案第49号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第49号は令和2年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する期末手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるものでございます。

では、議案裏面の新旧対照表を御覧をいただきたいと存じます。本条例は2条により構成をされておりまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の225であったものを、12月の支給にあつては100分の220と改めるものでございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の222.5と改めるものでございます。

附則につきましては、第1条の改正規定は公布の日から施行し、また第2条の改正規定を令和3年4月1日とするものでございます。

以上、議案第49号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これも、影響額をお聞きしたいと思ひます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

本条例の改正によります影響でございますが、町長につきましては4万680円、副町長につきましては3万4,560円、教育長につきましては3万2,820円、それぞれ減額となるというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、議案第50号 嵐山町特別職の期末手当の額の特例に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町特別職の期末手当の額の特例に関する条例を制定することについての件でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の厳しい社会経済情勢を鑑み、特別職の期末手当の額を減額するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、議案第50号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第50号は新型コロナウイルス感染症の感染拡大など現下の厳しい社会経済情勢に鑑みまして、本年12月に町長、副町長及び教育長に支給される期末手当の額を減額して支給するため、額の特例条例を制定するものでございます。

それでは、議案書裏面の制定条例を御覧をいただきたいというふう存じます。第1条では、本条例の趣旨を規定をし、第2条に、令和2年12月に支給する期末手当の

特例について規定をしてございます。特例による期末手当の額につきましては、嵐山町特別職の給与等に関する条例第5条の規定に基づき算出した額に、町長にあっては100分の30を、副町長にあっては100分の20を、教育長にあっては100分の10をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とするものでございます。これにより減額となる額でございますが、町長にあっては16万1,092円、副町長にあっては7万5,686円、教育長にあっては14万4,408円となり、合計で38万1,186円が減額となるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年12月1日とするものでございます。

以上、議案第50号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 先ほど可決された議案以外にこのような特例の条例をつくるということで、私たち議会議員もどういふふうはこの議案を捉えたらいいかなという観点から質疑させていただきますけれども、この感染拡大の厳しい社会情勢ということに鑑みてということになっているわけですが、特にこれは今回の12月に限りという条例の内容でございます。こういう形で条例化されるとなると、今の状況、この感染が拡大している、もう第3波と言ってもいいぐらいの状況になっているわけです。そういう状況の中でこのような英断といいますか、判断をなさっているわけですが、その点についても、私たちも町民の皆さんに説明しなくてはならぬ。その辺のところの町当局の考え方といいますか、30%、20%、10%というような形の格差をつけたというようなことについてもお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、今議員さんのご質問の中にもございました、第3波が来ているのだと。こうした状況があり、終息がなかなか見えないというような状況がございます。幸いにして、嵐山町では、今これまで3名の方が罹患をして、当分変動はないわけですが、例えば労働環境等々、そういったものを鑑みますと、やはりこの感染症によりまして大きな打撃を受けている事業者さ

んであったり個人であったり、そういった状況も嵐山にあってはあるのだというふう
に思っております。そういった状況の中にあつて、また町の財政状況等々も、これは
従前より大変厳しいと、こういった認識も町長持たれております。そういったことを
総合的に鑑みまして、今期の期末手当につきましては減額をし、そういった財源を今
後の対策等々に活用をしていこうと。こうした町長の強い思いで条例のほうを制定を
させていただきたいというふうをお願いをさせていただいておるといところでござ
います。この減額の率につきましても、町長、副町長につきましては就任後、日が浅
いということもございまして、満額支給ということではございません。期間率という
ものがございまして、本来の支給の3割が支給をなされるということがございます。
そうしたものも鑑みまして、町長、副町長、教育長それぞれの減額の割合を定めさせ
ていただいたというふうを考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町特別職の期末手当の額の特例に関する条例を制定する
ことについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、議案第51号 嵐山町課設置条例の一部を改正することにつ
いての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件でございます。町の抱える課題に対して的確な対応を図る体制とするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第51号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第51号は町の組織について、当面する課題に対応できる組織と改めるため、課設置条例の一部を改正するものでございます。町においては少子高齢化の進展によりまして、人口の3人に1人が65歳以上の高齢者となっております。国では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施をするため、後期高齢者の保健事業について、市町村における介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な実施を進めており、こうした事業を推進できる体制を整えることが急務でございます。こうしたこともあり、子育て支援課と健康いきいき課の業務内容を見直し、専門職である保健師を集中して配置し、より効率的かつ継ぎ目のない業務の実施ができる体制に改めるものでございます。

それでは、議案裏面の新旧対照表を御覧をいただきたいと存じます。第1条では、第5号に規定をしております「子育て支援課」を「福祉課」と改め、第6条では、改正後の福祉課の分掌事務を第1号から第3号まで規定をするものでございます。第7条では、健康いきいき課の分掌事務を規定をするものでございます。

附則の第1項では、この条例の施行日を令和3年4月1日とし、第2項から第4項までの規定につきましては、本条例の一部改正に伴いまして、関連する条例について改めるというものでございます。

以上、議案第51号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この変更の意図というのがいまいよく分からないのですが、何を狙っての変更なのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、子育て支援課の各1号から10号までの分が凝縮されて、福祉課の部門に全部入っていくという、そういう理解でよろしいのでしょうか。健康いきいき課は、社会福祉、障害福祉を福祉課に持って行って、ここの3号の部分が健康いきいき課の今度の分掌事務になると。今までのことでいえば、そういうことになるのでしょうか。ちょっとそこ伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、何を狙っての変更なのか分かりづらいというお話がございました。細部説明の中でも申し上げましたとおり、年齢に関わりなくというのでしょうか、特に国が進めているのは高齢者の保健事業でございますが、そうしたものを全国の自治体にやってくださいと。こうしたことは国において進められています。その事業を行うには保健師などの専門職の力が必要となってきました。そうした中であって、嵐山町の職員の配置の状況を見てみますと、保健師さん、数はいらっしゃるのですが、3つの課に分かれて配置がなされているというような状況でございます。健康いきいき課、子育て支援課、長寿生きがい課と、3つの課に分かれて配置がされておまして、今の現状の体制ですと、なかなかその国の求めに応じたような施策を展開することが厳しいと。そういった状況でございますので、今回の最大のポイントは先ほど申し上げましたが、専門職の保健師さんをできるだけ集約をして効率的な業務運営を図っていききたいと、こういうふうを考えてございます。集約というのは、健康いきいき課の中に一定数の保健師さんにいていただくと。長寿生きがい課につきましては、包括支援センターということでございまして、包括の設置の要件にも保健師の配置必置でございますので、そちらにつきましては従前どおり配置をするというようなことで考えているものでございます。

また、事務分掌につきましてでございますが、一言で申し上げますと、町民の健康に関すること、こうしたものについては健康いきいき課の中でやっていただくと。今は母子保健と成人と課が分かれているところでございますが、それを1つにし、健康いきいき課が町民の健康を守っていくのだと。その一方、福祉、社会福祉・児童福祉

・障害福祉、こうした広く福祉と言われるものについては、新たに設置がなされる福祉課の中で行っていくと。ただ、業務が分かれることにはなりますが、当然庁舎内での各課にわたる連携というものは図っていく必要がありますし、当然そうなるべくと。業務に、円滑な業務運営に課を超えて連携体制を図っていくと。こうしたことは当然行っていくというふうにご考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、前の子育て支援課でやっていたこの10号までの分掌事務、これは全て福祉課のほうでやるということによろしいのですか、理解が。いや、そうすれば、今までワンストップで、1つの課へ行けば子どもの関係は全部済んでしまうよということはこの子育て支援課をつくっていたと思うのですけれども、そういう体制が取れたものになっているのか伺いたと思います。

健康いきいき課は、そうすると、社会福祉、障害福祉がなくなった分、保健師の関係で町民の健康を守るということであるわけですが、若干、分掌事務量は少し減って楽になったという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

改正前の第6条に第1号から第10号まで規定がしてございますが、この中の第9号の「母子保健に関すること」、こちらの業務については、現状で保健師さんが多く関わっている業務というふうに認識をさせていただきます。この第9号の「母子保健に関すること」については、改正後は、4月からは健康いきいき課の業務になってくると。こういった言葉については、規定をしてございませんが、「保健衛生に関すること」、「健康増進に関すること」、こうしたものの中に含めさせていただいております。それ以外の記載のものについては、福祉課の中の業務ということで考えてございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○青木 務参事兼総務課長 現在の健康いきいき課の業務と変更するところは、福祉に関することについては福祉課に行き、新たに「母子保健に関すること」、これも今グループとしては1つのグループをつくって子育て支援課の中でやっている業務でござ

います。例えば妊娠届を受け母子手帳交付をするわけですが、そういった事務も当然ありますし、お子さんあるいはお母さん、こうした方の健康に関すること、相談事業等々、業務量は多々あるというふうに承知をしておりますので、決して健康いきいき課の業務が少なくなるとか、そういったふうには考えてございません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、福祉課が非常に膨大な分掌事務量をちょっと抱えるような形になるかなって思うのです。この子育て支援課、母子保健は抜いても、これに加えて社会福祉、障害福祉が入ってくるわけですから。その辺はちょっと量が多いなど、事務量が多いな、何ていう、逡巡といたしますか、もう少し削れないのだろうかとか、その辺は試行錯誤したのか、でもここでやっていこうというふうに決めたのはなぜなのかな、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁をさせていただきましたが、健康に関することは健康いきいき課で、福祉に関することは新たな福祉課でというふうに申し上げました。それぞれ、例えば福祉の中にもいろいろ関連性があります。やはり業務がやりやすい体制、こうしたことを念頭に置いて、組織のほうは考えさせていただいたと。あとは、その業務を適切に進めていただける組織の体制、組織の体制というか人的なもの、そういったものを熟慮する必要があるというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 現在で、子育て支援センターには保健師が入っていると思うのですが、その子育て支援センターの位置づけというのはどういうふうになっているか。今までワンストップでやるように国のほうが方向性を児童福祉というか、子育てに関しては0歳から6歳まではとりあえず全面的に見るというふうな形になっていますよね。それが、これでは保健師はどういうふうな、子育て支援センターは児童福祉も含め、そして教育も含め、子どものことに関してワンストップで全部見てい

く、妊娠から全部そういうふうになっていくという形になっているのですけれども、そういう位置づけなのですが、子育て支援センターはどっちの部門に入っていくのか。保健師さんは、非常に重要な役割を持っていると思うのです。その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 答えをさせていただきます。

子育て包括支援センターということでよろしいですか。現行、健康増進センターの中に配置をしてございます包括支援センターでよろしいのですね。今の保健師、この包括支援センターについては主にお一人の保健師さんと、もう一人の看護師さん、このお二方が兼務という形でセンターのほうを運営をしてございます。組織改正後につきましては、内容からすれば児童福祉の分野ということでございますので、福祉課の所管という形で包括支援センターについては運営は行っていくことになるとうふうを考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 非常に問題があるかなと思うのですけれども。おなかの中にいるときからそれから6歳までというのが子育て包括支援センターになるのですよね。そうすると、ここのところに、これが福祉課に入っていくということは、福祉の問題で女性の体のこと、身体のことも含めて、それから今は不妊のことなどもありますから、それが児童福祉というふうな形に入ってきて、保健師さんがここのところに加わって……保健師さんは健康いきいき課のほうに集中して入っていくわけですよ。問題がちょっと大き過ぎるのではないかなと思うのですが、その点についての考え方というのはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 答えをさせていただきます。

先ほど申しあげました保健師さんと看護師さんにつきましてはでございますが、看護師さんにつきましては雇い上げの看護師さんという形でございます。保健師につきましては、任期つきの保健師さん、この方が兼務で入っているということでございます。

今議員さんのほうが問題が大きいというふうにお話をされていますが、今回のこの組織改正につきましては、関係する課とも十分協議を行った中で方向性のほうを出させていただいております。もし課題、問題等あるようであれば、執行日までまだ期間ございますので、そうした中で十分検討しながら、町民の方に迷惑がかからないような形で検討は進めていくというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 妊娠中から、今は妊娠する前から、子育て支援というのやらなくてはいけないのですよね、不妊の問題もあって、それが健康保険の対象になるというふうな形になってきていて。そうすると、この問題は母子保健だけが健康いきいき課に残って、そして地域包括支援センターは福祉課になっていくとなると、その、女性の問題、それから不妊の問題というところまでは入っていけない。そして、むしろ子育て支援については縮小する形になるかと思うのですけれども、その点について、これから考えるということですが、保健師自体が任期つき保健師しか嵐山町は雇用できていないわけなのですけれども、そういった形のことがむしろ問題になって、そして高齢者福祉は確かに介護保険なんかでも充実してきているのだなというふうにするのですが、その点についてが弱くなっていくのではないかな。特に少子化がますます進んでいくわけですから、そこの点をどのように改善していくかというのを考えるときに、これはちょっと弱いのではないかと思うのですが、その点について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

〔休憩したら〕と言う人あり〕

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時29分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 まず初めに、青木参事兼総務課長より答弁の訂正を申し出ておりますので、この際これを許可し、その後渋谷議員の3回目の質疑に対します答弁をお願いしたいと思います。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、先ほどの渋谷議員さんのご質問の中で、子育て包括支援センターの所管につきまして、新たな福祉課で所管をしますということでご答弁をさせていただいたところでございますが、大変申し訳ございません。正しくは健康いきいき課の所管でございます。ここにおわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいというふうに存じます。大変申し訳ございませんでした。

ご答弁でございますが、健康いきいき課において妊娠届の受理から母子の支援まで、直接関わっていくことができるという形に、一体的な支援ができるというふうな組織になるというように考えてございます。ただし、例えば保育であったり、医療費の助成であったり、現在でも、これは児童福祉担当のほうで行っているようでございますが、こうした福祉的な施策につきましては、新たな福祉課の中で行っていくということになるかとは思いますが、申し上げるまでもなく、両課において連携をしっかりと図ってまいるといところでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それでは、私のほうから質問させていただきます。

まず第1には、今の話をお聞きしますと、これは長寿生きがい課も含めて子育て支援課、健康いきいき課で考えるべき内容ではないかなというふうにちょっと思うところあります。というのは、どうしても高齢者の方の関係ですね。当然長寿生きがい課が関係しているわけです。その辺は解消されていないと。ですから、その3課が福祉全般というか、そういう意味での分掌事務がその辺の整理の、その辺はどういうふうに考えているのかということをお聞かせください。

もう一つは、子育て支援課というのは恐らく前町長が子育て支援をやっていくと、この町は、そのメッセージも含めて力を入れていくということで恐らく創設した課ではないかと思うのですけれども、その意味合いが今後どうなっていくのかと。これは

佐久間町長も、新町長も子育て支援というのは一丁目一番地ということでおっしゃっているわけですので、逆に福祉課の中のいわゆる児童福祉ということで一くくりになると、その辺の意味合いです。力の入れ方が町民から見ますと、ちょっと子育て支援課がなくなって、福祉課の一部になってしまうというふうな印象がどうしても受け取られますので、その辺についてどういうふうにか考えるのかお聞きします。

それから、先ほどこれ質問がありましたので、あれですけれども、職員の配置です。大分その福祉課の部分がかかなり分量が増えますので、職員の配置がしっかりされてないと、逆に子育て支援にいた職員がほかの事務もやるということになってきますと、子育て支援の業務が減らされてしまうという懸念も当然ありますので、それをどういうふうにか考えるのか、その3点についてお聞きします。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の長寿生きがい課も含めて組織を考えるべきというお話でございますが、冒頭の細部説明の中でも申し上げましたが、今回の組織改編に当たりましては国の施策の流れ、こういったものを鑑みてのことだというふうに申し上げました。その中では、高齢者の介護保険の介護予防事業、こうしたものと連携を図って事業推進をするということが一つの大きな目的としてございます。その辺りにつきましては人の配置等々、こうしたものをしっかり行い、連携を図りながら業務を推進をしていくということで考えておるところでございます。

2点目の子育て支援課のメッセージ性というところでございますが、確かに議員さんご指摘なご意見もあろうかというふうには存じてございます。ただし、現在行っている多くの業務、子育て支援に係る大きな業務、こうしたものが変わるということは、これはございません。町長の子育て支援に対する思い、こうしたものも当然今後進めていかなければならないというふうに考えてございます。子育て支援課という名前自体はなくなってしまうところでございますが、町としての取組、こうしたものは全く変わるところがないと、子育て支援に対する思いというのはこれまでどおりというふうに考えてございます。

3点目の、特に福祉課ということでお話をいただきましたが、人の配置でございま

す。職員数も大変限られておるところでございます。退職を迎える職員もいらっしゃいますし、なかなか増員をとすることは厳しい状況という中であって、適正な人の配置をし、効率的な業務を行っていただくと。今回の組織改編自体もこうした目的の一つにはあるところでございます。そうしたものを総合的に鑑みながら順次行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 本来であれば、今回できる福祉課、健康いきいき課、長寿生きがい課を統括する部なりが上にあって、3課が一体となって取り組んでいくというのが職務執行上は必要だと思います。ただ、それは現実的にはできませんので。ただ、3課がやっぱりその連携プレーというのが、連携しますというだけではなくて、一定程度何とか会議ではないですけども、そういう3課の連絡網をある意味しっかりと、随時ということではなくて、やっぱり定期的に会議をして、それも調整していくというものはぜひ内部で検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 1点申し上げたいと思うのですが、現状専門職の保健師は3課にまたがって配置がされているわけでございます。当然業務上いろんな方に、同じ方に対して3つの課で支援をするということも考えられます。そうしたこともありまして、現在定期的に保健師さんをはじめ、関係する事務の方、そういった3課において定期的に会合というのでしょうか、打合せ、そういった機会も従前から設けてございます。そうした形は今後も引き続き行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員の質疑に対して母子保健に関する事、この管轄、いわゆる分掌が健康いきいき課であるという答弁の訂正があったわけですね。そういうことでよろしいのでしょうか。そうしますと、どうなんでしょうか、改正前の健康

いきいき課の分掌事務というのが、(1)、(2)が福祉課に移るとしても、この母子保健に関することという、いわゆる子育て支援課が担ってきた(9)の部分というのは、この条例の中には入ってこないことになるのですけれども、その辺についてはいかがなものなのですか。それが1点。

それと、やっぱりこの子育て支援課というのは、過去においては子ども課であったり、さらにその後いろんな政策の変更があったり、少子化の抑制をするというようなことで、子育て支援課ということで、29年ですか、4月からなっているわけですよ。藤野議員も言ったように、やはり町から町民へのメッセージ性ですね、そういったことを考えたときに、今までかなり子育て支援課で、ワンストップのような形でここに来る、お世話になる町民の皆さんはかなり助かって、安心していただいていた部分があったと思うのですけれども、その辺については連携をお図りなるということなのですけれども、そういった心配的なことはないのですか。この2点についてお尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の母子保健に関することと、こちらの事務分掌の規定の仕方でございますが、母子保健につきましては、こちらに記載してございます保健衛生に関すること、こうした中の一つの業務というふうに捉えてございます。この条例の規定上は、大ざっぱなものでしょうか、本当に大きく捉えた業務について規定をさせていただいてございます。そうしたことから、母子保健に関すること、この言葉については、新たな条例上は記載はさせていただいておらないということでございます。

また、2点目のこのメッセージ性でございます。現在健康増進センターの中では包括支援センターを置き、また2階では子育て広場、こうしたものも運営をしておるところでございます。こうした利用については、これまでどおりご利用いただくということで考えてございます。町民の皆様方が混乱をしないようにしっかりと周知等々図ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 今まで皆さんの質疑を聞きまして、福祉課という名前なので

すが、やはり先ほどの青柳議員のメッセージ性というところで、今まで子ども課があったり、子育て支援課になってきたりという経緯がありますけれども、子どもの名前というものが一切消えてしまって、福祉課という何か古風な、昔に戻ってしまったような名称になっています。ほかの市町村の課をちょっとのぞいてみますと、うちに当てはまるかどうかは分かりませんが、社会福祉課だとか、地域福祉課だとか、生活福祉課だとか、そういういろんな名称になっていて、何か福祉課だけでない、何か名称の考え方ってなかったのだろうかなど。もうちょっとメッセージ性のあるような名称にするのがいいのではないのかなって思うところがございますが、ほかに何か考えはなかったのかお伺いします。

それと、先ほど藤野議員もおっしゃってございましたけれども、今課の中でいろいろと、その課の中で全てが収まってしまえばいいのですけれども、やはり課をまたいでいろんな政策を協議していかなくてはいけない部分が多々ありますので、先ほどもお話があったとおり、連絡調整会議というものをしっかり、支援が遅れないような体制を取るべきだと思いますけれども、今後その辺についてお伺いしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の課の名称の件でございますが、担当の中でも確かにどうなのだろうというお話はさせていただきました。他の例もありますし、あとはほかの課とのバランスもございますし、そうしたものを考慮いたしまして、最終的には先祖返りではないですけれども、福祉課というような名前にさせていただいたと。分かりがいいというのは、これは必要なことだと思いますし、どなたが見ても福祉だよねという、分かっていただけの名前かなというふうには思いますので、最終的には、紆余曲折ありましたが、こうした名前にさせていただいたというところでございます。

2点目につきましては、先ほどもご答弁申し上げました。現在でも打合せ会、そういったものを定期的開催をして、調整を図っておるというところでございます。また、例えば何かこう大きな政策を立案し、実行していくといった場合には、別の庁議、こうしたものもございます。いろんなそういった機会はございますので、そうしたものをうまく使いながら連携を図ってまいりたいというように考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 先ほど渋谷議員のときに、答弁されるときにまだ時間があるのでというお言葉が出たわけですので、福祉課については紆余曲折があったというお話ですが、やはりメッセージ性のあるような名前をちょっと考えていただけたらありがたいかなと思いますけれども、その点について、町長うなずいていらっしゃいますが、何かございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今何人かの議員さんのほうから子育てに対する、その印象というのでしょうか、力の入れ方が後退するのではないかという、そういう心配、これはもう本当に、そういうことが絶対にあってはいけないと思います。それはもう私自身も感じているところですし、それからまた、いろんな人事の問題、配置の問題、そういったことも含めるときに、例えば事務量がこれだから、これだけ多いからということで、そういう観点からそういう配置もすることもあるし、また事業によっては専門性を持った方がどうしても必要なのだと。そういう方たちというのは数も限られている中で、では今のこういった総合的な、いろんな事業を進めていくときにはどういうふうにしたらいいのだろうか。今までの課の所掌事務の中でやると、どうしてもいろんな面で不具合が今出つつあるという中で、やっぱりその担当している職員の方々もいろんな観点から試行錯誤しながら、もう一度こういった形でやらせていただくことはできないだろうかと。前は例えば地域子育て包括支援センターとか、そういうものもなかったですので、そういうので全部変わってくるのです。そういう中でそういう判断をさせていただきましたので。ただ、名前については今後も検討をしていく中でさらにいいものがあれば検討するということはやぶさかでないかなと思いますけれども、実質的なことを考えていった中でこういった再編をするということは、ぜひご理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、議案第52号 嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町税条例等の一部を改正することについての件でございます。生産性革命の実現に向けた償却資産に関わる固定資産税の特例措置について、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 議案第52号につきまして細部説明を申し上げます。

今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、令和2年6月に開催されました第2回定例会におきまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、嵐山町税条例の一部改正で専決処分を行いました。嵐山町税条例の一部を改正する条例(令和2年4月30日条例第15号)の一部について改正をするものであります。

なお、今回の改正は第1条及び第2条により改正するものであります。

初めに、第1条の改正部分につきましてご説明申し上げます。附則第10条の2第27項

は、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について規定したもので、同条第24項の拡充分として、一定の要件に当てはまった対象資産（事業用家屋・構築物）を追加するものと、令和4年度までの2年間の延長を行うものであります。改正前では、市町村の条例で定める割合として、特例率を2分の1としておりましたが、改正後ではゼロとするものであります。この地域決定型地方税制特例措置の特例率につきましては、各市町村において定めるとしており、当項目につきましては、地方税法の定める範囲内として、ゼロ以上2分の1以下で示されたところであり、上限の特例率2分の1を適用しましたが、現行の同様な項目の拡充分であることから、その項目と同様にゼロに改正するものであります。このことにより、対象資産の導入について、固定資産税課税標準額に乗じる特例率をゼロにすることにより、固定資産税額がゼロ円となるものです。

次に、第2条につきまして、第10条の2第27項は、令和3年1月1日施行で公布されている条文について、特例率を2分の1としているところをゼロに改正するものであります。

最後に、附則につきましては、施行期日として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定については、令和3年1月1日から施行とするものです。

また、改正後の本条例第1条の規定は、令和2年4月30日から適用するものです。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これによる、これでどのくらいの事業所が対象になるのでしょうか。

それから、影響額っていいですか、その額がどのくらいになるのか伺いたいと思います。総額でいいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

現行の第24項、拡充前の該当しているところですけども、こちらにつきましては3者ございました。今回第27項で改正している、これに該当するところは現在問合せ等なく、該当はございません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、議案第53号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 議案第53号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は地方税法施

行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得基準の見直し等の規定の整備を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

主な改正内容をご説明申し上げます。初めに、1の軽減措置の判定に用いる基準額の引上げについて、該当条文は第21条です。令和3年1月1日施行の給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等が行われる個人所得課税の見直しによる国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするもの、及び一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けるものが2人以上いる世帯は、基礎控除への10万円の振替の見直し後に税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響が及ばないように、軽減判定所得基準の見直しを行います。基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円にそれぞれ10万円を増額し、43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることといたしました。第1項第1号では7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減のそれぞれの基準額の算定方法について規定したものであり、参考資料にそれぞれ現行及び改正後の算定式を表しておりますので、ご高覧ください。

なお、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の1人当たりの加算額28万5,000円、52万円につきましては変更ございません。

次に、2は公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定めたもので、該当条文は附則第3項です。軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行うものとして、既に他の特例に規定のある山林所得金額を新たに追加するものと、本条例の改正後の第21条の規定で、年齢65歳以上の者の収入金額が110万円を超える者に限るとしたものを、特例措置として125万円まで拡大したものでございます。

なお、本町においては、現在山林所得を有する納税義務者はございません。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日、第2条で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) これは基礎控除額が33万円です。今まであったものが43万円に10万

円、今度拡大しましたよという、一つはそういうものだけということでもいいのですか。

それで、7割軽減の場合、何かモデルケースありますか。このくらいの所得の人が、今までこのくらいの軽減額だったのだけれども、今度このくらいになりますという、そういうものはあるでしょうか。7割、5割、2割、それぞれそれちょっと伺いたいのですけれども。

それから、公的年金の110万円を超える者というのが125万円まで拡大されたと、何人くらいこれで控除される方が増えたのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

1番目のご質問のモデルケースですけれども、こちらシミュレーションをしてございませんが、例えば65歳以上の年金所得者2人の世帯の場合ですが、65歳以上の年金所得者は特例により15万円プラスされるのですけれども、7割軽減は、改正前は48万円以下が改正後は68万円以下、プラス20万円の軽減対象となる所得が増えています。該当者が増えるかと思えます。

5割軽減につきましては、改正前105万円以下が改正後は125万円以下、2割軽減につきましては、改正前152万円以下が改正後172万円以下、こういったケースがあります。これは、参考資料の計算式に当てはめて計算したものでございます。

次に、この軽減による影響額等につきましてお答えさせていただきます。今回の基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられたことによりまして、まず最初に所得割の影響額をお答えさせていただきます。給与所得者、年金所得者等につきましては、所得税の基礎控除額が10万円上がりまして、またそれらの給与所得、年金所得の控除が10万円下がったことにより、プラス・マイナス・ゼロで、今回の改正は影響はないのですけれども、影響が出る方といたしまして、営業所得者、農業所得者、不動産所得者は影響が出ます。こちらにつきまして、所得割の影響額ということで、おおよそ422名、概算で約420万円の国保税減となります。

続いて、均等割軽減、7割、5割、2割軽減のほうですけれども、こちらにつきましても、先ほどの所得割と同様、影響が出る方が営業所得者、農業所得者、不動産所得の課税者ですけれども、7割軽減の影響が出る方、34人増えます。金額といたしましては123万7,600円、5割軽減の対象となる方、29人増えます。75万4,000円、2割

軽減の対象者、20人増えます。20万8,000円です。合計といたしまして、人数では83人、均等割額といたしましては219万9,600円、約220万円の金額が国保税額から減ってまいります。メリットがあるのは、ただいま申し上げました、営業所得や農業所得の方には保険税が下がるというメリットがございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 7割、5割、こういう方も軽減になるわけですね。全体で、先ほどの所得割とこの均等割の軽減分を合わせた額が国保税の減額になるという、そういう理解でいいのですね。そうすると、国保会計を考えると、私はこれももちろん賛成ですよ。ですけれども、国保会計を考えると、これだけ減るのですから、何らかの繰入れがないと駄目だと思うのです。これ国は何か交付税措置というのは考えているのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、均等割軽減分につきましては、国のほうから、国というか、保険基盤安定分、軽減分ということで、県が4分の3、町4分の1の措置で国保会計のほうに入っております。あと、所得割のほうですけれども、こちらにつきましては、国保の財政調整基金等から充てるようになるかもしれません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、国はこういう制度で国保加入者を救おうとしている、それはよく分かるのですけれども、国保会計への手助けというか、それは今はないということなのですか。これ交付税措置が一番考えられる措置かなと思うのですけれども、これ総務課もそれは聞いてはいないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのご質問の中の軽減措置に対する交付税措置というお話ですが、大変申し訳ございません、現状では承知をしてございません。申し訳ござい

ません。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第18、議案第54号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件でございます。

印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを開始することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 議案第54号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての細部につきましてご説明させていただきます。

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている

多機能端末機から印鑑登録証明書を取得することができることとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。第14条に新たに第3項を加えるものであります。省略しております第1項、第2項及び第8条第1項において、印鑑登録証明書の交付申請は印鑑登録証を添えて書面にて行うことと規定しておりますが、新たに加える第3項においてマイナンバーカードの交付を受けている方は、コンビニエンスストア等の多機能端末機においてマイナンバーカードを利用して、自ら4桁の暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができることとするものであります。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第19、議案第55号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件でございます。地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 議案第55号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての細部につきましてご説明させていただきます。

地方税法の一部改正に伴い、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われ、特例基準割合の用語の見直しが行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。第5条中、改正前の「特例基準割合」という文言を「延滞金特例基準割合」と改正するものであります。これは用語の見直しのみでありまして、割合の変更はございません。

附則につきましては、この条例は令和3年1月1日からの施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第20、議案第56号 嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。子育て支援センターの利用料の設定及び指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第56号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、子育て支援センター嵐丸ひろばでございますが、の利用料の設定及び指定管理者制度を導入するための条文を追加、改正するものでございます。

それでは、改正条例議案裏面の新旧対照表を御覧ください。1ページ目でございますが、第6条は利用料について、3ページ目でございます別表のとおり、町内に住所を有する保護者等については1人1日無料、町外に住所を有する保護者等については、1人1日200円と規定したものでございます。

第7条は、利用料の返還について規定したものでございます。

第10条は、地方自治法の規定により、子育て支援センターの管理について、指定管理者による管理を行わせることができる旨、規定したものでございます。

右ページの2ページ目を御覧ください。第11条から第17条までは、指定管理者の指定の手續、選定基準、管理の期間、協定の締結、指定の取消し等について規定したものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目を御覧ください。18条は、指定管理者に利用料金を収受させることができる旨、規定したものでございます。

第19条は、指定管理者がその施設を管理しなくなった場合、原状回復の義務について規定したものでございます。

第20条、第21条は、個人情報保護義務、情報公開について規定したものでございます。

別表は、条例第6条、第18条関係の利用料等について表記したものでございます。

附則は、条例の施行期日について、令和3年4月1日とし、指定管理者の指定に関し必要な行為は施行前においても行うことができる旨、規定したものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐丸ひろばを指定管理者制度にしない理由を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今回、指定管理者導入ということでございますが、今嵐山町の社会福祉協議会のほうに一部業務委託をしております。今回利用料等の徴収があります。また3年間ですか、今まで委託をお願いしておりますけれども、そういった面で業務を柔軟に、また、独自の事業がやりやすくなるということもございまして、このたびこの条例改正において指定管理者の導入をしていこうと。ただ、指定の事業者の選定につきましては、選定委員会等設置をして、その中で検討していくというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 指定管理者は原則として公募によるものとなっておりますけれども、大体この公募に社会福祉協議会以外のところで、例えば法人とかが加わってくるということは考えられるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 指定管理者につきましては原則をとということでございますが、その施設の内容、特殊性ですとか、専門性がある場合には非公募、公募によらな

い場合もあるということでございます。そういったことも含めまして選定委員会、町の方針では、その選定委員会等で事業者については指定をすると、選定の方法も含めですが、そういったこととなっておりますので、それにつきましては選定委員会の中で研究をしていくというふうに考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 選定委員会でやることとは別に、ほかの例えば株式会社なんかが入ってきたりすることもあるということ、学童保育なども私は社会福祉協議会が受けるのかなと思ったら、全然違う団体になってきたりしていて、そのことについては、どういうふうに考えたらいいのかなって思うのです。社協が入ってくるということを前提にこの話は進んでいるみたいですがけれども、そうではない団体も入ってくるのではないかなと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 先ほどもお答えしましたけれども、施設の性質、特殊性ですか、専門性、そういったものを考慮した場合に公募にするのか、非公募にするということも含めまして選定委員会の中で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 指定管理者制度にしたほうが業務がやりやすいというふうなお話を今されたと思うのですけれども、もう少しそれを詳しくお聞かせ願えればと思います。

もう一つ、この子育て支援の中の非常に大きな事業だと思うのですけれども、やはり先ほど渋谷議員がおっしゃられましたけれども、やはり町がどういう形で今後子育て支援をしていくのだと。その中での柱的な事業だと思うのです。それがしっかりとやはり遂行できないと、指定管理者が独り歩きする、または言われたことしかやらない、言われたこともやらない。その管理が行き届かないということも当然考えられないわけではないので、その辺の関係ですよね。この指定管理者との関係をどういうふうに考えているのか、その点について、指導を、指導の関係もどうするのかということをお聞きたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 指定管理者の業務がやりやすいというところがございます。やりやすいといえますか、指定管理者にしますと、業務のその指定を受けた事業所については当然指定を受けたために、いろいろな年間の行事予定ですとか、独自業務ですとか、そういったものを、計画書を事前に出していただきます。そういったものに対して独自のものをやっていくという意味では、町の業務よりも独自性が出て、独自に裁量権があったりもしますので、そういう面ではやりやすくなるということもあります。

また、料金につきましても、今回料金を設定させていただきましたけれども、料金徴収の事務等がありますが、そういったものが指定管理者にしますと、指定管理者の収入として受領できるということもございまして、そういった事務関係も効率的なものになるというふうを考えております。

また、指定管理者として、町との関係はどうかというところがございますけれども、当然先ほどもお話ししましたけれども、指定をする場合には業務の計画書ですとか、業務内容ですとか、そういった計画等、提出を事前にさせていただきます。それによって指定業者を選定していくということもございますので、何もしないとか、また内容によっては毎年ちゃんとその業務の報告をいただいて検証していくということもございまして、そういった面では指定業者に対しての、そういった町としての関わりもちゃんとできるものと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この備考欄の別表の6条の第18条関係で料金がここに出てきました。町内に対しては無料であると、町外に対しては1人1日200円というようなものが附則に出ているわけですがけれども、今お聞きしている指定管理者の制度になると、そういった料金の徴収とか、それから実際あそこで行われている事業の独自性含めて、好展開になっていくというような説明を私受け止めたのですけれども、かなりの人数がこの嵐丸ひろばを利用しているという、そしてそれもそもそも嵐山町の外

の人がいらっしゃるというデータもありましたよね。その辺のところについての、これは一応まだ先のことでしょうけれども、3年4月1日から施行していくとなりますと、もう間もなく、年が明ければ動き出すということになっていくのでしょうか。その辺の、いわゆる嵐山町の指定管理者の制度ということよりも、今まで委託でやっていた事業の、いわゆる嵐丸ひろばというものが料金を徴収していくという、そういう捉え方の考え方というのは、当然財政面が厳しいというようなこと含めて、どの辺からそのような町の考え方になって今日ここに提案されているのか、お尋ねしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今回利用料を設定するというところでございますけれども、実は現在の嵐丸ひろば、子育て支援センター嵐丸ひろばの利用者の内訳、前も一般質問等で答弁させていただいておりますけれども、大体嵐山町外の方の利用が4割ほどございます。6割が町内、4割が町外と。人数にしますと、これコロナがなかった昨年度の数字でございますけれども、町民が、延べですが、利用児童数ですけれども6,329人。実はちょっと町村言ってしまうといいかどうかあれですけれども、その他の町村、特に多いのが滑川町。滑川町は4,258人、その他の町村が791人ということで、大体町外の方が4割ほどいらっしゃいます。今までその4割の方については無料で利用していたわけですけれども、これだけ人数が増えてきますと、町民に対しての子育て広場ということでございますので、町外の方にもその負担をしていただきたいということもありまして、利用料を設定をさせていただいたという経緯がございます。主に200円ということで試算をしますと、大体年間で40万くらいが町外の利用者の方からの収入になるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 滑川さん、お隣さんで、あれだけ人口が増えているような町になってきました。この辺のところのやはり嵐山町の考え方というのが、ここの部分はしっかりしておくべきだと私も思うのです。それで、非常に今この四千数百人の方が有料化になることによってどういうふうなまた判断になってくるか、それはまたやってみないと分かりませんが、少なくとも有料化にすることによってのメリッ

トといいますか、今まで以上のやっぱりサービスだったり、そこにお世話になる子どもだったり、保護者だったり、その人たちがこういう有料化になってよかったということをお求められるのではないかと思うのです。やはりその辺のところも、だから嵐山の人たちは無料ですよという、ある意味では差別化ですけれども、図っていかなくてはならない。そういう中においてやっぱり嵐山町は子育てをしっかりやっているのだと、姿勢を上手な見せ方をしてもらいたいなど。ちょっと言葉が私足りませんが、子どもの成長には嵐山町一生懸命関わってやっているというようなところの中で、その200円という料金を取るということは、それ違ったサービスのような形のものも含めた捉え方が有料化になってくれば必要なのかなというふうに、私今この条例を見てまして思ったのです。そういう面というのはこれから検討されると思いますけれども、いかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 当初その嵐丸ひろば、子育て支援センター嵐丸ひろばオープンした当初は当然町民だけの利用ということで念頭に置いていましたので、ここまですべて近隣の町村の利用が増えると思っておりませんでした。1割とか、そういう数字が少なければ何の問題もない。ただ、ここに投入されているのは嵐山町の税金ですので、嵐山町の税金を投入しているのに町外の方がということは、やっぱり費用負担をしていただくのは当然だろうということがございまして、町外の方については当然利用料をいただくということで、サービスは町内の方と町外が当然同じサービスをしているわけですが、ただそういった面では町外の方には嵐山町に税金を納めていただいたわけでもないので、別の、受益者負担ということで利用料金をいただくというふうなことで今回は設定をさせていただいております。それから、サービスが変わるということはないと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 今青柳議員からサービスというお話があったのですが、東松山にもマーレとかという子育て支援の拠点がありますけれども、あそこは300円ぐらいだったかな、取っていますけれども、私も中には入ったことないのですが、町

外の方が今度有料になるということですから、保護者だけども、子どもさんは取らないわけですね。保護者から取るわけですから、無料のときと、200円払ってと、内容が全然変わっていないわねというのでは、遊具とかが変わっていないなというのだと、利用度が減っていつてしまうのかなと思うのです。私も以前あそこの2階の子育て広場、見せていただいたときには、おもちゃが何個かあったのですけれども、よく子どもさんはボールプールとかというのが好きではないですか。ああいうものとか今あるのかどうかわかりませんが、やはりちょっと遊ぶ道具を増やすですとか、今度指定管理になりますから、その管理会社がどういうふうを考えるのかわかりませんが、やはり遊具の充実というか、あと本をいっぱいそろえとか、何かそういうことが必要になるのかなと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今回の利用料の設定につきましては、町外の方ということで設定をさせていただいております。本来ですと、町外の方は今まで無料で使っていましたので、その来ている人数の分は当然町の税金としての費用として使っていたわけですから、それが有料で、町外の方については、そういうふうな町の収入になりますので、その分は逆に言ったら、町の経営のほうとしてはプラスになると思っておりますので、そういった面では設備の充実だとか、そういった面に回せるかなというふうには思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 1点は、公募はどのようにするのか伺いたいと思います。

それから、先ほど渋谷議員が、社協がもう中心でやっているよだということ言っていて、課長のほうは否定しなかったのですけれども、大体社協で決まるような方向なのでしょうか。

それから、予算は指定管理になれば現状から少し削ることができるのか伺いたいと思います。

指導員の数は現状どおりなのでしょう。減るといえることあるのですか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 まず、選定の方法でございませけれども、こちらにつきましては公募ということですが、それも含めて先ほどの渋谷議員の答弁とさせていただきますけれども、選定委員会を設置をして、その中で検討していきたいというふうに思っております。

予算なのですけれども、予算につきましては、今委託料として支払っているものがございますが、それ以外にも当然今度指定管理者になりますと、維持管理とかの経費が全て指定管理の中に入ってくるというふうに思っております。ただ、その指定管理料につきましては年度協定、協定を結んで決めていく、毎年度決めていくということになると思いますので、ただ今支払っている委託料よりは当然、全ての、その管理費も含めた管理料になりますので、若干は増えていくというふうには思っています。

それと、指導員の数でございませますが、こちらにつきましては今の現状の人数がありますけれども、こちらも当然その指定管理者として公募等をしていく場合にはいろいろな事業計画とか、そういったものを出してもらいますので、その中で提案してきたものになると思います。当然今の現状を下らない数で、その計画等を出してきた業者等に指定をできればというのは当然考えているところでございます。

すみません。もう一つ答弁漏れですけれども、社協で決まっているかどうかということでございませけれども、当然これ公募というのが原則ですから、どういう公募の仕方をするかということを含めて。ただ、社協さんが公募した場合に応募してくるかどうかわかりませないので、そういった面では決まっているわけではございませないので、これからどういった業者が指定の申請をしてくるかということになると思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 公募のやり方を選定委員会で決めて、公募してきたものを選定委員会で、ではこの会社にしよう、プロポーザルのような形取るのですか。この事業所からはこういう提案がされた、この事業所からはこういう提案された、社協からこういう提案がされた、そこで、ではここが一番いいなという、そういう形取るわけなのではないでしょうか。ちょっと公募の仕方というか、選定の仕方を伺いたいです。

予算が結果的に増えると、何で増えることになるのに、あえて指定管理にするのか。利用料が発生するからということですが、現状では利用料は、いや課長が言ったのですよ、なぜ、渋谷議員の質問に利用料が発生するからだ。現状で利用料が発生した場合に受け取るということはできないわけなのですか。何か障害になっているものがあるのですか、法律的に。なければ、現状でやったほうが予算が増えないのですから、それは私は現状でやるべきではないかなって思うのですけれども、その辺を伺いたいと思います。

指導員の数提案してきたものということでお話ありましたけれども、やはり今の現状は守ると、守ってもらう会社にしか、会社というか、提案してきた事業所しか選べませんよという、選定しませんよとか、そのぐらいのことは言ってもらいたいと思うのですけれども、難しいわけなのですね、予算が増えてしまうから。これは全体のものでしたら、選ばれたところの、そのぐらいの言えないのですか。現状の指導員数は守りますというようなことは、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 公募の原則的なもの、一般的な公募になりますと、川口議員さんがおっしゃるように事業計画等を提出してきた事業者に対して、その選定委員の中で評価をして、指定業者を決めていくというのが一般的なやり方になると思っております。

予算が増えるという話をちょっとされまして、ちょっと私の言い方が悪かったと思いますけれども、嵐丸ひろば全体の予算としては860万とか、そういった額です。その中で、委託料が今社協さんをお願いしまして750万ぐらいになります。今度指定管理者になりますと、その維持管理の経費、委託料だけではなくて、そういったほかの経費も含めて指定管理料としてお支払いしますので、予算全体としては上がることはないのかなというふうに思っております。

また、指導員の数でございまして、私がちょっとはつきりお答えをしませんでしたけれども、その提案されたものの中で、今の現状を下がるというところに頼むかって言われますと、当然それはサービスの低下になりますので、選定の中からはマイナスになっていくというふうには思っておりますので、その辺は川口議員さんおっしゃるとおり、今のサービスを落とさない指定業者にということはお考えしております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対討論。

渋谷登美子議員、反対討論、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例ですけれども、今の課の設置を見ても児童福祉の部分がちょっと弱いかな、だんだん弱くなっていく傾向があるなって感じます。特に子育て支援センターを指定管理にしたときにどのような結果になっていくかがまだ分からず、これは指定管理にするべきものか、ゼロ歳から3歳までの子どもさんが多いわけですけれども、そういったものを指定管理にして、公募した、株式会社になるか分からない、そういったものに、どういうふうな形で応募してくるか分からないもの、それを大体5年間、そしてその後さらに再契約もあるわけですから、そういった形で考えると、子育て支援が非常に嵐山町から弱くなっていく、その部分を切り捨て、切っていくような形が見えますので、今後のことも考えますと、この子育て支援センターの指定管理には反対いたしますという反対討論です。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○森 一人議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時42分)

令和2年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

12月2日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

第2番議員 山田良秋 議員

第7番議員 畠山美幸 議員

第3番議員 狛守勝義 議員

第9番議員 青柳賢治 議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
萩原	政則	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
山下	隆志	上下水道課	長
永島	宣幸	教育	長
村上	伸二	教育委員会事務局	長

杉 田 哲 男 農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第4回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 山 田 良 秋 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、山田良秋議員。

初めに、質問事項1の職場の雰囲気づくりについてからです。どうぞ。

○2番(山田良秋議員) 議席番号2番、山田良秋、よろしくお願いします。質問を読み上げます。

昨年からは議会にお世話になり、役場に多く出入りするようになりました。いつも感じるのですが、嵐山町役場職員の対応のよさです。背広姿でも、ジャージ姿でも、顔が合った職員はほぼ全員が笑顔で挨拶をしてくれます。恐らく役場を訪れた誰もが感じるのだと推測します。お互いの挨拶は理屈なしによいことだと確信しています。

しかも、忙しい仕事の状況下ではなおさらだと思います。

さて、私ごとですが、45年間の中学、高校、大学に勤務した教員生活の中で、埼玉県庁に4年間、川越市役所に3年間勤務した経験があります。行政の経験は、管理職になる前の一部の人間に課せられるものです。その埼玉県庁では、忙しい仕事の合間を縫って、大宮公園の夜の桜見、昼休みの各課対抗のバレーボール大会がありました。川越市役所では、休日参加のサンバ祭りや台風前の土のうづくり、また小中学校の夜の防犯パトロールを課せられました。とりわけサンバ祭りの反省会は行政職との親睦に大いに役立ちました。各職場のレクリエーションは、役職、上下関係抜きの職員同士の親睦に大きく貢献していると肌で感じたところです。

現在、嵐山町役場に限らず、役所や民間企業は忙しいことは重々承知しています。そして、今の若者は職場での親睦会を嫌う傾向であるとのニュースも報じられています。しかし、職員は忙しい中にもゆとりを持たなければよい住民サービスはできないと考えています。仕事と休養のバランスです。ここは強調したいところです。

そこで、以下質問します。

(1)、現在、嵐山町職員の年次休暇の取得率はどの程度ですか。

(2)、管理職と一般職員の年休の取得率の差はありますか。

(3)、年休取得の推進策を講じていますか。

(4)、年休取得率は、他市町村と比較し、大ざっぱでよいですが、どうですか。

(5)、職員がリフレッシュできることを職場全体、または課全体で取り組んでいますか。

(6)、結びに、町長さんにお尋ねします。職員の元気と住民サービスをどのように捉えていますか。伺います。

質問事項1の質問は以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

平成31年1月から令和元年12月までにおける職員の年次休暇の平均取得日数は9.9日であり、前年同期と同数でありました。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

管理職員と一般職員、それぞれの平均取得日数ですが、管理職員が7.3日、一般職員が10.4日であり、管理職員の平均日数が3.1日少ない状況でありました。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

職員一人一人がやりがいや充実感を感じながら職務に従事するには、適度の休息により心身のリフレッシュを図ることが欠かせません。このため、職員の年次休暇の取得を推進すべく、各課において、職員間の協力により取得しやすい環境を整えるよう努めています。また、毎週水曜日のノー残業デーの励行をはじめ、埼玉県において実施している働き方改革推進期間に合わせて、県内一斉ノー残業デーや年次有給休暇の取得推進について職員へ周知を行いました。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。

埼玉県における平成29年の調査結果によりますと、さいたま市を除く県内市町村の年次休暇の平均取得日数は、市が10.7日、町村が8.5日で、全体平均では10.4日でありました。嵐山町における平成29年の平均取得日数は11日でありますので、それぞれの日数を上回っている状況にあります。また、取得日数が最も多い市町村は13.3日、最も少ない市町村は5.5日でありました。

次に、(5)につきましてお答えをさせていただきます。

職員が疲労やストレスを解消し、リフレッシュすることで、作業効率が向上し、コミュニケーションが活性化されることは大きな意義があると考えております。これまでは、年度替わりなどの節目に各課において懇親会を催したり、職員互助会主催のレクリエーションを実施するなどしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、状況が一変してしまいました。今後一日も早く新型コロナが終息し、新しい生活様式に合わせた取組ができるよう願っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(6)の答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 質問項目1の(6)についてお答えさせていただきます。

大変重要な視点であると考えます。現在の町職員の職務は多岐にわたり多忙を極めていることは、このたった2か月半の間ですが、共に働かせていただいている中で痛感をいたしております。そのような厳しい状況下であっても、上手に時間を使い、互

いに協力し合い、様々な課題を乗り越え解決し、さらに前進している姿には感銘を受け、感謝の気持ちを強く持って働かせていただいているのが現状であります。しかし、職員といえども一人の生身の人間ですので、日々の業務の中で、また毎日の生活の中で様々なことが起こることも事実です。時には精神的にも肉体的にも疲れを感じたり、悩みを抱えることは当然であろうかと思います。そのような状態の中で最善の業務をこなせるかといえば、難しいことは明らかです。山田議員ご指摘のとおり、仕事と休養のバランスを取ることを、心身共にリフレッシュできる機会を持つことは、住民サービス向上という点からも大変重要なことであると認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもお答えありがとうございました。

管理職のほうが年休の取得率が少ないということですね。それから、他の市町村よりか年休の取得率は平均的にはちょっと高いというところで、いいことだと思います。管理職も休まないというのはあまりいいことだと思いませんけれども。

再質問をさせていただきます。（1）に関係した項目ですけれども、年次休暇は課長決裁で済むのかということと、各課の年次休暇の取得状況は平均的かどうか。今把握していなかったら大体推測でよろしいのですけれども、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の年休の決裁区分でございますが、副課長までの職員につきましては課長決裁で行っております。課長につきましては、副町長の決裁という形になってございます。

それと、2点目の各課の状況というお話でございますが、ご指摘のとおり、なかなか全部の課で平均的にという状況は難しいと。それぞれ各課の業務の状況等々ございますので、各課において若干平均より多いところ、少ないところ、こういったものはございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 各課においても平均的なほうがいいとは私は思いますけれど

も、これは考えです。

ほかの再質問ですけれども、(3)に関してですけれども、今コロナ禍です。文化スポーツ課などは春とか秋、休日出勤もコロナ禍でないと多いと思うのです。休日出勤していただいて、町民も町の体育的行事を通して元気もらっています。そこで、文化スポーツ課に限らずほかの課で代休、振替、これは取れていますかということ、それからもう一つは、買上げ制度ですか、俗っぽい言葉なのですが、それはあるかどうかということ質問いたします。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、休日出勤をした場合の振替休暇の関係でございますが、ご案内のとおり、振替休暇につきましては、前4週、後8週、この期間内に勤務を振り替えるという形で行っております。原則としては、振替ということでございますので、その日がその職員にとっては休日という形、休みになるということになりますので、原則としてはその日は休まなければならないというような状況でございます。ただ、中には継続をして、例えば昨年大変選挙が多かったわけでございますが、立て続けに毎月選挙が行われるというような状況の中で、なかなか振替を取るにも取れないような状況も正直ございました。そういった場合には、一般職員の場合には、時間外に振り替えて最終的には支出をしたと、こういった例もございます。また、それ以外でも取れなかったもの、そういったものも管理職にあってもですけれども、そういったものはあるというふうには承知はしてございます。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) 俗っぽい言葉ですけれども、買上げ制度という、代休手当とかという、そういった制度はあるのですか、町には。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 先ほどご答弁させていただきましたが、買上げという形ではなくて、休日出勤したのに関して時間外手当という形で支出をすると。ただし、

管理職につきましては時間外手当はございませんので、そういったことではなくて、振替を取っていただくというような形で運用してございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） （5）に関してです。

休暇、これは年次休暇のほかにリフレッシュ休暇、上で職員に聞きましたら、勤続10年が1日、20年が2日、30年が3日と聞きました。そして、もちろん夏季休暇とか病気休暇、忌引休暇、法要休暇等々あると思うのですけれども、嵐山町職員だけが取得できるような休暇制度というのはありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 今議員さんのご質問の中でございました勤続10年、20年、30年、この節目のときにリフレッシュ休暇、これは特別休暇という制度で嵐山町は設けてございます。ただ、他の自治体においても同様な休暇制度あるように伺っておりますので、嵐山町のみがということではないというふうには周知はしてございます。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） このようなリフレッシュ休暇、夏季休暇等も職員、同様に取
りやすい状況にあるということで解釈でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

リフレッシュ休暇につきましては、その節目の年に1日、2日、3日と、それぞれ勤続年数によって日数は異なりますが、原則としてはこの休暇を連続をして取ってくださいますと、こうしたことをお伝えをしています。また、対象となる職員についても、年度初めに課長会議の中で何々課の何々さんが今年は勤続10年ですと、リフレッシュ休暇に該当しますということで皆さん方にお知らせをさせていただいております。そうすることによって、取得をしやすい環境がつけられているというふうを考えてございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） そういった環境を整えるということで、ありがとうございます。

した。

では、1番の大項目の最後の結びですけれども、佐久間町長さんには、町長さんは自ら休めるときにはしっかり休んでください。上が休まないと、部下というのは休みにくいと思うのです。課長さんが休まないと、下も休みにくいと思います。今後もしフレッシュした町民サービスをお願いしたいと思います。

一応、終了いたします。

続いて、2、防災力向上のために。埼玉県は去る10月28日に県の防災力向上のための会合、トップフォーラムを開催しました。県内市町村長41人が出席し、佐久間町長さんも出席したと伺いました。大野知事は台風19号や新型コロナウイルスのような前例のない危機や災害では、トップ、いわゆる首長の役割は極めて重要であると述べていました。また、災害時の業務の標準化、色分けしたベストの着用等の意見交換がなされたと報じられていました。今、また50年に1度と言われる災害は気候変動の原因で、いつ勃発するかもしれません。災害は、言うまでもなく多岐にわたります。洪水や山付近の土砂崩れ、地震等様々です。しかしながら、備えあれば憂いなしです。

そこで、以下質問します。

(1)、フォーラムに参加した町長さんに伺います。この会議の概要を教えてください。また、関係課にどのように伝えましたか、伺います。

(2)、町広報11月号ナンバー355では、荒川・市野川洪水・浸水情報マップが折り込みでありました。避難所の整備を含めた町民の具体的な対応を伺います。

(3)、昨年の台風19号の被害対応は全て終了しましたか、伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)の答弁を佐久間町長。

○佐久間孝光町長 質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

去る10月28日に埼玉県県民健康センターにて実施されましたトップフォーラムには、県内41人の首長、代理出席11人、計52人が参加し、講師は国立研究開発法人防災科学研究所理事長、林春男先生が「災害時のトップマネジメントの在り方」と題して、約1時間半の講演を行いました。内容といたしましては、1、危機対応組織のリーダーが果たすべき責務、2、危機に当たって組織のリーダーが行う業務、3、効果的な危機対応を可能にする指揮統制の世界標準、4、危機対応の世界標準を支える4本柱

でした。

1につきましては、緊急事態に指揮統制を図り、ヒト、モノ、カネ、情報などの利用可能なあらゆる資産を効果的に支援に利用できるシステムを構築すること。

2につきましては、初動期の危機対応目標としてLIP、LはLife safety、命を守る、IはIncident Stabilization、事態の沈静化、PはProperty conservation、財産の保全を優先活動目標とし、事業継承能力としてのレジリエンス、災害に負けない、あるいは災害を乗り越える力を向上させること。

3につきましては、米国政府が実施する15種類の災害応急対策、What to do（何をすべきか）を規定するNRF（National Response Framework）と連邦・州・基礎自治体プラス民間の組織対応、How to do（どのようにすべきか）を規定するNIMS（National Incident Management System）が世界の危機対応のデファクトスタンダード（事実上の標準）になったということ。

4につきましては、①機能的な5つの役割分担、②15種類の災害対応業務、③災害対策本部での時間の使い方、④当面の対応計画が4本柱であるとのことでした。このうち、①の5つの役割には、指揮統制、総務、後方支援、対策立案、事態対処の5つがあり、山田議員が通告書の中で言及された、色分けしたベストの着用の話につながっております。

上記以外にも、前日の10月27日には、地域支援課職員3名とともに市町村長の災害対応能力強化のための研修をリモートで、9時15分から12時まで受講いたしました。さらにその前日の10月26日は地域支援課から案内をいただきました「防災・危機管理・BCPの要諦」と題する研修を約2時間半、リモートで受講しました。つまり3日間連続で防災や危機管理に関する研修や講演会を受講し、それに加えて11月2日にも大野知事による内外情勢調査会主催の「未来に向けた埼玉県」と題した新型コロナウイルスとの闘いの現状等の講演会もございました。さらに11月25日には、全国都市会館において消防庁主催による全国防災・危機管理トップセミナーにも参加させていただきました。

担当課にはどのように伝えたかというご質問ですが、担当課の職員は日頃より防災や危機管理等に関する調査、研究をしており、私よりも断然知識は持っている

と感じておりましたので、とても私のほうから担当課に防災や危機管理に関し伝えるべきという考えはありませんでした。それよりも、自分自身がしっかりと勉強すべきであるという認識のほうが強かったと思います。ただ、トップフォーラムにおける役割によるベストの色分けの話は受援体制、受援体制というのは大災害が起こると、ほかの組織からも応援隊が来る、あるいはほかの自治体からも応援の職員が来る、そういう職員を受け入れるとき、そういう体制、そういう体制を整えるときには大変有効だと思い、担当課長にはお話ししましたが、業務として指示したことはなかったと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）、（３）の答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目２の（２）につきましてお答えを申し上げます。

埼玉県が発表いたしました水害リスク情報函につきまして、浸水の可能性がある対象地区の住民の皆さんに毎戸配布をさせていただきました。この情報につきましては、ホームページにもアップされており、詳しく見ることができますが、御覧になれない世帯も多数あると存じますので、情報提供として配布をさせていただきました。水害を想定した避難所の開設につきましては、コロナ禍の対応により、通常より多く人員が必要となるため、11か所を予定しております。想定雨量に達する予報が出た場合には速やかに避難ができるよう、日頃から避難先の確認や持ち物の準備をするなど、災害に備えていただくようお願いしてまいります。

質問項目２の（３）につきましてお答えを申し上げます。

初めに、道路などの生活インフラの状況につきまして申し上げます。道路の被害につきましては、町道遠山127号線の道路損壊、相生橋北歩道表層損壊、そのほか土砂崩れが9件です。土砂崩れの1件以外につきましては、工事が完了しております。残る1件につきましては、土砂に含んでいる水分の状況により、今年中に撤去を予定しております。

橋りょう関係につきましては、谷川橋の護岸及び舗装の破損、班溪寺橋及び千騎沢橋の護岸の破損がございました。全て工事は完了しております。

水道施設の第1水源では、電気施設の故障及び土砂の流入、第2水源の浸水、土砂の流入がございました。令和元年11月7日には、全て復旧を完了しております。

農業関係の被害状況は、水路のり面崩落等が9件、揚水機場のポンプ及び分電盤水没による全損が1件です。令和2年5月29日には全て工事が完了しております。そのほか、パイプハウスのビニールが破れた被害3件、農作物被害が2件等です。これらにつきましては個人での対応済みでございます。また、山林被害として、民地のり面崩落がございました。私有地のため、個人での対応済みでございます。

観光資源の被害状況は、嵐山邑溪谷プラザ（バーベキュー場）施設の浸水及び浄化槽への汚泥の流入、フロア及び電気制御盤などの浸水により、浄化槽が使用できない状況となりました。また、甌穴駐車場のフェンス倒壊、舗装の剥離、塩沢冠水橋の石張りの剥離がございました。いずれも本年3月に工事が完了しております。

そのほか、武蔵嵐山駅東西連絡通路東口エレベーターの浸水、生き生きふれあいプラザやすらぎの雨漏りにつきましては対応済みです。健康増進センター、嵐山幼稚園、菅小、菅中、図書館、B&G海洋センター、日赤社屋の雨漏りにつきましては、台風19号以降継続した雨漏りがないため、経過観察中でございます。杉山城跡の崩落につきましては、シートを覆い、現状保存しております。

最後に、住宅の床上浸水4件につきましては、災害救助法による応急修理完了が3件、1件につきましては救助の申込みがございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 様々な対応どうもありがとうございました。台風の関係ですけれども、土砂崩れ1件以外とか、また経過観察中というような項目もありました。再質問の部分ですけれども、コロナが終えんしたら、避難箇所をまた整備するということも考えているわけなのですか。近場がベストというようなところもあるのですね、そういった。その件ですけれども、質問です。よろしくお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 コロナのこの状況下ですと、最初にご答弁申し上げましたとおり、やはり通常の人数以上に避難所の運営の人数が必要になります。消毒ですとか、受付で体温を測ったりとか、そういう対応もいろいろ出てきますので、人数が必要になるということを考え、現状このようなことで対応させていただいております。

コロナが収まった後ということなのですが、現状一番避難する方の人数が多くなる

と想定されているのが地震です。どのくらいの方が避難するかということになりますと、現状想定されているのが2,600人の方が避難するということですので、それに向けてどのように対応していくかといことは、今年度、地域防災計画の見直しを考えておりますので、そういったものを踏まえて避難所についても考えていきたいと思っております。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) 時とともにいろんな対応というのはありますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦勞さまでした。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号7番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の子育て遊具の整備についてからです。どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) 7番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、今回は3項目についての質問をさせていただきます。

まず第1項目め、子育て遊具の整備についてでございます。こちらは、昨年の6月議会で質問いたしました、子育て包括支援センターが昨年設置され、役場庁舎外も子育て支援拠点にしていくべきと思ひます。フィットネス21パークの遊具の状況は当初の遊具とは違い、簡素化されております。しかしながら、高齢者用の遊具というか、健康器具というものは設置されておりますけれども、小さなお子様にはちょっと使えないのかなと思ひます。昔は立派な複合型の滑り台があり、近隣の親子はもちろん、保育園、幼稚園の児童もバスで遊びに来ていました。現在はスロープとブランコ、滑り台は2～3歳の幼児が遊べないものになっております。フィットネス21パークに複合型遊具設置のお考えがあるか、お伺ひいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

第6次嵐山町総合振興計画の策定に当たり実施したアンケートにおきましても、「子どもたちが遊べる公園に遊具が少な過ぎる」、「大きな遊具と駐車場があるしっかりした公園があると便利」といった意見をいただきました。このように住民の方からアンケートを取るたびに同様な意見をいただいているところでございます。現在まちづくり整備課が策定しております第2次都市計画マスタープラン(素案)におきましては、役場周辺を子育て拠点と位置づけ、フィットネス21パークにおいては大型遊具を設置することを基本的な方針とさせていただいているところでございます。町は現在大変厳しい財政状況下でございますが、国、県等の財政支援を研究し、整備に向けて進んでいければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 今回の答弁はちょっと一歩進んだなという答弁でございました。私、この数日ちょっと近隣の遊具を見て歩きました。都市公園一覧表には23か所、そしてまた児童公園一覧表には27か所、公園がありますよということは書いてありますが、もう遊具が撤去されているところがほとんどです。それで、ただ唯一すばらしいなと思う遊園地が菅谷にございますおりがみ公園、あそこが企業さんからの寄附でいただいた公園で、とっても遊具としては充実しているなと思って見てきましたけれども、公園の近くに空き地はあるのです。あるのですけれども、駐車場がないのです。それで、もし今回どうしても財源が厳しくて研究する気もないのであれば、何とかあのおりがみ公園のところを、やはり嵐山町の中心地でもございますので、空いている土地を何とかお借りできるのかどうなのか、研究してもらいたいなと思いました。位置的には丹波屋さんの裏になるわけですがけれども、あそここのところを入れていきまして、トラックが止まれるような砂利でできている広い駐車場、駐車場というか空き地があるのです。それで、公園の、ちょっとその道を過ぎて右に折れた住宅地のほうに入りますと、原っぱというか、草が生い茂っている土地がちょっと、車だったら10台は止められるだろうなという空き地があるのです。ですので、どちらでもよろしいのですけれども、有料で貸すという感じではないのではないかなと思うのですが、あそこ確認していただきたいなと。私がかたまま行ったときに、ちょうど就学前のお子さん2人連れてくるお母さんがいて、今日はどちらから来たのですかと言ったら、近くなのだけれども、ここ空き地だから、今車止めて遊んでいますなんておっしゃって

りましたけれども、やはり今嵐山町、3歳児保育が幼稚園にはないものですから、3歳児は、ではどういうところで遊ぶのということを言われます。フィットネスパークが、やはり子どもが集まってくるとは駐車場もあるし、一番遊ぶのにはいいと思うのです。地元の児童公園ですと、やはり駐車場がないのです。だから、路駐して遊ばせる。近隣の人はいいのですけれども、やはり遠くからその遊具を求めて来る人は車が止められませんので、なかなかちょっと厳しいのかなと思いますから、ぜひどういう予算があるか、引っ張ってきていただいて、今あるお滑り台では、2～3歳の子、ちょっと使えません。階段がないのです。だから、あれは裸足になって滑り台の滑るところをよじ登って滑ってくるような形になってしまいますから、やはり小さなお子さんでも十分遊べるような遊具の設置を研究していただきたいと思います。

あと、併せて今の駐車場の件ですけれども、いかがなんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

畠山議員言われました、おりがみ公園ということなのですが、おりがみ公園につきましては、企業さんの寄附によって、その本旨に基づきましてつくらせていただいた公園でございます。基本的には地域の方の、周りに住まれている方に対して使っていただきたいということで提供いただきまして、駐車場については今のところ整備していないところでございます。ただ、駐車場については、やっぱりフィットネス21パークの周りが一番ありますので、遠くから来る人につきましては、フィットネス21パークを整備していくというのは基本的な方針として持っておりますので、それに向けて進んでいければなと考えているところでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひまちづくり整備課長の伊藤課長が国、県などの財政支援を研究し整備していくというふうを考えておりますけれども、町長、どのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

畠山議員のほうから大型の遊具に関しては何度か一般質問もいただいているかなと

いうふうに思います。私もとても大切な方向性かなと。子育てをしている人たちのアンケートを見ても、やっぱり公園の整備というのは非常に需要というか、要望が高いのです。ただ、一時期、けがの問題だとかということで一斉にそういった遊具を撤去するというような、そういった時期もありましたよね。そういう中で、安全性の問題だとか、そういうものを鑑みる中でちょっと躊躇していた部分もあるかなと思いますけれども、今課長のほうからもお話がありましたように、国だとか県だとか、そういった形の中で支援をいただけるようなことがあれば、少し優先順位を上げて、一日も早くそういったものが設置できるように検討してまいりたいと思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の2番のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） PCR検査に至る相談・検査体制についてでございます。

11月以降、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えるため、厚生労働省はPCR検査に至る相談・検査体制のスキームを変更しました。従来は原則、保健所や帰国者・接触者相談センターに相談してから、必要と判断されれば、帰国者・接触者外来等の医療機関などでPCR検査を受けてきましたが、厚労省の方針どおり進んでいるならば、12月の今現在は、かかりつけ医等の各地域で身近な医療機関において相談、PCR検査を受けられるようになっているはずですが、本町における対応の実態はどうなっているのか質問いたします。

（1）、まず、10月中に厚労省に対して、県を通じて新たに申請したPCR検査が可能な医療機関を加えたのか、お示してください。

（2）、その上で、その医療機関のリストは町民に対して公表されているのか。もし公表していない場合はその理由をお聞かせください。

（3）、また、厚労省はその地域の診療所などPCR検査に協力してくれる機関を診療検査医療機関、仮称ではございますが。厚労省の言う仮称の意味は、各自治体で名称を決めてよいと聞きました。本町においてはどのような名称にするのか、お伺いいたします。

（4）、熱や体調不良で町民が真っ先に電話で相談するかかりつけ医など、各地域の診療所やクリニックの対応については電話したけれども相談さえ受け付けてくれな

かったとか、保健所に電話をしてくれと言われたなどの問題やクレームはないか。また、スムーズにPCR検査までの新しい流れができているのか、お伺いいたします。

(5)、実際に診療検査医療機関のPCR検査数は増加しているのか、町が把握している実態を教えてください。

以上、5点でございます。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目2(1)につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の診療、検査を行うことができる医療機関につきましては、埼玉県が指定しております。

次に、(2)につきましてお答えいたします。

PCR検査が実施可能な医療機関リストの公表につきましては、12月1日から埼玉県ホームページで公表しております。ホームページが見られないなど、連絡先が分からない場合には、埼玉県受診・相談センターまたは県民サポートセンターで問合せの対応しております。

次に、(3)につきましてお答えいたします。

埼玉県の診療検査医療機関の名称につきましては、埼玉県指定診療・検査医療機関と決定しております。

次に、(4)につきましてお答えいたします。

発熱などの症状がある場合は、埼玉県のホームページで公表されている埼玉県指定診療・検査医療機関の連絡先や受付時間等を確認し、事前に必ず予約の上、受診していただく流れとなりました。医師の診断で、必要に応じて新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを行います。町へのクレームにつきましては、現在のところございません。

次に、(5)につきましてお答えいたします。

埼玉県指定診療・検査医療機関におけるPCR検査は、12月1日からの開始であるため、現在町では検査数等の状況は把握できておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 答弁ありがとうございます。

ちょっと先走った質問になってしまいましたし、あと内容のほうが本当はこれ、大きな市とかが対象の内容でございましたが、丁寧にご答弁いただきました。しかしながら、ちょっと確認をさせていただきたいと存じます。昨日、12月1日でしたので、埼玉県ホームページを確認いたしました。そうしましたところが、しっかりと埼玉県のホームページにコロナウイルス感染症に関連した相談窓口ということで流れなども書いてございましたし、あと医療機関、一応「医療機関を探す」というところをクリックしますと北部だとか南部だとかの市町村名が出てきて、そこをクリックするとしっかりとそこに対象する医療機関名が出てまいりまして、一応私、比企管内をクリックしました。そうしましたところが、ヒットしたのが9件でした。小川町の赤十字、そして高坂の耳鼻咽喉科、そして埼玉成恵会病院、あとシャローム、あと高橋内科胃腸科クリニック、あと吉見クリニック、森田クリニック、ここは吉見が2件です。そして、清水小児科アレルギークリニックは嵐山町で、渡辺産婦人科も嵐山町ということで、嵐山町には2医療機関が掲載されておりましたので、嵐山町の方は、取りあえずはここに相談できるなというのを確認させていただきました。

この頃、私もちょっと定期的に薬をもらいに行くものがあるので、かかりつけの病院に行きましたら外にテントが張ってあって、恐らくちょっと熱があった場合にはそこで問診をして、インフルエンザなのか、PCR検査に回すのかというのを多分見るのだろうなというテントがもう備え付けてあって、だから今そういう体制が、ここに載っていない医療機関でもそういう準備ができていっているなというのを確認しております。

あとは、今回の質問はちょっと先走った質問でございましたので、内容についてはもう分かりましたから、埼玉県ホームページに書いてあることをしっかりと町民に周知するために何月号になるのでしょうか。1月号に間に合うのか、2月号になってしまうのか分かりませんが、広報紙にしっかりとこのことを1ページ使って広報していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

まず最初に、医療機関の件数につきましてなのですが、畠山議員さんが確認

していただいた比企管内9件、それから町内に2件というもののなのですが、これはインフルエンザなのか、コロナなのかという、まず発熱等があったときに診療して、さらに必要であればPCR検査までできる医療機関の件数になっております。それですので、PCR検査は比企医師会のPCRセンターに回すけれども、診療まではするよという医療機関はほかにもございまして、ちょっとこれ11月19日時点の件数なのですから、比企管内では25件、町内では3件となっておりますので、そちらのほうはご案内させていただきたいと思えます。

それから、広報紙につきましては1月号に掲載する予定で準備をしております。
以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ちょっと確認します。インフルかコロナかというところを確認してさっきの9件でPCR検査ができる医療機関でよろしいのか、ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 そうです。さっきの9件というのは、診察をしてPCR検査までできる医療機関となっております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 昨日ここに載っている以外で、東松山市の議員からメールが入りまして、東松山市で、昨日の内容ですと、東松山市民病院でもPCR検査ができるようになり、入院患者も6床用意してあって、現在6床が満杯なのだけれども、そういう体制が取れているというちょっと連絡が入ったのですけれども、それで合っていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

東松山市民病院につきましても同様に検査が受けられるような状況になっております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それで、今日たまたま朝NHKを見ていましたら、コロナウイルスのAIで研究したことで分かったことなんていう番組が、朝やっていて、その中にやっぱり今回3密、流行語大賞の年間ノミネートに入った3密ですけども、3密はやっぱり大事だということと、あとこれからやっぱり加湿が大事だということを書いておりました。そして、マスク。マスクも不織布のマスクがやはり飛沫が飛ばない率が高いそうで、ガーゼとウレタンのは30%ぐらいしかないらしくて、そうなのだと思いますけれども。それと併せて、今いろいろと研究が進んでいて、医療機関に222マイクロメートルと言ったかな、どっかに書いてあるのだけれども。紫外線が、消毒によく使いますよね、何でも紫外線。だけれども、あの消毒に使っている紫外線だと強過ぎて、やはり肌とかに悪いのですけれども、220ナノメートルの紫外線を蛍光灯と併せて調整することによって、医療機関でウイルスを消滅させることができるという研究が進んでいるらしくて、それが今病院で設置されている。今後は公共施設や人の集まるような公共施設などに、この222ナノメートルの紫外線をつけていく方向で何か進んでいくのだというような情報がありました。あと免疫力をつけるにはビタミンD、青魚とキノコを食べましょうということもうたっていて、冬場ですと、1時間太陽光を浴びると免疫力がつくということも書いていましたので、本当に今嵐山町はコロナに感染された方は3人と伺ったと思うのですけれども、それからは増えていないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

嵐山町でコロナに感染した方の数なののですけれども、実は11月30日にお一人感染者が出ているということで、昨日保健所のほうから連絡がございました。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうしますと、嵐山町においては4人でよろしいのでしょうか。何か小川町もすごく今増えているという話を聞いたものですから、嵐山町は4人でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 現在発表されている人数は4人でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） でも、すごく嵐山町民の方、都内に行っている方だっていると思いますけれども、本当に少人数で済んでいますし、これからも今言った内容も併せて免疫力つけましようだとか、そういうものも広報していただいて、何とかこのコロナを乗り切っていただきたいと思います。

以上で、2番目は終わります。

次に、3番目の3歳児健診に屈折検査機器の導入についてでございます。3歳児健診の視力検査に斜視、遠視などの弱視を発見する屈折検査機器を導入し、弱視を見逃さない対策のお考えはありますか、お伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

現在町の視力検査は3歳児健診を受診する幼児の保護者に対し、ランドルト環の検査キットを使って、家庭での視力検査とアンケートによって実施をしております。月齢によってはランドルト環を使つての視力検査が困難なこともありますので、検査が適切にできたか、健診時に保護者に確認も行っております。目の機能は6歳までにはほぼ完成するため、3歳児健診において異常が見逃されると治療が遅れ、十分な視力が得られないことがあります。この点から、ご指摘の屈折検査器、スポットビジョンスクリーナーを利用することで簡便に検査が実施できる点から、有効な検査方法であると認識をしております。しかしながら、機器代が1台約120万円と高額となることから、埼玉県内の導入については少数の市のみとなっております。町といたしましては、近隣町村の検査方法について参考にしながら、今後の導入について研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今回この質問を入れさせていただきましたのが、私の友人に双子の赤ちゃんというか、子どもさんのいるお友達がいて、その方の片っ方のお兄ちゃんが今回斜視の疑いがあるということで心配されていて、そのお子さんが3歳のときにそれが分かって、今治療をしているところでございますけれども、そういう話

を聞いていたさなかに、私の購読している公明新聞のほうにも「弱視を見逃さないで」という内容の記事がございまして、こちらは愛知県の大府市というのかな。大阪の「大」という字に大阪府の「府」という字を書く大府市というのですけれども、そこで3歳児健診にこの検査機器を導入しましたよというような記事もあったものですから、ぜひとも嵐山町からはやっぱり早い段階でそういうお子さんを見つけて、早期発見できれば、治療に早く着手して、眼鏡の必要のない状態になるのかなと思いましたので質問させていただきました。

今課長のご答弁にありましたとおり、1台が120万円ということで大変高額ではあるのですけれども、今回いろいろと平成29年から視覚についての改正が国のほうでも行われているようで、この先もしかすると県とかでもそういう動きになってくるのかなと思うのですが、こちらは広島県のものだったのですけれども、広島県のほうでアップされていたものなのですが、「3歳児健診の中で行われてきた眼科（視覚）健診が近年全国的に大きく変わり始めています。視力が急激に発達していくこの時期に行われる3歳児健診は、弱視を発見して早期に治療を開始するために重要な機会ですが、残念ながら3歳児健診で弱視を見逃した場合には、就学時健診まで弱視を発見するチャンスがなく、治療開始が遅れて、患者の患に児と書いて患児や保護者に大きな負担を強いることとなります」とあるのです。これからこども医療費も嵐山町、無料でやっていたいておりますけれども、やはりこういうことが発見が遅れると、また医療費にもかさんでくるのかなと思ひまして、どっちを取るかということにはなると思うのですけれども、難しい判断だと思ひますが、町長どのお考えになりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今嵐山議員のほうから目に関すること、今まではランドルト環による視力検査ですが、そういう中でずっと来ていたわけですけれども、研究がだんだん、だんだん進んでいく中でさらに精度の高い検査ができるような、そういった機械が開発されたということでもあります。もちろん導入できればさらに安心した子育てにつながっていくかなというふうに思うわけでありまして、先ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、まだまだ先端の先端のものでありまして、少し総合的な観点

から考えさせていただきたいと思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本当に総合的というか、ここ比企管内でいろいろと医療も進んでいるところでございますから、例えば比企管内で1台購入してとか、そういうものを使い回すということは可能なのでしょうか、どうなんでしょうか。課長にお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今の3歳児健診がコロナの前はあれなのですけれども、今コロナ禍で2か月に1回行っているのです。そうなりますと、ただ各町村もそういったスパンでやっていると思いますので、頻繁に3歳児健診をやることになるのです。そうなりますと、貸出し等、共有で使うというのはなかなか難しいのかなというところもちょっと思っております。今後そういった、どのくらい普及してくるかというもありますので、それを見ながら導入についても研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） さっき新聞紙面にもあったとおり、とにかくこの3歳児健診に弱視を見逃さないでということで、よく広域で考えていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時20分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 狛 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号3番、狹守勝義議員。

初めに、質問事項1の小中学校におけるいじめと不登校についてからです。どうぞ。

○3番(狹守勝義議員) 議席番号3番、狹守勝義でございます。一般質問通告書に沿って朗読する形で質問させていただきたいと思ひます。私の質問は3つございまして、まず最初に小中学校におけるいじめと不登校についてご質問させていただきたいと思ひます。

昨年の12月と今年の3月の定例会でも質問させていただきましたが、小中学校におけるいじめと不登校の問題を再度質問させていただきます。朝日新聞によりますと、2019年度に全国の小中高校などでいじめを認知した学校は全体の82.6%で過去最多となり、いじめの認知件数も61万2,496件で、これも過去最多、特に小学校が5年前と比べて約4倍に増えたと報道されております。さらに暴力行為の発生は7万8,787件、不登校の小中学生は18万1,272人で、いずれも過去最多。不登校の高校生は5万100人、学校が把握した児童生徒の自殺は317人で、2018年度に引き続き深刻な状態が続いているとのことでございます。全国のこのような状況の中で、嵐山町の令和元年度教育委員会点検・評価報告書を見てみると、冷やかしゃからかい、軽くぶたれる、嫌なことを言われるが小学校で6件、中学校で3件、計9件を認知したと報告されています。平成30年度は合計で11件の認知でございましたから、いじめに関しては減少し、0に向かっていると言えるかもしれません。しかしながら、不登校の児童生徒数の現状を見てみると、小学校では平成30年度5名が令和元年度12名に、中学校では平成30年度17名が令和元年度21名に、小中学校とも増加している状況が報告されております。そこで、次のことを伺いたひと思ひます。

(1)、玉ノ岡中学校では、生徒がいじめ0宣言をして、いじめの問題に前向きに取り組んでいるようですが、いじめ0宣言までの経緯を伺いたひと思ひます。

(2)、不登校児童生徒の増加要因と今後の対策をどのように考えているのか伺いたひと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目1、小中学校におけるいじめと不登校についての(1)、玉ノ岡中学校いじめ0宣言までの経緯についてお答ひいたします。

玉ノ岡中学校では、平成27年にいじめが発生いたしました。学校として、そのいじめの状況を把握し、二度といじめを繰り返さないよう指導するとともに、学校全体としての取り組むいじめ防止策として、いじめ0宣言を策定することになりました。生徒会を中心にいじめをなくすためにどのような方法があるのかを各クラスから意見を吸い上げ、全校集会を開き、いじめ0宣言の内容を提示し、全校生徒で取り組んでいくことになりました。具体的には、「いじめは人として絶対に許されない行為」、「軽い気持ち、つい、ではすみません 許されません」、「相手の立場に立って考え、行動します」。そして、「玉中生全員で、いじめ0を宣言します」というものです。いじめ0宣言は、学校だよりも掲載され、学校、保護者、地域にも周知を行いました。いじめ0宣言のポスターは各教室前面に掲示され、常に視界に入るようになっております。また、毎年、人権教育指導習慣を中心に、全校生徒が人権標語や人権作文に取り組んでいます。ちなみに、昨年度の人権標語は、「いじわるは、いじめた分だけ戻ってくる やさしさは、使った分だけ増えてくる」でした。今後もいじめの早期発見、即対応を心がけ、各小中学校長と連携し、明るく元気あふれる学校づくりに取り組んでまいります。

次に、質問項目1の(2)不登校児童生徒の増加の要因と今後の対策にどのように考えているのかについてお答えいたします。

町立小中学校における令和元年度の不登校児童生徒数は、小学校で12名、中学校で21名、合計33名となっており、大変深刻な状況であると受け止めております。その主たる原因としては無気力・漠然とした不安、学業の不振、友人関係をめぐる問題、親子の関わり方、家庭の生活環境の急激な変化、生活のリズムの乱れ・遊び、入学・進級時の不適応、進路に係る不安等が考えられます。不登校児童生徒の増加の要因につきましては、文部科学省におきましても複合的な要因が絡み合っているため、原因を特定することは難しいとの認識を示しております。本町の小中学校におきましても、不登校となっている児童生徒の状況を調べましても複雑な条件が重なっており、なかなかこれだと言える原因を特定することが難しいのが現状です。このような現状の中、学校では学級担任や養護教諭、市町村配置相談員、スクールソーシャルワーカー等が連携し、生徒指導部会や教育相談部会等において支援プランを考え、個別に対応しております。今後も保護者との信頼関係の下、子育て支援課や広域適応指導教室等の関係機関と連携しながら児童生徒一人一人の状況に応じて、迅速かつ丁寧に対応し、将

来にわたり一人一人が自立できるよう継続して支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） それでは、（1）について再質問をさせていただきたいと思っております。

27年度に玉ノ岡中学校ではいじめが発生したと。それを契機にいじめゼロ宣言に向けて活動してきたというようなお話でしたが、その後玉ノ岡中学校ではいじめの件数とか、そういうことはどのように推移していたのか、その辺ご存じでしたら伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 いじめ0宣言の後、いじめがゼロで続いているということではありません。いじめにつきましては、前の議会でも議員の皆様にお話ししましたけれども、どの学校でも起こり得るし、どの学校でも起こっていると。ただ、それが重症化する前に早めに対応していくということで校長先生方にも話しておりますので、いじめの件数につきましては玉ノ岡中学、1桁の前半で推移していますけれども、なかなかゼロというところには至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 一方で学者の方の中にはいじめ0宣言というのは、いじめを温存するという考え方を持っている学者の方もいらっしゃるというのを、調べてみたらそういうことがありました。教育長さんの場合はいじめ0宣言というものをどのように位置を捉えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

いじめ0宣言というのはいじめゼロの状況を目指していくということでございまして、日常的にいじめゼロということにはなかなか難しい状況があるかなというふうに考えています。いじめ0宣言ですとか、いじめ根絶宣言ですとかありますけれども、

それを目指していく最終的な目標というふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしましたら、ほかの小中学校、これもやはりゼロ宣言というものを宣言して、玉ノ岡中学校と同じような活動をするということをやっぱり推進していったほうがいいのかというふうに私自身は思っておりますが、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

いじめ0宣言は生徒会中心で実際に作成してきておりますので、菅谷中学校につきましては、玉ノ岡中学校以前にもう設定というか作成しております。小学生につきましては、言葉としていじめ0宣言というのはないですけれども、そのような働きかけを児童会を中心に、先生方にご指導いただきながら進めているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） いじめゼロというのはなかなか難しいだろうなというふうに思いますが、それを目指してやっていくということは大事なことだろうと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、(2)番目のほうの再質問をさせていただきたいと思っております。私が考えていたのは、不登校の児童生徒の皆さんが学校に来て、明るく元気に学校生活を送ることが一番いいのだろうなと思いつつも、先ほど教育長さんの答弁のとおり、複合的ないろんな要素がかみ合って不登校という形になっているということで、なかなか特定するのは難しいと、要因を。ですから、そういう難しい問題だというのは私も認識としては一緒だろうというふうに思っております。そういう中で、学校に行けない生徒の学ぶ場というか、学びの保障みたいな形で、精神的なサポートとかそういうことはいろんな形でやられているなというのは今の答弁で大体分かったのですが、例えば学習面のサポートというのは、どのようにされているのかお尋ねしたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

1つは、県の福祉部が実際に実施しているアスポートという事業がございまして、なかなかどこでというのは公にされていないですけれども、県内におきまして、比企管内におきましても幾つかの会場で実施をされていまして、そこに行っている子もいます。また、あとは小川町にあります広域適応指導教室におきまして、先生方によって個別に指導していただいているところがあります。さらには、各学校の相談室、保健室等に登校している子もいますので、その段階で個別に学級担任等が指導しているところもありますし、家庭訪問によって課題を渡しているというような状況もありますので、個々それぞれ別々の状況かなというふうに思います。また、不登校の子どもたちを見てみた場合に、完全に学校に来ないかという学校行事、特に修学旅行ですとか、遠足ですとか、運動会、体育祭には参加してくれるという子が結構いますので、学校に来てしまうと、クラスの子たちと別にそんなに違和感なく遠足あるいは旅行に行っても同じような形で過ごしていますので、クラスに受け入れないというような形ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 難しい問題だと思えますが、そういった形で寄り添う形でこれからもよろしくお願ひしたいなというふうに思えます。

それでは、第2問のほうに移りたいと思えます。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 2の質問は、介護保険料滞納による資産差押えについてでございます。これも読み上げる形で質問させていただきたいと思えます。介護保険料を滞納して、市区町村から預貯金や不動産といった資産の差押え処分を受けた65歳以上の高齢者が増えていて、2018年度は過去最高の1万9,221人に上ったとのことが厚生労働省から発表されました。滞納による資産の差押えが増加した一つの背景には、介護保険料の値上げによって生活保護を受けていないが、受け取る年金が僅かで、保険料を払えなくなった人が多くなったことがあるようでございます。そこで、次のことを伺います。嵐山町にも同様の事例があるのか、また資産の差押えは長期間保険料を滞納している人を対象に市区町村の判断で行われるということですが、嵐山町の判断

基準を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

本町では、介護保険料の滞納処分の事例はございません。また、介護保険料の滞納処分の判断基準につきましては、介護保険法の規定により地方税の滞納処分の例により処分を行うこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。この問題は11月30日、つい最近ですが、再び新聞報道でされておりました。それだけ深刻度を増しているというような問題というふうに感じています。そういう中で、嵐山町ではその事例は今のところないということがございます。ただ、ここで介護保険料の判断基準というのが具体的に示されていないというのがやはり、例えば嵐山町ではどういった形のところまで何とか、我慢という言葉が不適切かどうか分かりませんが、その辺の基準みたいなものというのはやはりこういうところでは公表はできないものなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えします。

令和2年4月1日、今年度より嵐山町の公金徴収の一元化に関する事務取扱要領を作成しました。先ほど滞納処分はありませんというのは、昨年度まではこの要綱がなかったもので、町税の4税につきましては差押え処分をしていましたが、介護保険料、料ですので、そこに該当していなかったと。今回4月より公金の徴収の一元化ということで、税務課の収納対策室のほうで介護保険料のほうも差押え等を行っていただける要綱ができました。したがって、こちらの要綱に従いまして、本年度より未納の、介護保険料が未納になっている方に対しては、担当課のほうから、長寿生きがい課のほうからその方の徴収をお願いしたいということで、税務課のほうにお願いすると、徴収班のほうで差押え等を行っていただける形になっております。今年度からこの要綱ができましたので、ぜひ担当課としては差押え処分をお願いしたいというふう

に考えております。どういう人を対象にしていくかというふうを考えているのが、まず介護保険料は2年間で時効になってしまいます。時効になった保険料につきましては、うっかり忘れたので納めさせてくれると言っても納めることもできませんし、町のほうから時効になっているものを取り立てることもできません。したがって、介護保険料が不納欠損になる前に差押えをしたいというふうに考えております。過去から現在まで残っているものが多い方をまず優先的に税務課のほうにお願いして、今年度から徴収していききたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 私はこれを質問したのは、例えば今コロナ禍、非常にまた第3波と言われるような形で、高齢者のみならずいろんな方が経済的にも疲弊をしていると。そういう中で低年金の方、生活に困っているという、そういう方が払えない、払いたくても払えない。そういった形の人たちをどっかでやっぱり救ってやりたいとか助けてあげたいという、そういうものとして質問をさせていただいているわけなのです。ですから、ここで要綱ができて、そしてそれにのっとって差押えをするということではなくて、やっぱり嵐山町、これは町の要するに一つの判断ということですので、こういう状況下をよく判断をして、柔軟にやっぱり運用してもらいたいというのが私のほうの質問の意図なのです。ですから、この要綱ができたから、もう差押えますよというようなことではなくて、その辺を考えてほしいということです。

それと、もう一つはセーフティーネットというのですか、そういうふうな方に救う手立てみたいなものというのは何かあるのか、この2点についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 まず、1点ですが、困っている方はぜひ長寿生きがい課のほうにご相談いただきたいと思います。災害等で家屋と財産が何か被害があったとか、あとコロナの関係とか、あと生活の主たる生計の維持者が死亡もしくは給料が減った場合は減免措置がありますので、まず相談していただきたいと思います。

そして、もう一回、前の件に戻るのですが、まず生活保護に近い方という人の介護

保険料につきましては、6月議会で介護保険料は1段階から9段階まで、所得に応じて決まっております。一番安い介護保険料、生活保護に近い方は年間1万6,200円でございます。徴収の方法が年金から特別徴収する方と納付書による普通徴収する方いらっしゃいます。ほとんどの方、91.7%の方は年金から特別徴収しますので、未納ということはまずございません。残りの8.3%の方が普通徴収ということでお願いをしています。この人たちの未納があるということで、今さっき言ったように一番安い人は1万6,200円ですから、8期でお願いしていますので、第1期が2,200円、2期目以降が2,000円ずつということで、全部で8期でお願いしております。

先ほど差押えしていきたいというふうに私お話しした理由なのですが、実際に滞納している方が介護のサービスを受けようとしたときに、受ける方が困らないように差押えしてほしいということで今考えています。ちょっと分らないと思うのですが、滞納者が介護認定を受けて、いざサービスを使おうとなったときに、3つの段階に応じて給付の制限が行われます。どういうものかという、サービスを受けると所得に応じて1割負担の方、2割負担の方、3割負担の方あるわけですが、この1割負担の方、全体で92.6%の方が1割負担です。所得のある方については2割、3割となるのですが、ほとんどの方が1割負担です。

滞納がある方が介護認定を受けて、いざ使おうとなったときに給付の制限がございます。まず1段階なのですが、1年以上滞納すると1割負担でなく全額の10割で、まず負担をしていただきます。そして、町のほうに申請をしていただいて9割をお返しするという形になります。1年6か月以上滞納した方、どういうことが起きるかという、同じように10割で負担をしてもらって、町に申請をして9割お返しをするときに、残っている保険料に充てさせていただきます。したがって、直近の2年までの滞納があったときは認定を受けたときに全てお支払いいただければ、この罰則というのですか、給付の制限はないのですが、問題なのは不納欠損をしてしまった2年前以上の滞納があった方に対する給付の制限でございます。

どういうことが起こるか申しますと、まず1割で負担してもらっているのが3割で払っていただきます。そして、そのほかに利用したサービス、自己負担が3割になるだけでなく、高額サービスというのがあります。例えば一番所得の少ない方は1か月当たり1万5,000円を超えると、その分は高額サービスとして戻ってくるのです。しかし、このサービスが受けられません。あと特定入居者介護サービスといたしまして、

施設に入所した場合、1日の食事であったり、部屋代だったりする金額がこの金額を超えると全て支給しますよという制限も、それもなくなってしまう。

そのほかに町のほうで単独で介護保険の利用料の助成事業も行っています。もちろん滞納者にはこの事業は町のほうから渡すこともしませんし、あと介護保険と医療保険が年額で高額になった方、この人は1年間である基準を超えた部分は戻ってくるという制度もあるのですが、そういう制限が未納だった期間に応じて受けられなくなってしまうので、認定を受けてから、こんなはずではなかったとならないように、収まっていない方については、差押えをするのは逆に被保険者のためになるというふうに担当課では考えておまして、今年からできた税務課のほうの一元化の要綱に基づいてお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 今のは大体大まかに分かりましたけれども、そうしたときに差押えをされた方がその後に生活当然あるわけですよ。そうした場合のセーフティネットというか、そういうものというのはどういうものがあるのですか。例えばもう預貯金を差押えて全額なり、または少ししか残らないとか、当然今こういう状況ですから年金も少ない、そして働くにもなかなか働き口がない。そういう状況の中で生活をしていかなければならない。問題はそこだと思うのです。そういうふうな方々をどういうふうな形である意味では救っていくのか、その辺のところをちょっとお尋ねできればと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 税務課の差押えについてですけれども、一番多いのが預金を差押えをしております。いきなり預金を差押えするのではなく、預金調査をまず行って、それで差押えをするわけですが、給料の差押えと同じような基準で差押えします。給料の差押えをするときは、最低の生活基準でありますご本人さん10万円、同居の家族1人当たり4万5,000円というのは差押えをしてはいけないというふうになっていますので、通帳を確認して、その家族構成に応じて10万円プラス、扶養の人とか、一緒に住んでいる方掛ける4万5,000円を超えているものがあれば、差押えをするというふうに伺っております。あと、先ほど一番初めに地方税の例によってと

いうふうにお話ししましたが、地方税は国税徴収法の規定により差押えをすることになっています。この差押えはすることができるのではなく、督促状を発布した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は滞納者の財産を差押えしなければならないという国税徴収法の規定になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ちょっと難しい問題が大分出てきましたので、私のほうも今後これを少し研究しながら、またやっていきたいと思っております。この件につきましては以上でよろしいかと思っております。

では、3番のほうでよろしいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） それでは、3番の杉山城跡への誘導案内板についてということについて質問させていただきたいと思っております。

先日杉山城跡の近くにいたときに、自動車で杉山城跡を目指している方から道を尋ねられました。その方は周辺を2度ほどぐるぐる回っていたと。そこで、次のことを伺いたいと思っております。町外の観光客が自動車で杉山城跡を目指してやってきたとき、スムーズに目的にたどり着くような誘導案内板が適切な地点に設置されているのか、そういう状況があるのか伺いたいと思っております。

それから、（2）番、杉山城跡駐車場を案内する看板などが丈が短く、小さくて分かりづらいように思います。もっと分かりやすくする工夫が必要だと思っておりますが、考えを伺いたいと思っております。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目3の（1）につきましてお答えいたします。

杉山城跡への案内板につきましては、現在嵐山小川インターチェンジの出口付近に設置しておりますが、その先についての案内板が簡易的なものであり、不十分であります。こうしたことから、前回の定例議会の補正予算で承認をいただいたハイカーおもてなし事業の中で、インターチェンジから先の案内板につきまして、一部ではござ

いますが、整備する予定になっております。また、今後につきましては杉山城周辺の案内を充実させてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）について答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目３の（２）につきましてお答えさせていただきます。

杉山城跡駐車場については、場所が分かりづらいというご指摘、ご意見がネット上等においてあることは存じております。現在の案内看板等は職員が手作りで作成したもので、不十分であることは承知しており、そのことから公式ホームページには案内図に駐車場の場所を明示しておりますし、多くの来訪者が続・日本100名城スタンプ押印のために役場ロビーの杉山城跡：続・日本100名城特設コーナーに来庁いただいておりますが、こちらにも役場から杉山城までの案内図も表示しております。教育委員会といたしましては、現在、杉山城跡整備基本構想及び整備基本計画の策定を進めており、その中においても比企城館跡群と町内観光案内板を考慮した上で杉山城跡の案内表示についてはサイン計画を作成し、統一規格で設置を進めるという検討が行われております。いずれにしても企業支援課と連携して町内外の歴史、文化財、観光資源との効率的な活用が図れるよう検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第３番、狛守勝義議員。

○３番（狛守勝義議員） では、（１）について質問させていただきたいと思います。

私がこの質問をした中での答弁としては一歩前進かなというふうに思っております。私も道を尋ねられたとき、その後ずっと回ってみたのですが、知っている人からすれば比較的分かるのですけれども、やっぱり知らない方が例えば嵐なびとか、そういうところを通らないで、また役場を通らないで来たときの道案内みたいなものが全然ないなというふうに感じていたものですから、これはやっぱり必要ではないのかなということなのです。それを今回はハイカーおもてなし事業の中で何とか改善していきたいという答弁でしたので、ぜひそれをやっていただきたいと、そういうふうに思っております。ですから、これは答弁は結構でございます。

それから（２）番についてなのですが、一応この質問書を出した後に、ここにも書

いてあるのですが、職員の方が手作りだという、これは私は聞いたのは、観光ボランティアの方が自分のおうちにあったものを持ってきて、取りあえずつくったというふうにちょっとその後聞いたことがあるのですけれども、そういった状態だったので、もう少しこれ何とか工夫して、分かりやすくするということは必要ではないのかなというふうに思っていたのですが、町がやっぱり財政的に厳しい厳しいというふうに言っているのです、こういうところの看板さえもなかなかつくれない状況なのかなというように、もう少し何とかならないかなというふうに思っていたのですが、これから検討してそういう方向でいくということですので、それに期待したいと、そういうふうに思っております。

そういうことで、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○森 一人議長 はい、ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は受付番号4番、議席番号9番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の住民意識調査報告書の反映方法についてからです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 9番議員、青柳賢治でございます。議長の指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、住民意識調査報告書の反映方法についてということでございます。今後のまちづくりの指針となる第6次嵐山町総合振興計画の策定に当たり、町ではアンケート調査を実施しました。調査項目は4点で、回収数は958件でした。この調査結果を町としてはどのように捉えて、第6次嵐山町総合振興計画に反映させていくお考えなのでしょうか、お聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1につきましてお答えを申し上げます。

現在、第6次嵐山町総合振興計画を策定しているところでございます。アンケート調査結果につきましては、その内容を分析し、できる限り計画に反映させていただきたいと考えております。その上で町が今後推進していく施策を重点プロジェクトとして位置づけ、総合振興計画審議会において検討をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今策定中の計画でございますので、私としては、この住民調査報告書、ここから何点か自分の町への考え方に対して質問させていただきたいと思っております。

嵐山町の住み心地、暮らしやすさというようなことを、結果としては約76.8%という好意的な結果が出ていまして、この数字は非常に町のいろいろ関係している皆さんの努力のたまものだろうなというふうに思っているところでございます。そんな中で、居住年数別に出てきた中で移転をしたいという人たちがいました。これは嵐山町に住んで、まだ2年から5年ぐらいの人たち、この人たちが23.7%というかなりの割合を占めています。やはりこの辺については、今後の施策に当然今日の一般質問を参考にさせていただければありがたいなと思って申し上げるところでございますけれども、せっかくこの嵐山町に住んでもらった。そして、2年から5年ぐらいの人ということは、いろんな思いがあって嵐山町に居住するわけです。やはりその辺の2年から5年ぐらいの人たちが移転をしたいというところにかかなりの数の方がいらっしゃったと。その辺のところについては、今後これを分析してやっていくということでございますけれども、その辺の考えられるところの、いわゆる一番の便は交通が不便であるというようなことだと思っておりますけれども、私はその2年から5年ぐらいの人たちというのはまさにこれから嵐山に住んでくれる人たちだろうと。その辺を大事にする視点というのはあっていいのかなという観点からお尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今青柳議員ご質問いただいたとおり、このアンケートの中で

最終的に町民の皆さんの考え方を知るのに一番大事なところを今おっしゃっていただいたとおり、住みよいか、住みづらいか、そこが大変重要になるかと思います。幸いにして、「住みよい」、「ある程度住みよい」を合わせると76.8%ということで、大変いい数字をいただいております。一方、ご質問いただいたとおり、移転したいという方もいらっしゃいます。この中で理由として挙げられているのが交通が不便という部分でございます。そして、居住年数が浅い方ほど移転したいという方が多いというところですが、逆に今のまま一生住みたい、ある程度住みたいというのを選択した理由とすると、住み慣れているという理由が大きく挙げられます。ある程度この嵐山に住んでいただいて、住環境等をご納得いただいているのか、我慢できる範囲と申しますか、そういうふう感じていただいた方は長く住んでいただいて、また住み慣れてくると、いいところなのではないかということで考えていただいているのかなというふうに思っております。そういうところからすると、いかに嵐山町が住んでいただいて、ここはいい町だなというふうに感じていただくことがこれから大事なのだろうというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはりその辺にも非常に転出のところが多くなると、やっぱり自然減はもう当然これはなかなか抑え切れませんけれども、その辺だけは第6次の中には知恵を生かして、やはり2年から5年の人が嵐山町から離れていくということの減少に向かうような、手のかけ方とか、情報の出し方とか、きめ細やかな対応が求められるのかなということで、ここは申し上げておきたいと思います。

そして、この基本となる、いわゆるアンケートの世代別に出ておりました。私これ見ていると、前々から嵐山町が若者政策に非常に十分な手だてというのかな、ちょっと薄いのではないかというようなことも出ていましたので、そもそもこのアンケートに答えている数が極端に少ないのです。10代だったり、20代だったり、30代もそうです。そうなってくると、このアンケートを基本に第6次の総合振興計画をつくっていくということの中には若者の層の、いわゆる捉え方とか、町への愛着というか、思い方、拾い切れないというか、そういうようなところも私ちょっと見受けられたものですから、その辺については今後この振興計画に反映させていく意味では、どのような手だてとして町としては進めていくお考えなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 お答えを申し上げます。

若い世代の方のご意見の反映ということでご質問をいただきました。こちらの町民アンケートとは、住民意識調査とは別に今議員がご懸念されたようなこともありましたので、補足的にはでございますが、アンケートをさせていただきました。一つは消防団の皆さんを対象にしたアンケートです。こちらは95人の方が対象になりまして、42人の方から回答をいただきました。年齢構成見ますと、ほぼ30代、40代がほとんどの方々です。もう一つアンケートを取らせていただきました。小学校4年生の子どもさんを持つ保護者にアンケートを取らせていただきました。こちらは116人が対象になりまして、60人の方から回答をいただいております。人数は双方大変少ないのですが、こちらについてもほとんどの方が30代、40代の方々です。10代、20代の方のご意見というのがなかなかこちらでは取り切れていない部分もあるのですが、実際の年齢構成比と今回のアンケートの年齢構成比がありますが、その年齢構成比を補正してアンケート結果をつくったものもあります。ただ、こちらを実際の構成比と同じような構成比にして分析し直しても、それほど大きな結果に違いがないということも出ております。そういったこともありますので、補足的にはありますが、2つのアンケートを取らせていただいたというところでございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今そういった層の部分が薄いというか、新たな消防団や小学4年生の保護者に対して取られたということで、その部分は非常に第6次に反映させるべき賢明な処理だと思います。それで、そう大差変わらないということですから、この報告書のとおりで反映されていくことになるのでしょうけれども、そういう中で今日の午前中のまちづくり整備課長の答弁の中にもありましたけれども、第6次の中に具体的にはこの役場を中心にして、公園の畠山議員の中で答弁が出ておりました。この重点的に取り組んでほしいねというアンケートの中で、これは過去にも第5次総合振興計画つくるときにも重点的に取り組むべきものというのはあったのですけれども、ほぼ内容的には変わらないのですけれども、この中で私一つ思っているところは、嵐山病院があちらのほうに移転したりした中で、やはり医療体制を充実させてほしいという層がこれ30代、40代、50代、60代、70代までほぼ上位を占めている。その辺の

ところを今後少子化が進む、それから高齢化がさらに進んで、人口減少というものがすさまじい勢いで来ると言われている今日でございます。そんな中でその辺の部分をこの6次総合振興計画にどの程度の反映といいますか、できるのだろうかなど。今日答えられる範囲で結構ですから、まだ作成中の素案もできていない段階でしょうから、その出てきた、私としてはその医療体制、これは大切なのだろうかなどということからお聞きいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 ありがとうございます。このアンケートでやはりもう一つ大事な点が今おっしゃっていただいた取り組むべき重点課題、これをどう考えているかということだというふうに思います。ご質問いただいたとおり、全体的な住民意識調査においては、1位が医療体制の充実、続いて公共交通の整備、続いて高齢福祉の推進ということになっております。ここが消防団と小学4年生の保護者の方にご協力いただいたアンケートと実はこの部分が違って、消防団の方々は取り組むべき課題として挙げていただいているのが子育て体制の充実、これが1番です。次が学校教育の充実。これは再編を含むということです。3番目が医療体制の充実という順番になっています。4番目が消防・防災体制の強化。こちらは消防団に入っていたいただいている方なので、こういった形で出てくるのかなというふうには感じております。

それから、小学4年生の保護者の方の結果を見ますと、1番が子育て体制の充実、2番目が学校教育の充実。こちらは再編を含むというものです。続いて、医療体制の充実。ここまでは消防団の方々と同じ項目です。やはり30代、40代の方はこういったことが取り組むべき課題ということで考えられているのかなというふうに思われます。保護者のアンケートのほうでは、4番目は公園緑地の整備となっております。やはり子どもに関わることが主なものになってきているというふうに考えております。そういったことを踏まえて、重点的な施策という位置づけで重点プロジェクトと位置づけて、反映をできる限りさせていただければと考えております。ただ一つ、例えば医療体制の充実ですとか、公共交通の整備、これらは町単独ではできないことであろうと思います。この辺は病院の関係、あるいは恐らく鉄道関係だと思うのですけれども、こういった皆様に町でいかにして働きかけていくかということが大事になるかなというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 鉄道のことであつたり、広域の医療であつたりというのはなかなか町の単独では厳しいところがあります。その辺も、でもせっかく取っているアンケートに対して、町が応えられる範囲で精いっぱい応えていくというのが、これは町の姿勢なわけですよ。ですから、その辺もこれから素案づくりで進んでいくわけでしょうけれども、当然議決案件ですから、議会のほうにも上がってきます。あまり深いところまで私申し上げませんが、やはり調査をどういうふうにと町民のほうに喜んでもらえるような政策をつくっていくかということが大事だと思いますので、今できる範囲、できない範囲、いろいろあると思います。その辺を十分に審議していただいて、第6次の総合振興計画をつくってほしいなと思っています。

それで、あと最後になりますけれども、町政との関わりというようなことの中でいろいろ出ていました。議会報だよりを見ているという人たちも46.5%ぐらいいてくれまして、広報だよりの87%には及びませんが、我々もそういう広報の一助を担っているのだなと思って気持ちを強くしたところでございますが、1点だけ、ホームページだとか、ツイッターだとか動画だとか、これからはデジタル化の波が本当に押し寄せてきまして、この辺のところを上げていく努力、それからさらには広報紙を読まないというようなアンケートに答えていた方も相当いらっしゃるに聞きます。その辺の人たちに、一般に言うところの無関心層というところだと思うのです。ですけれども、嵐山町の町民で無関心層が減らなくてはならないと私は思っているところでございまして、関心を持ってもらうことによって町がよくなったりしていくのだらうと思います。そういった層、層と言ったら失礼ですけども、そういったような人たちにいわゆる町の町政を引きつけていくような関心を持ってもらうような、そういった観点というようなものを6次の中に織り込まなくてはならないのではないかなと私は思っているところですが、課長はどのように考えますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今青柳議員ご指摘いただいたとおり、やはり若い世代の方がお仕事が忙しくてとか、家庭のことが忙しくてということで、なかなか町のほうに関わりが持ていないというのが実態なのではないかというふうに思われます。そのためにSNSを含めてそういったことをいかに使っていくかというのはこれから大事なこ

とになるかと思えます。実際消防団にアンケートを取らせていただきましたけれども、こちらについてはSNSを使ってアンケートを取らせていただきました。こういうことによって回答率も若干はよくなるのではないかなというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 非常に難しい時代になっておりまして、この第6次、今課長から答弁いただきましたけれども、新町長の佐久間町長としてはその6次総合振興計画に臨む思いといいますか、そのようなことをちょっと答弁いただければありがたいなと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今青柳議員のほうから冒頭に「住みよい」、あるいは「ある程度住みやすい」というふうに考えている人が76.8%、約80%弱いるのです。本当にこれは今まで執行部が、そしてまた職員の人たちが、しっかりとそういった住民の方々の意向に沿って、そしてまた町民の方々もそういうことを理解して協力していただいた、大変いい方向性に引っ張ってきてくれた、その結果であるなど、本当に素晴らしいなと思えます。それで10年前から見ると、20ポイントぐらいこれが上がっているわけです。それで、第1の評価は自然環境だと。緑と清流の町ですから、それは大体、皆さんそうだろうなど。しかし、2番目に多いのが水道水がおいしい。これは本当に担当課がいろんな試行錯誤をする中でしっかりと改善をした努力の跡だと思うのです。もちろん北部の方たちはよく分かっていると思えますけれども、北部の方たちの水道水というのは、昔は本当に臭いもしたり、味もおいしくない。こちらのほうはおいしいのだけれどもと、そういうクレームがたくさんあったわけです。しかし、今はそういったものがほとんどなくなってきて、それはいろいろ研究する中で、こういう形でブレンドして、こういうふうに提供すれば、もっとよくなるという努力の中でこういったものを勝ち取ってきた。これは本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。

また、保健の関係でも健診だとか、そういうこともとても充実しているというような評価も高かったわけですので、そういったものは引き続きしっかりとやっていきたいなというふうに思います。

それから、逆に「あまり住みにくい」とか、あるいは「住みたくない」というようなことの中で、防犯だとか安全面だとか買物、利便性、あるいは医療環境が出ていますけれども、ちょっとあれかなと思ったのは防犯関係なのです。嵐山は今まで防犯灯だとかそういった街路灯をLED化して、かなり明るくなってきて、私も時々山から見ますけれども、非常に一変しています。でも、そこまでやってもまだ足りないところもあるのだなということを改めて私も反省材料として、もう一度そういうところはきめ細かく考えていかななくてはいけないところだろうと。

それから、あとは先ほど年代別もありました。やはり私も見てみると、20代、30代、40代、これは大体子育て世代を、子育て支援を充実してもらいたい。あるいは午前中の畠山議員が出した公園の充実、緑の整備、そういったものは要望としてとても高い。そしてまた、50代、60代、70代だけではなくて、10代のアンケートの中にも1位は医療体制の整備なのです。これびっくりしました。10代の人もそういうふうを考えているのか。多分それはアンケートに答えるぐらいの10代ですから、町のことに非常に関心を強く持っていて、自分で直接お世話になっているわけではないけれども、大きな病院が移転するとか、そういう情報をしっかりとつかむ中で、少し心配をされているのかなというようなことでございました。いずれにしても、こういった住民の意識調査というものをやらせていただいた中で、しっかりとそういったものは反映されるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今町長が答弁していただいたように、嵐山の強みの部分は強みですから、6次にそのままさらに拡大させてもらうように、今おっしゃった夜道の安全とかそういったこともまだまだ十分ではないというようなこともあります。その辺もしっかりと第6次の中に入れ込んだいい計画をつくっていただくようお願い申し上げます。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 2点目でございますけれども、独り暮らしの高齢者に寄り添う支援についてでございます。コロナ禍の暮らしは、巣籠もりとも言える日々でありまして、独り暮らしの高齢者にとっては、特に今までに感じたことのないような孤独

感や恐怖心を持つことがよくあるということを私も聞きました。民生委員さんをはじめ、町の独り暮らしの高齢者に対する支援についてお尋ねします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

高齢者のことは地区の民生委員が一番把握しています。見守り訪問を新規で始めるきっかけの大部分が民生委員による情報提供です。4月7日の緊急事態宣言以降、地域包括支援センター職員及び看護師による見守り訪問は電話による状況確認に切り替えました。緊急事態宣言解除後、感染対策を講じた上ですぐに見守り訪問を再開しました。やはり顔が見えると安心するようで、多くの方に喜ばれました。今後も民生委員と連携を図りつつ、その方に合った支援を行っていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 4月7日の緊急事態宣言以降は、感染防止対策を講じた上で見守りをほぼ再開したということでございます。私これ、ある地域の人から、ちょっとどうなのかな、議員と言われた中で、地域の役員会というのですか、理事会みたいなものがある、その中に民生委員さんもいらっしゃる。これ恐らく6月か7月ごろの話です。何かやっぱり独居の老人者だったり、年寄りだったり、そういったところへの町の支援というものはどんな状況にあるのかねというようなことで、コロナ禍でありますから、民生委員さんもそう簡単に答えられないというか、よく分からないということなのでしょうね。要するに、その方は何を言いたいかという、民生委員さんもやっぱりその辺もはっきり、何というのかな、認識していないとか、よく捉えられていないというような、批判的な話ではないのです。そういうふうな話がありましたものですから、民生委員さんが今この状況の中で、動きが出てきているということの中で、そうすると、今顔が見えると安心できるということなので、ほぼ民生委員さんの活動としては、そういった該当する方のところには感染の対策を講じて回っていただいているということによろしいのですか。もう一回確認させてもらいます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 民生委員さんが回っているということではなく、民生委員さんから包括支援センターのほうにこういう人がいるのですけれどもという情報があれば、うちのほうの職員及び看護師で定期的に巡回している状況でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、包括支援センターのほうに連絡が民生委員さんからあった人については、包括支援センターのほうから支援員のような方が回っているというような捉え方なのですか。その辺が私も民生委員さんの話がよく分からないところがあったものだから、ちょっと確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 まず、毎年6月に民生委員さんは社会調査という調査を行っています。地区の独り暮らしの方がどれくらいいるかという調査を行っていますので、地区の民生委員さんが独り暮らしの状況はまず一番把握していると思います。そこで、見守りが必要な方については町のほうに連絡が来ます。民生委員さんからの連絡だけではなく、町には高齢者見守り活動というものがあって、業者さんだとか、グループさんとか個人さんが近くの人を見守り活動をボランティアでやっている方がいらっしゃいますので、そういう人からの情報提供によっても包括支援センターの職員、町の職員と看護師による見守りの訪問も行っております。でも、ほとんどが、一番多いのがやっぱり地元をよく把握している民生委員さんからの情報提供で見守り活動のほうを行っている状況でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。今民生委員さんがある程度守秘義務的なところがあるので、どうなのかあれですけれども、嵐山町の民生委員さんがそういった独り暮らしのところを回っている、その独り暮らしのお年寄りというのはどのくらいの人数がいるということは公表できるものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 答えいたします。

民生委員さんの社会調査の数字ですけれども、元年度の調査結果で、独り暮らしの数が678名です。内訳として、65歳から74歳が297名、75歳以上が381名、合計で678人

という数でございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そして、この678名の人の中で、包括支援センターにこの人はちょっと見ていただきたいよと、本人からもあったり、家族の方からもあったりとか、そうした人たちに見守りが行われていると。一般的には75歳だから、多少元気になっているというような人については、その人は全く対象外というような捉え方になるのですか、その辺だけちょっと確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 包括支援センターのほうで見守りをを行っている実数は98名でございます。大分差があるかなと思うのですが、見守りを行うに当たって、現在介護認定を受けている方については訪問の事業は行っておりません。なぜかと申しますと、介護認定を受けている方にはおのおのケアマネジャーがついておりますので、ケアマネジャーによる見守りが行われていますので、支援とか介護になっていない方を職員と看護師のほうで見守りをしている状況でございます。そのほかにも町にはいろんな事業がありまして、配食サービス、お昼とか夕飯を持っていくサービスもございます。こちらのほうは直接お弁当を独り暮らし、もしくは70歳以上ですと夫婦でご飯を作ることが困難な世帯にも配っているわけですが、直接お弁当を渡すということで、そこで顔を見たりということで見守りをしている事業もございます。そんな状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、例えば独居で72歳の高齢者がいるというようなところには、町のほうに何らかの依頼だとかなければ、見守りとか、そういったものは町としては特にはやっていないということでよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 まず、1点訂正させていただきます。

先ほど70歳以上の方で食事を作るのが困難だというお話ししましたが、すみ

ません、65歳以上の方の誤りでございます。

今独居の方は全てかということなのですからけれども、元気な独居の方については見守り事業は行っておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 分かりました。その方は恐らく元気な方なのだと思うのです。それで、その方がなにおかつコロナ禍でそういう状況にある。長いコロナが、今度第3波のようなものが来ているとなると、やっぱりちょっと鬱になってしまうと言うのです。一般の人でもです。だから、何かそういうようなことに対しての、いわゆる町としては民生委員さんも高齢化しているから回ってくれというのなかなか大変なことなのだけれども、何か方法的なものというのは特に方策がないということになりますよね。どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 高齢者の見守り事業ということで、通称ミマモリと言っている事業がございます。こちらは町の職員が訪問するのではなく、地域の方々が見ているということで、例を挙げますと、川島3区支え愛グループ、あと今年度から川島2区ほほえみグループというグループがございまして、川島の3区と2区につきましては、ここの5～6名が多分グループになっているかと思うのですけれども、月1回、地区の独り暮らしの高齢者のところを回っていってお話をしたりということで、何かあったら役場の包括支援センターのほうに連絡いただけるということで、そういう見守り活動も行っていきますので、こういうボランティアの方が増えると大変いいなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 分かりました。その人はとにかくコロナによってかなり鬱的になってしまって、買物にも出ない。元気な人なのですからけれども、そんなになってしまったという話で私もちょっとお会いしたのですけれども、恐らくその人に限らないと思うのです。結構一人で暮らしているお年寄りを考えてみると、今川島のところでも行われている事業が町全般に広がってくれば一番いいのかもしれないけれど

ども、何らかのボランティア、ボランティアといっても限界がありますので、何かその辺を町としてもコロナ禍の中で高齢者の方、元気な方でも買物にやっぱり出ていないというようなことで、夜はもう出ない、そのぐらい徹底していらっしゃる方も多いのです。ですから、その辺のところを少し町の中に、今のこれはどうなのだろうな、長寿生きがい課の事業の中に何らかのようなものは考えられないものなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 全ての町民の独り暮らしの方、町のほうで全て見守るということは人数的に難しい部分がありますので、できるだけ地域の方々が一緒に見守っていただければと思います。独り暮らしに限ってではないですけども、地域の中で、例えば自主グループ活動だとか、ぶらっと嵐トレ事業とかもありますので、そういうところにコロナ禍のときはマスクをして対策をしっかりと取りながら、そういうところに参加してもらったりして地元でのコミュニティというのですか、そういうのをしっかりとつくっていただいて、地元で見守りができればいいなというふうに感じております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) いわゆるその辺のところも町として何らかの優しい手が差し伸べられるといいよねというような、私はそういう思いはその人には話したのだから、町にこういうふうに話しましたけれども、何とかやっぱりこれが長い状況で続いていますので、そういう形の中で結局フレイルではないけれども、だんだん体調を崩していくという方たちもいるみたいなので、やはりなかなか今課長の答弁でもそれ以上はあれでしょうけれども、何らかの、例えば今回補正で出た黄色い旗ですか、無事旗というのですか、ああいったようなものもうまく工夫して、そんなのを見守るような形に何らかのものができたらいいなというふうに私思っていますので、とにかくコロナでそういう状況になっていく人たちが結構いるよということで、ここは問題提起みたいな形で話させてもらいます。よろしく願いいたします。

次に変わります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 3点目ですけども、学校の再開後の取組状況調査について

でございます。先日、埼玉県教育委員会は県内の小中学校の授業60時間超不足、2割との報道がありました。ICTの活用も含めた嵐山町の状況についてお尋ねいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目3の学校再開後の取組状況調査についてお答えをいたします。

議員お話しの調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、埼玉県教育委員会が学校再開から夏季休業前までの期間に行った学校再開後の学習への取組状況等の調査結果であると思います。この調査結果の中で、今年度末までに補い切れないと想定される授業時間数が約2週間分、60時間を超える学校が公立小中義務教育学校全体の2割程度あることが分かりました。現段階で本町におきましては、全小中学校におきまして、夏季休業、冬季休業の短縮や土曜授業の実施を行った結果、文部科学省の定める標準の年間授業時数を上回る授業時数を確保できる見通しとなっております。

また、学校におけるICTの活用につきましては、分散授業時におきまして、ズーム等により工夫した授業展開を行ってまいりました。授業におきましては、新型コロナウイルス感染症発生以前からタブレットを用いた授業を行ってまいりましたが、GIGAスクール構想の1人1台タブレットの導入に向けて、12月にICT活用推進委員会による教員研修を開催し、令和3年度からさらなる活用の拡大を目指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この通常登校の再開後も嵐山町におきましては上回る授業時数を確保できる見通しだということで、現場で預かっていらっしゃる教育長を含めて、皆さんの熱心な努力のおかげだと思えます。ただ、埼玉県の中では、ここに至らない場合の改善点などの指導だとか助言があるというようなことになっているのですけれども、その辺については今教育長が答弁いただいた、そういった授業時数等は上回っていることなので、そういったようなことは特にないというような捉え方でいいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

60時間といたしますのは、標準授業時数とあまり関係なしに60時間足りないということでございますので、教育課程を実践する上では60時間足りなくても特に問題ないかなというふうに思っています。これは文部科学省が定める標準の授業時数というのは、年間35週間で決めています。35週間ということは175日です。本町の場合は202日の授業日数を決めていますので、40週くらいになります。恐らく埼玉県ほとんどの市町村は40週で計算していくのかな。さいたま市は41週ということでもう決まっていますので。そうしますと、41週間でいろいろな行事等を組んでいきまして、今年の場合は新型コロナウイルスがありましたから、いろいろカットしていきまして、その結果として60時間以上足りなくなる市町村というのは出てくると思います。本町の場合も足りない時数でいいますと、例年に比べると50時間ちょっと足りません、例年からは。ただし、それをどうやって補っていくかといいますと、今までは短縮日課、つまり学期末の時間ですとか、テストのときに短縮日課を設けておりましたが、その短縮日課をカットしたり、あるいは校外に出る授業、今年の場合にはいろいろな見学できませんから、そういうのをカットしました。その結果として、教育課程を進める上では、それほど支障はないのですけれども、例年に比べると、子どもたちにとっては彩りの部分というのは減ったと思います。また、授業の中で、ほとんどの教科でできない部分があります。理科の実験はできない、調理実習はできない、対面での会話等もできない。そういう部分を先生方が工夫してくださっていますので、標準授業時数はクリアできますけれども、年間のいろいろなことを考えると、例年に比べたらゆとりのない生活になってしまったかなという部分はあります。今申し上げた中で、各市町村で努力しているのは短縮日課を縮減したり、あるいは休業を短くしたり、土曜日に授業をしたり、学校行事を見直したりということで、何とか本年度については授業時数を確保できて、子どもたちに負担になっていきますけれども、勉強の面では少しゆとりが持てるかなというふうには考えています。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の教育長のお答えで理解いたしました。その中で、今コロ

ナがこういう状況であります。ICTについても、いわゆる答弁いただきましたように、分散授業においてはズームなどによって工夫した授業展開が行われていると。そして、意外とデータで出ていたのは、コロナが終わった後にはそういったICTを使った教育はそのままになっているというような学校もあるという中であって、今教育長から説明の追加があったように、感染症以前からタブレットを用いた授業を行っているということでございますので、その辺のこれからGIGA構想のほうへ移っていくわけですが、一応嵐山町の場合はそういったICT関連の教育についてもある程度順調な滑り出しをしているというふうな、今のところは見立てでいいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答え申し上げます。

議員の皆様にご同意いただきましたタブレット1人1台の配置が今年度中にはできるかなというふうに思っています。それを受けまして、今度子どもたちに持ち帰りができるようになりますので、その使い方、授業での使い方等も周知しながら徐々に、徐々に習熟度が上がっていけばいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 次に、この間の新聞にも全教員にデジタル指導力というようなものが求められて、31年度の予算案の中に概算要求に盛り込まれたというようなことも載っています。ここで私は、今が非常に大きな、世界も日本も変化の中であって、いろいろなものが、世界中のものが変わり続けていくという、こういう中に今立っているのだろうと私は捉えているのです。それで、子どもたちの学びの保障といいますか、いわゆる予測のできない変化を前向きに受け止めていくという力を育むということ、これは学習指導要領の方向性であるわけですが、その中で今求められるものは何だという、ある1冊、本がありまして、これは文部科学省の高谷浩樹先生という方が答えていらっしゃるのですが、いわゆる今の子どもたちはSocietyの4から5の方向へ動いているのだと。そうしますと、我々が子どものころは、お祭りのときに100円玉もらったり、50円玉もらったりして、それで綿菓子を買った。それがお

金になって綿菓子になる。そして、その価値という重み分かる。ですけれども、今の子どもたちはキャッシュレスの時代を生きているのです。そうしますと、キャッシュレスの時代というのは、子どもたちが何かに照らすと、そのままつながって行って、何かのものは返ってくるのですけれども、いわゆる通信を使って今度は自分の口座からそれが引き落とされていくという、そういったことが実感できるということが大事なのだということが書いてあったのです。確かに我々の場合は100円玉が綿菓子に変わる重みというのは分かるのでしょうかけれども、今の子どもたちはその辺がやっぱりなかなか。それが今の新しい時代なのだろうと、Society5.0というのですか。そんな中で、いわゆる何が大事かという、情報を活用する能力だと。その情報活用能力、これがこれからのやはりGIGAスクール使いながらやっていく中で求められるのではないかなということが先生の本に書いてあったのです。その辺を含めて、現場にいらっしゃる先生方含めて、本当に変わり続けていかななくてはならないような、ちょっと苦しい、つらい時期でもあると思うのですけれども、何とかしてそれをやっぱり乗り越えていかななくてはならぬわけでありまして、最後にその辺のところの見解を教育長からお聞きをして終わらせていただきます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答え申し上げます。

私は、子どもの力は無限だと思っています。無限なので、情報活用能力も先生方をはるかに超えていこうと思います。その中で、一つ注意しなければいけないのは、やっぱりセキュリティーの部分については学校を通して子どもたちに徹底的に指導していかないと、セキュリティーが欠けているがために大きな被害を被ってしまうということがありますので、いろいろな部分でどんどん、どんどん自分の世界を広げていくのは、子どもたちの力は本当にすごいなというのは実感をしているところですが、逆にセキュリティーの部分は子どもたちはまだまだ気がつかないところがありますので、そこを注意しながら、あとは子どもたちに自分の発想をどんどん、どんどん膨らませていってもらえればいいかなというふうに考えているところでございます。これからは何ができるのかということが一番大切なことになりますので、その辺を中心に夢を持っていってもらえればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 本当にコロナがG I G A構想を押したような形になりますけれども、これを上手に使って嵐山町の子どもたちの教育が一層伸びていただくようお願いして、私の一般質問終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時22分)

令和2年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月3日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第6番議員 大野敏行 議員

第12番議員 渋谷登美子 議員

第4番議員 藤野和美 議員

第11番議員 松本美子 議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
萩原	政則	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
永島	宣幸	教育	長
村上	伸二	教育委員会事務局	長

杉 田 哲 男 農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第4回嵐山町議会定例会第4日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号6番、大野敏行議員。質問事項1の農地の除草管理についてです。どうぞ。

○6番(大野敏行議員) 6番議員、大野敏行です。議長のご指名いただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問項目は1項目だけでございます。農地の除草管理について。農地の草刈りは地主が管理者としての責任で行ってまいりました。自分の管理する田畑の先に水路等があった場合、その地先まで草刈りをしてきたものでした。現在は多くの地主が個人で営農するのではなく、営農集団や個人の認定農業者に耕作を依頼しております。また、農業者の平均年齢が高齢化し、減少傾向にもあります。このままの推移でいきますと、近い将来草だらけの農地が増え続けると危惧しております。町の見解をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

農地の効率的な利用に向けた取組といたしまして、農地を担い手に集積し、不要な畦畔等の取り払いを行い、大規模区画化にして作業の効率化と畦畔等の管理の省力化に努めてまいりました。担い手の減少や規模の拡大により地先の管理も担い手のみでは厳しい状況になってきており、農村地域の多面的機能を維持するため、国では交付金事業により農業者だけではなく、その地域が一体となって共同で行う活動に対し、支援を行っております。この事業は担い手に集中する水路や農道等の草刈り、水路の泥上げ、道普請などの管理や施設を長寿命化するために地域で行う共同活動に対して支援が受けられるもので、町では土地改良事業完了地区を中心に推進を進めており、9地区で実施をしてございます。また、農地の維持管理については所有者により行っておりますが、その所有者が高齢等により耕作できなくなるなど、農業委員会や町へ相談があった場合には、農地バンクへの登録斡旋や隣接者、地域の担い手への斡旋等を行い、農地の利用促進に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 各地域で多面的機能ということで、9地区で組合的なものを発足して実施しておりますということであります。町が知り得ている草刈りをする、個人でも団体でもいいのですけれども、この9地区で実施している以外でも草刈りを共同でやっているとか、こういう組織がやっているのですよとか、そんなものをもしご存じでしたら教えていただきたいと思っております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

この個人で草刈り等々ができなくなった場合でございますけれども、町のほうに隣接で、私のところの隣にやはり迷惑をかけてはいけないというふうな状況の中で問合せがあった場合につきましては、シルバー人材センターであったりですか、らんざん営農さんのほうも今大変厳しい状況でございますけれども、そういった機関の方々にご紹介させていただきますして、有償にはなってしまうと思うのですけれども、処理のほうをお願いをしているということが現状でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今シルバー人材さんですか、らんざん営農さんですか、そういった組織の方をお願いをしている場合があるよということでございますけれども。例えば今年なら今年、令和2年度で町への、特に農地とか水路ですか、そんなところでの草刈り要請が町民からどのくらい依頼があったかどうかというのを、もし把握されていたらお教え願います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

電話等の問合せ等によりましてのご紹介の数は、ちょっと把握を誠に申し訳ございませんけれども、してございませんけれども、隣接の農地で隣の方から所有者が分からない、けれども雑草等が繁茂してしまっていて耕作に影響がありますということで、ご連絡を受けて通知をさせていただいているのが4～5件、毎年出ているような状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 通常自分の手で草刈りができない場合、今まではシルバー人材さんをお願いしていたのが結構多くあったかなと。そして、私の知り得ている見ている限りの中では、シルバー人材で仕事されている方があっちこっち出かけていって草刈りをしていたなという光景はよく見かけてきました。ところが、近年シルバー人材さんの中でもそんなに草刈り部隊が活躍しているようなところをお見受けしなくなってしまったのです。シルバー人材のほうでも草刈り隊の募集を常にされているという状況で、管轄は違うのですけれども、農政課で管轄が違って申し訳ないのですけれども、そこいらの中でシルバー人材の状況か何か、もしお分かりでしたらお答え願いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターのほうで、ちょっと問合せをさせていただいた状況によりますと、やはり年々草刈りのニーズは高まっているというふうにお聞きしてございます。

ちなみにございますけれども、前年が延べ数で申し上げますと350件だったものが令和元年度については373件というふうな状況でございます。シルバー人材センターのほうも電話等でのお話ですと、その業務に従事する方々がやはりどうしても高齢化とともに人数のほうも減ってきている状況でございます。先ほど農地のほうの管理の中で、らんざん営農さんのお話もさせていただきましたけれども、一時期はらんざん営農のスタッフも協力体制を取りまして、そういった草刈りのほうの作業に従事をしてございますけれども、らんざん営農のほうの職員もやはり病気であったり、いろいろオペレーターのほうが今不足をしているということでシルバーのほうのちょっとご協力体制も取れていないというふうな状況で、29年には草刈り班が約30名ほどいたということでお聞きしてございますけれども、令和元年度については18名だということで、シルバー人材センターのほうもそういうスタッフのほうの募集はかけているということではございますけれども、なかなか状況が、補充ができていないというふうにお聞きしてございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 事前に情報を収集していただきまして大変ありがとうございました。今らんざん営農さんも実は草刈り隊がいなくなってしまったのだよと、今人数が少なくなってしまうと、なかなか草刈りができる状況ではないのだよということで、今年の田植え時なんかは、特に志賀地区においては草刈りは勘弁してくれと。ただ、田植えだけはしなくては仕事が進まないの、先にさせてもらうよということで、秋になってから草刈りをしたと。実はらんざん営農さんなんかは大型トラクターの後ろにロータリー式の刃をつけて、傾斜地でも何でも一気に機械で刈ってしまう、そういう装置を持っていらっしゃるのです。シルバー人材さんとかそういったところは全くそういう機械化されていないので、これからは、ある意味大型の機械でばっと刈ってしまうような、そういう装置というか機械をそろえていくとか、そこに多少地主がお金を出してでも有償でもやっていただけるというようなシステムづくりをしていく必要はあるのかなというふうな考えてはおるのですけれども、なかなか大型の草刈り機をそろえるとなると、お金がないと買えません。そんなような状況の中において、町として、では例えば北部、中部、南部に1か所ぐらいそういう草刈りをしていただけのような、大型機械の後ろにつけるような、そういった部隊を何とかお願いし

ていこうとか、そのような計画なりお考えというのがもしあるようでしたらお答え願いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 オペレーターのほうのお話になるかと思えます。まず1点が各地域でそれらを実施、共同作業ないしその機械の持ち回りで実施をしていただくというふうな場合につきましては、冒頭答弁をさせていただきましたが、多面的機能支払交付金、この団体の中で当然補助の中で体制整備を整えていただきまして、機械の購入、維持、そういうふうな利用方法等もお決めいただく方法は一つあるかと思えます。これにつきましては、毎年度町のほうの職員も総会の中で、その年度の事業を決めていく中で予算取りであったりですとか、運営方針等もご協議をさせていただいてございますので、各地区の要望のほう踏まえて予算要求も含めてさせていただければなというふうに考えてございます。

2点目でございますけれども、らんざん営農さん等は、やはりあとは担い手につきましては、トラクター等の後ろにスライドモアの草刈り機を連結して作業を効率化を図っている状況でございます。これらにつきましては、トラクターのほうの規模にもよりますけれども、普通免許でついている小型の特殊車両であったり、大きなものになりますと大型特殊車両ということで、また別な免許が必要になってくるケースもございます。この免許につきましては教習所であったり、また専門的な県の農業大学校であったり、そういったところで免許の取得の講習も行ってございますので、町のほうといたしますと、特殊な技術をちょっと要する部分がございますので、担い手さんですとか、そういった方々にご紹介をさせていただいて、技術取得をしていただいているというのが現状でございます。当然若い方でやる気のある方につきましては、こういうところの技術取得もしていただきまして、ただ機械につきましては高価なものになりますので、やはり地域でやったりだとか、なかなか個人では無理かなと思えますので、そういった補助金を活用しながら作業の効率化を図っていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 状況はよく分かってつかめてまいりました。今までは草刈り

ということについてお尋ねをしたのですけれども、もう一方では、では草を生えさせない、草にしないという対策がもしできるとした場合には、私の知り得ているところでは、中部土地改良組合の中でヒメイワダレソウという草花といますか、水辺に植える草なのですけれども、それを植えることによって雑草は生えてこないよということで、そこは草刈りをしなくも済むのだよというような情報を得ておるのですけれども、その辺の状況はいかがなものでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ヒメイワダレソウ、また水路等々の草の繁茂を抑制する植物ということのご質問かと思えます。町のほうでは今議員おっしゃるとおり、ヒメイワダレソウのほうを特に七郷北部であったり、ため池の畦畔、やはり急斜地の非常に草刈りの作業が効率が悪いようなところを中心に進めさせていただいてございました。もう一点は、田んぼの水路等々の畦畔、こういったところに、これはある意味芝生のようなものでございますので、どんどん増えていく植物でございますので、水田等々であれば、やはり毎年春先には耕うんをして水を張りますので、その田んぼの中には浸食をしていかないというふうな性格を持つ植物でございます。ため池もしかりでございます。そういった部分で推奨させていただきまして、嵐山中部土地改良区等であれば、管理をしている調整池の周りに植栽をさせていただきまして雑草のほうの抑制を行ってございます。こういったものにつきましては、苗の購入であったり、種子の購入、そういったものは先ほどもお話しさせていただきました多面的機能の中で資質向上支払交付金というのがございまして、それが植栽による景観形成であったりだとか、農道の余った農地等にそういったものをまくだとか、ヒマワリだとか、そういう草花でも大丈夫でございますし、そういった種子を購入していただきまして農家さんのほうが植えていただきまして、何年かはやはり管理はありますけれども、通常の雑草の繁茂は抑制はできるのかなというふうには考えてございます。ただ、やはり使う場所によって、畑地にこれらを使用しますと、畑の中にどんどん侵食していつてしまいますので、農作物のほうにも影響があるかなということがございますので、利用状況も含めまして、そういったお問合せがあった部分につきましては推進をしてみたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 水辺には大変有効的であるということでございます。そして、9地区で実施をしている土地改良事業の中で、そういったご指導も再度していただいて、より傾斜地の草刈りをしなくて済むような、特に水路の傾斜地ですとか、なかなか草刈りは大変なのです。平坦地であれば、今は個人の農家でもハンマーモアを買ったりして刈っているものですから、草刈りしているものですから、そんなには面倒ではないのですけれども、特に傾斜地に関しては本当に大変で、それも草刈りというのは全て草を刈り上げなければいけないのです。刈り落とすと、みんな水路とか、そこに草が落ちてしまって、そこをせき止めるような形になってしまいますので、全て下から草を刈り上げるということですので、高齢化になってきて、そこで草刈りするというのはちょっと大変なものですから、そんな形の中で、よりご指導を町のほうでしていただければというふうに思います。

もう一つ草の管理で大事なことがございまして、以前は年が明けて冬のときに草、野焼きをしておったのです。昔は古タイヤかなんかに火をつけて、そこでどンドン、どンドン草が燃えるように広げていったものですから、もくもくとした、タイヤが燃えるものですから、すごい煙が上がったりなんかして大変な状況があって、今は野焼きは禁止というような形の中で全くそれができなくなってしまって、この冬の間害虫が卵を産みつけた草の処理がこの何年もできなくているものですから、作物を作るにしても春先になってくると、卵が全部幼虫から成虫になって、作物に対して悪いことをするのです。私は地域を特定をするというか、地域を分けて分割をして、それもウイークデーのお勤め人が休みの土曜とか日曜を除いた形の中で、そういった草を焼くという行為は私はあってもいいのではないかなという気がしておるのですけれども、その辺についての考えについて、町のほうとしてはどのようにお考えになっているかお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

共同防除でございますけれども、これにつきましては農協のほう事務局をやったございました防除協議会ということで、以前は有人のヘリコプターでの薬剤の散布、また時代とともにラジコンであったり、今はドローン等も活用しての薬によるそうい

う害虫の駆除と、やはり今委員おっしゃるとおり越冬させないために冬場の時期に害虫の卵であったり、カメムシであったり、そういったものの駆除ということで、町内一斉に日にちを定めさせていただきまして焼却処分を実施をしてございました。ちょっと記憶でございますけれども、平成13～14年で終わりになったかなというふうに考えてございます。これらについては地球温暖化であったり、煙等々、野焼きのことが状況の中で発生をしてございましたので、一律ということではございませんけれども、差し控えているというところが現状でございます。

ただ、こちらの畦畔等の焼却のほうにつきましては、野外の焼却禁止という部分の中での例外がございます。幾つか挙げさせていただきますと、国または地方公共団体がその施設を管理するために必要な廃棄物の焼却であったり、震災、風水害等の災害の防止、応急対策復旧に必要な廃棄物の焼却、災害時の木のくずであったりだとか、そういったものです。また、風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な物の焼却であったり、4番目でございます、こちらが該当してくるのかなと思うのですけれども、農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却というふうなもので、これらが具体的に申し上げますと、農業者が害虫駆除を行うために行う畦畔等の焼却や用排水路を除去した刈草などの焼却、これらが認められている部分でございます。あとは、たき火等で、その他日常生活を営む上での通常行われる廃棄物の焼却、キャンプファイアであったり、そういったものが挙げられてございます。ここの部分で除外をされてございますので、不可能ではないのかなというふうには考えてございます。ただ、やはり今住宅等の問題で以前実施をしていた中での問合せの電話をご紹介すると、今外に洗濯物等を干すというふうな方で農業に関係ない方もいらっしゃると思いますので、やはりそういった方々で地域の中で、民家から離れた農地で個人的にやられる部分については影響がないのかなと思うのですけれども、地域の中で共同作業を行うという場合につきましては、やはり地域の中でよく周知をしていただきまして、日にちを定めて、また時間等も必要な時間で区切りをして実施をしていただくということについては不安なかなというふうには考えてございます。農政のほう推進する部分であっても、それらを中止して以降、農作物への被害となりますと、やはり水稻の中でカメムシが乳児期に米ができるときに食べてしまって、黒点米ということで等級が落ちるとか、そういった農作物への被害というのも当然出てまいりますので、やはりそういった害虫の駆除というのは、ある一定の部分で

はしていただいたほうが農業に関してはいいのかなと。ただ、住環境、その周辺に住まれる方々につきましては、そういったものをよく周知をしていただいて、上手にといいですか、迷惑にならないような形で対処していただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今課長から農業生産に対する前向きな形での畦畔の焼却みたいなものは、ある部分許されているところはあるのだよということで答弁いただいたのですけれども、町の姿勢として、これは町長にお尋ねしたいと思うのですけれども、嵐山町の農業の活性化、育成、そしてどんどん、どんどん高齢化になっているこの状況を鑑みただ中で、一般町民やなんかにご迷惑をかけない範疇の中で、枯れ草等の処理がうまく地域で話し合っただけのものであれば、それは町としても承認をできるのか、いやそれはもう絶対やめてもらいたいというのか、その辺のお考えを、すぐにする、しないの答弁はなくても結構ですけれども、どのような形の中で検討していただけるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

大野議員のほうからは農地の除草管理ということで、いろんなご提案も含めてお話をいただきました。私も全く同じ危惧を持っております。そして除草といっても、お庭ではなくて農地ということになると、これは面積的にも相当広いですし、また先ほど言った地先というのでしょうか、そういうところまで含めてやるということになる。また、高齢化が進んでいる中で、これは大変大きな課題であると。国のほうもそういった状況を捉える中で、先ほど課長のほうからも説明がある中で地域一体として進めてくれると、そういうことであるならば国としてもこういった形で応援をしていきたいと思いますというふうな事業をしているわけでありませう。

今大野議員のほうからも、野焼きの関係で町民のご理解がいただけるのであるならばどうだろうかというようなお話もございましたけれども、私は基本的にはご理解をいただく中でやっていく。これはご迷惑というふうに考える方もおられるかもしれませんが、日本のやっぱり農業あるいは農村地帯の一つの風物詩でもある、文化

の一つでもある、そしてまた自主的なこともある。ですから、その辺のところをうまく地域の方々にご理解をいただく中で進めていくというのは決して悪いことではないのかなというふうに思っております。

また、機械化のご提案もございました。この観点というのも大変重要な観点であるかなと思いますので、技術者、そういった使える方の育成も含めて担当部と検討させていただきたいと思っております。

これは直接農地のほうの除草の関係ではないですけども、公共施設の除草です。年に3回ぐらい、例えば職員と、それから議員の方々にもお願いをして、それでボランティアで今ヤオコーの歩道のところをやっていただいています。あそこだけではなくて、ほかの公共施設の中でも除草がしっかりとできていない、そういったところもあるわけでありまして。それを私も分かっているものですから、この前の10月31日のときに実施したときには、ふれあい交流センターの職員、それからあとは商工会の職員、その方たちにお声かけをさせていただいて、あちらはあちらでやってくださいということをお願いしたところ、本当に心よくご協力をいただきまして、あそこらも少しきれいになっております。また、昨日、おとといですか、ライオンズクラブさんのほうから何かお手伝いはということがあったので、実は年に3回ぐらいこういう形でやっているの、ぜひ協力をいただきたいと、ああいいですよ、とても好意的に捉えていただいて。ですから、来年度は例えばふれあい交流センターだけではなくて、駅の東口のほうのロータリーなんかもありますので、ああいったところにもそういった人員を配置する中で町全体がしっかりと除草につながっていくようにしていきたいと思っております。今いろいろ大野議員のほうからご指摘をいただいた点は、しっかりと検討させていただく中で進めさせていただきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) 大変前向きなご答弁いただきましてありがとうございます。農地に限らず、私は今回農地の除草管理ということで通告書お出しさせていただいたのですけれども、私たちの住む私たちの地域の清掃活動は、個々のここに住んでいる住民が何かしなければいけないことでございます。自分の置かれた責任という立場をよくわきまえてやっていく。そのご指導は町のほうでも確かにしていただけるという形の中で、しっかりといつでも嵐山町の中は宅地、農地に限らず管理がしっかりしている

なというような地域に持って行っていけたら最高だなというふうに思います。前向きな答弁いただいたところで、私の質問は終了させていただきます。大変ありがとうございます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の子育て支援についてからです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 今日全部聞きたいと思いますので、お願いします。この前は一つ落としたのですけれども。

1番、子育て支援についてなのですが、まず第1、本年度の妊娠届書の受け取りを伺います。コロナ禍で妊娠をためらう方が増え、全国的には昨年度と比べ11.4%の減と言われていますが、嵐山町の状況について伺います。

(2)として、子育て支援センターでのコロナ禍での相談内容について伺います。

(3)として、コロナ禍での妊娠中のカップルへの支援や相談について伺います。

(4)として、次年度の年齢別の保育園、幼稚園入所希望について伺います。

(5)として、本年度、次年度の保育園入所希望、町立幼稚園入園希望の子どものうち、障害、発達障害の疑いのある子どもの数を伺います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(5)について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。

令和2年度の妊娠届出数は11月25日時点で46件となっております。昨年の同時期では51件ございましたので、約9%の減でございます。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

コロナ禍での相談等については、緊急事態宣言中の4月、5月は主にこちらからの電話での相談支援でした。内容につきましては、外に出られないため、巣籠りでのストレスが主で、ずっと家にいて、いらいらして子どもを怒ってしまう、子どもと一緒に時間が長過ぎて自分の時間が持てない、子どもを遊ばせる場所がないといった声

が聞かれました。また、いつもより長時間の電話になることが多く、中にはどうしても子どもが保育士さんに会いたいと聞かなくてと、センターにいらっしゃる方もいました。子育て広場を人数制限して予約制で再開した7月以降は予約なしで行きたいときに気軽に行ける子育て広場等があったら教えてほしいという相談が多くありました。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えをいたします。

通常は妊婦訪問を実施し支援をしているところでございますが、緊急事態宣言中から現在まで妊婦訪問を中断をしている状況でございます。このため、現在は電話での相談支援を行っております。相談内容につきましては、緊急事態宣言中は妊婦健診で産婦人科を受診するの1人きりと制限をされていたため、心細くて不安なのですという声が多く届いておりました。

続きまして、質問項目1の(4)の保育園分につきましてお答えをいたします。

令和3年度の保育所入所希望者につきましては、まだ集計途中でございますが、新規申込みについては約50件ございました。継続入所も含めまして年齢別希望者数は、ゼロ歳児10人、1歳児33人、2歳児47人、3歳児58人、4歳児62人、5歳児64人、合計274人となっております。

続きまして、質問項目1の(5)の保育園部分につきましてお答えをいたします。

令和2年度の保育所入所児童のうち、障害児が5人、発達障害の疑いのある児童が5人です。令和3年度の保育所入所希望児童のうち、障害児が2人、発達障害の疑いのある児童が2人でございます。これらの児童の把握でございますが、障害児につきましては、特別児童扶養手当の受給や障害手帳の取得等により確認をしております。また、発達障害の疑いのある児童につきましては、保育所入所申請時に添付された児童の健康等確認票により確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(4)、(5)について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(4)のうち、嵐山幼稚園の次年度の入園希望につきましてお答えいたします。

次年度の4歳児の入園希望は35名でありました。

続きまして、質問項目1(5)のうち、嵐山幼稚園の状況につきましてお答えいたします。

本年度の園児のうち、障害、発達障害の疑いのある子どもは年長の1名、年少の4名の計5名につきましては、配慮が必要と考える園児として把握し、対応しております。次年度の入園希望の子どもにつきましては、幼稚園教諭がさくら教室での状況や、入園説明会での状況を観察しておりますが、明確に障害の疑いのある子どもとして把握している子どもはおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず1番ですけれども、嵐山町の状況として9%減少しているということは、ほかにコロナ禍で心配だからということだと思うのですが、病院の対応とかについての問題点というのかな、皆さんが不安になる、病院に行くのが不安になるということと、それから将来的な生活費の問題があると思うのですが、その点については把握はされていませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 妊娠届出数の減少ということでお話をさせていただいたのですけれども、コロナ禍で減ったというよりも例年、昨年度も9%ぐらいの減があったのです。なので、ここのところ出生数も減っていますので、そういった意味では嵐山町としてはコロナ禍で特にということではないというふうには思っています。ただ、渋谷議員さんおっしゃるように、コロナ禍であって、病院との通院もしくは今後の不安という可能性はありますけれども、そういった悩み等の相談は特段ないというふうに把握しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 大体年々9%ぐらい減っているというふうになりますと、10年ぐらいたったらゼロになるということでもよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 おっしゃるとおり、年々本当にコロナではなくて昨年度も9%ぐらい減になっていましたので、そういった意味ではこれから少子化対策どうしていくか。今もやってございますけれども、嵐山町として人口減少にどう対応してい

くか、町の政策としても今後は当然勉強しながら対策をしていかないといけないとは考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目に行きます。

○森 一人議長 はい。

○12番（渋谷登美子議員） 電話相談が多かったということで大変だったということは分かるのですが、妊婦さんもなかなか難しいようなのですが、産後鬱の方が4人に1人いらっしゃるという話なのですが、その点についての把握はあるでしょうか。例えば今回ですと78人か、だから20人前後は産後鬱にかかって、計算でいくと、そのぐらいになっているのですが、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 当然産後鬱という今言われていますけれども、1人で家に籠もって子育てをすると、やっぱりどんな方でも軽い鬱のような症状が出てくるというのは承知をしておるところでございまして、今回コロナ禍ということで、通常ですと妊婦訪問をして話を聞くのです。ただ、今回については、そういったことがなかなか訪問してもらおうとちょっと不安だという親御さんもいらっしゃるし、訪問ができないことがございました。ただ、こちらが逆に電話相談というの、こちらから電話をかけて、こちらからアプローチをしてお話を聞いているという支援をしております。今もしております。それで、なるべく人数的にも大体月に5件、妊婦の数が。あと妊娠されている方もいらっしゃる。子育て終わった方もいますけれども、それほど人数的には多くないので、小まめな対応をさせていただいて、状況を確認させていただいているということでございます。当然把握している中では、相談を受けて、ちょっと注意が必要だというお母さん等については小まめなそういった対応をして、なるべく孤立しない、何かあったら話ができるような体制を取っているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、2と3が反対になってしまったみたいで、質

問が、申し訳ないのですけれども。コロナ禍でいろんなところに集まる場所がなかったために苦勞されたと思うのです。また、お母さんとの時間が長かったり、それからテレワークをなさる方も多かったと思うのです。そういうふうな方のための支援というのがやっぱり電話相談しかなかったのか、あるいはずっとコロナ禍でどんなふうな子育てをしているかというのを見ていますと、ニュージーランドがとてもよかったです。やっぱりニュージーランドは女性閣僚が多い場所なのだなというふうに思ったのですが。オンラインでのいろんな相談したり、パパママ教室もなかったわけですよ、今回。そうすると、そういったことをオンラインでやっていくということがとても大きかったこと。あと、今はみんなコロナ禍でも慣れてきたからと思うのですが、集まれないからといって逆に外で運動、外に遊び場を持っていくというのですか、そういった形をしている自治体もあるのですけれども、そういったふうな取組というのは今後もあることですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 渋谷議員さんおっしゃるように、今オンラインというものがあるのですけれども、電話での相談が主でした。ただ、今のこういったところでは、いろんなオンラインでの仕組みができていますし、若いお母さんたちはそういったIT関係にも明るいということもありますので、そういった部分では、今後はそういったオンラインでの相談というのでも検討していかなければいけないというふうには考えております。

また、集まる場所がないということでございまして、コロナ禍で相談は先ほどもちよっと答弁の中で話しましたが、ずっと家にいてということでありまして、電話相談も本当に1人の方で1時間近くというお母さんもいらっしゃってまして、でもそういう場合には、もうどうしても場合には、センターのほうで子育て広場もありますので、そこに来ていただいてお話を聞くというようなこともしておりました。まるっきり来てもらっては困るということではなくて、必要な場合にはそういったことで少人数だったり、何人かのお子さん時間を分けて、この場所に対応するというのもございました。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今はもう大分解決されているのですけれども、例えばパパママ教室みたいなのはウェブセミナーみたいな形でもできるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 パパママ教室、生まれる前の親御さんと呼んでやっているのですけれども、その中で生まれた後に入浴ですとか、そういったものを実際子どもの人形がありまして、実際のものを使ってやるのです。そういう意味では、できたら現場で実際の赤ちゃんのようなものを使ってやっていくほうが多分仕組みとしてはいい。ただ、内容によってはウェブでもやれるようなものもあると思いますので、今後は当然そういったものを含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きますね。4番目になりますけれども。今の状況で、保育園の入所状況で待機という形はないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 この答弁書をつくったのがまだ申込書が締め切る前だったので、この人数だったのですが、最新の締切られた後の集計が出ていますので、ちょっとお話をさせていただこうと思います。大分3日ぐらい早くこの答弁書をつくったものですから、締切りまでの間に駆け込みが結構ございまして、現在では73件という集計になっています。ですから、その後20件ほど増えたということでございまして、実際新規の申込みですけれども、最終的に年齢別にお話をさせていただきますと、新規申込みになりますけれども、ゼロ歳児が13人、1歳児が26人、2歳児が11人、3歳児が14人、4歳児が8人、5歳児が1人ということで73件ございました。それを含めて新年度の継続の方を含めての入所児童の年齢別の今現在の数字をちょっと話しますと、ゼロ歳児が15名、1歳児が40名、2歳児が51名、3歳児が58名、4歳児が63名、5歳児が65名ということで、トータル292名の申込みがあるということでございます。例年大体このぐらいの人数でございまして、待機児童、これから入所の判定をしますので、待機が出るかどうか微妙な数だなというふうになんか今思っている

ます。例年ですと、大体280から90ぐらいの人数ですので、今年度4月1日はこのぐらいの数で待機児童ありませんでしたので、あとは保育士の配置もありますけれども、うまく配置ができれば待機児童はない、出なくて済むのではないかというふうには思っています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 町立幼稚園のほうは35名でいいのですか。この前のお話ですと43名というふう聞こえたような気がするのですけれども、35名でいいのですか。そうすると、これは2クラスという形ですよ。今の保育園の希望を見ると、3歳児は58人だから、子どもの数がもっと少なくなっているの、ちょっとすみません、計算ができないのですが、次の4歳児はどのぐらいに、家庭にいるお子さんはどのぐらいになると思われるのかということと、あと補正予算で見ると、認定こども園のお子さんが増えていますよね。それも合わせると3歳児で町立幼稚園の次年度、令和4年度ぐらいになる形のお子さんはどのぐらい希望者があるかというのは推測できますでしょうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 次年度の入所がどれぐらいになるかというのは具体的には分からないところなのですけれども、ここ4～5年、大体全体の33から34%の方が嵐山幼稚園に入所希望で、この数字自体は、ここ3～4年変わっておりませんので、恐らくそれぐらいの方が嵐山幼稚園に入所される希望をしていただけるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、3歳から5歳の子どもたちの私立幼稚園も含めて無償化になっているということは影響はないだろうというふうな考え方ですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 無償化になる際に当然そういう影響はあるかというふ

うに考えて、若干比率が減るかなというふうにも教育委員会としては考えておりましたが、無償化になった以降も全体の比率というのは変わっておりませんので、それなりに嵐山幼稚園の教育方針というのは評価されているというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 昨日も嵐山議員の一般質問の中で、3歳児の居場所がないのだけれどもという話でしたよね。やっぱり家庭にいる3歳児の居場所がないのは、嵐山町としてはそのままにしておくという形で考え方があっていのでしょうか、町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

3歳児の人たちが家において、そのままに放置していいのかと、そういうことは全くございません。その家庭、その家庭の中で判断をしていただく中でやっていただくということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この問題に対して言うところとちょっと時間がかかるので、今回は置いておきますが、3歳から5歳児は、3歳児も含めて教育の場に置くというのが今の日本の文科省の姿勢ですよね。嵐山町は、それとは違う姿勢を持っているということは重々ご承知おきください。

次に、発達障害のお子さんですけれども、これについては保育園のほうと、それから幼稚園のほう、発達障害と障害のある方に対しての支援というのはどの程度になっているか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 発達障害、当然発達障害の場合には発達障害療育手帳というのですか、取得をしているというのではなくて、グレーゾーンと言ったらあれなのですけれども、まだ保育園のほうでは0、1、2、3、幼児ですね。幼児期の発達においては、それが本当の発達障害かどうかというところまでは、はっきりしない部分

が非常に多いです。母子保健のほうでも当然健診等やったりして、そういったものを見ているというところでございまして、発達障害という障害があるかどうかというのを見つけるというよりも早くそういった特性を見つけて、どういった支援をしたらいいかというのが大事だというふうに思っております、今保育園のほうでは年3回、発達障害児等、気になるお子さんたちの園の様子を見て、園の保育士さんにどういふふうな対応をしたらいいかという相談を受ける場を持っています。各嵐山町町内にある保育園を巡回訪問して、そういった保育士さんと児童福祉担当とハロークリニックの専門の方に訪問していただいて、そういった支援を行っている。母子保健のほうでも当然そういった発育の遅れとか、そういったものに対しての支援を親子教室等で行っているというようなことを嵐山町としては今現在行っているところです。

以上です。

○森 一人議長 次に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 嵐山幼稚園での対応についてご説明申し上げたいと思います。

今前田課長のほうでもご答弁がありましたけれども、今嵐山幼稚園で5名というふうに先ほど答弁させていただきましたけれども、障害と診断がされているお子様はいらっしゃらないです。今子育て支援課長のほうで答弁いただいたように、ハロークリニックさんの巡回が年2回、それと教育委員会といたしましては、発達障害早期支援対策事業としてやはり巡回の支援員が元の臨床心理士の先生に年2回来ていただいております。それと、教育委員会としては教育相談室長、これが週に1度、幼稚園のほうに訪問して対応しております。そうした中で、先ほど5名疑いのあるというお子さんがいるということで、幼稚園としては今年度9月から初めて特別支援の補助員を1名お願いしております。週3日以内という形ですけれども、その方が週3日と、金子和義教育相談室長が必ず週1回は園のほうに行って、子どもの様子を見るだけでなく、幼稚園教諭にもこういう対応、こういうふうにしたほうがいいということで指導等も行っているという状況です。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 保育園のほうは、そういった特別支援の保育士さんをそれぞれの保育園に派遣するということはないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 一応保育のほうでは、公定価格の中で障害児3名について1人の加配をつけられるような制度がございます。ただ、その場合には障害児手帳を持っている人か、発達障害の場合には診断書があるというような条件がございます。ですから、そういった場合には当然各保育園には1人の加配がついていると。ただ、それ以外の、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、そういった診断等はないのだけれども、ちょっと手のかかるお子さんがいらっしゃる場合もあります。そういった場合には各保育園、嵐山町の場合には私立の保育園ですので、保育園のほうとご相談をしながら町としてどういった対応ができるかというような支援は今までもやってございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 障害児という認定がされないと、国からの補助も出ないわけなのですけれども、嵐山町独自に加配するということがありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今年度はないのですけれども、ここ過去には何度か、やっぱり園のほうからの相談を受けて、どうしてもこのお子さんについてはそういった診断とかはないのだけれども、指導の上では加配をつけてもらいたいということがありまして、町の単独の保育の補助金がございますので、その中で支援員の助成をさせていただいて、つけていただいたということはございます。

以上です。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目の2の問題に行きます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問事項2の学校給食についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 平成31年に中央教育審議会で、学校における働き方改革の具体的な方策の一つとして学校給食費の公会計化が提言されていますが、嵐山町の学校給食会計の私会計から公会計への移行を伺います。特に私が今回問題だなと思いましたが、学校給食費が値上がりしていても、私たちは議員は知らないということがとても大きな問題だなと思っているのですが、その点についても含めて公会計への移行について伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 質問項目2の学校給食につきましてお答えいたします。

学校給食費の費用負担につきましては、嵐山町では食費は個人の負担に帰すべきものとの考えの下、現状は学校が取りまとめて保護者から口座振替をし、私会計に納めております。これにより毎月教員が直接金銭の受領をすることはなく、透明性に努めております。なお、公会計制度の導入においては、会計システムの導入、徴収担当課との協議、食材調達方法の財務会計制度の適用、職員配置等多くの課題がございます。この課題の解決のためには様々な調整や制度改正を必要としているため、現時点では困難ではございますが、公会計制度による透明性、公平性を鑑みながら今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私会計から公会計へ変えるためのガイドラインというのがありますよね。それ読んでいるのですけれども、大体2年間でできるということです。

そして、今の状況で何が問題になって、システムを入れることが問題なのか、それともこのままでやっていっていいというふうな感覚なのか、教員の働き方改革としてこれが挙げられているわけですから、私は取り組むべきだと思うのですが、どのぐらいいったら取り組むことができるのか、システムを入れるのならどの程度の予算が必要なのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 全国的な状況を見てみますと、導入までに2年を大体かけているところが自治体では多いようです。システムに関しましてもいろいろ国のほうでも共同でやれば安くできますよというのがありますし、300万、400万かかると言っているようなところもございます。その辺も検討していきたいと思っておりますし、渋谷議員おっしゃるとおり、教員の負担軽減ということでこの公会計化ということが全国的にももっと進めるようにということになっておりますけれども、それと同時に、ではその負担を、例えば我々教育委員会事務局のほうで引き受けるとなると、それに対する人員配置、予算配置等もございます。

また、いろいろ問題なのが食材の調達についてなのですけれども、現在は2年に1度の契約で町内の業者を優先したりですとか、町内産の食材をできるだけ多く使っていますとか、その辺かなり柔軟にできているところもあるのですけれども、これを公会計化することによって、いわゆる一般的な財務の契約と同じように入札制度にするとか、その辺の細かいところでいきますと、小さな町内業者よりも多くの食材を大量に扱える業者のほうの方が有利になってしまうようなこともあるのではないかとか、いろいろその辺のところをこの公会計制度を進めるという中で、近隣の状況、全国の状況等も教育委員会としても現在調べております。いずれにしても、公会計制度に向けての研究、検討というのは現在も進めておりますので、また滞納に対する処分なり、対応の仕方、これについてもどういう形になっていくのか。現在はあくまでも学校サイドから滞納されているご家庭に関してはいろいろお願いをするという形で対応しておりますけれども、それを公会計することによってどういう形で徴収する形になるのですとか、いろいろそういったことも個々の課題に関して研究しながら公会計化のほうについての研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私思うのですけれども、教育委員会、研究を進めていきますという形で、実際には全然進んでいないというのが現状ですよね。町立幼稚園にしても、ほかのことばかりが進んでいて、こういった関係、ずっと昔から公会計化というのは言われています。だけれども、ではその研究期間はどのくらい取るのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 近隣の状況等も鑑みながら、東松山市に関しては来年度から公会計化を導入するというふうに聞いております。この辺の制度をどういう形を整えてやっていったかということも考えて、何もしないというのではなくて、公会計化に向けて何ができるか、いつできるかというのは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、公会計化に向けて教育委員会ではどのような部門を持っているのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 疑問といたしますか、先ほども述べさせていただいたように、どういう形であればできるのか、人員配置も含め、予算化も含めて、そういったことを全体を考えて、こういう形であればできる、こういった課題、先ほどの食材の調達も含めて、こういう形であれば現状と同じような形でできるという、そういったことを一つ一つ確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校給食に関わるこういったところがその研究をしているのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 各自治体の県内、県外も含めてどのような形で公会計をしているのかというのもいろいろ調べております。教職員の負担軽減と言いながら、公会計化になりながらも依然として学校のほうで給食費の徴収を行っているというところもございます。本来の目的に沿った形で公会計化を導入するにはどういう形がいいのか、また先ほどお答えさせていただいております食材の調達方法、これも自治体の契約制度とは別途な形で給食費の食材調達のみ別な形で契約を行っている自治体等もございます。その辺についてどういう形で嵐山町として導入できるかということも研究していきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 伺っていることが違っているのです。どこのどういう場所でそれを検討しているのか、教育委員会事務局長が1人で検討してもしようがなく、例えば今学校給食センターは民間委託になっていますから、民間委託になっていて、所長だけが委託ではない。非常勤で公務員という形になっているのですか。学校給食に関してどこがそのような形で検討しているのか。今までのいろいろなことは、何をしたいかということはずっと読んでいたら分かりますよ。だけれども、嵐山町ではどこでその検討をしているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 教育委員会事務局で検討しております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） どのような形で検討しているのか伺いたいと思います。今話されたことは、ちょっと読んでみたら話ができる話なので、そうではなくて、きちり検討するにはどこかしっかり検討する部門がないといけませんよね。そのところを伺っているのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それに関して組織的なものは、まだつくっておりません。事務局内部の中での検討でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、もう一回聞きます。

そうすると、内部だけの問題で、教育委員会で学校とか、それから食材を持っていらっしゃる方たち、それから所長とも話をしていないということですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 具体的なお話はしておりません。導入の方向を定めた上でその後どういう形で公会計化に移っていくかということは検討したいというふうに考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、教育委員会事務局としてもしっかりと本当に何をしたらいいかということを考えて、どういうふうな組織とやっていけばいいかということを考えて具体的にスタートしてください。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） デジタル教科書導入についてです。本年度中に本町においてもタブレット全員配付が可能になります。教科書は無償配付であります。タブレット版での教科書は無償配付ではなく、来年度は小学校5、6年生の1教科、中学校の2教科のデジタル教科書について文部科学省が負担すると報道されています。現実的に再度休校措置が行われたとき、学校で学校授業のオンライン化はなかなか難しいかと考えるのですが、また副教材等についても無償化が必要であると考えますが、嵐山町においてはどうか対応していくのか伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 質問項目3のデジタル教科書につきましてお答えいたします。

デジタル教科書につきましては、議員ご指摘のとおり、文部科学省が令和3年度予算概算要求に計上され、国においてその在り方について協議されていると認識しております。児童生徒用のデジタル教科書が現在の紙の検定教科書に代わるものとして導入されるのであれば、紙の教科書同様に無償であることが原則であると考えております。現在デジタル教科書につきましては、紙の教科書との併用利用するための副教材的な活用が主となっておりますが、嵐山町といたしましてはICT化に伴う授業支援ソフトや学習支援ソフト等の費用も含め、副教材的な費用についてもこれまで同様に各家庭でのご負担をいただく予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） デジタル化の副教材については、各家庭に負担を求めないということで、それは確かなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 これからでなく、これまでもそうですけれども、前回の議会でG I G Aスクール構想の予算を通していただきましたけれども、あれも単純にパソコンを、タブレットを導入するというのではなく、そこに当然教育パッケージとして教育コンテンツですとか、そういうものも入っております。学習コンテンツも入っております。これも含めての契約となっておりますので、タブレットを使った活用においてのそういった副教材的なものは町で負担しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 4番目に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 外来動物の駆除、野生動物のすみかの確保についてです。

（1）です。アライグマ、ハクビシン等の外来動物についての駆除は、原則として被害届のある場所におりを仕掛けることになっています。外来動物は駆除する必要があるため、頻繁に動物の姿が見えてくる地区には対策協議会を設置していただいて集中的に駆除する必要があると思いますが、いかがでしょうか。特に平沢2区の場合はすごくいっぱい出てくるわけですが、ほかにも多分集中的に出てくる場所というのがあると思うのです。それがそのところを押さえておかないと町なかにアライグマが入ってきて、実際に町なかにもかなりいるのだらうなと思うのですが、その点について伺います。

（2）として、イノシシ、タヌキ等については保護動物であるので、農業被害、交通被害を減らす政策が必要ですが、里山に下りてこない政策として、現状はどのように対応しているか伺います。

○森 一人議長 それでは、（1）、（2）について答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、大項目4の（1）につきましてお答えいたします。

現在の町のアライグマ等の特定外来生物の駆除の対応は、外来生物法に基づく特定外来生物被害防止基本方針や埼玉県のアライグマ防除実施計画に基づき行っております。町は地域住民の要請に伴い、土地所有者等の理解を得ながらアライグマ等の駆除を行い、捕獲頭数は増加の傾向にあります。今後も状況の変化に伴い、特別に対策協議会を設置し、集中的に駆除する必要がある場合にはその対応を検討いたしますが、

現況におきましては引き続き現在の対応を適切に行ってまいりたいと思います。

引き続きまして、質問項目4の(2)につきましてお答えいたします。

現在の町のイノシシ、タヌキ等の鳥獣の対応は鳥獣保護管理法に基づき、国の基本的な方針や埼玉県鳥獣保護管理事業計画に基づく第二種特定鳥獣管理計画に基づき行っております。町は猟友会と連携し、農業被害や生活環境被害が見られる場合に捕獲処分や適地への放獣等、被害防除対策を行い、その生息数を適正な水準に減少させること、その生息地を適正な範囲に縮小させる鳥獣の管理を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) ハクビシンとアライグマはちょっと違うのですが、アライグマに関しては免許があれば、おりをかけることができますよね。そうする場合に、ごく普通の方でもおりをかけることができ、非常にたくさんアライグマが出てくるというものがあれば、出していったほうが、対策協議会というものを設置していったほうがいいと思うのですけれども、それが今必要ない。そういうふうな被害届がないと、アライグマも対応できないということで話があったと思うのですが、でも、現実的にアライグマがあそこにいる、ここにいるというふうに見る場所があるとしたら、被害届を出す方と出さない方といらっしゃると思うのです。被害届を出す方は農業被害があったというか、作物が荒らされたというふうな形で被害があるわけなのですけれども、そうではなくても町なかというか、道を歩いているというふうな状況があるときには、アライグマに対して地域で、地区をお願いして対策協議会をつくっていただいて、町なかに下りてこないようにしていくという管理が必要だと思うのですが、その点についてはどのようにお考えなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

現在町では外来生物対策に係る嘱託職員が外来生物の捕獲従事者資格を持たない家屋被害等がある町民の申出により設置した箱わなについて、町内30か所程度を巡回しております。月曜日に箱わなを仕掛けまして、金曜日に外来生物が捕獲されているかの確認をし、殺処分を行っております。原則として、被害のあった場所に箱わなを仕掛けることになっておりますけれども、嘱託職員が町内を巡回している際に外来生物

の足跡が多く見られた場所、そのようなところに対して町が自発的に箱わなを設置して、捕獲駆除を試みている状況でございます。したがって、今後もこのように地域の実情を見ながら同様の活動を適切に行ってアライグマの個体数の減少に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 1人の方で嵐山町内のアライグマの捕獲をしていって、おりを仕掛けていくというのはなかなか大変なことだと思うのです。全町的にそういったことを嵐山町の中で1の方がやるというのは限界があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

実はコロナの関係で、この捕獲従事者の資格が私と、あともう一人職員が配置になってからなかなか講習が受けられず取れなかったのですが、先日講習を受けまして、環境課4人全員がその捕獲従事者証を取得することができました。先ほど嘱託職員、月、金と申し上げましたけれども、火、水、木も住民からの通報等ございまして、そういうときはすぐに現場に駆けつけまして、その場で住民の方とお話ができるときはお話をさせていただいて、実情をお聞きして、もしもう少し台数を増やすとか、その場所を変えるとか、そういう必要があるときは、きめ細かくその辺の対応をさせていただいております。私も資格を取って、既に2匹、ちょっと殺処分等をやらせていただきましたけれども、そのように環境課全員一丸となって対応しておりますので、このまま、捕獲頭数も着実に増えておりますので、この体制で何とか頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目に行きますね。

イノシシ、タヌキが里山に下りてこないような現状ですが、捕獲処分や適地への放獣等の被害防除対策というのは具体的にどのようなことをいうのか。イノシシは、私は今年は減っているのか増えているのか、ちょっと今分からないのですが、ど

の程度毎年、年によって違ってくるのですけれども、どのようになっているのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

昨年度イノシシなのですけれども、全体では33頭捕獲処分いたしまして、その中で最も多いところが將軍澤で22頭ございました。ほかのところは1桁台ですので、將軍澤が一番ちょっと突出して多かったのですけれども、今年に入りまして、4月から10月までの間の捕獲頭数でございますけれども、將軍澤は3頭に減っております。全体では10頭という形で推移しております。生息数、生息地の適正な水準範囲でございますけれども、こちらのほうは、町は埼玉県の第二種特定鳥獣管理計画に基づきまして行っておりまして、その管理の目標につきまして、数値目標等はないのですけれども、自然環境とのバランスが取れる形、人とイノシシが安定的に共生できる状態としておりますので、町もそのような状態を目指すよう日々努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 將軍澤が多かったということなのですが、北部のほうが多いかと思っていたのですけれども、越畑、吉田のほうは、それは結局イノシシが発覚されなかったとか、タヌキも発覚されなかったということなのではないでしょうか。今まで見てみると、そっちのほうが多いかと思っていたのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

昨年度、令和元年度、北部のほうは廣野が3件という形になっておりまして、あまり捕獲の頭数は多くございません。イノシシのこの捕獲につきましては数値目標がございませんで、特にイノシシは農業被害が多うございますので、農政課さんからの許可の申請に基づきまして、その許可を出ささせていただいて、それで有害鳥獣捕獲という形でやらせていただいておりますので、その辺の推移をまた見ながら適切に対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 農業被害についてはどのような形で把握されていますか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 農業被害のほうにつきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、農協や農産物生産組合、担い手等との集会の中で、まずは防ぐこと、捕獲をするということではなくて、まずは自分自身で被害に遭わないような対策を取ってください、電気柵であったりとか、そういう指導を行わせていただいています。それでもなおかつ被害を受けた場合についてはこちらに連絡をいただいて、状況を確認して、鹿なのか、イノシシなのか、ハクビシンなのか、そういう状況を、場合によっては猟友会の会員の方と足跡を見ていただきまして、ではどういうわなを仕掛けるのか、そういった検討をさせていただきまして捕獲のほうに入っていくというふうな対策を今取らせていただいています。

今環境課長のほうが捕獲頭数のほう、お話をさせていただきましたけれども、被害状況につきましては随時電話等でいただいています。今年状況を見ますと、勝田地区であったり、越畑地区のほうに鹿の足跡であったり、イノシシの足跡ということで、今現在として今年はかなりコロナの関係もあったのかなと思いますけれども、電話での被害報告は少なかった状況でありますけれども、北部で連絡をいただいているのは3件でございます。また、川島であったり、鎌形、根岸、將軍澤のほうで5件ほど捕獲のほうを、目撃であったり、イノシシとか、そういったものを連絡のほうをいただいている状況でございます。特に多いのは將軍澤根岸地区、皆南部といえますか、そちらのほうが非常に多いと。これは松山、鳩山のほうからやっぱり来ているケースもあるのかなというふうには臆測をさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 電気柵などはどの程度使われているのか伺いたいのですが、どのくらい農業被害があるのか。具体的に農業被害がないと出てこないですね。被害件数として出てくるのかということが分からないのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

先ほどお話しいただきましたけれども、被害状況があったときにどのくらいの面積で、どういった作物を作っていたのか、どのくらいの被害があったのかというものは調査をさせていただいてございます。誠にちょっと恐縮でございますけれども、金額については、県のほうに毎年度報告はしてございますけれども、ちょっと今手元にございませぬので、ご容赦いただければと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 次年度予算についてです。ここに資料を作ったのですけれども、これは全体に対してのことですけれども、（5）になっています。まず、（1）として、ウィズコロナ禍としての政策を伺います。

それから、（2）として、財政健全化を目指す政策の課題についてです。

アとして、今後20年間を予測して、現状の公債費の返還では毎年の公債費返還はどの程度を上限とすることができるのか。

イ、現在掲げられているハード面の高額になる政策では、駅西整備、学校建設のそれに係る跡地利用が挙げられます。そして、道路、橋りょう費の改修を考慮して、それからさらに気候変動による災害の、これから必ず災害が起きると思っていと思うのです。それを考慮しますと、公債費の上限可能額の概算予測額としてはどのくらいになるのか伺いたいと思います。

次年度においてはどの程度まで公債費を組み込むことが可能かということと、ウとして、地方消費税増税分の見込みはという形で伺っているのですが、これが実際に今出した資料なのですが、これやはりかなり厳しいものがあるなと思って見ていまして、学校改修だけは25年ですけれども、ほかのはみんな10年とか15年でやっていきますよね。ここに、最後のページのところは、町から直接いただいたものなのですが、これで見ると、やはり69億、67億と、令和4年度ぐらいまでは今のところのこんなものかなというふうな感じで出せると思うのですが、令和5年度ぐらいからになってきますと、また債務、借りたとして、3年間の据置きとか、5年間の据置きがあって、そこ

から債務の返還が始まっていきますから、高額になっていくのかなというふうに感じているのですが、その点についてはしっかりとこれからも考えていかななくては。今予算をつくる時に一番大切なことだと思いますので、伺います。

その次、ウは言いましたか、地方消費税増額分の見込みについてです。

(3)として、出生率アップにつながる施策の組み込みについて伺います。

(4)として、地球レベルでは気候変動への対応が大きな課題であるが、嵐山町においても実現できるささやかな政策が必要だが、具体化できるか。

(5)として、町民からの要望、地区要望に一定程度実現が必要だが、財政調整基金の確保の課題との調整が難しい。優先事項について伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、(1)から(5)について答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目5の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

令和3年度の歳入は感染症拡大による経済活動の停滞などによる影響で減少する見込みであり、大変厳しい財政運営を強いられることが想定されますが、まずはコロナ対策など町民の命と生活を守ることが第一であります。また、予算の編成に当たっては、既存事業の見直し、事業の選択と集中により町の財政力を蓄えていきたいと考えております。

続きまして、(2)のAにつきましてお答えをさせていただきます。

地方公共団体においては、平成18年度より財政の健全化に関する法律において、実質公債費比率が健全化判断比率の一つとして位置づけられており、この比率が18%以上では、起債に当たり国からの許可が必要となり、さらに25%以上では地方債を起すことができる事業に制限がかけられます。令和元年度決算における嵐山町の実質公債費比率は3か年平均で9.1%であり、健全化判断比率としての問題はありません。仮に単年度で18%を超える償還費を試算すると、1年度の元利償還額が元年度の償還額を約3億2,000万円上回る約9億9,000万円となり、この額が公債費の上限と想定をされます。しかしながら、町債は町の借金でありますので、その発行に当たっては後年度の償還費負担が町の財政力に相応した範囲にとどまるように十分配慮する必要があり、可能な限り公債費の増加を防ぐ取組が極めて重要と言えます。

続きまして、イにつきましてお答えをさせていただきます。

地方債の発行は、どの程度まで借り入れることができるかではなく、借入金とその利子を町の財政力で返済可能かどうか最大判断指標となります。元利償還金をはじめ、一部事務組合の起債に対する負担金、債務負担行為に係る返済等の状況を勘案し、また起債の際には財政措置の有利な事業債を選択するなど、後年度の実質公債費比率の急激な上昇を招くことのないように十分留意していくことが重要であります。

次に、ウにつきましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞などの影響により、交付金、譲与税は全体的に減少傾向になると想定をされます。総務省の概算要求では、消費税の総額を前年比マイナス6.8%と見込んでおり、また埼玉県においては、県税、地方消費税、地方譲与税の合計額は対前年比3.3%の減と見込んでいます。いずれにしても大変厳しい予算編成が想定されますが、町にあっては今後示される国の地方財政計画を参照し、予算を編成してまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

国においては、時代に適した少子化対策、子育て世帯への経済的な支援の拡充を柱とした今後5年間で取り組む新たな少子化社会対策大綱を本年5月に策定をいたしました。町においても今年度を始期とする新たな子ども子育て支援事業計画に位置づけている各種事業に取り組んでいるところであります。引き続き実効性のある少子化対策を進めるために国、県の支援とともに、町の実情をよく見定めて、結婚、妊娠・出産、子育てがしやすい環境づくりに対する施策を推進してまいります。

続きまして、(4)につきましてお答えをさせていただきます。

菅総理は過日の主要20か国・地域首脳会議の場において、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると、日本が温暖化対策に取り組む姿勢を内外に示しました。申し上げるまでもなく、地球温暖化による気候変動がもたらす現象、災害はとてつもなく深刻な状況であり、無論一朝一夕に解決するものではありません。温暖化緩和に向けた町の取組としては、まず町民一人一人の意識や行動をどのようにして変えていくのか、そしてこれまでに行ってきた省エネ、環境保全型農業への支援、森林の環境整備などを継続して実施していくことであり、地道な取組を着実に進めることではないかと考えております。

続きまして、(5)につきましてお答えをさせていただきます。

町に対する要望について、優先すべきは緊急性、安全性、重大性などであり、その全てについて財政面を含め総合的に判断し、町民が安心して暮らすことができるよう、また持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これなかなかいいご答弁で、これでは何か全体的なことで、細かいことが質問できないなというふうに思っているのですけれども、例えば来年度ですと、3億2,000万円上回る9億9,000万円となりという形で、9億9,000万円までが上限額になるという形ですよ。それが公債費として来年度の予算として組み込むことができる、債務としてというのは全体でその10年度分とか、いろいろ償還の期間がありますけれども、それによって違ってくると思うのですが、これはどういうふうな形で考えていくのか、私は分からないのですけれども、例えば一部事務組合でも今後も起債していきますよね。そうしたことを考えると、嵐山町で実質公債費比率の急激な上昇を招くことがないように十分留意していくことが重要でありますというふうに書かれていますけれども、では具体的にはどんなものがあるのですか、来年度どういったことをしていくのですかということ伺いたいと思うのです。

駅西に関しては確実にやっていきます。そのほかに関して言うと分からないのですけれども、これから災害があったら災害に対しての支援の改修とか、そういうふうな形になってきますが、今現在で債務を借りなくてはいけないような事業というのはどういようなものが予想されているのか伺います。

これが、ちょっとごめんなさいね、どういうふうに質問していったらいいのだろう、これはと思いつながり今考えているのですけれども、難しい答えを出してくれたなと思うのですけれども、どうでしょうか伺います。まず、最初のウィズコロナ禍としての政策ではちょっとこれないですよ。どうしたらいいのかな。これ答えられるのかな。

（1）について、これはウィズコロナ禍としての政策というふうな形では、これでは答えにならないですよ。

○森 一人議長 （1）についてももう少し細かく聞きたいということです。先ほどの最初の質問は取りあえず置いて、（1）に戻ったということですね。

○12番（渋谷登美子議員） そうですね。（1）に戻るしかないですね。これでは、何だか答弁があまりに漠然とし過ぎていて、ウィズコロナ禍としての政策としては具体

的にはどんなものが挙げられるのか伺いたいと思う。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

実は来年度の予算編成方針につきましては、過日各課にお示しをさせていただいたところでございます。細かな予算の編成についてはこれから行っていくこととなります。その予算編成の中で各課にお願いをしたものが何点か、ちょっとご質問の趣旨とは違うと思うのですが、ちょっと申し上げたいというふうに思います。4点ほどその中でお示しをさせていただきまして、まず1番目には、新型コロナウイルス感染症への対応と。これは、先ほどご答弁をさせていただきました。こうしたことにしっかり取り組んでくださいということを各課にお示しをしたということでございます。2点目といたしましては、持続可能な財政運営の確保に取り組むと。3点目が限られた財源を効率的かつ効果的に活用するために既存事業を見直してくださいと。最後が新たな自主財源の検討を含めた創意工夫による財源の確保に取り組むこと、こうしたことをお示しをさせていただいたところでございます。

(1)の関係でございますが、ウィズコロナ禍にあってということでございますが、嵐山町は町長就任のときに、町長のいろいろお話の中で、議会の中のご答弁の中でも、これまでいろんな種をまいてきたのだと。その種をまいてきたものをしっかり実をならせるのだと、こうしたことに取り組んでいくというふうに町長はご答弁をされたというふうに考えております。これまで取り組んできた事業を、それをしっかり行っていく、これがまず第1。それと同時にこのコロナに対応していくと。国にあっては3次補正並びに令和3年度の予算、これは15か月予算という形で一体的な予算として編成をするような方針を持っていると、こんな報道がなされております。そういった今後国の補正予算等々をしっかりと見据えながら活用し、事業のほうを行っていくと、こうしたことを基本的な考えとして持っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) ちょっと(1)番の再質問とは趣旨が違うかと思うのですが、私は基本的に今の財政状況を見て、これで種まきをしたものを続けてやっていくというのは無理があるなというふうに思っていて、そうではないのかなと思う

ので、それで今までそういうふうな財政赤字を、財政の困難な問題というのは突然この12月1日号の広報でも出ましたし、私も議会報でも書きましたけれども、突然出てきたわけです。突然なのです、町民の方にとっては。それを全く、何というのかな、反省も、なぜこうなったかということも顧みないでこのまま続けていっていいのかというのがあって、この5番の質問をつくったのですけれども、これではちょっとウィズコロナ禍としての対策としては今後も、何というのかな、消毒をすとか、マスクをして、こういうふうな形でやっていきますというふうな形になっていくしか、それについての予算を取るといふふうになってくると思うのです。ですけれども、町民の人にとってみたら、ウィズコロナで、例えばふれあい交流センターは今までだったら20人は集まったのに7人しか入れないではないかとか、そういった問題を抱えているのです。そういったことに対する対策は、政策としてはどういうふうにしていくのか、これをまず伺いたいと思います。全体としては、なぜこういうふうな状況になったかというのを判断していかないといけないと思ってこれをやっているの、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今朝の新聞の記事をちょっと読んでいましたら、地方創生臨時交付金、このコロナの関係の人で不適切だと思えるような事例が全国の自治体であると、こんな記事が今朝載っておりました。嵐山町にあっては決してそのような使い方ではなくて、今交流センターというお話が出ましたが、交流センターにあっては、従前網戸がなくて、なかなか換気ができないと。そんな状況があり、ではそれをこの交付金を使って改善をし、利用者の皆様方が安心して施設を使えるような、こんなことを考えているわけでございます。これは図書館にあっては同様なことを行っていくと。一つ一つ公共施設であればそのような対策を取り、このコロナ禍にあってしっかり町民の安全を守っていくと、こうしたことを考えているということでございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の再質問からです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 1についてなのですけれども、ふれあい交流センター図書館の換気をするための工事をするわけなのですけれども、その場合、今制限がありますよね、入室の制限。各部屋の制限があって、例えば今までだったら15人入れるようなところを7人になった。そして、その分15人入るために大きな部屋を借りなくてはいけない。だから利用料が上がってくる。そういった問題があるのですけれども、それは、この換気をする工事によってまた元に戻るのか。そうでなければ、利用料の改定をするという措置が必要だと思いたいますが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

交流センターの利用の件ということでございますので、直接所管課ではございませんので、詳細につきましてはお答えをしかねるところでございます。コロナ禍での利用をどうあるべきかということにつきましては、今後の感染拡大の状況等々、そうしたものを踏まえて、町として必要な判断をしていくということになろうかというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ウィズコロナということで、これは次のまた別な観点になるのですけれども、今人々がなかなか集まることができない、それで情報も得ることができない、そのために精神的な問題を抱えるようになっていく人が多い、自殺者も多いという形になっています。それに対応できるような政策として、例えばもっと人が外で集まれるようにするとか、もっと人が集まれる、あるいは外に出かけていくというふうな形を政策として考えなくてはいけないと思うのですが、それについてはどのような考え方になりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

このコロナの問題というのは、申し上げるまでもございませんが、嵐山町だけの問題ではなくて、国レベルでの、あるいは全世界における問題というふうに認識をしております。国は国として、県は県として必要な策を取っていく。町は、なかなか町が独自で、財源もございませんので、国の支援いただきながら、町としてできる施策を行っていくと。具体的にどうこうということは申し上げられませんが、そうしたことを基本として、このコロナ禍は乗り切っていくということだというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 議会もそうなのですけれども、行政も人と人が会うというのが基本だと思うのです。そこの部分で会えなくなっているところをどうしていくか。電算化によってできるものはやっているのしょうけれども、私はちょっと無駄が多いかなと思って見ているのですけれども、そうではない形でオンラインを使っていく、それで外で集まっていく、そういった集会の在り方を考えていくべきだと思うのです。特に子育てとか、それから教育の問題、高齢者の問題もそうですけれども、歩くとか、そういった形のものが必要になってくると思うのですけれども、そういったものを政策として展開するという事はできるでしょうか、町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今コロナ禍ということでそういうような状態になっている。先ほど交流センターの件なんかもありましたけれども、今は制限がかかっている。でも、前に比べると少し緩和される。この後もいろんなワクチンの関係ですとか、いろんな状況が変化する中でどんどんそれは変わっていくわけでありまして。だから、今の時点がずっと続くということではないと思いますので。ですから、先ほど利用料がこれでは上がるのではないかというようなご心配をされていたようでありますけれども、そういうのを今の段階で考えるというのはいかがなものかなというふうに思います。

それからあとは、会えないというのは、本当に日本全国、世界中でそういうことが起こっているわけでありまして。それでまたコロナの中でこういうふうに精神的に病ん

でしまった人、自殺をする人もいる、そういう方も中にはいる。しかし、嵐山町においてそういう事例が、少し精神的にはストレスを感じたり、そういう人もいるということは先ほど報告がありましたけれども、そういうことも含めて政策として打ち出すということよりもやはり一人一人が自覚をする中で、そしてコロナにかからないように注意をしていただくと。そして、そういう一人一人の注意の中で、嵐山町は今のところ4名とかいうような少ない数の感染者の中でとどまっている。これは、一にも二にも町民の方々のすばらしい意識だと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。ちょっと時間がないのであれなのですけれども、ニュージーランドはコロナ禍のコロナ政策で成功しているのです。それは、そういうふうなところの細かいところに国が政策として提言して実際に始まっているわけです。そういったことを見ないで、今の日本が、今の国が、今の県からのお金がとか、そういうふうな形ではなくて、嵐山町でできることはいっぱいあるはずなのです。それをそういうふうに戻さないで、そうですねというふうな形でやっていただきたいと思います。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） もう答え出ないです。

次は、2の財政健全化に対する問題なのですけれども、先ほどのお答えですと、公債費の問題ですが、公債費は9億9,000万円ぐらいまでが公債費の上限と考えられるというふうなことでした。ですけれども、ではこの9億9,000万円、その後ですけれども、どれだけ、どの程度まで借り入れることができるかではなく、借入金と、その利子を町の財政力でどのくらい返還可能かどうかの問題であるというふうに言われています。そうすると、嵐山町では今後、来年度も始まるわけですが、どの程度のあれなら、大きなプロジェクトを持っています。都市計画道路とか駅西口、そして学校統合、そういったものに対してどの程度まで借入金の返済可能というふうには、毎年毎年の返済可能というふうには考えられるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほだのご答弁の中で9億9,000万円という数字を一つの試算の数値ということでお出しをしましたが、ここまで元利償還金が増えてしまっはとても立ち行かないというふうに考えてございます。今年度の元利償還金につきましては約7億でございますが、このうち交付税で全額措置される臨時財政対策債に係るものが約3億3,000万、残りの3億7,000万円が普通債と。この普通債の償還の額というのが一つの目安になるかなというふうに思っています。この普通債の償還額をどれだけ抑えることができるかということが今後の財政運営に大変重要な視点かなというふうに思っています。財政担当とすれば、この普通債の額、今年度の額を基準としてできるだけこれを抑えていく、それよりも増やさないような形で今後の地方債の発行を行っていくと、こうしたことが必要ではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は今の財政状況を見て、これは議会が予算を決定したわけです。そして、町長が提案しているわけです。それに対して何も議論が起らなかったということがとても大きな問題だと思っているのです。それで、何うのですけれども、例えば、もし仮に2005年に学校のためにお金を借りる、起債するとします。そうすると、2040年度が一番最終の返還期になるのです。そうすると、少なくとも2040年度までの人口減少による基準標準財政額を含んだ財政シミュレーション、それを立ててからでないと、まちづくりの大きなものというのはできないと思うのです、町の政策は。そのぐらい人口減少が日本全国で大きくなっているにもかかわらず、割と気楽といいますか、財政シミュレーションなしでいろんなことが提案されてきます。そこについて問題だと思っているのですけれども、こういった大きなプロジェクトをつくる時、例えば10年後には小川地区衛生組合も別のものをつくるかもしれない、そして都市計画道路もつくるかもしれない、この喫緊の問題としては駅西口の問題があります。それを含めて財政シミュレーションというのをつくらないで、今の、今度は第6次構想ですか、そういったものをつくっていくというのは、私は問題が大きいと思っているのです。だから、それまでの少なくともこれはやりたい、やるというふうに思っているらっしゃることの財政シミュレーションをつくっていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。そして、それは議会に示されるべきだと思うの

ですが、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

確かに議員さんおっしゃるように、大きな事業に取り組む、そうした場合にはかなりの額の財源が必要になってくるということになります。当然その事業を行うことが将来にどういった影響を及ぼすのか、こうしたこともしっかり見据えながら事業に取り組んでいくということは至極当然なことだというふうに思っております。町のこれまでの財政の指標等々を見てみますと、例えば義務的経費という経費の区分があるのですけれども、これがこの10年間で約3億5,000万円増えています。その中でも扶助費、社会保障費、こういった扶助費に係るものが約2億5,000万円増えていると。こうしたことは少子高齢化の進展というのが大きく影響しているのだというふうに思います。その時々々の状況、また将来に向けてのその社会状況の変化等々、そういったものを見据えてしっかりした計画、こうしたものを持っていくべきだというふうに思います。ただ、なかなかこの財政計画、大変難しい部分があります。そのときに想定したものがなかなかそのとおりに進まないということも過去の資料等々を見てもございます。担当とすれば、担当のできる範囲内でそういった計画をしっかり持っていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 町長に伺います。

私は今回の広報の問題、広報に負担、どのぐらい今嵐山町の財政が悪いかというのが出ています。議会報にも出しました。だけれども、それに対して、ではなぜだったのかという分析がないのです。この分析なしにしてこんなことをやってはいけないなと私自身も物すごく申し訳ない気持ちになっているのですけれども、この財政シミュレーションなしにいろんなことを進めていくというのは問題があると思うのですが、特に議会に対して財政シミュレーションなしにいろんな問題を出してくるというのは、私はトップダウン方式で、そしてこれなくてはいけないのだというふうな感じで、受入れなくてはいけないということが問題だと思っているのですが、その点について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 先ほどの質問の中でも、渋谷議員さんのほうから今までもこういったことは町のほうから提案されて、議会で承認したのだというようなことの言い方がありますけれども、渋谷議員自身も議会の一人です。ですから、そういう中で決まっていたということがまず1点目。それからあと、先ほどから冒頭にあるように、公債費だとか9億9,000万、どこまで借りられるのですかと、それで18%。これ9億9,000万まで借りたということは、そこまで行ったら、その後はもう雪だるま式に行ってしまうわけです。これはコントロールができない状態ですから。ですから、そんなことを目指すなんていうことはとんでもないこと。それから、あとは9.1%現在ありますけれども、私の記憶だと、埼玉県の町村の平均は4~5%です。9.1%といったら倍以上あるわけですから、こういう点からいくと確かに厳しい。だから、厳しく見るべきだというのは特に分かります。だからこそ警鐘はするけれども、駅西の事業にしても最初に示されたのは14億、15億の予算でした。しかし、そのこのところを今度は担当課がいろいろ頭を、知恵を絞って、今は7億近いところまで落としてくれたのです。そういう努力もあるということ。

そして、また小中一貫校で何十億かかる、でも、これは今の段階ですから、これから教育委員会としてもしっかりとこういった財政状況を踏まえて、もうちょっと現実的な数字になる、そういうこともありますし、また12月からDMOがスタートする。これだってこれだけの補助金が国から来るから、これを全額使わなくてはいけないのか、そんなことはない。必要なものだけ使えばいいのです。そういうことはもう既に指示も出してありますし、そういう形でもう既に努力はスタートしている。でも、そういう中にもかかわらず、例えば学校の給食費の問題、今まで一切そういうのはなかった。しかし、そういう中でもこれは今後大切だからということで、補正でしたけれども、その中に、一步とは言わない、半歩前進ができたということ、そういうことも含めてご理解をいただきたいと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私が言っているのは財政シミュレーションなしにいろいろな問題を出してくるなということです。それが、財政シミュレーションがたとえいろんな条件が変わったとしても財政シミュレーションなしに私たちは判断できない。そ

れでこういうふうな結果になってきて予算を、私は予算を反対していますから、悪いけれども、ずっと。予算を反対しています。でも、議会でやったからしようがないと思っ
ていますけれども、議員の一員として仕方がないなと思っ
ていますけれども、そ
ういった財政シミュレーションもなしにいろんなことを出してくる、そのことが問題
だと言っているのです、財政シミュレーションを最低でも出してくる必要はあるのでは
ないかということを知っているのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今渋谷議員さんがご指摘の点、それからあと今回提出していただい
たこの資料、これは本当によくまとめていただいて、大変貴重な資料だなというふう
に思っています。そういう視点は私も大切だと思いますので、そういったことについ
てはしっかりと検討してまいりたいと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 財政シミュレーションを出せるかどうかということなので
す。いろいろな、例えば学校を造るにしても何にしても、財政シミュレーションがな
ければ判断ができません。そういった財政シミュレーションをつくることができな
いで進めていくというのは問題があると思っ
ているのです、財政シミュレーションを出
せることができるかどうかということなのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

例えば学校の統合に関して、こうした大きな事業に関しては、まだ事業費総額も決
まっていないというふうに思います。当然その事業を実施するに当たっては、それが
財政に対してどういった影響があるのか、こうしたことも鑑みてやっていくわけでご
ざいます。そうしたものについては、お示しできるものについては当然お知らせして
いくものというふうに考えてございます。ただ、町全体のということになりますと、
先ほどもご答弁申し上げましたが、特に長期的なものとなりますと、果たしてそこ
でつくったものがそのとおりにいくのかと、そこは本当に難しい。例えば人口の動向
を見ても、社人研で推計をした人口の推移と、現実の今の嵐山町の人口、これには当然
乖離があるわけです。国の機関であるものであってもそういったことがあり得るとい

うことをございますから、町で長期的な計画をつくったものが独り歩きしてしまうというもまた、それもひとつ問題があるかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私が今言っているのは、何というのかな、今までも全てそうなのですが、財政計画なしに、財政シミュレーションなしに、私たちはこのところ議会で予算を決めています。それが問題で、特に学校問題に関して言いますと、もうできることが前提として、校名まで公募してやっている。そういうふうな状況の中で、財政シミュレーションがなくてこれを、では、どうぞどうぞというふうなわけにはいかない。そこの問題で財政シミュレーションが出せるかどうかということなのです。当然人口も2040年には1万4,000人ぐらいになってくるわけです。基準財政需要額だって少なくなっていく。そこのところに関して、やっぱり、きっちりしたものがなければ判断できない。そこのことを言っていて、では勝手にどんどん先に進めないでください、いろんな問題を。例えば千年の苑だって、えっ何でこんなのが突然降ってきたのというふうな感じで、議会は、私は少なくともそういうふうに見ている。そうではないですか。みんな納得してやったわけではない。特に大きな問題は丁寧に丁寧に話し合っていていかななくてはいけないのに全く話し合いもなしにいきなりやってくる。そういった問題があるので、そこのところをお話しているわけで。問題があったとしても最低限の財政シミュレーションを出して、そして本当に皆さんが納得してやるのだったらいいけれども、そうではない状況の場合には、それは一時ストップする。そのくらいの思いがなければ、こんな財政赤字が続いていますなんていう広報出せないです。どうなのですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

議員さんが求めている答弁とはちょっと違うかもしれないのですが、先ほど申し上げましたが、大きな事業を行うにはほかの事業にも当然影響はあると思います。先ほど私、予算編成方針の中で選択と集中だと、こういったことを申し上げました。当然ほかの事業を圧縮をして、大きな事業があれば、そういったものにかけていくと、小さな自治体ですから、そういった財政の運営をしなければ大きなことは成し遂げられ

ないというふうに思っています。今シミュレーションというふうにお話をされますが、長期的なもの、中期的なもの、短期的なもの、捉え方はいろいろあるかと思うのですが、当然短期的なものについては財政担当のほうではしっかりそうしたものは視野に入れながら運営のほうは図っているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 続けていてもしょうがないので、次のものに移りますけれども、財政シミュレーションなしに予算を出さないでください。それは当たり前のことです。議会は予算を決定する場なのだから、そういったものが入ってこないで、はい、では皆さんが、町長が言われたトップダウンでオーケーですよというふうな形はできないと思います。そこのところだけ頭に入れておいてほしいです。

次行きます。出生率アップにつながるものですが、そのことについては私はこれはどうしたものかなと思うのですが、妊娠、出産、子育てがしやすい環境づくりをしますというふうな話でしたけれども、先ほどの話ですと、10年経つと子どもを産む人がいなくなる、そういう状況です、嵐山は。何が問題かといいますと、実際に今豊岡市とか豊島区とかいうのは出生率が上がってきているのですが、それは何をやっているかという、若者回復率というのがあるのですが、ご存じですか。男女別に若者回復率というのを見るのだそうです。一番問題なのは政治の中で、そして議会の中でもそうですけれども、男尊女卑があること。女性が戻ってくるというか、若い女の人が嵐山町やいろんな各市町村に戻ってくるには、若い女の人の気持ちとか、そういったものが多様性のある中で認められていかなければいけない。その問題が私はこの今の答弁や、いろいろなことの答弁を聞いていて、その視点がまるで消えているなというふうに思うのですが、いかがでしょう。町長です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

この出生率、10年でいなくなる、そういうような状況にならないように今からいろいろな施策を持って、少しでも子育てしやすいような環境を整えていく、そのために知恵を絞って予算をつけて実行しているわけでありますので、そういったことが起こ

ったら当然大変なことになります。

それから、今男尊女卑というような言葉出ましたけれども、どういうふうに理解していいのかちょっと分かりませんが、ただ一つ面白いデータとしては、出生率が高かった、私が調べたときにはアメリカだったのです。アメリカは予算としてはそんなにかけていないのです。いろんな調査をすると、今渋谷議員さんがおっしゃったようにパートナー、要するに旦那さんだとか、同棲している、この男性の子育てだとか、あるいは家事にかかる時間というのでしょうか、協力する時間、そういうものが圧倒的に高かった、そういうデータもあります。ですから、そういったそのパートナーの理解とか協力があると、そういう形で女性の人も、ではもう一人子どもを持ちたいなというような気持ちになりやすいということもありますので、そういったことを男尊女卑という定義とか、言い方が正しいとは思いませんけれども、でも男性のそういった理解というのはとても大切だなと。一時私も一般質問の中でそういったことをやらせていただきました。ですから、女性の人たちがもっと安心して、そして意欲的に子育てに取り組めるような、あるいは出産につなげられるような、そんな環境整備は整えていきたいなというふうに思います。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。

一般質問残り時間3分24秒でございます。

○12番（渋谷登美子議員） いいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 私はずっとこの議会において男尊女卑で、そういうふうに思っています。それは、男性である町長には分からないことです。ここにいる議員の男性には分からないことです。物すごく辱められているというふうに思っています。男女不平等だというふうに思っています。議会でこれだけの発言をしていますけれども、それはほとんど認められていない、そういうふうに思っています。例えば町立幼稚園の問題一つだってそうです。町立幼稚園の問題は30年前から3年保育にしてくださいという運動があったけれども、それはやられていない。そんな感じでずっと来ています。私が今考えているのは、よく、本当に思うのは、何と言うのかな、地域で、この嵐山町で育った人は、嵐山町で若い女の子が、若い人が育ったら、その分だけいろんなことができます。だけれども、嵐山町は転入してくる若い女性もいるのです。転入してくる若い女性が自分の持っている環境と嵐山町が違い過ぎる。それはジェン

ダーバイアスというのですけれども、男尊女卑と言ったら分からないのだったら、ジェンダーバイアスと言います。女の人の役割はこういうものだ、そういうふうな役割ですと見られていると思います。私はこれだけ言っていますけれども、それでもこんなに侮辱されるのかと思うことが多々あります。それは、町長には分からないのかもしれない。ですけれども、それを克服しているのが豊島区や豊岡市という市長さんや区長なのです。女性の若い人がどうやったら意見を出せるか、そういったことが考えられていない嵐山町の状況の中で、それを考えることができるような政策ができるのか。単純に子育てのために公園に大きなものを造りました。そういうものではない。企業を誘致したらいいか、そういうものではない。人々が自分で起業できるような環境をつくる、若い女性たちのものができるような発想をつくるということが必要なのですが、それが今嵐山町に欠けているものなのです。どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今渋谷議員のほうからジェンダーバイアス、そういう言葉も出ました。それは本当に今渋谷議員が言っている発言自体そのものがそういうふうになるのではないかなと私は逆に心配をします。セクシャルディスティミレーションでもそういうことだと思います。ここにいる男性の議員の人たちは、そんなことはないと思います。それから、職員だって、みんなそんなことはないと思います。そういうことを勝手に決めつけて、そしてこうだというふうに断定するというのはいかがなものかなというふうに私は言わざるを得ません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、だから全然違うのです。思い方が全然違う。それで、どれだけ嫌な思いをしてきているか、そのことが分からない。それが同じように町民の人にも同じものがある。それが分からなければ、女性は外に出ていきます。そういうことを自覚できるかどうか判断なのです。

○森 一人議長 持ち時間を過ぎましたので、打ち切らせていただきます。

◇ 藤野和美議員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の、農業の活性化についてからです。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 4番の藤野和美でございます。議長のご指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、第1に、農業の活性化について。農業は嵐山町の基幹産業であるが、担い手の高齢化や後継者不足によって厳しい状況にある。地域の活性化のためにも農業の進行を図る必要があると考えます。そこで、以下の点についてお聞きします。

（1）、有機農業の推進で農産物のブランド化を図る考えは。

（2）、遊休地の活用のための推進組織をつくる考えは。

（3）、嵐山町の農業の未来像をどう描いているのか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えさせていただきます。

農産物の販売には産地化による市場流通と地場直売方式や、近年では飲食店や消費者と直接契約による販売などがございます。農薬や化学肥料を使用しない栽培方法で生産された農産物の販売には、有機食品を求めている層に確実に届くような販路を持つことが必要かと思われまます。現在、嵐山町で有機農法的な手法で農産物を生産されている方が数名おります。その農産物の販売方法としては、独自の販路を持っている方、有機グループのある小川町や技術指導を受けた指導農家などを経由して販売を行っているのが現状でございます。嵐山町でも平成10年頃から県の認証制度による特別栽培農産物の推進を行い、慣行農法による農産物とは出荷物に認証シール貼ることで差別化を行っております。有機農産物を他の農産物より付加価値をつけ販売するには、求めている方にいかにして届けるかが大切であり、現在ブランド力を持って周知されている販売店、既存での組織や、そういったものの販路を活用することが最良かと思えます。

質問項目（2）につきましてお答えをさせていただきます。

遊休農地の対策につきましては毎年度、埼玉県遊休農地対策推進方針を定めており、目標に向けた取組を農協や土地改良区等と連携をしながら解消に向けた取組を推進してございます。比企地域では毎年10月に担当者会議を開催し、荒廃農地の発生や解消

状況等の結果、遊休農地の解消や活用について協議し、解消に向けた取組を農業委員や農地利用最適化推進員を中心に地域の担い手や土地改良区などと連携を取りながら解消に向けた取組を行っております。今後も所有者の意向を基に地域の農業委員や担い手などの関係者と連携をしながら活用に向けた推進をしてまいります。

質問項目（3）につきましてお答えをさせていただきます。

今の農業の問題として、農業人口の減少や担い手の高齢化などが挙げられます。それらに伴って農業産出額も減少傾向にあり、嵐山町の農業センサスデータを見ても同様で、販売農家数や農業算出額が減少傾向にあります。65歳未満の農業従事者については横ばいでございます。認定農業者数は若干ではありますが、増加しており、その平均年齢は横ばいを維持しているのが現状です。町では新規就農を推進するため、ハウレンソウの施設栽培に特化した農業担い手育成嵐丸塾を行い、新規就農の推進をしております。農業は食料自給の根幹であり、その農地は多面的な機能を有しており、貴重な資源でもあります。それらをいかに次の世代に継承していくか、または後継者を育成するかが課題であります。今後の農業形態としては家族経営型とともに、企業による農業参入も進んでくると想定されます。また、時代の変化によりロボット技術やICTを活用したスマート農業などの新しい技術の導入も進んでくると考えられますので、情報を的確に捉えての担い手の育成や新技術の導入なども積極的に推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 有機農業につきましては取り組んでいることだと思うのですが、あえて申し上げますと、2006年にこの有機農業の、いわゆる国で推進法というのができているわけです。国を挙げて有機農業を推進していこうと、これが始まっているわけなのですが、あえて定義について申し上げますけれども、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいうと、これが推進法の中で定義されていることなわけです。今答弁の中でも言われていましたけれども、要は私が質問したのは、一つはこの嵐山の農産物をいかに付加価値をつけていくのかと。その付加価値をつけていく一つの方法として、この有機農業というのがあるのではないだろうかということで、

今回の質問を実はしているわけなのです。

これは消費動向の中で、これは農林水産省が2019年の8月下旬から9月上旬に行った調査なのですが、これは調査対象が1年以内に有機食品の飲食経験がある20歳以上の男女1,099人です。それに対して調査したということですので、これは1回でも有機食品の飲食経験がある人を前提でありますけれども、この人の有機食品を食べる頻度についての回答が、ほとんど毎日が5.9%、週に2～3回が12.1%、週に1回が16.7%と。ですから、週1回以上は全体の34.7%、これだけの頻度であるわけなのです。有機食品の購入を増やしたい品目については、生鮮野菜が59.5%、生鮮果実が25.8%、パンが25.3%、米が22.6%と、生鮮野菜が最多に実はなっているわけです。同時に国産を求める割合というのが、米については、米について国産しか購入しない、この方が86.2、それから生鮮野菜は67.4、冷凍野菜が56.6、生鮮果実が54.7、この割合で国産を求めている、こういう結果が発表をされているわけです。ということはやっぱり有機、安全安心な農産物に対する要望というか購入は、動機というのは非常に高まっているというのがここで見えると思うのですけれども。

この中で考えてみますと、私が今回申し上げたかったのは、個別の取組はいろいろな形で進んでおるわけなのですが、これはやはり町としてブランディングしていくという、個別の品目、個別の組織ではなくて、町としてやっぱり嵐山町の農産物を全体としてブランディングしていく中で、有機農業というのは非常にある意味では重要な位置を占めているというふうに思っているわけなのです。実は現に先ほどの回答の答弁の中にもありましたけれども、個別には進めている方が当然いらっしゃるわけです。同時に私が感じておりますのは、私の近所でも自家用に作っている方はほとんど有機農業に近いです。そういう方が非常に多いわけなのです。町として音頭を取っていくということで、これが、そういうもう既にやっている方も含めて、自家用に作っている方、それから直売所に出している方、全体を応援していくと、町が引っ張っていくと。これはコストのかからない話なので、町の姿勢をしっかりと示していくことで、さらに相乗効果を出してくるというふうに思っているわけです。ですから、その辺で、町として音頭を取っていくということに関してはいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

先ほどちょっと答弁の中でもお話をさせていただきました。この有機JAS、有機農法というか有機野菜として表示をするにつきましては、議員ご承知のとおり、これは国のほうのJASの認証を受けなければならないというところがございます。そういった中で、まず平成10年に、今現在のところに農産物直売所を造ったときに、やはり嵐山町としては今後循環型社会を目指して堆肥等を製造して、化学肥料であったり、農薬であったり、そういったものを極力抑えた安心安全な農産物を供給していきましようということが基本的なコンセプトにありました。そういった中で直売所を入れていただいて右側のところに循環型のシステムですということで、今現在も堆肥生産組合をおつくりをして、農産物直売所の生産組合員さんも会員として活用をいただいているのが今の現状でございます。

そういった中で、やはりその当時に県の認証制度、JAS法での認証をやりますと、圃場を定めて検査機関で検査をしていただきまして、その費用が10数万円かかるわけでございます。そういった中で、まず取組がちょっとハードルが高いということで埼玉県が認証をしています減農薬、減化学肥料を使った特別農産物という名称の中で、認証シールを貼って、専用の棚を作って販売をした経緯がございました。そういった中で、こちらのほうは、手元の私のほうのデータの中で、あるNPOのほうは調査をした中でもやっぱりその販売価格、そういったものがやはり一番ベストといいますか、のほうが、一般野菜との価格差として同等価格で販売をしていますよという方がスーパーなんかですと21%程度、2割から3割高が29%、1割高が約41%ということで、なかなか直売所そのものがやはり安心安全なものを供給するというふうな消費者ニーズもございますので、我々もそういう指導をしてございます。そういった中で、平成10年から販売をしていった中では、やはり価格を同等程度でやって差別化をしていかないと、なかなか販路ができないというのが現状でございました。そういった中で、生産者のほうもそういう手続につきましては行政のほうも後方支援を随分させていただきました。負担のかからないようにという。ただ、なかなかそこは定着していかなかったのかなというところが我々としての反省点でもございます。

今現在、先ほど答弁の中でも今ある既存の販路をやっぱり活用して、そういう有機をやられている方につきましては、やはり自分で勉強をしてきた指導農家さんであったり、団体さんございますので、まずはそのところで、我々としても、農業委員会としても何度かそういう方々との座談会を持ちまして、どういうニーズがあるのか、

行政としてどういう支援を求めるのか、そういったものも調査をした部分がございます。やはりそういった中では、今現在としては、今隣町の小川町のほうではOGAWA'N Projectということで先進的な指導農家さんもいます。そういった方々のところでのやはり販路というのも貴重な販路の一つとして捉えさせていただいてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） おっしゃるとおり非常に販売価格の問題が大きいかなとは思うのですが、もう一つ、私今後の展開の中で考えなくてはいけないなと思っていますのは、いわゆる認証の問題です。オーガニック認証となりますと、これは大変なコストをかけて、と同時に管理が非常に厳しいわけなのです。農薬を周辺で使う、200メートルだったですか、以内で、自分が使わなくても周辺でもう使ってしまうと、オーガニック認証は受けられないということで非常に厳しいわけなのです。この推進法の中を読みますと、認証、要するに先ほど言いましたけれども、化学的に合成された肥料及び農薬をしないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行う農業ということで、この法律そのものは認証の問題まで実は言っていないのです。私は広義の、広い意味での有機農業というか、この問題、ここをまず捉えないと、対象とされる農家が非常に狭くなってしまいます。だから、町内全域で町が音頭を取ると言ってもいろいろギャップが出てくるわけです。先ほど申し上げましたけれども、自家用に作っている方も広い意味ではこの有機農業の、いわゆる推進法の中には該当はするはずなのです。ですから、そういう意味でちょっと考え方をもう少し広く考えて有機農業を位置づけてという、今後展開していくという考え方についてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

1点といたしまして、農産物直売所等でやはり消費者に販売するという部分についてのこの表示方法というのは丁寧にこれは取り扱っていかなくてはならないのかなというふうに認識してございます。ただ、埼玉中央農業管内にも嵐山町を含めて各市町

村に直売所がございますので、やはり同様な野菜であったり、いろんな果物を取り扱ってございます。我々嵐山町の職員として考えるには、いかにほかの直売所と、先ほども認証野菜という表現をさせていただきましたけれども、差別化をして、嵐山町の農産物のブランド力を少しでも上げていくか、そういったアイデアを出していくのも一つの方法かなと思います。藤野議員のご意見のほうも貴重なご意見を参考にさせていただきながら、これからの推進に努めさせていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私が考えますのは、実は嵐山町で有機農業ということを私が申し上げたのは、材料は町内にあるということなのです。例えば木の葉、これはもう大量にございます。それから、いわゆる牛ふん、鶏ふん、これも当然町内にはあるわけなのです。私が考えますのは、この材料を有効に利用していくと。この木の葉については今取組がありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

木の葉につきましては公園であったり、歴史資料館等々のああいいう広いエリアのところ町有地も含めてお問合せをいただきまして、必要な方につきましては、そのところの管理をお願いしているというふうな状況でございます。ただ、やはり舗装道路等の沿道ですと排ガスの問題であったり、タイヤのかすであったり、そういったことで、非常にそれを堆肥として使うには適当ではないというふうにはお聞きしてございます。当然先ほど堆肥生産組合のほうのお話もさせていただきましたけれども、極力回収可能な畜産農家さんからは会員になっていただきまして、有機堆肥を肥料として生産農家さんのほうに供給をします。また、鶏ふん等につきましては、今米施策の中でも飼料用米の作付を推進してございます。そういった中には、やはり優先的に飼料用米として活用する農家さんについては、鶏ふんの利用を促進をさせていただきながら循環型として対応させていただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今ちょうど鶏ふんの話が出たわけなのですけれども、この問題、長年臭いの問題、苦しんでいるわけなのですけれども、あのケースで考えますと、あの中でいろいろな設備は努力されてやっているわけなのですが、どうしてもその臭いが解消していないと。やはり鶏ふんがストックされる、たまってしまうと。このたまってしまうものが、要するに堆肥として、有機肥料として利用できていけば、スムーズにその出口の部分がたまらない。出口のところでどんどん吐き出していけば、当然その問題も解消してくる、つながってくるというふうに思っているのです。いろんな農家さんが、あれをいろいろ使っているというのは私も聞いてはおりますけれども、嵐山町内のケースはあまりないのです、お聞きしますと。ですから、私先ほど課長がおっしゃっていましたが、それほど強力な形で普及はしていないのではないかと思いますのですけれども、その量的なものも含めてそれはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

先ほどこっと冒頭の中でもお話をさせていただきましたけれども、基本的に飼料用米として生産をして、ある養鶏業者さんのほうと契約による取扱いを行っている農家さんにつきましては、優先的に活用させていただいているところは現状でございます。なかなか一般農家さんの米等についてそれができるかなということにつきましては非常に難しいのかなと。まず、1点といたしまして、圃場の中に散布をするという状況の中では、やはり発酵済みの堆肥でないと、近隣の住民の方への臭気の問題というのが非常にございますので、生鶏ふんを直接圃場のほうに散布するということについては、非常にこちらとしても難儀を示しているのが状況でございます。先日も南部地域のところで試験的にやった中では、持って行ってすぐに耕運をするけれども、その間にもう既に住民の方から臭いが、ふだんと違う臭いがするということでの苦情がございました。やはりそういった中で、取扱いについては発酵済みの堆肥で速やかに処理ができる方法、それはそういった事業者とのまた連携をしまして、ではこういった形で散布していくのか、こういった形で耕うんしていくのか、利用方法も含めて今調整をさせていただいているところでございます。特に牛ふん等については、発酵して、それ以上の臭気については非常にございませんので、取扱いが比較的楽かなというふうに考えてございますけれども、ちょっと鶏ふんにつきましてはやはり当

然カロリーも高いものですから、臭気も強いというふうな状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは先ほど飼料米ということをおっしゃっていたのですが、
れども、当然それは畑、例えば葉物系等にも当然効果があるとも言われていますので、
ですから、その対象をもっと広げて展開することはできないかというふうに思っている
のですけれども、それはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

葉物等もやはり先進地の事例、県北等の事例もちょっとお聞きをさせていただきました。
やはり広い範囲での処理をしていかないと、農政担当のほう、畜産担当としてもやはり鶏ふんを
あそこいかに置かないか、これがやはり問題解決の一番早いところだとは考えてございま
す。そういった中で、県北の農家さんであったりだとか、町内の方も含めて調整は取らせて
いただいておりますけれども、なかなか鶏ふんとなると窒素分が高いという部分ございま
して、野菜農家さんも土壌改良剤、また肥料等としての利用についてはまだそんなに浸透
していないと。当然使っている方もいらっしゃいますけれども、そういう部分ございま
すので、そこは県の専門機関等と調査をさせていただきながら、利用できるところは
利用の推進を図りたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） いずれにしてもこの有機農業の推進と併せてこの問題を
解決していくと、逆に言うと解決できていくと、方向は当然一致はできるかなと、方
向につきましては。それは具体的にいろいろ研究しなくてはならないことは当然いっ
ぱいあるわけですが、このことは私考えますと、最近この臭いの解消にもつな
がるということと、最初の木の葉と申し上げましたけれども、私の住んでいるのは山
の中なものですから、道路に木の葉が落ちたものというのは、一生懸命皆さんが回収
されて畑に入れているということでやっていらっしゃるわけなのですが、このことは
里山の再生にも当然つながっていくわけなのです。山の価値がだんだんなくなりまし

て、もう放置状態になって、これがいろんな形で太陽光の問題、そういう形で全部につながっているわけなのですが、この有機農業の推進の中で、こういう木の葉が価値を出してくると。これは、里山の実は再生にもつながってくる話なのです。それから当然おっしゃいましたが、直売所の当然価値も、要するに付加価値も上がってくると。ですから、この有機農業の推進というのはある一定の農家さんだけの話ではなくて、地域全体も含めての一石二鳥、三鳥にもなってくると。それから、観光との関係でも当然消費者の方、安心安全、それから有機野菜というのは非常に敏感に反応はしております。ですから、いろんな体験、自然体験もそうですけれども、農業体験も含めて、それから一緒に耕作をして収穫祭をすとかというの、その安心安全な有機農法の中でつながってくるという方向が、いわゆる農業と観光のコラボと簡単に言いますが、やはり農業の側がそういう方法を取っていないと、なかなかこれは難しいところありますけれども、農業の側がそういう形をどんどんやっぱり推進していくことになる。町がそれを音頭を取ってやっているのだとなりますと、嵐山町のイメージにも非常にそれはイメージアップにもつながってくるということで、私は一石二鳥、三鳥、四鳥にもなるだろうというふうに思っているわけなのです。これは一朝一夕にできることではありませんけれども、まず町としてそういう方向を発信していくのだということが必要ではないかと思うのですが、その辺町長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今藤野議員のほうからいろいろ提案がございました。有機農業に関しては、本当に大切な分野だろうかなというふうに思います。今のご提案だと、町が主導的になって、それで農家さんたちを、生産者たちを一つの方向性に向けていくというようなことかなと思うのですけれども、私もその農家さんたちといろいろ話をさせていく機会がありましたけれども、その中で感じるのは意欲、ばらばらです。年齢、ばらばらです。どっちかという高齢者が多い。収入もばらばらです。1,000万を超える人もいれば、ほとんど、50万、60万という人もいます。それからあとは、これから農業を通して目指すもの、これもかなり違うのです。ですから、そういう方たちを町だからといって、主導的な立場でまとめるというのは、これはかなり無理が逆にかかってしまう。逆に

言う、有機農業を目指す人たちがグループができて、それでその人たちができるところをやっていく。こういう中で、こういう壁にぶつかっていて、ここのところをどうにかしてくれないかなというようなことであるならば、町としてそういうところをサポートしていく、こういった形は十分できるかなと思いますので、ぜひ検討していきたいと思います。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時46分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野和美議員の再質問からです。どうぞ。

○4番(藤野和美議員) 私の考えますブランディングというのは、まとめてある方向に強力に引っ張っていくという意味よりも、今やっている方がある面応援していく、それを一くくりとして、方向性に対して町が、町はこういう農業を目指しているのですよという意味のブランディングなのです。ですから、特別にそれを今町長おっしゃるとおり、非常にばらばらであるわけです。ただ、今の里山、要するに農業を何とか維持していきたいということで、皆さん、規模はいろいろあるにしても、形態はいろいろありますけれども、その思いで自分の畑、特に田んぼはなかなか自家耕作している人は昼間少なくともなりましたけれども、畑に関しましては、皆さん本当に半分楽しみながらではあるのですけれども、一生懸命自分の土地を、畑を耕作していると。ですから、その方向も含めて大きくやはり町が方向を示しながら安心安全な農業を進めていくのだと。その意味をメッセージとして町が出していくという意味での私はブランディングと。それが第一歩です。あと皆方向を決めて引っ張り上げていくというイメージではございませんので、それはご理解いただければと思います。

それから、(2)のほうに入りますけれども、いろいろ努力されているのは私も承知はしておりますけれども、私がちょっと考えますのは、やはり遊休地に関しましては何か農業経営ではなくて農業に関心のある人、未経験者の方です。その方をサポートしていく。当然やりたいなという人は多いのですけれども、実際にはそのやり方も含めて、機械も持っていないし、興味はあるけれども、実際にやったことがない人

というのは当然多いわけなのです。ですから、そこについて、もう地元ではベテランの方は多いわけなのです。知識はあるけれども、体が動かないという人も当然いますので、ですからそういう力の方も含めて、力をお借りした一種のボランティア組織ではありますけれども、そういうものがひとつできないだろうか。要するに興味はあるけれども、農業経験のない人とか、そんなに経験していない人とか、でもやっぱり農業を、土をいじってみたいという人が今コロナの関係で非常に私は増えていると思っていますのです。その橋渡し役を何とかできないだろうか、こんなふうに思っているわけなのです。同時に遊休地をただ畑として再生する、田んぼとして再生するのではなくて、これは花、ほかの使用途、使い方はできないだろうかということも工夫が必要なのであればと思うのです。ですから、そういう意味での、その辺をいろいろ地元であそこをこうしたらいいのではないかとか、花をちょっと植えたらどうだとか、コスモスはどうなのだろうかとか、そういうことも含めていろいろ話、協議もしながら、遊休地を生かしていく、そういうグループですよ。それを育成していくというお考えはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

基本的に遊休農地、耕作放棄地等々になっている箇所といたしまして、非常にウエートが高いのが条件の悪い箇所という部分が多くございます。やはり耕作をするに当たって道路状況がよくなかったり、排水がよくなかったりというふうな状況のところでございます。基本的に町といたしまして、農業委員会といたしましても土地改良事業等々、公的な資金を投入したエリアについてはそういったものはゼロにしていきたいということから、日々努力はさせていただいている状況でございますけれども、やはりそういったところにつきましては、今後の利活用としてある將軍澤等のエリアにつきましては、逆に農業を使うような農家さんが比較的いらっしゃらない方については、こういう自然農法的な農業者の方にお勧めをさせていただきまして、お手伝いをさせていただいているというふうな状況でございます。午前中の大野議員の答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、住宅地等々で、身近なところで多面的機能等の事業を行っていただいているような箇所につきましては、そういった補助金を活用しながら景観作物を作付をしていただくということについては応援ができるかな

というふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私がちょっと心配しておりますのは、今後谷津田の部分が非常に耕作が難しくなってくると。営農さんも非常にいろいろ人的にも厳しいということで、谷津田の部分がちょっと今後耕作が厳しくなるというのは、いろんな話をちょっと漏れ伝えは聞くのですけれども、ですから、そういうところについての活用です。まだ遊休地になっていないけれども、候補地というのですか、その辺の部分、これは志賀でやっていらっしゃる、これは先駆的な取組ですけれども、ですからそれを全域というか、もっと町内の、ですからこれいろいろ研究しないとやってはいけませんけれども、いずれにしても地元の方の協力がないとやってはいけませんので、ですから私の考えているそういう組織というのは、公的な組織では仰々しくというよりも、もう少し地元の方を入れたグループ的なそれを、ちょっと先ほどのブランド的な話とも通じるのですけれども、何々してこれやってくださいと言ってもなかなか進みませんけれども、自主的な形も含めて、ただ方向は町として出していくということによってそれが流れがつかれますので、そういうことを含めて私は今質問しているわけなのですけれども、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

それぞれ農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、各地域に点在をして活動してございます。そういった方々も当然自分の受け持っているエリアの農地をいかにどういうふうにしていくのかということもお仕事の一つでございますので、そういったものを地域のご意見をやはり踏まえながら、必要なところには必要な支援をさせていただきながら、そういったものを少しでも解消していただくということで進めさせていただければなど、検討させていただければなどというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 3番の未来像なのですけれども、これ未来像と言ってもなか

なか一言では言えることではないのですけれども、ただ農村地帯の評価、まずは。農村地帯、当然人口少ないわけなのですけれども、農村地域、今の景観を維持しているというのは当然耕作している人、農業の担い手さん含めて、営農さんもそうなのですけれども、耕作をしていることによって今の景観が維持されております。この景観は後でちょっと出てくるかもしれませんが、今後観光との関係でも非常に大きな資産になるはずなのです。ですから、この辺のいわゆる、まずは農村部の評価をどのように評価しているのかということ。これは、ちょっと町長にお聞きいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

今藤野議員のほうからご指摘いただいた農村地帯そのもの、あるいは畑自体そのもの、そういったものが観光の資源の一つになる。私も全く同じような考えを持っております。秋の実った、例えば黄金色に輝くようなあの景色は本当に見るだけで心が洗われたり、何か落ち着いたりするのです。ですから、特別こういうものがあるから、こういうものをつくらなくてはということではなくて、特に北部のほうはそういうようなところがたくさんありますので、それは今議員がご指摘のとおり、十分観光の資源になり得るかなというふうに思っています。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 先ほど答弁の中でも循環型農業ということも出てまいりましたけれども、当然コロナ禍の中で、コロナの前と後でもやっぱりそういう意味では、農村部の評価は私は大分変わってきているなというふうに思うのです。やっぱり循環型社会、農村部で人口流出、当然子どもの数どんどん減っていくということで、農村部についても非常にある意味で将来に対して悲観的というか、厳しい見方がある意味は多いわけなのです。ただ、あの地域そのものの景観を考えると、こんな住みやすいところはないだろうと。私も個人的には都会暮らしもしておりましたから、ある意味余計思いますけれども、ある意味最高のぜいたくだなということも思ったりするわけなのです。

やっぱり循環型農業の推進で地域が持続化していくと。SDGsとよく言われますけれども、持続的型社会をその地域をつくっていくというのの中では農村社会、これだけではないのですけれども、問題は、やっぱり循環型農業をしっかりと推進していく

ということで未来が開けてくると。当然若者の営農者もだんだん増えているということ先ほど答弁の中にありましたけれども、やはりこの農村部がいわゆる人口減の右肩下がりの社会ではなくて、まさに嵐山町の景観そのものを、嵐山町を表現していると、そういう地域なのだと。それを守っているのがその地域の営農者の人、地域の人なのだということで、何としても北部、南部ということではないのですけれども、やっぱり嵐山の財産として、町として位置づけて、活性化に対して推進をしていただきたいと思うのですけれども、その辺町長どうでしょうか、一言。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

昨日でしたか、一般質問の中で出ましたけれども、嵐山町に何で住みたいのか、住み続けたいのか、その中の最大の要因が自然環境、やっぱり自然環境がすばらしいということが第1の理由だったのです。ですから、そういった点においても大変重要な観点だと思いますし、また、フランス辺りだと農業政策をやることによって、これは環境対策にもなるのだと。環境を保全するという意味では、農業というのは大変重要な手段だなというような考え方があって、かなり国費を投じて、やっぱり農業を支援している、そういった実態もございます。ですから、この3番目のやつは未来像をどう描いていますかというふうに書かれていますけれども、私は決して暗いことはない、むしろ明るいかなというふうに思っています。

その1つは、例えば今は嵐丸塾ということで、若い人たちが就農に向けて頑張っている。また既に卒業して、2人の方かな、もう既に就農をしている。また、一人の方は今勉強中でありましてけれども、そういう若い人たちが既にもう根づき始めているということ。それから、その人たちを指導している人たちは地元の農家の先輩たち、そういう指導的な農家の方たちが携わっているということ。

そしてまた先日、11月24日ですか、埼玉の農業大賞というのがありまして、地域貢献部門というところで、愛澤健雄さんという方が大賞を受賞したのです。愛澤さんというのは福島浪江町のほうから避難して、そして嵐山町に別に仲間がいるわけでもない、親戚があるわけでもない、土地があるわけでもない、何にもないところに来て、そして今ホウレンソウの栽培はもうすばらしい形。販路も自分で編み出して行って、そして今仲間とともに大変多くのホウレンソウを栽培している。こういった成功例も

あるということです。この前、受賞式の後に役場に寄ってくれたので、私も「こういう中でね、よくここまでできましたね。何か一番の秘訣は何ですかね」というふうに聞きましたら、「まあ、やる気ですね」と。確かにもうその一言なのですよ。いや、すごいなと思いました。

ですから、まずそういった、よし、自分は農業でしっかりと食べていくぞ、農業を通してしっかりと生活をしていくのだと、やっぱりその覚悟というのが、ああ、確かに違うなというふうなことは感じました。ただ、やる気というのを継続するというのはなかなか難しいのです。ですから、先ほどの嵐丸塾の中で、一応検証あったけれども、その後ですね、なかなかちょっと難しいかなというので諦めた方もいます。ですから、そういうのはなぜかと言ったら、愛澤さんの周りには家族もいるし、仲間もいると。だから、嵐丸塾なんかでも嵐山にゆかりのない方なんかがありますから、そういう方たちはほかの、例えば就農者の方々とやっぱりネットワークをつくって、何か問題が発生したらすぐ聞ける、お互いに意思疎通をしやすいような、そういう仲間づくりに関しては町のほうが介在をして、そしてやっていくべきかなというふうにも思います。それから、あと当然ロボットのことが出ましたけれども、機械化というのはやはり高齢化だとか、そういうことも踏まえると大変重要な視点でありますので、そういったことを総合的にして、しっかりとした農業をサポートしていきたいなというふうに思っています。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それでは、次の質問に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） ウオーキングルートの整備について。

北部交流センターの周辺地域は自然が残され、里山の景観が広がっており、関越自動車道のインターから近いという利便性もある。そこで、以下の点について質問します。

(1)、北部交流センターを起点としたウオーキングルートを整備する考えは。

(2)、このウオーキングルートのマップを作成する考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

現在、観光客向けのウォーキングルートといたしましては、観光ボランティアガイドの協力により作成した町内北部地域も入った4コースのガイドマップでご案内しております。新ルートの整備につきましては、コース設定等、観光協会等の関係団体と慎重に研究していく必要がありますので、貴重なご提案として今後検討させていただきます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

ウォーキングルートのマップにつきましては、前回の定例議会の補正予算で承認いただいたハイカーおもてなし事業で北部地域を含む4コースのガイドマップを作成いたしました。当面はこれらのマップを活用し、北部地域の観光をご案内してまいりたいと考えておりますので、新たなマップの作成につきましては(1)で答弁させていただいたように検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 今、現在あるマップの中で、ウォーキングマップ、その中で一つ北部のほうも入ってはおります。ただ、これ残念ながらというか、これを地図を見ますと、北部交流センターの周辺の山間地、山の中というのですか、ある意味一番自然が残されているところが入っていないのです。歩く場所が道路を中心に設定されておりますので、非常にもったいないというのがちょっとあるわけなのです。北部交流センターの周り、これは私も子どもの頃よく走り回ったところでもあるのですが、幸いにして景観はそのまま残っております。下の道路も実は舗装がほとんどされておりまして、そういう意味では、整備といってもそれほど費用のかかる話ではないのです。ただ、木で覆われているところもありますから、それは我々の、我々と言ったらあれなのですけれども、いろいろボランティア活動もやっておりますので、それは別にそれを切るぐらいのことはできる話なのですが、ただこの場所が歩ける場所ですよというのは町として意思表示をしてあげないと、普通の人が外から来て勝手に歩くと、なかなかそれは今の時代難しいのです。ですから、当然ルートも研究しなくてはならないわけですし、当然整備しなくてはならない。道路の脇の整備もしなくてはならないところが当然あるわけなのですけれども、いずれにしてもあの残された自然を利用して

歩いていただくというのは十分価値あることかなというふうに思っているわけなので、

それは、先ほどの話と、里山再生とも当然関連してくる話なのですが、そのことによって周辺の山の整備もしようではないかということが地元からも当然機運として出てまいりますので。ですから、あれがウオーキングルート、山の中を歩いたり、それは当然ため池等いろいろありますので、それを利用しながらそのコース設定をする中で、すぐきれいにはなりませんけれども、中期的にはそのことによって、それをきっかけにしてあの周辺が再生されていくと、取組の第一歩となるということは私は期待をしているわけなのです。ですから、そういう意味でウオーキングルートの設定というのを質問したわけなのですけれども、それについてはいかがお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

今最初に答弁させていただいたように、前回の補正予算で歩くモデルコースということで北部地域のほうも設定させていただいて、これ先週できたばかりなのですが、4コース設定させていただきました。議員さん今おっしゃったのは多分以前つくった嵐山町のウオーキングマップということで、これ健康づくりが主でつくったマップになっておりまして、今回は観光を目的とした北部のコースというものを設定したものを観光マップとして作成しました。これは従来あった四つ折りのガイドマップ、町の全体出ている裏面を利用して4つのコース、ここを設定した地図のほうを作成しまして、北部のほうは名前が戦国の道コースというところで、駅からまた駅に戻るような行程を組んでいるのですが、ここにつきましてはいろいろな観光地、また戦国の道というところで歴史的な、そういった部分を周りにも、行程的にはちょっと22.7キロという大変長い距離になってしまうのですが、取りあえずこういった歩くコース、そういったマップはつくりました。

今回ご提言ありました交流センター、そこを起点に歩くウオーキングマップだとか、そういったものができるかというご質問かと思えます。今回はその起点が駅から電車で来るという想定での作り方をしておりますが、車で来る方、そうしますと、駅に止めて歩くというよりは、やはり北部のどこか止められるところといたしますと、当然北部の交流センターというのが一つの駐車場のスペースになるかなというふうに思

います。

また、ちょっと個人的に、北部地域で車の止められる場所はないかなというところ
でいろいろ検討した中で、一応公共施設のなとこで杉山城の新しくつくった、砂利
ですけれども、駐車場、これが車のほうの台数、ライン等は引いていないのですが、
大体役場と同じ2.5メートル幅ぐらいの間隔で止められるという想定で、ざっと概略
ですけれども、見ますと、大体26台ぐらい杉山城の駐車場に止められるかなと。また、
花見台の管理センター、こちらのほうは白線引いてありますので、台数決められてい
るのですが、普通車で30台、身障者用が2台、32台止められるスペースがございませ
す。また、七郷小学校のグラウンド周り、これはグラウンド脇にあるのと、奥に何年前
に整備してありますが、ここの部分でおおむね69台ぐらい止められるかなというふう
に計算しております。交流センター、これは舗装の部分ですけれども、ラインが引い
てありますので、数えれば普通車が42台、軽自動車12台、身障者2台、合計56台分
のスペースがございました。また、花見台第一公園の駐車場、これはグラウンドの脇
にある駐車場のところが44台ぐらい止められるかなと。また、グラウンドと調整池の
間にちょっと何台か止められる駐車場があるのですが、そこは9台。また、一番調整
池側の丁字路に近い部分に3台なのですけれども、置くスペースがございまして、第
一公園の中で、全体的には56台止められると。また、花見台の第二公園、これはテニ
スコートがあるところの公園になりますけれども、ここは4台分の駐車場が確保され
ております。

それぞれ施設のほうの担当している管理者とかのほうにもちょっとお話のほうを伺
ったのですが、例えば交流センター、ここも使用していないときだったら全然問題な
いだろうというお話もいただいておりますし、花見台の工業センターの仮センター、
こちらのほうもその使用頻度が元から多いところではありませんので、主に観光とい
うと、土日祝日、いろんなイベント、行事みたいなのがないときであればそんなに問
題ないのではないかとこのお話もいただきましたので、こういったところを駐車場の
場所としてご案内をしながら北部を回っていただくということが今後可能なかなと
いうふうにも思いましたので、新しい観光協会の役員さん、今度代わりますので、そ
ういった方とこの辺はちょっといろいろ確認をしながらやって、マップの作成も含め
て、先ほど山の整備にもつながるとこのお話がございましたけれども、そういった山
のところも通るような案内もルートマップというのは策定も可能なかなというよう

なちょっとお話を聞いていて思いましたので、これは今後ちょっとそっちのほうは検討させていただいて整備のほうをしていければなというふうには思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ありがとうございます。

やっぱり北部地域の中に人が入って、人が入ってくるというのはちょっと表現があれですけども、いずれにしてもそういう形で観光の人が入ってウオーキングを楽しんでいただくと。これは地域に対しての刺激につながります。やっぱりきれいにしとかなないということは当然出てまいりますので、特にインターが近いわけですので、駐車用の位置もしっかりと表示をしていただいて、歩ける場所もしっかりと確保することによって、これも埼玉再生地域活性化の一助になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次の3番目に入りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 自宅介護世帯への支援について。

コロナ禍によって高齢者や障害者を自宅で介護している家庭は大変な苦労を強いられているが、どのような支援を行っていくのか質問します。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 質問項目3の高齢者の自宅介護世帯への支援につきましてお答えいたします。

介護はゴールが見えないため、いつまで続くか分からない介護生活に身体的、精神的、経済的に負担が大きくなっています。特に介護による疲れやストレスが限界に達し、精神的に追い詰められてしまう方も少なくありません。町では、地域包括支援センターが窓口となり、介護のあらゆる相談に対応しています。町内2か所でオレンジカフェを開催し、介護している方がリフレッシュや相談のできる場所を提供しています。また、経済的な負担を軽減するため、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費のほか、町独自の介護保険利用料助成事業を実施しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 質問項目3の障害者の自宅介護世帯への支援についてお答えいたします。

障害福祉サービスを提供する際は、本人、サービス提供事業所、計画相談事業所、町の4者によりサービスの内容や提供日数等を確認しながらサービスを提供しております。コロナ禍によって障害サービスを利用する本人またはご家族の状況に変化が生じた場合は、計画相談支援員が町と連携して障害福祉サービスの内容、あるいは種類を見直し、本人や家族の負担軽減を図っております。今後も計画相談事業所と適宜連携を図り、状況の変化を早期に把握できるよう支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) コロナの影響は非常に多岐にわたるといえるのか、生活の隅々まで、あらゆる方に影響を及ぼしていると思うのです。特に介護されている方、そういう方の負担はいかばかりなものかと、大変な苦勞を当然されていると思うのです。これは先ほどの答弁の中にありましたけれども、特に先が見えない介護をしていますと、ですから、一般の方もそうなのですが、より介護されている方、二重、三重のストレスがたまっているというふう思うのです。今答弁の中でオレンジカフェというのがありましたけれども、今実際にどういう形で、再開はしているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 オレンジカフェについてお答えいたします。

まず、オレンジカフェとは、認知症の方やその家族、地域の方や専門職の専門家などが集まって自由に参加、交流できる場で、お茶飲みなどをしながら気楽に情報交換やレクリエーション等を楽しむ場所ということで、嵐山町では2か所開設しています。まず、1か所が町主催、地域包括支援センターでやっています嵐カフェというものと、あと一般社団法人プチモンドさんが行っていますプチカフェ、こちらの2か所でございます。コロナ緊急事態宣言等あって自粛しておりましたが、両方とも10月から再開しております。月1回ですが、町のほうの嵐カフェ、あとプチモンドさんが行っていますプチカフェ、定期的に月1回、また再開したところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 参加人数はいかがですか、参加人数。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 参加人数でございますが、再開後のちょっと数字は持っていないんですが、昨年4月から令和2年の2月まで、3月からコロナの関係で中止しましたので、昨年度11回、嵐カフェのほうを開催しました、参加人数が89名の参加をいただいております。プチカフェのほうにつきましては一般社団法人プチモンドさんが行っていますので、人数のほうは把握していません。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 介護している側のストレス、私も経験しましたけれども、精神的な形の、ある意味非常に追い詰められてしまうのです。特に肉親同士ですと、非常に今激しいやり取りがあったりとか、思わず激しい言葉を言ってしまったり、逆にそれが自分へのまたストレスになったりとか、外から見ますととても想像できないような会話が行ったり、あったりなんか実はするのです。やはりその状況のときに誰かに話をしたいと。愚痴をこぼしてみたいというのがこれあるのです。1人で抱えるのは非常に厳しいです。ですから、その意味でこのオレンジカフェ、こういう取組は非常にこれは大事なことだと思うのです。もう一つは、やはりこの愚痴はなかなか近所の人にはしゃべれないことなのです。ですから、まるっきり知らない人のほうがしゃべりやすい。それから、同じ体験をしている人同士であればしゃべりやすいとかというのがありますので、ですから、この辺の、コロナがこうなってきましたから、逆に非常に厳しい状況ではあるのですが、この回数を増やしていくという考え方はありますか、嵐カフェの場所とか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 数を増やしていくとか、場所を増やしていくという考え方は、今さっき申し上げたとおり、11回開催して89名の参加ということで、1回当たり約8人でございます。8人の中にはボランティアスタッフや町のスタッフもいますので、本当に2家族とかぐらいしか参加していませんので、増やしても、もっと

この利用人数が増えていけば増やす考えもありますが、今現在は増やす考えはございません。先ほど藤野議員さんが申したように、本当に介護している世帯は大変でございます。本当に抱え込まないで、息抜きというと大変申し訳ないですけれども、たまにはショートステイに行ってもらいだとか、デイサービスに行くとか、そういう時間に息抜きと言ったら申し訳ないですけれども、ほっとする時間をつくってもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 人数が少ないというのは、一つは告知がなかなかされていないとか、その情報が入っていないというのものもあるのではないかと思います。その告知の方法はどういう、広報だけでしたか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 告知の方法ということですが、まず地域包括支援センターの町のほうからのお誘いや、この人たち皆さん、家で介護していますので、ケアマネジャーがついております。ケアマネジャーには、このオレンジカフェについてはお話ししてありますので、こういうところもあるよということで家族の方にお話ししていただいていると思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、急にこれ増えるということなかなか状況的には難しいかもしれないのですけれども、継続的に少しでも集まれなくてもそういう形の電話もそうですし、等も含めて、心のケアの問題、非常に大きな問題ですので、引き続きいろいろ研究をして取り組んでいただきたいと思います。

それからもう一つ、今度は経済的な問題なのですが、今町の独自の事業として、介護保険利用料補助というのがあるわけですが、人数は2018年、2019年、2020年、3年間の利用をしている、その対象となった方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 対象になった人数ということのお話ですが、大変申し訳

ありません。この制度は、毎月利用された介護保険料に対しまして、15%もしくは5%を町のほうから補助しているという形で、1人で1年間ずっと使いっ放し、高額とか、使っている方については12回のカウントをしていますので、大変申し訳ないですが、数については今資料がございません。金額についてちょっとお話しさせていただきます。平成29年度決算額で申しますと702万6,100円でございます。平成30年度につきましては808万800円でございます。約100万円以上伸びております。令和元年度につきましては620万9,700円でございます。こちらは、令和元年度が金額が減ったというのは、令和元年の8月利用分から今まで30%の補助を払っていたのが15%に、10%の補助の方については5%ということで町の要綱の見直しを行いまして減ったという形になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これ利用者の人数はざっとでいいのですけれども、途中12月使っている人、それは6か月使っていない人あるのでしょうか、人数、何人というのは出してはいないですか。大体3年間の推移はどうか、増えているのか、減っているのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 3年度の推移ということですが、まず町の人口は毎年毎年減っていますが、65歳以上の人口につきましてはまだ伸びておる状況で、5年後の2025年まで65歳以上の人口は伸びる予定になっています。ということで、全体的に65歳以上の人数が増えている。そして、もちろん増えていますから、介護認定を受ける方も増えております。したがって、同じような伸びをしているのかなと思うのですけれども、数とか、人数、大変申し訳ないですけれども、元年度の件数だけ今私資料がございまして、元年度の支払った件数が2,817件です。1人で2回使っているとすると、200人以上の方が使っている形になるかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 実は先ほど課長もおっしゃっていましたが、令和元年のところで助成額の率が変わっているわけなのです。そのときにこのような文書

をいただいているわけなのです。平成13年度より町単独の助成事業として介護保険利用料助成事業を行ってきましたが、近年の対象者の増加に伴い、助成額が大幅に増加してきています。そこで、近隣市町村の状況などを考慮して、事業の廃止を含め検討した結果、この事業が長く継続できるよう利用量割合を減らして助成していくことになりました。こういう形の内容の形で、これまでの改正前は30%だったのが15%、それから10%が5%という形で減額されたと、こういうお知らせがあつて変わってきたわけなのです。ただ、現実的には、これ当初予算ですけれども、当初予算が、2018年度が855万4,000円と、2019年度が577万円、2020年度が463万3,000円ということで、実は予算額が減らされているわけなのです。普通考えますと、同じ予算額で人数が増えたことによって1人あたりは減ってくるという、これは当然理解できるところではあるのですけれども、実際には原資の、要するに予算そのものが855万から今年度は463万という形で、減額されたということなのです。ですから、これは言うてみれば、その辺の助成、事業継続の維持ではなくて予算額の減額だということではあるわけですが、この辺を減らした理由というのはどういうことなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 先ほど藤野議員が通知の中でお話ししましたが、近隣の状況等を見て、また、すみません、まずこの介護保険利用料の助成の事業ですが、介護保険特別会計で支出していただく、まず一般会計からの支出となっております。先ほど財政が大変厳しいということをお話しして出ていますが、この町単独事業を続けていくには同じ率でいいますと、介護を受ける方がこれからどんどん増えていきますので、金額がどんどん大きくなっていくと。先ほど通知にあったみたいに、長く継続するためにはこの率を下げ、少しでも介護を受けている方の負担を少なく、家族の人の負担を少なくということで、長く続けるためにこのような措置を取ったというふう聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これははっきり申し上げて、財政上の都合によって予算を減らしたというふうな説明のほうが素直ではないかなと思うのです。再三申し上げるとおり、人数が増えるのであれば、予算枠を同じにして、その中から減らしていくとい

うのがあるわけですから、事業継続のためというよりも全体として町の予算を、要するに削っていく中の一つであったというふうに理解していいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 もう一度申しますと、この事業は町単独事業でございます。減額するときに近隣の市町村の状況も見ながら、このような形を取りました。小川町、ときがわ町では、このような補助金制度はございません。滑川町、東松山市はあるのですが、近隣でも小川とときがわ等はありませんので、そういう状況も考えて長く続けられる制度ということで率を半分にして続けたという経緯があると思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これ一般会計であるというのは、私も当然承知しているわけなのですが、近隣の状況を見てということの中で、下の低いほうに合わせることはないのです。せっかく嵐山町でこのような制度を単独でやっていると。当然評価される。ほかの市町村から見たら評価される事業なのです。それはコロナでもそうなのですが、大変な人を救っていくと。やっぱりそういう人の事業の、ある意味では重要な事業だと思うのです。ですから、こういうものに対して、財政的な事情によってどんどん切っていくということでは、やはり住みやすい、暮らしやすい、これからは嵐山町が発展していくという中では、やっぱり頑張って予算を確保していくという姿勢が私は必要だというふうに思っております。それは強調しておきますけれども。

もう一つ、障害福祉の関係もそうなのですが、私は3月に質問したことであるのですけれども、移送サービスの件です。これ新しい動き等はあったでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 答えいたします。

生活サポート事業の動きということでよろしいでしょうか。生活サポート事業につきましては、町内に1事業所を新たに事業を立ち上げていただけたところがございます。9月ぐらいでしたか、協議会のほうに書きまして、県のほうに今進達をしているところでございますので、早ければ年度内には事業が開始できると考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 3月議会のときにちょっとこの辺質問したのですけれども、その際に新しい事業所さんが始めたときに、当初予算からどんどん、逆に言うと膨らんでくるというときに補正にしても対応していくというご答弁をいただいたのですが、その姿勢については変わりはないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

実際にどのくらいの利用者が見込まれるかというところがまだはっきりしないところがございますので、必要があれば補正予算を計上させていただきたいと考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） では、そういうことで、ぜひお願いいたします。

以上で私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 松 本 美 子 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の重点的に取り組む課題についてからです。どうぞ。

○11番（松本美子議員） 議長の指名がございましたので、松本美子、通告書に従いまして、2項目質問をさせていただきます。

まず、重点的に取り組む課題ということですが、町の現状は重点的に取り組む課題が数多くあります。ふだんの生活では、隣近所との連帯感も薄れて、コミュニケーションや交流の不足、あるいは少子高齢者社会の何を重点政策に実施していくのか伺います。

(1) でございますけれども、観光事業の充実是人々を町に多く呼び、町全体の発展にもつながります。特に若年層に魅力を感じてもらい、住みやすく、働く場所を充実させ、雇用の拡大にもつながってくるのではないかとということで取組を伺います。

(2) ですが、近年風水、地震、災害が非常に多く発生しております。災害を受けて大変な事態になっていますけれども、避難場所の周知の徹底や、あるいは学校、公民館、地区集会所の補強、あるいはリフォーム状況はどうなっているのか。特に土砂災害の警戒区域における対応も伺います。

(3) ですが、これまでの優良農地の自然環境を守ってきたものが全町で大変な状況になっています。管理できない田、畑とか、あるいは山林、谷津田が放置状態でタヌキやイノシシ、あるいは鹿等も見受けられます。また、通行にも大変危険であり、特に通学路である、これ前回は質問はしてございますけれども、役場の下の道は木々が覆いかぶさり、特に防犯灯の役目をしていないところもありまして、この件につきまして土地所有者への対応と管理についても伺いたいと思います。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を3時55分といたします。

休 憩 午後 3時43分

再 開 午後 3時55分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、順次答弁を求めます。

初めに、(1)について、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

現在具体的な事業といたしましては、実施しているものはございません。しかしながら、今後は、観光地域づくり法人、DMOにおいて観光事業が展開されてまいります。今後は、若年層の雇用拡大につながるよう観光事業の活性化を研究してまいりますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、(2)について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1の(2)につきましてお答えを申し上げます。

町が指定しております避難所や避難場所につきましては、広報、ホームページにより事前周知し、開設当日には防災無線やあんしんメール、広報車等、あらゆる手法により周知してまいります。また、避難所となる予定の学校等の施設につきましては、

全て耐震補強修繕を終えているか、または新耐震基準で建築されております。地区集会所の修繕につきましては、区から要望がある場合、その都度対応しております。補強やリフォーム等の改修につきましては、現在のところ要望もなく、町としても行っておりません。土砂災害警戒区域にお住まいの方への対応につきましては、警報が発令された場合などにおいては、防災無線個別受信機や電話連絡等により避難を呼びかけております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、(3)について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、(3)の田、畑、山林につきましてお答えさせていただきます。

町では、農業委員や農地利用最適化推進委員により優良農地の確保と有効利用のため、各月に町内を4班に分けて転用等の申請案件の調査と農地パトロールを行い、違反転用や農地の利用状況について調査を行い、有効利用の推進に努めております。また、耕作放棄地等で保安全管理が適切に行われていないケースにつきましては、農業委員会より所有者に連絡をしております。また、山林につきましては、広報等で適正な管理をお願いしているところでございますけれども、隣接所有者から連絡が入った場合には、町から所有者に適正な管理をお願いする通知を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(3)につきましてお答えさせていただきます。

防犯灯に限らず、樹木が道路にはみ出しているなどの通報があった場合は、道路管理者として土地所有者または土地管理者に適正管理のための剪定、伐採の依頼通知を発送しております。さらに広報紙におきましても、道路に隣接する所有地の樹木、生垣の適正管理のお願いを掲載しているところでございます。今後も引き続き土地所有者の方に対し適正管理を働きかけてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、順次再質問をさせていただきます。

(1)の観光事業の充実の関係でございますけれども、今現在まで実施は事業とし

てはしていないというような答弁でありました。ああ、そうだったのかなというふう
に思って、少し残念だなというふうに思っております。あれだけの、観光としてはい
ろんな観光がありますけれども、例えばバーベキュー場にいたしましても、あるいは
その隣のラベンダーの関係にしても隣接をしておりますし、もう少し若い方たちにし
っかりと意思表示をしながらそちらのほうで働いていただけるような方法を、DMO
の関係でそんな形が整ってくるかなというふうにも思いますけれども、そういうこと
も今までは要請はあくまでもしないで観光協会にお任せと、シルバーさんに一部車の
関係はお願いしたりなんかしていたというような考え方でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 現状では実際に雇用が発生しているというのでしょうか、そ
れは観光協会職員またはお話がありましたシルバー人材センター、ラベンダーの苑は
また営農の方ですか、そういった方がやっていたでいる状況で、正社員というの
でしょうか、そういった立場ではないというのが今の現状かなと思います。今の嵐山
町の観光事業でそういった雇用につながる例えば施設、またはお店というのでしょ
うか、店舗系、そういったものもございませんので、そういった正規の雇用というの
が現状ではないのかなと思います。

今後いろいろ観光協会のほうでも事業の展開を進めていく上で、そういった正社員
的な雇用ができるような、そこまで発展できれば当然いいなとは思っておりますけ
れども、やはりよその年間何十万、百万単位で来るような観光地と違いまして、収益が
上がらないと、やっぱりそれだけの賃金というのは支払いができませんので、まずそ
このところの収益を上げられるだけの、どうやってやれば収益上げられるか、そうい
ったところを考えながら今後進めていって、いつになるか分かりませんが、将来的に
はそこまで、年間の観光客数何十万だとか、そういったぐらいにできればいいかなと
いうふうには思っておるところでございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） いろいろな検討した結果というようなことなのでしょうけれ
ども、もう少し早めに手を打っていただいて、若い方たちはかなり来ていますから、
それでまた働くところが確保されてくるような観光事業になればいいのかなというふ
うに思います。

今後マップもできて、先ほど藤野議員さんですか、マップの関係の話も出ましたけれども、そういったところに参入してくる若い方というのはやはりお年寄りしかないのでしょうか、現状は。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 観光マップ、いろいろ作成のほうも今回検討をさせていただいてつくったばかりですが、今後も事業展開によっては先ほどもちょっと答弁いたしましたように、いろんな形での観光マップ、形を変えていたりだとか、創意工夫をしながら作成していく必要があるかなというふうに思っております。そういったマップというのは大体印刷会社をお願いするわけですが、今までですと観光協会の職員、またうちの事務局の担当者、そういったところでいろいろ検討しながらマップのほうの作成というのはしておりましたけれども、今回これから観光協会も新たに人も代わって来たりいたしますので、そういった方の意見も今後は入ってきてのいろいろなマップの作成というのはできると思います。観光協会の組織自体は今ある程度こういった形の組織でというのが、おおむね案というのができておりますので、今後若い職員が入るかどうか、入れられるような、そのくらいの観光協会になればいいなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 分かりました。マップの関係につきましては今後ともぜひともいろいろ、まだつくったばかりですが、見直しできる場所があればというお話でしたから、お願いはしたいというふうに。そこは若い方たちが参入できるような説明ですか、何か今はシルバーさんのほうで高齢者の方が説明をやっているようですが、そういうところに若い方も入ってくるような経緯があるのでしょうかということが聞きたかったのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 例えばマップの作成に当たりましては、今観光ボランティアガイドの方だとか、結構歴史だとか、そういった観光に詳しい方、いろいろボランティアでやっていただいておりますけれども、当然そういった形での意見も聞きながら、

また今後マップをつくるに当たりましては、場合によってはそういう若い世代の方の意見とかというのいろいろ推測しながら、高齢者も含めたいろんな意見を聞きながらマップが作成できればいいかなとは思っています。ただ、若い人の雇用となると、なかなかそれだけですと雇用にはつながらないのかなと。いろいろ意見を聞いたりだとか、そういったことはできると思うのですけれども、現状ではなかなか雇用までにはつながっていかないかなというふうには思っております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、雇用というふうにはつながらないかもしれないという答弁でしたけれども、若い方のご意見は聞いて今後は進められる分野もあるということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 マップだけに限らず、今あるそれぞれの観光地、今後どういうふうな観光地にしていったらいいか、そういったものにつきましては、やはり若い世代の意見というのも当然聞いていったほうが良いというふうには私は思っておりますので、子どもから高齢者の方まで幅広い範囲でいろんな意見の集約というのは必要かなと。その上でどういったことを展開していくかというのを検討する必要があるのかなというふうには個人的には思っておりますので、観光協会と今後進めていく中では、そういった提言といいますか、お話のほうはさせていただければいいかなとは個人的には思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 前向きなご答弁というふうに受け取らせていただきますので、ありがとうございました。

では、（2）のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番（松本美子議員） 避難所の関係をちょっとお聞きをしているわけですが、こちらの答弁のほうでは、しっかりと今までの経緯が答弁要旨のほうにお示しがしてございますから、やはり今までどおりでいいのだなというふうに改めて理解しております。その中で避難所の周知の関係をもう少し、個々の町民の方に、もしものとき

にはこのところにあなたは避難するのですよではないけれども、そういった指示ですか。去年ですか、19号のときに土砂の関係のところ、危険区域のところにいる人だったのですけれども、電話は早くにもらったりなんかいたしまして、そういう話して、何か自分と考えが違うような、遠くのほうのところに避難場所だよと言われたので、そっちまではとても歩いては行けないなというようなことがあったというふうに伺っていますので、もう少しどの地区というか、支部というか、そういう人たちはこの場所に避難してくださいよというようなところまで、町のほうでは避難場所の関係は、周知のほうはどのようなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 以前といいますか、現在の地域防災計画では、地域防災計画上は48か所避難施設が指定されております。ただ、48か所の運営というのはなかなか難しい状況ということで、平成30年度にそれを見直しまして箇所数を減らしております。そういったこともあって、以前は身近な集会所も避難施設ということで対象があったのですが、なお現在は広報等でもお知らせさせていただきましたが、基本的に11か所で災害等あった場合対応していきたいというふうに考えております。これはなぜかといいますと、昨日ですか、お答えもさせていただきましたが、やはりコロナ禍ですと、1か所の避難所運営の人数が大変多くなると、多い人数が必要になるということです。水害等では、例えば去年の台風19号のときもそれほど長い時間避難をしていただくというような状況ではなかったので、職員のほうで対応をさせていただくのが基本になっておりました。地震になると長期の避難ということも考えられますので、運営方法等も変わってくるかと思いますが、現在のところ11か所ということで、以前は大変多くの場所を避難所としていたものですから、この地区の方はこちらにどうぞということでご案内を差し上げていたわけですが、現在そういった形で考えておりますので、どこの地区の方がどこの避難所に行っても結構ですということでご案内をさせていただく形を取っております。もちろんご自宅から近いところのご案内というのはさせていただきたいと存じます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、48か所あって自分の地域のには1か所ぐらいずつあるのかなという感じが今まではしていましたが、30年度の見直しにつきまして

は承知いたしております。そうしますと、11か所に今度はなってくるということですから、大変遠い場所にもなるわけですがけれども、それで、どこへ行ってもよいですよというようなことであると、去年ですか、学校のほうへ殺到したというような、非常に違うところにお回りくださいというようなことも起きたというふうにも承知をいたしております。

そういった中で、これだけコロナが今はやっていますから非常に対応が大変だと、それは承知はしております。ですけれども、ではそうしますと、質問の中には学校の関係とか公共施設の関係は耐震補強がされて、ずっと皆さんが心配なく生活したり、学校生活したり、安心を各町民もしているというふうに思いますから、そちらへの避難ということになれば、それはそれで大丈夫なのかなというふうに思います。しかし、地区集会所の関係を私ちょっと伺いたかったのですけれども、地区集会所につきまして、地区から要望が出てくれば修繕はしていると。そういうことは予算書やなんかにも載っていますから、毎回ごとに修繕の関係がよく集会所は出てくるなというふうにも感じているところです。今回の11か所につきましては、地区の集会所につきましては危険性も伴うかなというふうなこともありますけれども、場所的には指定のほうはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今回考えております11か所の中には集会所は含まれておりません。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 分かりました。そうしますと、地区の集会所、あるいは公民館という名前になっているかもしれませんが、11か所の中には入っていないと。そういうことになりますと、もし入っているのであれば築年数やなんかも調べてあるのかなというふうに思いましたのでお聞きいたしました。入っていないということですので、結構でございます。

それから、土砂災害の警戒区域の関係なのですけれども、こちらにつきましては早々と連絡等があったということも承知しております。ですけれども、先ほど申し上げたように、どちらへ避難してもいいのですよということのようですから、当人が承知していなかったのかなというふうにも理解はしなくてはなりませんけれども、この方

法、特に警戒区域の人に対しては電話であらかじめもう少し細かく、独り生活の方ももちろんおりますから、慌てたというようなお話も聞いていますので、しっかりとそのときになって電話というだけでなく、前もっての連絡は何か取ってあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今年も台風がありまして、そのときにも早め早めのご連絡はさせていただいているという対応を取らせていただいております。

○11番（松本美子議員） ちょっと聞き方が悪かったかな。すみません、もう一回、私のほうから質問します。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そのときが来たときに、早めに来るだろうという予報ですか、そういうときには早めに連絡をいただいていますというふうに私も今述べたと思ったのですが、そういうことでなく、そのときが来たときでなく、もっと早くにこういう場所がそうですから、早めにどこへでもいいですから避難をしてくださいねって各土砂災害の警戒区域の人たちだけにでもお知らせはしてあるのでしょうかということですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 直接はお知らせはしておりません。ただ、警戒区域の方は戸別受信機等も設置させていただいております。希望しない方は設置しておりませんが、戸別受信機を設置したり、あと今年の8月の広報のときにも、例えば避難の考え方として、親戚や知人の方のお宅のところに台風が来る前に避難をしてください、あるいは今何といたってもコロナ禍ですので、車中避難、こういったことも広報をさせていただいております。車中避難についてもある一定、駐車場確保をこちらのほうでも考えておりましたので、車中避難ということも広報をさせていただきました。また、親戚、知人宅への避難、こういったこともぜひ事前にということであれば考えていただきたいというふうに思っております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今ご答弁いただいたことは私も承知しています。ですが

も、私がもう少し聞きたいのは、その区域の指定をされて住んでいる方に広報なり、戸別受信機なりを町のほうからは用意はしてあげてありますということですが、なかなか常にうちの中にばかりいればいけれども、ましてや受信機やなんかがついているところは無線も聞き取りづらいところですから、広報だってしっかりと読めばいいのですけれども、そういうところはある程度年代が進んでいますと取りにくいとか、キャッチしづらいとか、そういう方もおりますので、もう少し優しくとか、親切にとか、そんなに何十軒だか、何百軒だか分かりませんが、町内には警戒区域のところに住んでいる方がいらっしゃれば、できないと言われてできませんけれども、町のほうから戸別に連絡の手紙なり、前もってこういう事が起きたらこんなふうに、こういうところというふうに知らせといていただくということはできませんかってちょっと聞きたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 災害の状況ですので、そのときそのときによって状況も変わってくるかと思えます。事前にお知らせするというのも大事だというふうには考えております。ただ、どうしても災害ということになりますと、そのときにならないとなかなか避難ということも考えづらいということもあるかと思えます。現実的に早めに避難をしてくださいという広報、例えば2日前、あるいは何日か前にやったとしても実際に避難するのは避難勧告が出てからとか、そういったことになってしまうわけなのです。これは土砂災害警戒区域だけの方に限ったわけではなく、皆さんがそういった意識というのが最近は本当に意識が高まってきていますけれども、全体的にそういう意識を高めていくという取組が必要なのではないかとこのふうには考えております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、土砂災害区域の指定は、申し訳ないのですけれども、何軒ぐらい町内ではありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 27世帯でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。

それでは、27世帯の方が特別の警戒区域だと、土砂災害の、ということになりますと、せめて11か所の避難場所ですよと、いざというときにはこのところのどこかに早めに避難をしてくださいよというようなことを、どういう災害が起きるか分かりませぬけれども、警戒警報が出たときにはということで書面というか、書類というか、何かそういうようなものできちんと知らせておくということはいかがでしょうか。そういうものをもらってあれば、一覧表かなんかであれば、自分の家庭のどこかに貼っていらって早めに、その上にいざというときには、また町のほうからも連絡も入りますから、ああそうだというふうになって早めに避難ができるのかなというふうにも、そういうものがあると便利は便利ですよというふうなお話もちよっと伺ったことがあったので、何回も聞いて申し訳ないのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 これから今後ハザードマップを作成する予定になっております。その中で当然避難所の関係も出てまいりますので、それに関しては恐らく全世帯配布できるかなとは考えていますので、そういったものでご確認いただけるようにしていきたいと思えます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、そのハザードマップの関係が出来上がった時点ではしっかりと各家庭で意識をしていると。特に警戒区域の方については重きを置いていただくと、そういうようなことでよろしいですか。そういうことで分かりましたので、すみません、次に参ります。

（3）番の関係なのですけれども、先ほどもいろいろ農地の関係につきましては、優良農地あるいは自然環境が守っていけているところ、谷津田の関係の放置状態というようなところとか、イノシシだか、鹿だか、いろいろなものが出てきて非常に困ると、そういうようなご質問等がありました。ありましたけれども、ちょっと違う観点から、すみません、お尋ねをさせていただきますけれども、農地の維持とか、あるいは管理の不足で放置状態、いわゆる優良農地以外ということになってしまいますけれども、その辺のところは農業委員会の委員さん、あるいは推進委員さんの活動というのでしょうか、そういう点で調査とかもかなり実施をしているということは承知をい

たしております。そういった中で、この農業委員さんなり、推進委員さんなりの努力の結果、優良農地となって復元ができて、成果とか、あるいは何に活用ができているのか、そのようなところをお尋ねができればというふうに思いますのでお願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

過去には農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんのほうは自ら耕作放棄地を景観作物として畑のほうに戻して、地域の担い手のほうに利活用といいますか、利用権を設定をして耕作のほうに移したというふうなケースもございます。また、当然農業者からこのところはもう自作はできないということでご相談を受けたものにつきましては、農地バンクへの登録を行って、またそれ以降については、その接続する、隣接する農業者にお声がけをさせていただいて耕作を行っていただくというふうな活動を行ってございます。件数については、今手元にちょっと数字がございませんけれども、随時利用券が設定できるものについては橋渡しの活動をしているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 復元はできて優良農地になってきている分野もかなり増えてきているというような答弁だったのでしょうか。そうしますと、とってもいいことだなというふうに思います。そういった中で、そうかといってなかなか放棄地そのものが減ったなというふうには、私も農村部のほうにいますから常日頃何とかならないのかというふうにはかなり思っているところなのですけれども、こちらの農地も町内、町外の方たちの所有の方もいると思うのです。町内の方につきましては、役場のほうはもちろん分かっていると思います。町外の方の件についてもお分かりなのだというふうに思いますけれども、その辺で放棄地の関係が特にどのくらいあるのか、何件ぐらいあるのか、もしお分かりであればということで、もし分からないようでしたら町内だけでも結構でございますか、ご答弁をいただけるとありがたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 町のほうで管理をしている農地、町というか農業委員会のほうで所管をして管理をしていることにつきましては、属地という形で嵐山町に農地があるものにつきましては、町外の所有者の方であっても嵐山町のほうから利用状況であったりですとか、そういった調査のほうは実施をさせていただいてございます。当然そういった中で耕作放棄地であったり、雑草が繁茂しているというふうな状況にあれば、町の農業委員会のほうから通知をさせていただいている状況でございます。こちらにつきましては、毎年8月に農地利用状況調査ということを実施をさせていただいてございまして、その利用状況に応じまして、11月に農業委員であったり、農地利用最適化推進委員、この方々とともに、町の職員が4班に分かれて8日間ほど実施をさせていただきまして、こちらのほうの農地の利用状況を分類をさせていただいている状況でございます。そういった中で、A分類、B分類というふうな方法に分けさせていただきまして、A分類につきましては荒廃農地として再生が可能な農地、雑草が繁茂しているとか、ちょっと草を刈れば農地としての復元ができる農地、またB分類につきましては、再生が困難と認められる農地ということで、山林化をしてしまったりですとか、そういうふうな農地になろうかと思えます。そういったところの中で分類をさせていただいてございまして、今現在といたしますと、A分類といたしまして、これは令和元年度でございますけれども、A分類が合計といたしまして297筆、18万3,821平米、B分類といたしまして1,108筆、89万3,479平米、こちらがちょっと耕作がされていない状況の農地ということで、農業委員会としては捉えさせていただいてございません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういった中で、A分類、B分類ということで、職員みずから農業委員会の委員さん、あるいは推進委員さんと町の中を調査しているというようなことですが、A分類のほうにつきましては何とか農地に戻れるということから、これは何とかしていただければ耕作放棄地から逃れられるというふうに思っています。ですけれども、B分類の関係がこんなにあるのかなというふうに、だから周りを見てもかなり荒れているのだなというふうなこともよく分かりましたけれども、これで分類して、地主のほうに連絡等もちろん町内でも町外でもしているのだというふうに思います。そういった中で、なかなか連絡をしても実施していただ

けない地主さんがかなりいるというふうに思いますが、その辺のところにつきまして
はどんなふうにお考えになっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

利用が困難と見込まれる農地、B分類でございますけれども、当然A分類も担い手
さんのほうで耕作者さんがいないと、なかなかその利用をしていただけないのが現
状かと思えます。ちょっと他の方の質問の中でもお答えをさせていただきましたけれ
ども、こういう箇所については非常に耕作の条件が悪いところが中心となってござ
いますので、基本的には所有者の方をお願いをして適正な管理をしていただくとい
うことが前提になるかと思えます。こちらのほう、ご質問の中でやはり近所の、隣の隣接
の住宅であったり、交差点に近い農地、そういったところでやはり危険な箇所とい
うものにつきましては地域の方からご連絡をいただきまして、農業委員会として耕作
者のほうに適正な管理をお願いしているということが現状でございます。ちなみにで
ございますけれども、そういった件でご連絡をいただいているのが平成30年度に5件、
令和元年度に6件、令和2年度、今年9件、農地ということで農業委員会のほうから
ご通知をさせていただいた部分でございます。先ほど大野議員のほうでもちょっとご
質問の中にあっただかと思えます。4～5件ということでお答えさせていただきました
けれども、年度別でお話をさせていただきますと、そういった状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 放棄地のほうも管理のほうは大変で、実施する方が高齢とい
うか、なかなか若い方たちにはしていただけないから、土地があっても非常に大変だ
というか困るのだよねというようなお話等も聞けるので、あまり何とかしてください
よということも私も言いづらい分野もあるのですが、それはそれとして、やは
り復元できるところにつきましては復元をする、あるいはそれ以外の転換とか、いろ
いろあると思うのです。ですけれども、そういった転換の考え方があるというよう
な方も中にはいらっしゃいますでしょうか。現実には何か方向性を考えて転換した方
はいらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

未利用農地ではございませんけれども、やはり嵐山町のほうに新規就農を考えたい、またはハウレンソウ等で嵐丸塾のほうから独立をして行うというふうなケースの中で、やはり農地を取得をしたいという方もいらっしゃいます。相談も受けてございますので、そういう方々には、やはりそういった未利用農地で離農された方といたしますか、所有者が、相続人が放棄してもいいというふうなケースにつきましては、新規就農者への橋渡しを農業委員会、農政課のほうとして進めているというのが現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、申し訳ありませんが、農地の関係はこれで、すみません、分かりましたので、結構ですけれども、道路の関係、町道部分のことを、農地あるいは山林というふうにつながるかも分からないのですけれども、この前にも私何回か、通学路ですから役場下の道路は何とかならないのですかというようなことも質問していたというふうに思いますけれども、なかなか予算的なものもあったり、地主のほうへも連絡をしてあるのだというふうには理解したいと思いますのですが、改善がされていないです。町道に係る部分につきましては答弁をいただきましたけれども、それぞれそのときそのときにある程度は隣接している所有者などからも連絡があった場合には適正な管理をお願いをしたり、町でもできる分野はやるというような答弁だったというふうに思いますが、まず1点は通学路に対してですけれども、その通学路につきましてはここにも、質問の中にも役場の下というふうに明記してしまいましたから、その役場下の関係につきまして特に1回目をお尋ねします。いまだにどうしてできないのでしょうかということです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路のほうにはみ出していて通行に支障がある場合についてまずご答弁させていただいて、役場の下についても防犯灯も一応確認させていただきましたけれども、ある程度は見えるかなと。ただ、かぶさってはいると思いますが、建築限界というか、4.5メートルを超えるものについては、道路法において

も建築限界の範囲が決まっておりますので、歩道については2.5メートルというのがあります。その上にかぶさっているものについては、規制がなかなかしづらいというものもございますので、そこまでは言えないかなと思います。基本的には道路に支障がある、危ないというものについてはさせていただきますけれども、それ以外についてはなかなか言いづらいところもあります。先ほども言いましたように、道路法の規制もかけないようなところについては、なかなか指導ができないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） やはり道路法の規制というようなものもちろんあるわけですが、通行するのに対してはそんなに危険ではないでしょうというような判断ということもありますけれども、立ち木というものは年数がたつとある程度枯れたりなんかもしますよね。たまたま通学路、あるいは歩道ですから往来はあるわけですが、そういった中で、木が落ちてきてぶつかるということもありますよね。車やなんかは特にあったということで保険で対応しましたというような報告等もありましたけれども、そうしますと、それで偶然にもぶつかった、けがをした、危ない思いをしたと、そういうようなこともつながってくるかなというふうに思うのです。ですから、私町道に出た分ぐらいはせめて切っていくというふうなことがよろしいのかというふうに考えていますので、お尋ねはしておりましたけれども、今の危険性について、基準は基準です。ですけれども、その辺は町の対応としてはどうなのですか、けがだとか何か起きた場合ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 見て、周りから危険ですねという場合もありますし、通報もあります。それについては、もちろん倒れてきそうな場合については、道路法の建築限界を超えても通知させていただいて、また緊急性がある場合については、役場の職員等で処分させていただいたところでございます。あくまでもその場所場所によって物もありますし、所有者のものというのが原則でございますので、法としては基本的には道路は4.5メートル、歩道については2.5メートルという建築限界の規制がございますので、それについてはお願いはしますけれども、それを超える木とかとい

うものについてはなかなか指導しづらいなと。もちろん先ほどから何回も言いますが、危険性のあるものについてはお願いをしたり、伐採させていただいているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 町道分に出ておりましても、基準と、それから危険性が伴わないだろうという判断であれば、地主のほうにも連絡は取らないということよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 木がしっかりしていて、かなり高いところの木で、道路の通行に支障がないものについては、特に今現在は通知等は行っておりません。だから、何回も申し上げますが、危険性があると判断した場合は通知差し上げさせていただいて、木の伐採をお願いしているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、危険性があるので町道に枝が出ていますから危険と思いますので、地主様に切ってくださいというようなこと、あるいは町のほうで処理をしたというか、そういう経緯は1年間で何か所かあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 先ほど言いましたとおり、危険と思われるところの民地につきましては伐採してください、もちろん草も含めて、平成29年は9件、平成30年には10件、平成31年度については2件でございました。ただ、今年はかなり多くて23件のご通知させていただいて、伐採をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） かなりしっかりと対応してくれているのだなというふうに思いました。これはあくまでも町で職員さんが見た関係から、あるいは近隣、あるいは区長さん、その辺のところからの要望というような形もかなり入っていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 もちろん町の職員もいますけれども、もしあまり出ている場合は伐採等させていただいたり、もちろん先ほど議員さんもおっしゃったとおり、主要幹線については町が伐採委託をさせていただいております。大体は通報があって、民地だけれども見づらいねというところがございますので、そういうところについては町が、職員が確認してやっぱり危ないという話のところについて通知させていただいたところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、区のほうの要望もかなり受け入れて、その結果的には何十件というふうな処理を、伐採しているという考え方で大丈夫でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 地区区長さん等来た場合は、すぐに見て通知のほうを差し上げているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。

では、次に参ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番（松本美子議員） それでは、2番のほうに移らせていただきますけれども、こちらにつきましては、企業誘致の関係でございますが、自分らしく働く場所が不足しているという現状のうち、コロナ禍の関係もありますけれども、不足しているというふうに思っています。そういったために町外への転出者も多くなっており、高齢者世帯がますます増えてくると、そういう動きかなというふうにも思いますが、町内には、またある面では多くの企業が立地をしていただければ町民の働く場所、あるいは稼働場所が選択をして、転出者も少なくなってくるのではないかなというふうに思っています。転入者や定住者への期待もできてきます。人口増にもつながってくるというふうに思いますので、それと同時に財源的なものも見込めるというふうな希望につなが

るわけなのですが、(1)といたしましては、企業誘致の整備は花見台、あるいはランプ内の中も実現が見えてきておりますけれども、現状を伺います。

(2)といたしましては、本田技研工業株式会社が寄居町の桜沢のほうへ2021年には工場を集約の予定だというふうに向っております。他市町村につきましては、その後、本田技研の関係を企業誘致として、ある分野を誘致したいということで目指して動いているのも現実でございます。嵐山町も働く場の確保にその1こまでも入れればいいのかなどというふうにも思いますけれども、どのようなお考えで方向性を持っているのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、(1)、(2)について答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

花見台拡張地区産業団地整備事業の現状についてですが、事業主体である県企業局からの説明では、埋蔵文化財調査で時間を要し、また用地買収が一部完了していないために計画変更を行う必要があることから、令和2年3月の県議会にて事業期間の2年間延長を行い、計画変更案について検討を行っている状況とのことです。

次に、嵐山小川インターチェンジランプ内の開発事業についてですが、平成30年9月に開発許可となり、開始された造成工事が令和2年9月に完了しました。その後、区域内の導水路の財産の交換につきまして、先日の臨時議会で承認をいただき、今議会におきまして道路認定の議案を上程しているところでございます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

町といたしましても雇用の創出や安定した財政運営を図るための企業誘致の重要性は十分認識しているところであり、そのための取組として、花見台工業団地拡張地区や嵐山小川インターチェンジランプ地区における事業推進を図っている状況です。なお、町の活性化を図るためには、さらなる取組が必要と考えており、現在川島地区における産業団地整備の実現に向けた調整を実施している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、随時質問をさせていただきます。

まず、(1)の件ですけれども、埋蔵文化財の関係が出ましたので、2年間の延長というお話は前もって伺っております。そういった中で、特に嵐山の北部のほうにつきましては緑も豊かなところでございますが、その反面、観光も必要な場所であり、それには働く場所にもつながってくるというふうなこともなってきます。そういった中で、花見台工業団地が完成をされて以来、これは昭和62年から平成5年の間に造成されたというふうに伺っておりますけれども、そこへ就職をされている方も数多く町内からはいるというふうに思っておりますが、この辺つきまして少し伺います。

それと、交通に関しては先ほど答弁等もありましたけれども、交通は関越自動車道の関係で大型輸送のインフラ整備が16年の3月に完成をし、嵐山小川インターというものが開通されたというふうに記憶しております。そういった動きの中でランプ内、あるいは花見台の関係2年遅れるということでございますけれども、現状はどの程度進んでいるのでしょうか。3月の県議会ではそういった延長の計画変更だということでも検討しているということですが、町としてはどういったことまで承知を、埋蔵文化財のこともそうですけれども、しているのでしょうか。まず、これ1点お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、花見台の現在の、何というのでしょうか、状況といいますか、進捗状況、これは県のほうから伺っている内容でございますけれども、先ほど答弁させていただいたように事業期間を延長するというので、現在変更の計画案の作成の業務委託を発注したというところを聞いております。これはまだ変更案というのはできたらまた連絡をいただけることになっているのですが、その変更案、そういったものもまだ連絡はございませんので、今その変更案のほうを作成中という形で町のほうは状況としては捉えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) 計画変更がありますから調整中というようなご答弁なのですね。それは仕方がないということになりますけれども、まず、そうしますと、この花見台の関係につきまして、企業との関係は2年先だということになりますから、そういった企業等が来てくれるというか、町からの働きかけというか、そういったことはど

のようになっているのでしょうか。まだ、そこまではいかないということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 花見台の拡張部分の企業誘致に関しましては、昨年度ですか、ちょっと質問等を受けたときに、企業局のほうから聞いているのは3業者、内定をしているという状況でお話を伺っておりまして、その内定をしている状況というのは今も変わらない状況だというふうに聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 埋蔵文化財の関係はどのようなものが出てきているのでしょうか。すみません、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私ども実際に出たものはちょっと見てはいないのですが、聞いた話では、当時あの辺で、山林というか山でしたので、山仕事をした、そういった何か跡地ではないかということで聞いております。そのときに使っていた、何というのでしょうか、道具というのでしょうか、お皿みたいなものとか、そういったもの、その程度出た、種類のにはそういう山仕事で使われていた場所ではないかという関連のものが出たというふうに聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 一日も早くにこちらの埋蔵文化財の関係が終わって、新しい事業者が、今の時点では3事業者が内定というか、予定というか、そういうふうになっているということですから、事業者の関係になってきますと、雇用のことにもつながってくればいいかなというふうに期待するところですが、その辺の働きかけみたいなのは町のほうからはできるものなのですか。できないのかちょっと分かりませんが、そういう時期が来たときにはお願いはしていく予定ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 事業主体は県の企業局ということにはなっていますが、当然

嵐山町のほうも協力をしながら一日も早く整備ができるように進めたいというところで、いろいろ協議等も、打合せ等もさせていただきながら進めている事業でございますので、また相手の業者さん、今度本格的に契約して、実際に誘致のほうはされたときには、雇用についても嵐山町からぜひお願いしたいとか、そういった話というのは当然お願いのほうはできると思っておりますので、していきたいというふうには思っております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ぜひそんなふうな働きかけを職員さんのほうからも大変でしょうけれどもやっていただき、多くの町民が働く場所を得て、生活はしっかりしたところでやっていければというふうに思いますので、お願いというか、要望というか、ぜひその時期が来ましたらお願いいたします。

それから、ランプ内の関係なのですけれども、ランプ内の関係につきましては、沿道サービスということで、土地利用ですか、その辺のところが見る限りでは、関越インターが16年の3月ですか、そこで開通された後、なかなか沿道サービスのほうもできていないとか、農地の関係もありますけれども、そこが除外ができて沿道サービスができると土地利用ができるのだというふうに伺っていたかなというふうに思いましたので、もう一度、すみませんが、確認のためにそういうサービス業です、要するに、そういうものならいいのですよというようなことだったと思っておりますので、お伺いをしたいというふうに思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

嵐山町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例のときには、建築物の制限がありまして、そこには該当するものがあります。ただ、今回のインターランプ内につきましては、倉庫ということで開発許可を行っておりますので、今後できるものにつきましては、倉庫ができるということで開発許可を下ろしておりますので、倉庫しかできないというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今のご答弁は、ランプ内にこれからできるものは流通系の倉

庫と、そういったような答弁ですよ。それは前からいろいろお話が出ていましたから分かっております。そうでなくて、インターへ入る前のところの沿道サービスというので、サービス業はそこは除外ができて、何かを造りたいという人がいれば造れるのだというふうな、随分前のお話ですけれどもありました。そういったことで、あそこの名前を申し上げてあれですけれども、スーパーさんというか、セブンさんとか、それもできたのですよね。ですから、その続きのところには一向にできないけれども、その利用はどうなっているのでしょうかということが聞きたかったのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

開発許可の内容につきましては、沿道サービスについては一定の要件があればできますし、今現在セブンイレブンさんがあるような形で開発許可は可能です。ただ、要望がないとか、その申請がないということで今現在できておりませんが、開発許可の要件を整えば十分できる、需要があれば十分できることはできますので、今現在でもできないというものではございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 沿道サービスについては、条件がある程度整っていれば町のほうでも許可的なものは出したいというような考えはあると、そういうことですか。それと同時に、今の時点まではあまりそういった方は来なかったとか、ご相談がなかったとか、そういう理解でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 沿道サービスについては、県道等の道路要件等がありますので、そういう道路づけができれば十分可能でございますし、今現在で申請がないとか、数年相談件数もございませんし、そういう状況でございます。ただ、県道等のものであれば十分可能でございますので、今ではそういう状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今現在までには利用したいという方も出てこないということですが、町の方向性としては、ランプ内にも今度は流通の倉庫ができるし、人の出入り、車はもちろんですけれども、多くなってくる。そうした場合には、何かそういうサービス業、あるいは食堂でも結構ですけれども、そういうようなものが町で進めていくという方向性はないですか。何か造りませんかではないですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今現在、第2次都市計画マスタープランをつくっております。既存集落については、そういう沿道サービスも含めて集落の生活の維持管理ができるところについては誘致していくというか、促進していくというような方向性を出しておりますので、その方向で町では考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） よく説明していただき、答弁ありがとうございました。よく分かりましたので。今後そういうようなことが起きたときには、ぜひとも進めていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

これで終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時58分）

令和2年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

12月4日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

第10番議員 川口浩史議員

第1番議員 小林智議員

第8番議員 長島邦夫議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
永島	宣幸	教育	長
杉田	哲男	農業委員会事務局	長
		農政課	長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第4回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、川口浩史議員から一般質問の質問事項2について取下げの申出があり、受理したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号9番、議席番号10番、川口浩史議員。初めに、質問事項1のごみ処理についてです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） ごみ処理は嵐山町民も大きく関わり、関心も高いものであります。そのごみ処理を検討委員会では、中期的な対応として民間委託を中心に検討するとあります。そこで、お伺いいたします。

（1）、10年間のコストは現施設を継続した場合、合計で103億2,000万円とあります。民間委託Aは91億5,000万円、民間委託Bは101億9,000万円とあるわけです。しかし、民間委託は施設修繕工事や、ごみ処理に係る人件費は令和3年度のみとなっているわけです。これでは公平なコスト比較はできないのではないのでしょうか。

(2)、乾式メタン発酵とはどういうものなのか、また実績はあるのか伺います。

(3)、熱分解ガス化改質方式とはどういうものでしょうか。実績はあるのでしょうか。

(4)、CO₂は現施設より排出量が少ないとありますが、どのくらい少ないのでしょうか。

(5)、自己搬入は現施設にとありますが、焼却ごみも現施設でよいのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、(1) から (5) について答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

現施設で処理をする場合は施設を有して運営をいたしますが、民間委託の場合には、施設は受託側にあり、その運用に係る人件費は受託側が負担するものとなります。そのため、現施設で処理する場合の人件費は、民間委託で処理する場合の委託費に変わる形になります。したがって、令和3年度のみの人件費を計上しているのは、民間委託をする前の現施設でごみを処理する必要がある期間だけのものですので、公平なコスト比較に問題はないと思います。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

メタン発酵方式とは、生ごみや汚泥などの有機性廃棄物を発酵させてメタンガスを回収し、そのエネルギーを発電や燃料供給などに利用する方式であります。メタン発酵方式には、乾式と湿式の種類がございます。乾式はメタン発酵槽へ投入するものの固形分濃度が15から40%程度のものを対象にします。実績につきましては、小川地区衛生組合の調べによりますと、全国に1施設がございます。

続きまして、質問項目1、(3)につきましてお答えいたします。

熱分解ガス化改質方式とは、ごみを圧縮し、加熱することにより乾燥、熱分解し、熱分解されたごみは高温反応炉(ガス化改質炉)に投入されて、酸素と熱分解炭素と反応させ、このときに生じた高温下で不燃物を熔融する方式であります。高温反応炉でできた生成ガスは燃料ガスとして利用され、ガスエンジン発電などを用いて発電することができます。実績につきましては、環境省の調査(平成30年度)によりますと、全国で3施設ございます。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

現在、小川地区衛生組合作成の可燃ごみ処理の在り方の検討状況の説明資料に記載のあります民間(A社)のメタン発酵方式施設は稼働していないため、処理に係るCO₂排出量は実績がなく、数値としての比較ができません。焼却処理に比べCO₂排出量の少ない低環境負荷型として燃料を使用して焼却する方式に比べて、発酵菌を使用して有機性廃棄物を発酵させて処理するほうが一般的に少ないということでございます。

続きまして、質問項目1の(5)につきましてお答えいたします。

小川地区衛生組合に確認をしましたところ、自己搬入時に焼却ごみも現施設で搬入可能であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 分かりました。先日の説明会で、説明会前にこの質問書を送ったので、あのときある程度分かったなと思ったのですけれども、それはそれでいいとして。まずコスト計算の関係からいいますと、現在幾ら支払っていて、小川地区衛生組合に、92億で計算されているわけですね。そうすると、どのぐらい下がるのか、あるいは上がってしまうのか。下がるのだと思うのですけれども、それは計算されておりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

申し訳ございません。現在の金額と、今度試算をした金額の収集運搬に係るものがうちのほうは支払いをしているのですけれども。

〔「ちょっと答弁が違います。答弁がかみ合わない」と言う人あり〕

○森 一人議長 答弁が質問と違うということですか。かみ合わないということですか。

〔「かみ合わない」と言う人あり〕

○森 一人議長 では、もう一度、川口議員、どうぞ。

○10番(川口浩史議員) 民間委託Aは92億で10年間やりますよということですね。焼却ができますよと。焼却というか、処分ができますよということですよ。今嵐山町

が小川地区衛生組合にどのぐらいだろう、2億ぐらい支払っているのかな。そうすると、仮に2億だった場合に10年だと20億になってしまうわけです。これより下がるのか、あるいは上がってしまうのか、この90億という値段は。そこをちょっと聞いているのですけれども。運搬は後で聞きます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

令和2年度、嵐山町が小川地区衛生組合に町村負担金として支払っている金額は、今回可燃ごみの処理に係る施設の検討でございますので、その部分の町村負担金、清掃費、塵芥処理費の部分でございますと、年間1億6,351万1,000円でございますので、10年間ですと、今度は10倍ということで約16億4,000万ほどになります。それで、民間委託、A社の場合の嵐山町負担分というものを考えるに当たりましては、この町村負担金の嵐山町の負担率を算出いたしまして、その負担率を91億5,000万に乘じますと、19億5,800万円となります。ただし、この金額は過日の議員全員協議会の説明資料に掲載された金額に、令和2年度の小川地区衛生組合町村負担金額を使用し、算出した嵐山町負担金率に乘じて得た大まかな概算額の推計金額であることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、負担金は増えてしまうという理解でよろしい、計算上はそうなるわけですね、今度はね。そうですか。分かりました。

それから、民間委託Aに運搬する場合、場所を言ってしまうといいのかな。あまり書いていないから言わないほうがいいか。埼玉県内で、あそこまでの距離ですと、例えば、今2台で回収しているものが、距離が遠くなりますから、3台、4台、今度必要になってきますよね、回収、パッカー車が。それを含めて運搬費というのはどういうふうになるのでしょうか、分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

今小川の中爪地区に収集運搬で運び入れて搬入しております。今度は少し遠い形に

なることが予想されますので、パッカー車が遠くなった場合の見積りをお願いしたところ、パッカー車の台数は1台増やさないといけないという前提で見積りをいただいております。申し訳ございません。見積りの金額は今ちょっと手元にございませんで、後でご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) そうですか。そうすると、負担金が増えて運搬費も増えると、町の負担は増えてしまうということですね。そういう中で、これがいいのかということでは、もう事実上この民間Aでいくということになっていきますので。この前の全協の報告書でもそうになっていますから、なるほどなと思いながら感じました。まあ、いいです、それは。

それで、たった3回で決まってしまったわけです。私、これ会議録を取って、2回分の会議を取って読んだのですけれども、民間Aで皆さんいきましようという、各委員がいきましようという形で私はなっているのかなと思っていたら、意外に失礼ですけども、まともな意見を、やっぱり知識人ですよ。知識人の3人の方がそれぞれの立場から意見を言っているなと思いました。

それと、民間Aがいいなんていうことでの意見というのは、私が読んでいる限りではなかったなと思っているのです。それを無理やり事務局が民間の方式で事務局に任してくださいということによって、この辺はいかがなものかなと思うのです。やはりいいものを選択するのであれば、やっぱりしっかりとした討議をさせて、その上でこういう結果になったということをしていくべきだと思うのです。

本当に私もバイオガスということでは過去発言してきましたので、そういう中でご答弁いただいたように、CO₂もそのとおりであれば少なくなるということですから、いいわけです。私も正面切ってこれ反対しようなんて思わないですよ。ただ、距離が遠いし、もっと近場にできないかなというのはありますけれども、当面はこれでもいいかなとは思いますが。

ただ、その会議の在り方なのです。町長は、町長になったときには、もうこれできてしまっていたから、もう何とも言いようがないのですけれども、やはりほかのこと含めて、中部資源循環組合でも設置場所の選定をするのに僅か3回。もう場所決まっていたわけですから。そんなことでやっていたのでは、住民は信頼しなくな

るといふふうに思います。

ちょっと読んでいないかもしれないけれども、会議録は、町長はね。嵐山町のことも含めてこの検討をするのであれば、検討会はしっかりとした回数を見ていかないといけないと思うのですけれども、ちょっとその点のお考えだけ伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今川口議員のご指摘、あるいはそのご心配はもっともかなというふうに思います。時間的な経過で考えますと、今年の3月に急遽その中部資源循環組合が解散をすると、もう全く想定外のことが突然起こったわけです。そしてまた小川のほうの焼却場のものは、もう41年以上たっていて、かなり老朽化が進んでいて、毎年修繕費に1億円以上かかるというような状況の中で、もう待たなしの状況が急遽生まれてしまった。そういう状況の中で、今回こういった方向性に来たのかなというふうに思います。もちろんご指摘のとおり、回数を重ねてしっかりと議論をしていくということは当然のことですけれども、そういった状況下であっては、今回に関してはしようがなかったのかなというふうにある程度私も理解をしているところでございます。ただ、このごみの問題というのは、大変議員ご指摘のとおり重要な問題でありますので、当面の10年近くはこういった民間にお願いする。民間にお願いするに当たっても環境面に関しても負荷が今の現状よりもよくなる。そしてまたコスト面においては、ぎりぎりのところでありますけれども、どうかこうにかいけそうだとというような中でいくわけでありまして、ただごみの処理というのは、基本的には自治体の責務でありますから、ですから、そのまま民間に継続的にお願いをするという考えは、私はありません。やっぱり自治体が責任を持ってきちっとその町民のごみ処理をやっていくということは基本中の基本でありますので、そういった状況を考えると、10年間時間があるのではなくて、もうすぐにこちらのほうがきちっと決まるという方向性になった段階から今度は同時並行で次のそういったステップに歩み出す、そういった準備も進めていく必要があろうかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 すみません、補足をさせていただきます。先ほど嵐山町負担分が

現在よりも増えてしまうというお話をさせていただきましたけれども、では今後10年間、現施設を使用した場合は逆に民間会社Aよりも2億5,000万ほど10年間で多くなってしまいます。このまま現施設を10年間使い続けると、今払っている金額はその金額でございませうけれども、どんどん改修、修繕するところが増えまして、その分の費用がA社に比べて2億5,000万ほど多くなるという試算も出ておりますことをご紹介させていただきます。

それと3回、確かに短いと思います。しかし、今町長からもお話があったように、まず今まで埼玉中部資源循環組合のほうに参加をさせていただきました、そちらのほうに参加するという予定でいたところ、今年の3月末に解散になりまして、急遽小川地区衛生組合を、今のごみ処理施設をどうにかしなくてはいけない。その辺のいきさつについては、検討委員会でも議論になったところは議事録をお読みになられたということなので、その辺もご承知おきかと思っておりますけれども、とにかく昭和51年に造って以来、平成14年にダイオキシン対策の改修はいたしましたけれども、その他のところは昭和51年より44年間、もう全国的にも物すごく老朽化が進んでいまして、もう待ったなしと、そういう状況のところ検討委員会の中で中期的な在り方といたしまして、取りあえず民間委託の場合は長期的には10年結べるころがあると。長期的な在り方については、またその中期的な在り方で手当てをした後、長期的な在り方におきまして、川口議員さんおっしゃっているような方式も含めまして、じっくりと町民の皆様にも参加していただくような形で話し合いを続け、みんなが納得できる形で、この小川地区の可燃ごみ処理の施設のこの先の将来の在り方をみんなで考え、それで滞りなく可燃ごみ処理が進んでいきますように考えていくということで、小川地区衛生組合のほうでは考えておりますので、その点ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 確かに現施設はもう大変古くて、煙突だけ見たら、どこかの産廃業者の施設かなと思うぐらいもう古いですよ。ああいう煙突はもう今はないということですから。それを含めても2回でもう結論を出してしまう。しかも3つ、3点、現施設を使うか、民間に委託するか、新施設を建設するかという3つでしょう。そのうちの新施設に建設するかは、もう10年先だからというので検討していないわけです、コストとかお金の面では。だから、事実上3つだと言いながら2つですから。そ

ういう点も含めて議論不足はもう十分過ぎる、あったなど。もっとしっかり議論をしなければいけないと思うのです。今後、町長も先ほどのような答弁もらっていますから、結構です。また疑問が湧いたら、次の機会に譲りたいと思います。

次に進みたいと思います。3番の磁気ループについてなのですが、前議会において磁気ループの件について質問いたしました。そうしましたら、県に貸出しのサービスがあるので、それを借りてほしいとのことでありました。しかし、県のはイヤホンがないので、一般の人は事実上使えないことが分かったわけです。難聴者へ配慮ある町にするため、磁気ループは必須と考えます。町の考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

町といたしましても、難聴の方が外出しやすい環境をつくることは重要であると考えております。一方で、ふだんの生活の中で聞こえづらさを解消していくことも介護予防、健康増進においては大変重要であるとも考えます。磁気ループの設置につきましては、財源の確保と課題により導入は難しい状況であります。難聴の方に対する窓口等の対応につきましては、今後も十分に配慮してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 財源のことを出してきて、50万から60万円くらいで、安いとは言いませんけれども、何千万もするものではありませんから。これを出されたというのはちょっとまずいと思います。それで、町長は人が宝のまちづくりと、こういうキャッチフレーズで町政運営をしていくのだということであるわけですね。難聴の方も自分が培った知識や経験というものがたくさんあるわけで、それを何といたしますか、町に貢献なんていう言い方は悪いですけども、ちょっとすみません、言葉が浮かばなくて。貢献してもらおうと、それは町にとっても大変いいことであるわけです。その方たちへの説明会や報告会で自分が培った経験、知識をさらによいものにしていくと。町がつくった提案に対してさらによいものにしていくということでは、何を提案したのか。文書では分かっているけども、やっぱり口から聞いた、言葉として聞いたものとはちょっと違いますので、そういう人たちの力をやっぱり借りながら町政運営していくことは大変私は大事だなと思うのです。今後大きなことがあるわけです。学校

の統合の問題、この説明会にどの段階で教育委員会はやっていくか分からないのですけれども、やっぱり理解されるように、聞こえづらいなんていうことがないようにしていかないと私はいけないと思うのです。

駅西だってそうですね。この前説明会やりましたけれども、やはり難聴の方が来られるように私はしていくべきだと思うのです。都市計画道路の建設だってこれ地元説明会はしないのかな。まちづくりの課長、する、しないのですか。するのですか。やっぱりそうしたら、耳の聞こえの悪い人にも理解してもらえるように、聞いてもらえるようにすべきだと思うのです。

先ほどご質問をしたごみ処理の問題、これ分別が変わるような感じですから。この前の話ですと、紙おむつが今度は収集できないというようなことでありましたから、紙おむつだけで済むのか分からないのですけれども。それから、コロナの問題、災害の問題等、本当に説明会というのは、あるいは報告しなければならないというのは、これからも町政運営のまちづくりの中というか、町政を運営する中でいっぱいあるわけです。ですので、そういう方たちにしっかり話を聞いてもらえる装置、これは私は大変必要だと。だから幾つかの自治体でも実施しているわけです。入れているわけです。課長の調べでは、この比企郡の中では川島町がもう設置しているということでありましたから、もう嵐山は先進ではないわけです。周りの状況を見てなんていうことではなくて、こういう課題の大きいことがある状況から見て、そんなに遠くない時期に私は入れるべきだと思うのですけれども、これちょっと課長では無理ですから、町長か副町長に伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

この磁気ループの件は川口議員のほうから何度か一般質問でも取り上げていただいております。いつも私も感じることですけれども、川口議員は本当に少数の方、あるいは本当に弱い方、そういった方々に耳を真摯に傾けて、そしてそういった方々の声を町政のほうに伝えていただいていると。その姿勢というのは、本当に私も議員でありましたので、しっかりと自分自身でも気をつけていかななくてはいけないなというようなことを感じておりました。そういう点においては大変意義あるご提案だなというふうに思っております。

ただ、先ほど課長からお話がありましたけれども、今私もこういう立場になったときに、こういった一つ一つの事業というのは全体の中の一つの事業であって、やはり全体像というものも考えていかなければいけない。この前の9月の議会においては代表監査のほうからもう皆さんもお聞きになったように、普通であるならば監査報告ということで報告がなされるだけなのですが、それプラス、どれだけやっぱり嵐山町の財政が厳しいものなのか、そういったものをご発言をいただきました。そしてまた財調にしても埼玉県の中で、町村23の中で最も低い。そしてまた公債比率の問題も昨日9.何%とありましたけれども、全体的には4~5%が平均でありますので、それはもう決して財政的に余裕のあるということは全くない。悪い中でも相当悪いということ、これをまず認識をやっぱりしなくてははいけない。

そういう中で昨日もご説明させていただきましたけれども、駅西口の開発、当初は14~15億の予算だったわけです。しかし、そのところを何とかできないか。そこまでかけなくても、これはもう20年、30年来の皆さんの大きな要望であるので、どうか実現しなければいけない。そういう中において、国からのいろいろなご支援もいただく中でやると。しかし、全体としてこれはもう相当な負担になると。そういう中で担当課がいろいろ知恵を出して、最終的には7億近いところまで落としてくれると。これは本当にいろんなことを調整しなければ絶対に、そしてまたそういう意識がなければ絶対にできないことであります。そういう中でやっています。

それから、あとは、昨日は畠山議員のほうからも視力の検査の最新のこういった機器があるのだと。これも100万円ぐらいかなというようにお話もございました。しかし、やっぱりそういうことが導入できれば、さらによくなることは私も分かるのですが、いろんな総合的な判断の中から、申し訳ありませんけれども、課長の答弁のとおりとさせていただきたいと思いますので、ぜひご理解のほど、よろしく願いします。そしてまた、それだけではなくて、こういった財政的なものを少しでも前進させていって改善させていく。一日も早く改善する。そういう中で、こういった方々に対してもしっかりと手厚いサービスができるようにしていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 財政の問題はあるわけですがけれども、今の町長のことが、この難聴者にどれだけ分かってもらっているかなって思うと、例えばここには来れない

わけですね。聞きづらいというか、聞こえづらいのですから。ですから、私は半分もこの財政の厳しさというのが理解されていないのではないかなというふうに思うのです。昨日、渋谷議員も、ただ財政が厳しいというだけでは、それだけで、ああ、そうかい、ああ、そうですかということぐらいにしかならないのですから。やっぱりそこは今のような説明をしないと理解されないわけです。そういう点ではここも必要なのです。難聴者が来ても、我々の質疑に対しての、質疑を聞いてもらうということは。

駅の問題は、私は大型バスなんていうのは、それは需要からして要らないというふうに思っています。それでもつくるのでしょうけれども、そういうところがなぜ改正できないのか、私は不思議でしょうがないのです。需要がないのですから。あつたつて小型バスで、中型バスで済むわけです。これからの時代はもう中型バスを使ってやればいわけですから。そういうのに変更できない。それでいて財政が厳しいというのは、これはちょっと違うのではないかなと思うのです。いずれにしましても、難聴者の方に今町長がお話したようなことは半分も分かってもらっていないと私は思います。こういうところに来てもらえる。来てもらって聞いてもらえる、そういうことを町長が率先して、そういう整備をしていくべきだと思うのです。それが人が宝のまちづくりではないかと思うのです。だから、今の町長のお話の中には、人が宝のまちづくりは入っていないのです、財政が厳しいと言うだけで。人の宝のまちづくりをしていくためには、みんなの理解と力が必要だと私は思うのですけれども、ちょっともう一度伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今川口議員が本当におっしゃったとおりだと思います。ただ、先ほど私も説明させていただいたとおりでありまして、そういう中で、では何ができるのだ。もし川口議員がそういう気持ちがあるのであれば、その方に川口議員のほうから、町は今こういう状態ですよと、ぜひ伝えていただきたい。これは私も議員をやっていたから、議員というのは町の方々の意見を聴いて、そして届けるだけではなくて、町が今どういう状態になっているのか、それをお伝えする説明責任もあると思います。ですから、こういう中で、できないのだったら、では、そこのところはって、皆さん一人一人の議員の人たちのお力をお借りする中でぜひ一人でも多くの方々にご理解をいただきました

い。もし不十分であれば、私に言っていただければ私も出向いて説明をさせていただきます。当面は、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひそんな遠くない時期には設置をしていていただきたいということを求めていると思います。

次に進みたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） パブリックコメントについて規則等を作成すると今年の予算委員会です。進捗状況を伺いたいです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目4につきましてお答えをさせていただきます。

パブリックコメントの実施は、町の基本的な政策などの意思決定過程において、その趣旨や目的、内容などの必要な事項を広く皆様に公表し、いただいた意見や情報などを参考にするとともに、町の考え方をお知らせするまちづくりの基本的理念や政策形成の過程における重要な手続であります。これまで町には統一した基準がありませんでしたので、基準を定めるべく現在例規を策定中であり、年明けには施行できる見込みであります。これにより町としての統一したルールを確立し、行政運営の透明性を図ることができることとなり、また町民の方々が町政へ参加する機会が広がることが見込まれます。今後速やかに例規を整備し、適切に運用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。年明けからもうできるということなのですか。

そこまで進んでいるわけですか。分かりました。課長がお話した答弁の中にあるとおりなのですが、公的機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指すところにこのパブリックコメントの意義があるということでもありますので、ぜひきち

んとしたものが出来上がることを期待したいと思います。これは条例なのか、規則なんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回この基準を制定するに当たりまして、近隣の他の自治体の状況等々も見させていただきました。近隣の自治体では策定しておらないところもあるのですが、策定してあるところは全て要綱で設置をしているということもございまして、当町におきましても近隣と同様な形で要綱で基準のほうを策定したいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。要綱ですか。もう少し規則ぐらいのものをつくっていただきたいなというふうに思いますが、なかったのですから、取りあえずは分かりました。

次に進みたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） ハトのふん被害であります。ハトのふんが落ちています。ふんにはいろいろな菌がついていて、病気やアレルギーのおそれもあるということでもあります。対策を講じるべきではないでしょうか。

（2）、追い出されたハトの居場所づくりも必要と考えます。考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、（1）、（2）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目（1）につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅構内のハト対策につきましては、平成26年度に東武鉄道様が行った施工に対し、東西連絡通路下の防鳥ネットの施工費用を負担させていただきました。武蔵嵐山駅管理者の方に問い合わせたところ、主にケーブル受けの棚にハトが巣をつくっており、保安点検上対策ができず、対応に苦慮しているとのことでございます。ハト

のふんの苦情については、武蔵嵐山駅に限ったことではなく、他の駅でも同様であり、有効な対策は見当たらないのが現状であるとのことでございます。

質問項目（２）につきましてお答えさせていただきます。

ハトは、そもそも野生生物でございまして、行動範囲も大変広いようでございます。現在駅のハトの行動範囲も把握できておりません。町には豊かな自然が多くあります。豊かな森林に戻ってもらえばと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私はどっちかという、このハトを守ってきた立場ですので、こういう質問を私自身がするかということちょっと逡巡もしたのですけれども、ただ、ハトのふんには病原菌がついているということなのです。ちょっと調べてみますと、クレアチニンという物質が豊富に含まれているのだと。クレアチニンはクリプトコッカスという病原性真菌の増殖に必須の栄養素であり、ハトのふんはクリプトコッカスの増殖の温床になっているということで、このクリプトコッカスは人の肺などで増殖して、子どもや高齢者など免疫力の低い人たちの肺や脳に病変をつくることがあるという、こういうことらしいのです。そうすると、人間の健康に影響するのでは、幾ら私もハトを守ってきた立場でもこれはまずいなというふうに思いまして、こういう質問したのですが、対策がないというのですけれども、全面的に網をかけてやっているところもあるというふうに聞いているのですけれども、それはご存じなのですか。それは駄目なのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、平成26年度に、できる網については全て対策を取っている。もちろん駅のほうでも取っておりますし、東西連絡通路の下につきましては、嵐山町が負担をしてつけていただきました。先ほど申し上げましたとおり保安点検上できない、剣山とかいろいろまたつけていますけれども、保安点検上どうしてもそういう対策は取れないということで東武鉄道の方が苦勞して、基本的には一生懸命掃除をしているという、そういう方向でございました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ちょっと私もよく確認してこなかったの。きちんとして網って、ひものような網ではなくて鉄でできた網かな、鉄でできた網というのはおかしいけれども、設置後ハトが来るのをやめさせられたと。やめさせられたという言い方はおかしいですけども、そういうことができたという話は聞いているのです。それは私も未確認ですので、ちょっとその程度にしておきたいと思うのですけれども。何だったかな、ちょっと慌ててしまっているな。それで分かりました。掃除をしていると言うのですけれども、下にたまっているわけです。私もあのときは午後に電車に乗ったときに、これはひどいなと思ったのですけれども、時間帯、午後だと掃除をした後の時間帯ではないかなと思うのですけれども、いかがなのですか、それは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

時間帯についてはちょっと確認していないのですけれども、本当に毎日清掃するようにしてハトのふんが残らないようにしているという、最低限というか、ハトの対策はそれ以上できないということでございますので、掃除をしているという方向でございました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 毎日しているのかもしれないのですけれども、白くたまっているようではまずいですよ。これ風で舞って人がそれ吸い込む、もう吸い込んでいます。免疫力の弱い、先ほど申し上げた子どもや高齢者、こういう方たちの健康に影響を及ぼさないようにするには取りあえず掃除しかないわけですから。ハトの防犯上、保安上か、保安上駄目だというのであれば。これももう少し掃除をきめ細かにするようにしていくべきだと思うのです。町も病人が出たのでは、これ国保に影響するわけですから、そういう視点からも少し支出して、ハトのふんを取り除くと、そういうことをすべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 そちらについては駅の管理、東武鉄道さんの管理で

ございますので、東武鉄道さんも公共事業の事業者として十分認識していると考えております。たまたま行ったときもハトのふんがございました。定期的に清掃しているということでございますので、引き続きお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。引き続きやっていただきたいというふうに考えておりますし、ただ、あくまでも管理者は東武鉄道さんでございますので、その点をお願いするしかないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 引き続きでは駄目なのです。引き続き同じことをやっているから、たまっているのだから、ふんが。また余分につくりますよ、そのうち。もう少しきめ細かい掃除をということをお願いしないと、町もできる範囲で助成していかないと、それは無理ですよ。といっても、課長はそこまでの答弁しかできないでしょうから、これ町長、副町長いかがですか。町民の健康がここにはかかっているわけですから、東武に助成をしてでもきれいにしてもらおうということを当面はしていくべきだと思うのです。何かその網が。私も後で確認は、どこかの駅で使っているという話を聞きましたので、後で確認したいと思いますが、当面はこの掃除をしてもらおうということではいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

先ほど課長のほうから答弁がありましたけれども、もう既に防鳥ネットというのでしょうかね、それをかなり広範囲でやっております。それから、あと場所によっては、ハトが止まりづらいように釘というか、ちょっととげとげしたようなあれで、止まらないようなあれをやっています。そういうときには、町のほうからも費用を出させていただいて、それで東武鉄道さんに工事をしていただくと。この工事のやり方だとか、あるいはどこをやるとかというのは、全部その東武鉄道さんのほうが、敷地内ですから、一切ほかの業者は入れない、町のほうも入れないというのは、もう川口議員さんよくご存じだと思いますので、そういった形でぜひこういうようなご心配をされている方がいるので、改善を図っていただきたいということで町のほうも補助金を出して、そして対応をしていただいている。

あと、川口議員さんが今自分の体験をお話ししていただきましたけれども、私もたまに電車を利用しますので、そうすると、ああ、この中だなというのがあるのです。東武さんもそれ認識しているのです。でも、あのボックスの中にはいろんなケーブルだとか全部入っていて、あれを完全に塞いでしまうというわけにはいかないのだそうです。だから、どうしてもそういう隙間からハトが入ってしまったりということでそういったことになるのですけれども、東武さんとしては、そのところはいじるわけにはいかないのだ、管理上というのがまず一点と。それからあとは、それ以外にもいろんなハトのふんがあるから気をつけてくださいということは標示もしてもらっているのです。ですから、先ほど課長も言ったように、町のほうからと言っても、もう東武さんの管理上でありますので、必要、どこまで強く町として東武さんに言えるかというのはちょっと私も疑問点があるのですけれども、でも課長がお話したように、何といても、こういった心配の方がいる、あるいはこういった害も出る可能性もあるということはお伝えをする中で少しでも改善が図れるように努力はしていきたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今までと同じことでは、あそこにふんがたまって、それが風で飛ぶと。免疫力の弱い人が何回も吸い込んでいるうちに、これ病気になるのは、間違いのないなんていう言い方はまずいですけれども、病気になることもあるわけですから、そういうことだけは防いでいかないといけないので、東武さんをお願いして、何か足りなければ、それは町が助成をしていくということで、ぜひこれはやっていただきたいと思うのです。町民の健康がかかっている問題ですから。課長、よろしく願います。何かあります。あればちょっと答弁を。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

東武もこのハトのふんの苦情はかなり来ていると言っておられますので、十分分かっているというふうに私どもも考えているところでございます。もちろんお声がけはしますけれども、補助等を出してどうのこうのというのはなかなか難しいかな。あくまでも東武さんの管理のものでございますので、お願い等はできますけれども、補助

等につきましては難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 補助等を出すのは難しいなんて言われるから、それでは同じなのだよ。東武はそれ以上できますよとなればいいですよ。でも、できないのであれば、町民の健康がかかっているわけですから。何ととっても健康を守っていくという視点を持ってもらわないと、皆さんにはね。その点がないのだよな、私に言わせれば。やっぱり町が助成してでもこの問題は解決したいということぐらいは私は言ってほしいというふうに思うのですけれども、なかなかそれは言えないわけですね。ぜひ町が助成してでも健康被害だけはなくすということをやっぴりやっていていただきたい、そのことを強く要望して私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。

藤原環境課長のほうより大項目1につきまして、答弁の追加の申入れがございましたので、この際これを許可いたします。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えさせていただきます。

質問項目1、(1)におきまして、収集運搬費の増額分は幾らかという金額でございますけれども、1年間で約1,240万増額を試算しております。

〔「1,240万」と言う人あり〕

○藤原 実環境課長 はい。ですので、10年間で1億2,400万の増額ということになります。

以上でございます。

〔「現状は分からない。分からないね。いいです」と言う人あり〕

○森 一人議長 よろしいですか。

〔「うん」と言う人あり〕

○森 一人議長 それでは、川口議員、ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き開議を開きます。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号10番、議席番号1番、小林智議員。

初めに、質問事項1の地域再生計画「嵐山町版活力ある地域・ひと・しごとづくり事業計画」の進捗についてからです。どうぞ。

○1番(小林 智議員) 議席番号1番、小林智でございます。議長より指名がありましたので、通告書に従って質問をさせていただきたいと思えます。

ナンバー1、地域再生計画「嵐山町版活力ある地域・ひと・しごとづくり事業計画」の進捗について。平成28年度に作成された地域再生計画「嵐山町版活力ある地域・ひと・しごとづくり事業計画」では、交付対象事業として、千年の苑事業、めんこ61プロジェクト、らんざん活性化チームプロジェクトを挙げている。その成果、進捗については毎年6月に総合戦略等検証委員会にて検証を行うこととしている。そこで伺います。

(1)、これまでの総合戦略等検証委員会での検証状況。

(2)、各交付対象事業の検証状況と町の評価。

ア、千年の苑事業。

イ、めんこ61プロジェクト。

ウ、らんざん活性化チームプロジェクト。

(3)、らんざん活性化チームプロジェクトについては、3か年間のまちづくりコーディネーターの活動と総括について。

ア、まちづくりコーディネーター採用に係る費用総額、活動内容(イベント等)とその成果。

イ、3年間の活動から町が得られた成果と今後にかされること。

以上、質問をいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、小項目(2)のウ、小項目(3)について。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えを申し上げます。

現在町では、嵐山町版活力ある地域・ひと・しごとづくり事業計画を策定し、各種事業を実施しております。平成29年度より国からの支援をいただき、平成30年度から計画で掲げる数値目標について、産官学金労言士の方々を含む総合戦略等検証委員会で検証を行い、ご提言のあった場合、担当課にその旨を伝え、事業への反映を検討いただいております。

質問項目1の(2)、ウにつきましてお答えを申し上げます。

らんざん活性化チームプロジェクトの検証状況につきましては、指標となっておりますイベント参加人数が、目標の86.3%となっており、ほぼ目標を達成いたしました。町の評価といたしましては、当初の目的である嵐山町版「地域おこし協力隊」としての役割は数字上発揮できたものと思われまます。しかし、イベントが単発で終わったこと、次を引き継ぐ人材の育成に課題が残っております。

質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

採用に係る費用の総額は3年6か月で1,576万5,287円となっております。内訳といたしまして、報酬が1,534万円、研修参加費として42万5,287円となっております。活動内容といたしましては、各種イベント、資源・発掘、研修参加、撮影、職員研修などが挙げられます。

成果といたしましては、町の地域資源を活用し、地域の活性化、地域づくりにつながるイベントを企画、実施することができました。また、各種団体や企業との協力関係を築くことができ、コラボレーションしたイベント等も行うことができました。さらに、各種研修会や交流会に積極的に参加し、他の地区のまちづくりに携わる方々と交流し、関係を深めながら町のPR活動を行えたことも成果の一つであります。今後に生かされることといたしましては、現在らんざん活性化チームのメンバーが中心になり、町有林を定期的に管理し、有効活用ができることを目指しております。また、活動の中心の一つであったロケーション誘致につきましては、今後大河ドラマをはじめ、需要が見込まれますので、ロケ地として活用されるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)、アとイについて。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目（２）のＡ、千年の苑事業、イ、めんこ61プロジェクトにつきましてお答えさせていただきます。

千年の苑事業、めんこ61プロジェクトの検証では、ラベンダー農園による経済効果として、令和3年度の目標数値1億6,131万円に対し1億7,555万5,000円、千年の苑事業・めんこ61プロジェクト・地域活性化事業による経済効果として、令和2年度の目標額1億2,660万5,000円に対し、1億3,182万6,000円であり、目標数値を達成することができました。また、集客や就労状況についてですが、ラベンダー園や地産地消食堂への就労として、令和2年度の20人の目標に対し、令和元年度66人と目標を上回ることができました。地産地消食堂への来客数につきましては、小麦の利用店舗数の伸びが少なく、目標人数の3万5,000人に対し、1万3,131人であり、目標達成することができませんでした。現在コロナ禍ではありますが、スタンプラリー等の事業を行い、皆様に協賛店を知っていただくこと、足を運んでいただくことを行っており、新聞等にも取り上げていただき、徐々に増加しつつございます。

次に、評価でございますが、この事業を実施する上で、ラベンダー園等の施設の整備やイベントの開催、小麦農林61号の作付や商品開発など、多くの方々のご協力をいただき実施することができました。幸いにもテレビや新聞等のメディアにも取り上げていただき、広く嵐山町やこの事業をアピールすることができたと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

今回嵐山町の地域再生計画という形で、その評価と検証と結果についてということでお聞きしたわけなのですけれども、今回の地域再生計画「嵐山町版活力ある地域・ひと・しごとづくり事業計画」というファイルが、これはホームページにもちゃんと載ってまして、私もその資料を見て今回の質問を組立てをさせていただきました。ホームページを探して、それでこの検証結果を一体どういうところに、ホームページで公開するとあるので、どういうところにあるのかなということで探させていただいたのですけれども、まず地域再生計画「嵐山町版活力ある」、この事業計画そのものは、ホームページのほうからちゃんと素直に出てきまして、これの、これちょっと私のほうの手元にあるだけなので、ちょっと読ませて、これ最後の7番が目標の達成状

況に係る評価に関する事項ということで、ここであらかじめ、結果については評価しますよということはおたつてあります。そこをちょっと簡単に読みますと、6月前後に、これ毎年だと思いますが、6月前後に産官学金労言を含む総合戦略等検証委員会で検証を行い、提言を受けると。検証内容等については公開するという形です。この公開というのは恐らくホームページへの公開を意図されているのかなというふうに思いました。

それで、この再生計画そのものはこのホームページも載ってまして、それでは、その検証結果そのものはこういった形で載っているのかなということで調べさせていただいたところ、一応毎年度の評価として、嵐山町総合戦略の検証結果、こちらのほうが出ています。これはきちんと毎年6月ないし7月に実施されて、そういう形でホームページにも公開されておりました。もう一つが、それからもちろん嵐山町総合戦略検証委員会の議事録というものもきちんと掲示されておりました。私はこれを2つを参考に内容を拝見させていただきまして、いろいろその実態についても私なりに勉強させていただきました。ところが、この地域再生計画そのものは、これは補助金の申請に使われる書類というふうにこれ読めるのです。多分そういうことだと思うのです。その中で一般に国からの補助金等につきましては必ず結果を求められるというのが最近のこれは傾向なのかな。特にKPIという指標を使ったやり方ですか、そういったことが求められているので、こういう書き方になるのかなと思いました。そうすると、さっき言った嵐山町総合戦略の検証結果に書かれている項目と地域再生計画、これで補助金申請した内容とはちょっとずれがあるといえますか、完全に同じではないように見受けられるのですけれども、まず1番目の質問としまして、この嵐山町総合戦略検証結果という、毎年行われているこれ、これを指してこの地域再生計画の結果としているのかということでお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 お答えを申し上げます。

今小林議員、ご質問をいただいたとおり、その総合戦略をもってこの検証結果としております。実はこの指標自体が総合戦略のほうは全体的な事業の指標を用いておりますけれども、こちらの地域再生計画のほうは増加分を目標数値としております。目標数値自体が違ってまいります、結果としては同じ数値と、同じ数字を使っている

ということでございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

その内容というのはさっきの地域再生計画とは別に、それ以前に嵐山町総合戦略というものが作られておりますね。これ人口ビジョンと一緒に出ておるというもの。この中の検証をきちんとやりますよと。この中にほとんどのものは確かに含まれておるということで、これを兼ねているということでやっていらっしゃるのかと思います。ただ、項目につきましては後ほどちょっとまた質問させていただこうと思うのですが、そういうことで、この検証結果。

嵐山町総合戦略というものの概要をちょっと拝見させていただくと、1番が雇用をつくる。2番が人の流れをつくる。3番が安心して結婚・出産・子育てができる社会をつくる。4番が住みよい環境をつくる。5番が地域の安全・安心をつくるということで、かなり網羅的なものできちんとつくられている。特に今回その地域再生計画ですが、3つのプロジェクトを入れてありますけれども、そのことは、ではこれのどこに該当するのかなと思ったら、1番の雇用をつくるの中の（1）、新たな産業と農業の活性化を図る。ほとんどこの中に入っているということなのだろうと思います。それで、検証結果をちょっと見てみますと、これ令和元年版の一応最新の結果なのですが、こちらのほうで嵐山町総合戦略のほうの検証結果としては、1の雇用をつくる。（1）、新たな産業と農業の活性化を図るの中に、新たな産業の「かぜ」をおこすというのが入っています。この中に嵐山活性化チーム、このプロジェクトについて評価をするということが入っております。

もう一つ、それでは、めんこ61と千年の苑はどこにあるのかなと思いましたが、これは2ページのところの農業を中心とした産業の新たな展開という、全部で8項目ですか、8項目ある中の3番に千年の苑事業、めんこ61プロジェクトを地域活性化事業による経済効果、それから6番に千年の苑ラベンダー農園による経済効果という形で表記されております。恐らくこれをもって網羅しているというふうにしているのかなと思いましたが。ただ、これ再生計画そのものは再生計画で、これは補助金を出したごとくに報告をされているのではないかと思うのですが、検証結果、それはどうされているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 報告については国、県を通して国のほうにさせていただいております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) それでは、そのことは嵐山町の総合戦略も当然別途求められているし、それを含むという形で報告を受ける側でもご了解いただいているということですね。そういうことでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 はい、ご質問をいただいたとおりでございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) この(1)のこれまでの検証状況につきましては、ここでちょっとあまり細かいことは申し上げてもしょうがないので、私が今回のこの質問を立ち上げた基本、きっかけというのが町ではいろんなプロジェクトを走らせています。その中で、このプロジェクトのこういうふうには検証して、結果評価をするというプロセスが一番大事なのだと思うのです。一般にこういうマネジメントサイクルとか、そういう言い方をされて、古くからもうPDCAで回すのですよということは我々も理解しているのですけれども、そういったことが具体的に、一時期はやっているKPIというのですか、数値目標で頑張りましょうというようなやり方がやっているのではないかなというふうには。ただ、ここでお聞きしたいのが、これは補助金をいただいたから、補助金をいただいたごとに報告しなければいけないので、検証もその形に併せて検証もしますよということとは別に補助金以外のプロジェクトなり、町のいろんな事業の期限の切った事業とか、そういったものの検証とか評価というのはどういうやり方、あるいは基準があるのかと、それについて伺いたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 行政の仕事というのは、議員さんご案内のとおり非常に数字に表わすということが難しい面がございます。例えば一つの例として図書館を例にちょっと挙げさせていただきますけれども、図書館を運営していくにはやはり費用が必

要になります。それでは、その費用に対してどれだけの効果があったかというのは、例えば貸出し冊数ですとか、利用者の人数ですとか、そういったことで数字的には出るわけですが、それでは、その費用に見合って、それでは何人以上利用したら、その費用に見合っているのか、何冊以上貸し出したらその費用に見合っているのかというところが明確に基準を示すことというのは非常に難しいと思います。そういったことから、明確に例えば売上げだよとか、そういったところを出せるものはあるかと思えますけれども、一定の基準を全ての事業に設定して行っていくということは、行政の事業の場合はなかなか難しい面があるかというふうに考えております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

私もその一時期はやりのこのKPIという計数目標管理というのが、非常にその部分が違和感がある部分があるなというふうに。どうしても数値で求められると、無理な数字を持ってきたり、これは後からちょっと質問でも言いますけれども、参加者数を数えてみたり、そういったことで達成したとかというふうに評価したりということになりがちなので、この辺については、今ご答弁いただいたとおり、いろいろ実態はやっぱりどういう成果が、要はそこで町がどれだけ豊かになったかとか、そういったことで評価されるべきことなのだけれども、やっぱり客観的な評価としてこういうケースということが求められている。ちょっとその辺に違和感が私もあるなどは思っておりました。

それでは、その1の（2）番のほうに移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○1番（小林 智議員） 2番のほう、各交付対象事業の検証状況と町の評価、先ほどお伺いしました。まず、アの千年の苑事業につきましては、これ今までも議会でも相当いろんな場面で討議もされましたし、質問もされましたし、町のほうでもご回答をいただいております。細かい内容については、ここもちょっと省かせていただきますけれども、特にこの千年の苑事業自体の計数目標を立てたものが自分たちの及ばないところで、例えばラベンダーが枯れてしまうとか、あるいはコロナ禍だというところで計数目標を立てても、年次目標を立てても、そういうものが根底から覆されてしまうことがあるわけです。こういった場合に、特にラベンダー事業では、町のほうとしても相当ご苦労いただいているんな対策を打っていただきました。そういったことが

こういった中でやっぱり評価していくべきなのではないかなというふうに思います。問題はやっぱり当初の目標が達成されないのだけれども、計数的には達成は困難になったとした場合でも、これをどう立て直していくかというのが大事なのではないかなというふうに思います。

ラベンダーが千年の苑事業につきましては、これは運営面でもいろいろ指摘も今までもあったとおり、体制面では今度DMOが今月立ち上がってくるというふうに伺っています。だから、そういったものが立ち上がる。これにつきましては、この後長島議員からもちょっとご質問があるようですので、内容についてはちょっとお伺いしませんけれども、こういったことに管理が移管されていくとか、植栽面では水はけの問題を考えたり、品種の問題を考えたりということでもいろいろ努力をいただいている。こういったことこそが評価される。その結果、計数目標が一時的に直って変わっていくということが基本、きちんとその計数目標自体も見直しを図ってやっていくことが大事なのではないかなと考えております。この千年の苑事業の回答内容については特に質問はございません。

次、イのめんこ61プロジェクト、こちらのほうなのですけれども、協賛者数の増加であるとか、農林61号の販売先の拡大ですとか、これらに常に努力されていて、先ほど農政課長からもご回答いただいたとおり、評価できると。計数目標もクリアされているというふうに評価。これは大変な喜ばしいことだろうと思います。こちらにつきましては、先ほどこのKPIというのがどうも引っかかかっていて、このKPI、再生計画の中のめんこ61につきましては、これはめんこ61プロジェクト販売店の来店者数が3年間で3万3,640人ですか、こういった形で組み込まれている。これこそ先ほど言った、やっぱり何か数字に立つものを求められておる。こういうことがやっぱり計数だけで追っていかれるというので、それが評価というのがちょっと違うのかなという気がします。これは、ただ計数目標も大事は大事ですから、その乖離であるとか、達成のそういうものをむしろ分析して行って、次に生かしていただくと、これが大事なのではないかなと私なりに思うわけです。これについては、特にこれについての質問はございません。

続いて、(3)に移らせていただきます。

らんざん活性化チームプロジェクト、こちらなのですけれども、先ほどご回答をいただきましたけれども、そのまちづくりコーディネーターさんが3か年間で町で活動

いただいて、さっきちょっとあれで言いましたけれども、新しい風を起こすというのは、まさにその新しい風のように、一陣の風のように来て、一陣の風のように去っていった印象がちょっと残ってしまって、町民の方からもそういうことはどうなのでしょうねというようなご意見もいただいたりしましたので、これについてちょっと今日は伺ってみたいなと思いました。ただ、こういうこと取組というのは、私は非常に大事な事かなと思っておりますので、そういう形で運用されたというのは大変結構なことかなと思います。

これについては特に1点だけです。内容の中で、私もその町おこしディレクターさんって会ったことがなかったので、資料は何かないですかということで地域支援課さんをお願いしたら、「町おこしディレクターとは」というこういう、これは資料をいただきました。内容的にも非常に何というのですか、斬新な形での資料の中で、これでどういう評価されたのか、この資料の中では読み取れないのですけれども、恐らくこれはパワーポイントでつくられていて、言葉でしゃべる中の補助資料でしかなかったのかなと思います。

この最後のページに、結局まちおこし、まちづくりは、大人の事情を排除することだと、こんなにでっかく書いてあるのです。私が今質問をすること自体が大人の事情かなという気もしないでもないのですけれども、こういう新しい考え、外からの考え方を取り入れていただいたというのは大変結構なことだったのかなと思います。

これは先ほど回答のほうで、この評価です、活動内容として種々のイベントをやっていたということ、町のPRにでした。町有林のことについて触れていますが、この中でも私ちょっと参加していないので分からないのですけれども、町有林のこの皮むきをされたという事業がありまして、例えば、これは皮むきをやって、どういう効果があって、結果何かに結びついた。これは一例なのですけれども、もしこれについてお答えがあれば、お聞きしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 皮むきにつきましては、林業を本業をやっている方でないの間伐というのがなかなか難しいということがございます。皮をむいてしまうことによって、その木が立ち枯れをすることによって、枯れた結果、その木が軽くなるということがあります。それをやることによって本業でない人でも間伐を進めるということ

が可能になるということで、その皮むきをやるということです。その間伐材を使って、例えば木工品を作っていただくとかそういったことを、そういった活動を通してまちづくりをしていくというのが一つの目標として行われたということでございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

これは杉でしたかね。杉の皮むき、恐らくぺろっとむける感じのそのむく作業を、これイベントとしてやって、間伐の助けができないかというような趣旨だったのかなと思います。杉の皮をむくと当然これは立ち枯れしていく、乾いていく、それもまた後で使えるというようなことだったのではないかなと。これについて、その後、その枯れた木というのは利用できたのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 私が記憶しているところだと、一部利用したケースがあったかと思いますが、それが今現在継続的に何というのでしょうか、継続的にそういったものが利用されたりということは、続いているという現状であると思いません。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

その点についてもう一点だけなのですけれども、そのイベントというのはこれからもどんな形ですか、やってみたい、やっていくべきだというふうに考えているのでしょうか、ちょっとその点についてお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 できれば、続けていただきたいとは考えております。ただ、これは町がやるということではなくて、そのプロジェクトのメンバーが自主的にしていただくということですので、もしそういった、続けていく上で側面的にご支援させていただけることがあれば、そのような形で進めていただければと考えております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。では、活性化プロジェクト、このプロジェクトにつきまして、最後に1点だけ。地域おこし協力隊、これを組成してい

ただいと。私も不勉強であれなのですけれども、この計数目標でもらんざん活性化チームのメンバーを最終的に5か年の累計で10名というふうにやっているのですね。これがそれなりに達成しているという計数の数字はあるのですね。元年度としては11名というふうになっていますので。これの今現在の活動というか、そういうものはどういう形なのでしょうか、お聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 現在この活性化チームがどのように活動しているかについては、細かくは把握しておりません。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

これは今現在のこのメンバーの方で、一生懸命やっていらっしゃる方もいらっしゃるのだと思うのです。それこそ先ほどこれ私が水差すようなことを言っても、大人の事情を振りかざすのではないと言われてしまいそうなのですけれども、ぜひこういう活動が定着していくことがやっぱり大事なのだと思います。1個の失敗、こういうものというのはたくさん失敗した中で一つ、二つは成功していくことの繰り返しなのだと思いますので、こういう形で地域おこし協力隊というような形で頑張っている方にはいろんなことにチャレンジして、今後も町の活性化にやっていただくことがこれ自体の成果なのではないかなと感じておりますので、ぜひそうやっていただければなと思います。

以上で1番の質問を終わります。

○森 一人議長 ここで佐久間町長に答弁を求めたいと思います。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今まちづくりコーディネーターの成果だとか、そういったご質問がございました。成果は、どういうことがあったかのと。私の知る限り、彼はいろんな町内を歩き回って、いろんな人たちとコミュニケーションを取る。それは個人のお宅だけではなくて、企業さんに対してもかなりいろいろな形でアプローチをしている。そういう中で、彼が太陽エネルギーさんでしょうか、そちらのほうに行ったときに、少しそちらの情報として、食堂だとか、そういうのを造ろうと。というのは、今工場内

で水耕栽培ですか、野菜をやっていますから、その販路につながるような活動をしたいのだというような話を聞いてきたのです。あるとき、私のところに来まして、佐久間さん、あそこのところの駅前のところ、そういう企業さんがいるのだけれども、少しはお話をしてもらえないだろうかというような相談を受けたものですから、ああ、いいですよって、それで私がお話をして、その後神岡コーディネーターとその企業さんで、それで話を詰めていって、現在ある嵐山食堂、あれはもう本当にあそこの駅前が一番の入口のところですから、そしてご承知のとおり、今も脈々と大変すばらしい効果を上げている。その1店舗だけではなくて、もう相乗効果でその一帯はよくなっている。そしてまた、私も何度もあそこのお店は行きましたけれども、やはりデザインの仕方、それから対応の仕方、それからメニューだとか、本当に嵐山町に合った形でしっかりと運営をしているな。これ一つとっても形としては今現在残っているわけです。そして経済的にも活動をしていただいている。これ一つとっても十分にその活動の成果はあったかなと。

それから、あとはそれ以外に車のCM。これは場所はB&Gと、それからあとはラベンダー園のちょうど間のところに千騎沢橋というのがありますけれども、あそこのところの桜堤。あそこのところを車が疾走していくある車のメーカーのCMにもこれ使われました。私もぼうっと見ていて、あれ、嵐山かなと確認したら、やっぱり嵐山だということ。あまり表面には出ませんけれども、様々なドラマだとか、あるいは映画のロケハンが嵐山に来て撮影をしていただいたり、今回は直接その関わったわけではないのですけれども、NHKの大河ドラマ、来年の渋沢栄一のシーンは鎌形の八幡様で撮ったわけです。それなんかこのグループが直接関わったわけではないのですけれども、その前に嵐山のそういう方たちがいろんなマスコミだとか、そういうロケハンとの交友がある中で、いろんな情報が回っていくわけです。そういうところで今回は7月と11月だったかな、そのくらいで撮影をしたのです。ですから、こういうことをとっても十分その効果はあったかなというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。申し訳ありません。町長に最後にご質問すればよかったのですけれども、ありがとうございます。

町長からご答弁いただいたとおり、やっぱりネットワークづくりのところ、その木の根っこが生えていくように、いろんなところで逆の今度新しい芽を出していくということが、効果があるのだらうと思います。そんな中で大河ドラマの撮影だとか、そういったのも直接ではないにしろそういうことの機運が生まれたことなのかなと。私も昨今町なかであちこちで、あっちでもロケするよとか、そんな話も聞いたりしていますので、そういったことがやっぱり効果、活性化につながるということになっているのかなというふうに理解していますし、今日は詳しく町長からご報告いただきましたので、これは私のほうに質問してきた方にはきちんと伝えていきたいなと思っております。ありがとうございました。

それでは、質問の2に移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○1番（小林 智議員） 2番、農業者支援の在り方について。嵐山町の農業生産は、水田耕作として米、小麦の生産、畑地耕作として野菜等の生産、ほか酪農等によるものが生産高の大勢を占めています。一方、近年は観光農業・6次産業化に着目した千年の苑事業と、前項で質問した事業による活性化対策が町の大きな事業となっている。町の農政全般を見ると、従来からの土地改良事業や農業用施設整備事業等の施策にはご尽力いただいているところではありますけれども、千年の苑事業を農政と位置づけて推進室を農政課内に置き、人材も割いているということなどから、産業としての農業を支えている、いわゆる営農団体、認定農業者、農協直売所会員などが抱えている課題にこれは応え切れていないのではないかと危惧しております。若者を中心とした新規就農者支援ももちろん大事ではありますけれども、現に嵐山町の農業を支えているこの農業者の方々のいずれも高齢化し、担い手不足が顕在化していく中で、町はどのように問題意識を持ち、どのように施策を用意しているのか伺いたい。

そこで、（1）番、農業に関する課題解決の機関として、農業委員会、農業再生協議会、嵐山町総合農政審議会があると聞いています。これらの機関で直面する高齢化、担い手不足等の課題は積極的に検討されているのでしょうか。

（2）番、直面する高齢化・担い手不足等の諸課題に対して、どのように対処していくのか、具体的な施策はあるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えさせていただきます。

農業委員会等の各団体はそれぞれの目的により調査、検討を行い、事業の推進を行っております。農業の推進には、担い手の確保や後継者の育成が欠かせない問題であります。それを解決するにこれといった対策が見つからないのが現状と言えます。町では、国や県からの農業施策や消費者ニーズ等、情報を農業者に適宜お伝えし、経営に生かしていくことを常に行うとともに、各団体が農業者との交流を行う中で、意見の集約や事業への取組の参考として活用しております。一つの例といたしましては、農業担い手育成嵐丸塾も町の農業の担い手の柱として指導農家や農業委員、圃場のある地域の農家の皆様の支援により着実に就農者を目指しております。今後も関係団体と共通の問題意識を持って農業者の支援はもとより、新規就農者や担い手の育成に努めてまいります。

続きまして、質問項目(2)につきましてお答えさせていただきます。

農業者の高齢化、担い手不足は全国的な課題であり、対策については苦慮している状況です。町でも担い手を確保するため、各地域の営農集団を合併、法人化への移行や民間企業の農業参入、施設栽培を中心とした農業担い手育成嵐丸塾など担い手の育成に努めております。担い手の中心経営体である認定農業者は平成27年度に25人に対し、今年度は32人と微増しており、平均年齢も61.6歳から60.3歳と、若干ではあります。若返りを見せております。全国的には農業者の高齢化が進んでいる状況ではございます。今後も担い手の確保につきましては、町内の定年退職によるリターン者や、県農業大学の卒業生、国や県が主催する就農フェアなどへ参加して農業に関心のある方へ働きかけを行い、移住も併せて嵐山町での就農を推進し、担い手の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思っております。

まず嵐山町の農家の状況なのですが、これはホームページにも載っていましたが、その数を参考にちょっと確認したいと思うのですが、ホームページ

によりますと、農家数につきましては、これは平成27年の農業センサスなのですけれども、485戸、うち自給的農家が290戸、販売農家が195戸。これが農家の数なのですけれども、これ以外に欄外に、これは町のほうで丁寧に土地持ち非農家という世帯も数に数えていただいています。これが408。そうすると、農家数自体は485戸なのですね、これ今現在が。過去にこれホームページのほうが平成17年からの資料になりますけれども、もっと過去から遡れば、もっとかなりの数があったと思うのです。平成17年から平成27年までの資料がホームページに出ているのですけれども、これを見ただけでも農家数は平成17年が559で、今は485ですから、もう74減っているということです。自給的農家が逆に57増えている。それから販売農家、これが195で131件減っていると、こんな状況であります。逆に土地持ち非農家というのは、この10年間、平成27年の10年間で22戸、2世帯増えているというような状況です。大体これから見て言えることは、やっぱり農業をしない非農家の方、土地持ち非農家というのはかつて農家であったということなのだろうと思われます。こういうふうに取り取れるのですけれども、この資料には、町のホームページには出ていないのですけれども、このほかにも実際町の農業を支えている認定農業者が30、町外が2ということで、32だというふうにお伺いしています。そのほか法人4、これがいわゆる実質的な担い手になっているのではないかなと思いますけれども、この認定農業者の30という数字が出てきているのですけれども、この中に法人の数も含まれているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 農業を中心とする法人ということで、嵐山町につきましても1団体がこちらで活動してございますので、認定農業者の中に含まれているということでございます。認定農業者につきましては5年後の経営目標を定めて、町が認定をするというふうな制度になってございますので、その方が水稻をやるのか、野菜をやるのか、また複合で実施をしていくのか、そういった生産目標を定めて、経営規模を定めて町が認定するものでございます。その方々が今現在その人数いらっしゃるということでございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林智議員の再質問からです。どうぞ。

○1 番（小林 智議員） 午前中の最後に農家数の確認をさせていただきました。その数字だけ再確認させていただきます。これはホームページに載っている数字なのですけれども、嵐山町の平成27年の農業センサスで農家数が485戸、これが農家数の数です。それで、土地持ちの非農家、これが408戸あると。その同じ表の中に出ています。これは午前中申し上げたけれども、かつて農家であった方が、だから農地を持っていらっしゃるのではないかなというふうに推察されます。そうすると、かつて農家であった方の408戸と農家数を足すと893戸がかつて農家であった数だ、ある時点ですけれども、今から数えてある時点。それで、この893を分母にして、今の農家数はどのくらいになっているかを見ると、これ408というのは54%なのです。それで、一方土地持ちの非農家になってしまった数、408戸、これが45.6%。893ある時点であったものが今は約半々になってしまっていると、こういう状況が見て取れるのだらうと思います。これが農家数の現状なのではないかなと思われます。

続いて、経営の面積、耕地面積についてちょっと数字的なものを見ていきたいと思うのですが、これも同じホームページ上の表から載せていただいていますので、その面積でいいますと、田畑合計で、経営耕地面積でこれは見えています。経営耕地面積で平成17年が350だったものが平成27年、320ヘクタールでございます。それで、田んぼの部分が204ヘクタール、それで畑が110ヘクタール、これ内訳です。それ足して320が経営耕地面積であると。

それから、同じように丁寧に耕作放棄地がどのくらいあるかというのも出ています。これが平成27年調査が232ヘクタールということでございます。この数をこれが足して552ですか、耕作放棄地と現在の経営耕地面積を足すと552ヘクタールということになります。そうすると、耕作放棄地は全体の552ヘクタールの中のおよそ39%ということで、約40%が実に耕作放棄地と見て取れるのではないかな。これは数字上の話ですから、実態はどうかというのはまた別かもしれませんが、一応数字上で表れているのは、要は全体の約4割近くが耕作放棄地ですねと。今経営耕地面積というの

は実際に使われている面積のことだと思いますので、これが320であるということでございます。この数字で、こういう考え方でおおむね間違いでないかちょっと確認させていただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

農業センサスのほうのデータということで本当に貴重にまとめられているかなというふうに思います。今おっしゃられた数値のほうがおおむね公表されている数字でございます。経営耕地面積につきましても2010年から比べましても、やはり耕作放棄地等の増加によりまして、今小林議員お話しのとおり、2015年のデータでいきますと、田んぼが204ヘクタール、畑が110ヘクタール、樹園地が栗であったりだとか、花木等が約6ヘクタールということでの数字というふうに出でございます。経営耕地のほうの経営のほうの状況等見ますと、やはり集積を行って、2010年から2015年等と比べてみますと、おおむね3ヘクタール以上、5ヘクタール以上、そういったものがやはり経営者のほうが増えている数が多いというふうなことで、センサスのほうからもやっぱり大規模、土地の集積が進んでいるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

その答弁にありました最後のほうです。やっぱり担い手のところに集約されているというのがこれは国の政策でもありましたので、ここ10年程度続けられてきたのだろうと思います。その結果、担い手が営農集団であるとか認定農業者、こちらのところに集約されつつあるというところなのだろうと思います。この担い手の問題を今度は全体見るとなかなか数値難しいので、水稻栽培の田んぼだけちょっと見てみますと、これ稲作です。水稻栽培の田んぼで見ると、町の水田面積自体、先ほどの中の数字で約205ヘクタールあるのです。経営耕地面積で205ヘクタールあります。これを営農団体、これは事実上らんざん営農さんだと思うのですが、営農団体と認定農業者、それからその他の販売農家さん、自給的農家さんで耕作しているのだというふうに想定されます。

この一番多いと思われ、そのらんざん営農さんなのですからけれども、これらんざ

らん営農さんの資料をちょっとらんざん営農さんからいただきまして、今年度の数字なのですけれども、令和2年6月の現在の借入れ面積、借入れ面積というのは恐らくらんざん営農さんが受託してやっている作業、面積のことだと思うのですが、この借入れ面積の水田が概算で申し上げますけれども、87ヘクタール、水田だけで87ヘクタールあるということです。先ほど水田の耕作の面積が205ヘクタールというふうにお話ししましたので、これ割り算して205分の87ですから、そうすると、これが何とらんざん営農さんは、嵐山町の経営面積の42.4%、1社です、1社といいますか、1企業体で受けているという数になっていると。嵐山の産業としての水稻栽培はここから生産できる42%がこれ多分1営農法人さんでやっていただいていると、こんな状況が見えるのではないかなと思います。

らんざん営農さんのことなのですけれども、ちょっと今数字が出たので、資料をちょっと見させていただきましたら、借入れ面積87ヘクタール、そのほかに畑が0.7ヘクタール、それからラベンダーの水田と畑で10ヘクタールです。総合計で、らんざん営農さんが借入れ総面積が98ヘクタールです。ちょっと端数は端折ってあります。98ヘクタール。そこで、今度は逆に98ヘクタール、畑も田んぼで借りているのですけれども、今度は全体先ほど述べましたが、経営総面積、田んぼも畑もひっくるめた総面積320ヘクタールと先ほど申し上げました。そうすると、嵐山町にある田んぼだとか畑の農地の320を分母にして、営農さんが借りている総面積98ヘクタールを分子にすると、320分のおおよそ100ということになりますので、これ3分の1ですか。おおよそ町の農地の3分の1が1営農法人で担っていただいていると、こんな現状が見えるのではないかなと思います。

そのらんざん営農さんのことをもうちょっと詳しく見させていただくと、らんざん営農さんから頂いた資料では、令和2年度現在、組合員数が21名で、パートの作業員が2名、事務員もほかに2名いますけれども、総合計で25名、事務員さん除くと23名ですか、これ多分理事長さんも耕作も一緒にやっていると思いますので、23名の耕作で町の3分の1を担っているということが見て取れるのではないかなと思います。これをどう見るかというのは、なかなか複雑な問題はあるのだろうと思うのですけれども、こういうことでは担い手さんという方の努力によって田畑が守られているということではないかなと思います。

嵐山町の農村地区のやっぱりため池、農業の水田とか里山が緑豊かな景観であるよ

と皆さん一致しておっしゃっていただける、そのとおりなのですけれども、それを守っている、耕作地を守っているのは、実は一部の営農団体さんだったり、認定農業者さんがそれを守っているのだなど。生産上の話でもそうですけれども、景観自体もこの人たちの努力によって守られているのではないかなと思います。多くの皆さんがこの里山の景観をこれからも維持して観光資源であったり、移住促進の受皿であったりと、活用する手だても皆さんおっしゃっていただいて、そのとおりだと思います。これからぜひ活用していかねばいけないのかなと思っております。この田園風景が何度も申し上げますけれども、営農団体とか農業者が耕作することによって維持されているのだということをまずは私たちも認識する必要があるのではないかなと思っております。

そこで、問題点なのですけれども、その担い手である営農さん、ちょっと今営農さんだけ話出して申し訳ないのですけれども、今現在どんな課題がありますかというふうに聞いたところ、一番の課題がやっぱり人手不足であるということを言われています。先ほどの人数で町の3分の1のところを管理しているわけですから、そういったところが一番の問題。営農さん自体も耕作者がどんどん高齢化してきていますので、そういった形で非常に人手不足、それから高齢化してくると同時に、病気になる方もいらっしゃるということで、どうしても作業の欠員が出てくるということで、現在のところ非常に人繰りに困っているというような話を聞きました。ご存じの方はご存じだと思うのですが、らんざん営農さん、私の聞いているところでは定年が80歳というふうにお聞きしています。定年80歳です。人生100年時代といって、定年が80歳にしても、これ最先端企業になるのかなと思いますけれども、80歳が一応定年だということで。ところが、やっぱり人手不足になっているので、この定年された80歳の方たち、お元気な方はもう一度耕作に復帰していただいているということもあるのだそうです。ですから、こういった方々の力でその町の農業が守られていると言っても過言ではないのかなと思います。

高齢化で耕作できなくなる水田が毎年増え続けて、その受皿としてこういったところがらんざん営農さんであったり、認定農業者さんであったりといったところで集約化という形で耕作依頼がされているのです。それで、今までは何とかそういう受皿がそれを受けてきたという状況なのですけれども、先ほど申し上げましたように、人手がなかなか足りないなという中で営農さん自体、あるいは認定農業者の方もやっぱり

高齢化してきますので、維持し切れない、現在受けている耕作地をもう維持し切れないのではないかなというふうに非常に懸念しているという話も聞きました。昨日の大野議員さんの質問にもありましたけれども、やっぱりこういうところで、水田ののり面の草刈り、こういう問題が非常に重荷になってきているというような話も聞いております。そこで、こののり面の草刈りの作業、これ伝統的にそのの田んぼの耕作者がやってきているという実情があるかと思えます。これまず客観的なことをお聞きして、ちょっとまちづくり整備課長さん呼びしていないのでちょっとあれなのですけれども、お答えできる範囲で結構ですので、どなたかお答えいただければと思うのですけれども、町の町道ののり面の除草というのは、一般的にこれは誰が管理者になるのでしょうか、お分かりになりましたら。分からないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

町道の町有地につきましては、基本的には町のほうが除草委託を出しているという部分もあろうかと思えます。ただ、やはり費用的なものであったりだとか、特に農村部については、今小林議員おっしゃられたような形で、自作の延長上といえますか、やはりそういったところは、農家の皆さんのご厚意によりまして管理をしていただいたという部分もあろうかと思えます。過去にらんざん営農のほうにつきましても機械化をやって、オペレーターも豊富にいた時代につきましては、やはりそこはもう地先のところはやっていくのだということでご協力をいただいたケースというのもただあったかと思えます。回数もやはりオペレーターの不足等々によりまして、できる範囲と回数もおのずから減ってきたというふうには聞いてございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

のり面が誰の責任だという話はもちろんあるのでしょうかけれども、それは別にして、伝統的に耕作者がそののり面の草刈りの清掃作業をやってきたというところであるのですけれども、特に町道との境とかというのは斜面、傾斜地が多いのです。昨日の大野議員の質問にもありました傾斜地の草刈りって非常に大変で、営農さんとかは大型の機械を使って、トラクターにつけてのり面が刈れる機械というものを用意してやっ

ていらっしゃるということでありませけれども、やっぱりこの辺もらんざん営農さん
もなるべく農業をしている方の依頼に応じていろんな受入れをしたいのだけれども、
やっぱり作業がもうとでもではないけれどもできないという状況が来ているというこ
となので、このり面の除草とかを何らかの形で支援できる方法はないのでしょうか
ということは今後考えていきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

主に田んぼのほうのお話ということでお答えさせていただければと存じます。町の
経営耕地の中で担い手が、認定農業者が主穀としてやっている方々が認定農業者32名
ということで先ほどお話ししましたけれども、13名の事業所であったり、団体、担い
手がございます。実際の話としますと、自給的農家を除いては、この方々がこの嵐山
町の田んぼを耕作していただいているのかなというふうに考えてございます。実質過
去の、昔もっと経営体が多かった時代につきましては余裕というのもあったのかなと
思いますけれども、基本的には今実際に手間というのが回っていない状況なのかなと
いうことも感じてございます。やはりなかなか所有者の方等々と、ある市町村の先進
事例を申し上げますと、なかなか田んぼの耕作はできないけれども、たまには畦畔の
草刈り等にご協力をしていただいて、小作料を物納で、お米でお支払いをするとか
というふうな耕作者と所有者との協定といいますか、約束事の中でやられているケー
スもございます。あとは町の中でも、先ほどの大野議員の前のご質問の中でもお答えを
させていただきましたけれども、多面的機能支払交付金という制度がございますので、
これは農村部につきましては山であったり、田んぼであったり、これは貴重な国土の
財産と、地域の財産でもあるというふうな位置づけから補助金が出ている事業でござ
いますので、地域のそういう方々のご協力もいただきながら、農地という観点ではな
くて資源という観点の中からそういった管理もお願いできるところはお願いをしてい
きたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

こういった事情というのは、認定農業者であるとか兼業農家、さっき言った自給的

農家さんにもやっぱり押し寄せてきているのです。高齢化でなかなかできなくなっている。これは、町全体の問題でもあると思うのです。私は今回の質問の中で、町には課題解決の機関があるではないか。そういうところでどんなことが相談されているのだろうと思います。ご回答はその分については詳しくはしていただけなかったのですが、すけれども、例えばこれ私が挙げた農業委員会さん、これは農地法に関わる重大な任務を負っているわけですから、ここで何かできるかという、決してできないわけではない、私もちょっと調べてみたらできないわけではないのではないかなと思います。農地法に関する許認可のことだけではなくて、これは農林水産省ですか、そこの資料の中に出てきた農業委員会制度の概要という中にも農業委員会の業務執行状況というところで農地の権利、移転関係の業務であるとか、農地転用関係の業務、そのほかにやっぱり遊休農地に関する措置などのほかに、これからどうすべきかというところもやっぱり相談していってもらえる機関ではないか。恐らく私想像するに農業委員になられている方というのは本当に農業のことを真剣に考えていらっしゃる方たちですから、私が今回この冒頭から申し上げてきた北区の課題、これについては重々承知されているのではないかと思うのです。ですから、農業委員の皆さんが集まったときに、多分休憩時間とかその辺りはこの問題が常に語られているのではないかと思うのです。この問題を正式な議題としてその中でご討議いただくとか、そういつて何らか出口を探る方策とか、そういう機関になってもらえたらいいのではないかと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

農業委員につきましては、これ議会のご承認をいただきまして任命をさせていただいている8名の方がいらっしゃいます。また、それ以外に推進委員として各改良区、改良組合のある一定のエリアの中からご推薦をいただいて、農業委員会が任命をしている方が8名ということでございますので、当然その役割の中に農地法に基づく事務手続以外といたしましては、そういうふうな遊休農地の発生の防止であったり、農業経営の合理化を行うための育成指導、また農業、農村の声を代表する組織ということで、やはり過去にも何度か有機栽培を実施をしている団体、個人等々との打合せの会議を持たせていただいたりですとか、土地改良区等々の役員等と会議の場を持ったり

とか、また認定農業者等を集めて講演会をやって、その後に座談会ということで機会を設けまして、そういった声を聞きながら施策のほうに助言をしているという部分もございますので、また機会をつくりまして、そういった議題も併せまして、また町へ何か提言できることはしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

この課題は1農家や1団体、あるいは1地域、こういったことで解決できる問題ではもうないのではないかと思います。先日の町長のおっしゃったとおり、農業の未来は明るいのだと、私たちも思いたいです。これは明るいものだと思います。これを明るい未来とするためにもこれ自体を町政の一環の中できちんと答えを出して、道筋をつけていっていただきたいと、そんなふうに考えます。これやっぱり個々人の努力ですよということではなくて、そういったものを超えて、町として町が何かをしろうと言っているわけではなくて、こういうことを課題として考えておいてもらいたい。その中に先ほどご答弁にもありました認定農業者だとか、そういった形の集まりも任意の集まりというのではなくて、きちんと位置づけてやっていく方法があるのではないかなと思います。私が挙げたその3つの機関があるではないかって、農業委員会はなかなか難しいということであれば、もう一つの農業再生協議会もある目的でこれつくられていますから、ここでもなかなか難しいという答えになるのだらうと思うのです。そうすると、もう一つ、嵐山町総合農政審議会というのが、これ私が調べた中で出てきたのです。これどういった活動しているのですかということ、恐らくこれ今活動されていない。いかがでしょうか、課長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 総合農政推進審議会でございます。こちらにつきましては、町長の諮問に応じて町の農林行政の全般に関する事項の調査であったり、また審議ということで諮問に応じまして調査、研究、答申を出していくということでございます。これ15名の委員で、農林業者と、それ以外にはやはり消費者であったり、異業種の方々、そういった方々を委員として任命をさせていただいてございます。こちらにつきましては、また町のほうからの諮問があれば、そういった形でやるという方法も一つある

うかと思えます。今議員がやはりおっしゃられている部分の中で、担い手のそういうふうな集まりであったり、町長のほうもご答弁をさせていただきましたけれども、やはり農業者が孤立をしないで相談ができる、仲間づくり、そういった組織の立ち上げというのも必要なのかなというふうに担当としては考えてございます。過去には興農同志会という形で、若い農業青年の集まりの集団がございました。レクリエーションをやったり、日々の農業の悩み、また相談事、そういったことも仲間内で支え合いながら農業を盛り立てていたという時代もございましたので、またそういった部分も調査をさせていただきながら、必要に応じてそういう組織の立ち上げというのもこれからやっていくべきなのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

それでは、この項の最後に嵐山町の農政審議会、これ町長の諮問で開かれるということですので、最後に町長にお伺いしたいのですけれども、この農政審議会等を活用した、そういう問題を協議していく機関というのはつくっていただくことはできないのでしょうか。それで、あるいはその他の機関で、町政の一環として協議していく、そういった機関、あるいは問題共有して解決策を探っていく、そういったお考えはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今小林議員のほうから嵐山町の総合農政審議会ですか、その件が出ました。基本的にはこの組織というのは町長のほうから諮問させていただいて、そして審議委員の方々にご検討いただくというような組織だというふうに認識をしております。農業全般にわたっては昨日もお答えさせていただきましたけれども、また今日も課長のほうから答弁がありましたけれども、認定農業者も27人から32人に増加していると。年齢も61.6から60.3、1.3歳下がっているのです。1.3歳上がるのが当然だと思うのですけれども、下がるというのはすごいことなのです。ですから、そういう状態もあるし、それからあとは嵐丸塾においては若い就農者も既に巣立っている。そしてまた、今研修中の人もいます。それを指導する指導農家もおられる。そしてまた、愛澤さんのような

成功例もある。その中でお話しさせていただきましたけれども、愛澤さんがなぜ友達もいない、資金もない、そして農地もないところで成功できたのか。やる気なのです。この一言でした。それを全てに当てはめるということは、私はしませんけれども、でもやっぱりどの仕事にしても歯を食いしばって本当に必死でやっているのです。だから、農業の場合には必ずしもほかの産業と一緒に考えるというのは難しいかもしれませんが、やっぱりそれなりの気持ちとやる気と努力と、やっぱりそういう中で小さな成果が見られるということがまず大前提で。愛澤さんの場合には昨日も話したけれども、家族だとか仲間がいるのです。それで、農業者というのはどうしても孤立しがちだと思うのです。それで、毎日のようにいろんな苦悩と戦いながら、一生懸命育てたやつがもう一発でばんとやられてしまうと。もう本当に苦しみもあり、悲しみもあり、でも収穫の喜びもある。そういう中で気持ちが毎日のように揺れ動くと思うのです。ですから、そういう中で今課長からもありましたけれども、横のつながりを強くして、そしてお互いに必要な情報交換する。そして、お互いに協力し合う、そういった体制をつくっていくということが大変重要なことというふうに思っています。

それから、あとは高齢者の農業の方々ですけれども、こういう高齢者の方々の場合にはもう既に十二分にその分野で貢献をしてきていただいているの方々です。その方たちに対して、これ以上もっと生産量を増やしてください、これ以上もっと効率よくやってください、これは私は逆に酷だと思うのです。ですから、私はそういった高齢の農業者に対しては今の状態を一日も長く持続できるような、そういった観点からの支援だとか、ソフトランディングに持っていく。そういったこと。だから、農業者だとか農家だとか、そういうような一括りではなくて、その目的に合った形での支援というのが当然必要かなと。例えば高齢の農業者であるならば、今耕作しているところもだんだん苦しくなってきた。今度は若い耕作者が出てきたと。そうしたら、そういう人たちにうまくマッチングをしてあげて、そして安心して任せられるような、そんなような形での取組というのはとても大切かなと思います。いずれにしても今回農業に関して何人かの議員の方々から非常に大切なご提示をいただきましたので、課長とも話し合う中で諮問事項がございましたら、そういった機関も使って検討してまいりたいと思います。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

これは諮問に付された事項について検討していく機関でありますから、その諮問の内容によって今町長からご指示、特に緊急な課題であるとか、特定な課題について諮問していただいでぜひ活用して、その農業の明るい未来に資するように今後とも努力いただければありがたいなと思います。(1)につきましては以上で終わりにします。

続いて(2)、これ最後の質問なのですけれども、やっぱり施策いろいろ先ほど来課長から聞いてもなかなかこれというものもなく、個々の施策を繰り返していくのだということでした。ご答弁の最後のほう、これ町内での定年退職によるリターンの方とか、県農業大学校の卒業生であるとか、国や県が主催する就農フェアなどに参加と。そんな形で農業に関心のある方をやっぱり募っていきたい、新規就農者を集めたりという形で農業の裾野を広げたいということだろうと思います。このことでやっていきたいということでありましたけれども、これ私のほうでもこういった課題をいろいろ吸い上げていかなければいけないのかなとは思うのですけれども、一つこういった考えはいかがでしょうかというのが、営農指導員というのがかつてあったというふうに聞いています。この営農指導員というのは各農家を回って営農の技術とか、そういったものについて多分指導するということなのでしょうけれども、こういう時代にあって営農指導員というのはいかがかという話もあるかなとは思うのですけれども、営農指導員自体は町でやっていただけていないのですけれども、個々の個別の訪問をしてそういうのは直接にはないのですけれども、そういう担当セクションはないというふうに聞いているのですけれども、実際この営農指導というのは今東松山農林振興センター、こちらのほうでもいろいろやってもらえます。例えばのらぼう菜の植付け方だとか、畑までに来ていただいて見ていただけるとか、いろんなご指導もいただいています。もう一つはやはりJAさん、JAさんの担い手サポートセンターというのがあるというふうに聞いています。そういったところから技術的な支援とかそういったことは受けられるのではないかなとは思います。

私が今度営農指導員のようなものをというふうなのをちょっと提案したいのが今農家で困っているというか、認定農業者であるとか営農集団とかというのはやっぱりプロの集団ですから、ある程度問題を共有したり、自力で解決したり、そういった農林振興センターとか、そういったことを活用するすべも知っていらっしゃるから、そういった上で課題解決できるのではないかと思います。やっぱりできないのが私の経験からいってもサラリーマンしていて、私農家の長男だから家入りしましたみたいな

方がいざ田んぼとか畑、親から継いだものについて、あれどうしましょう、荒れたまんまになっているというときに、さてどうしたものかと悩むのです。これ恥ずかしいですけれども、私も初めのときは農政課に電話1本することもできませんでした。JAに連絡することも残念ながらできませんでした。そういったことで、まずそういった入り口にある方たちも、これサポート、いやいやこのままでは荒地になってしまいますから、このくらいのことは、草刈りぐらいしてくれればこうなりますよとか、草刈りができるようになったら、次耕作でもこんなことすればできますよとか、そういった農家、何とか先祖からの農地を守っていこうという、そういった人たちも結構いらっしゃるのではないかなと思うのです。そういう人たちのサポート、寄り添ってサポートしていただくような方、そういった意味で、例えば営農だけではなくて、いやいや農地バンクという活用方法もありますよ、そんな広い土地があったら使える農地は農地バンクに登録されたらどうですかと、自分でできる範囲をもうちょっと小さくしたらどうですかとかいろいろな提案できるのではないかなと思うのです。では、耕作放棄地になったけれども、その管理、再生はどうやってやるのだとか、そういったことを専門的に担う担当者です。営農だけではなく、そういった方はぜひ置いていただいて、側面の支援をしていただく。

町長もおっしゃっていたように農業者が孤立して、孤立しがちなのです。農業者といますか、そういう人たちは。ネットワークもありませんし、今まで隣同士の付き合いも少なかった。サラリーマン辞めて、ぽっと60幾つになって家に入ってみたら、どこどう付き合いもいいかもよく分からないというような状況で、結構孤立しやすい部分が今ここなのではないかと。ここを65歳とか70歳でこれ就農したとしてもこの人たちを生産でこれで飯が食えるまではなかなか難しいのです。ただ、やっぱり先祖から守ってきた土地を管理していくとか、そういった意欲はあるのではないかなと思うのです。そういった方たちをサポートいただけるような、例えば農地管理指導員みたいな、そんな制度があったらいいのではないかな。これ専門スタッフでいてくれればありがたいのですけれども、それはその業務として農政課さんの中に位置づけていただけたらとか、そういったことで、今までそういう接点のないところ、どうしても農政課さんとかJAさんとかだと大型の農業をやっている人、出荷されている人、そういう人を中心に回るといいう仕組みができています。だから、そういうふうな、いや親から土地譲り受けただけでも、どうしようというように悩んでいるような人た

ちをサポートする人たちがいない。なかなかできない。だから、そういったものを掘り起こして行って、恐らく役場の中では農業基本台帳とかを作っていらっしゃるから、そういう方の活用なんかもデータもあると思うのです。そういったことを種に回って歩いて、その状況を聞いて歩く。ですから、荒地地になる前に、耕作放棄地のAとかBとかになる前にそういうことを提案していくことができるのではないかなと思いますので、こういうことができたらいいのではないかなと思います。今求められているのは技術指導支援だけではなくて、小規模農業者が抱える問題の農地の管理、そういったこと、これらの対策ができるようにそういった指導、例えば営農農地、農地管理の指導員みたいな、こういった機能を持っていただくという案についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

先ほどの小林議員のお話の中で担い手のほうの栽培であったり、そういった指導、こちらにつきましては先ほどのお話にございましたけれども、JAのほうには担い手サポートセンター、そういったものが置かれまして、各市町村に1人担当者がおりまして、新規就農から担い手認定農業者まで含めて営農指導だとか相談業務に当たってございます。また、町といたしましては、以前には農政推進員ということで、条例に基づきまして町のほうで農政に関わる栽培指導であったり、今小林議員のお話のような育成についてやられていた時期もございました。また、27年度から農業活性化アドバイザーということで県のOBを招きまして、やはり違った観点から農業を活性化をしていくのだということで特別職を配置させていただきました。小麦農林61号の事業であったり、そういったものをもろもろ事業化をして今行っている状況でございます。今現在アドバイザーのほう、千年の苑事業のほうに集中的に業務のほうを実施してございますので、農政全般にちょっと手のほうが回っていないというのが実情かと思えます。ただ、その部分につきましては農政課の職員もやはり、まずは農政課の職員がそういう相談につきましては出て行って小まめに指導、相談に乗りまして、やはり新規就農の確保であったり、担い手の育成ということにつきましては、業務に日々少ない人数ではございますけれども、励んでいる状況でございます。そういったものの中から、やはり我々も職員でございますので異動はありますけれども、やはり農家と

顔つなぎをしていくというところが一つのポイントなのかなというふうには考えてございます。あとはやはり農家の方も、町の職員異動がございますので、過去の例のような形でそういった推進専門職がやはり10年スパンぐらいの中で持てれば、それは最高かなと思いますけれども、やはりそこは行政の役割と農協の役割がございます。そういった意味の中で担い手サポートセンターを農協につくっていただきまして、1人専門職を置いたという経緯もあるかと思っておりますので、そこは農協のほうと連携を取りながら担い手育成していければなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

いずれにしても農業の問題というのは喫緊の課題として高齢支援の対策とか農地管理とか目の前に来ていますので、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

最後に、今の件につきまして町長のお考えをお尋ねして終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

全般的にわたっていろいろなご提言だとかそういうのをいただきました。そういったことを総合的に踏まえる中で、どういった方向性に導いていったらいいのだろうか。ただ、今回のいろいろな方々のご質問の中で、その中でもこういうところが確かに少しまだ弱いのかなというような点も見えてきましたので、その辺のところは担当課とよく相談をする中で詰めさせていただいて1つでも2つでも前進できるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

以上で質問を終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号11番、議席番号8番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の農業活性化についてからです。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 議長から指名をいただきました長島邦夫でございます。また農業質問かよというふうなことが言われるのではないかなというふうに思いますが、私も今回は農業質問について主に質問させていただきたいと思えます。繰り返しの答弁になるかなというふうに思いますが、部分的にはちょっと違うところもございますので、答弁のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それでは、通告書に基づきまして質問をしていきたいというふうに思えます。1番として、農業の活性化について。嵐山町の多くの農家は小規模の自作のほか、他の農業者に耕作依頼をする形態が多いです。その依頼された農業者であっても事業を縮小する傾向があり、新たに耕作者を依頼することは本当に難しくなっています。行く末はこれが見つかなければ自分ではできないので、放棄地となっていくのが現状だというふうに思えます。この現状に対して下記をお伺いをいたします。

（1）番としまして、これ直売所の関係なのですが、農産物直売所への出品及び自己直接販売は売上げの計算、経営も容易であり、小規模営農には合った部分もあるというふうに考えます。今後の支援についてお伺いをいたします。

（2）番としまして、圃場整備された農地であっても耕作の経費には見合った収入を得ることが厳しいです。農業経営は難しい。結果、維持管理だけの状況でもあります。嵐山町の営農集団としてはらんざん営農が大きく活動していますが、今後耕作放棄地を増やさず、優良農地を活性化させるには、新たな会社組織をされた営農集団が必要かなというふうに思われます。さらに営農集団から未来ある若者が安定収入を得られ、未来ある若者が安心して就農できる状況になれば、新たな雇用も生まれ、町農業の活性化につながると考えますがお伺いをいたします。

（3）番目としまして、営農集団における観光農業の取組についてもお伺いをいたします。本当に重複した答弁になるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町の農産物の出荷、販売につきましては、生産体制が少量多品目の生産者が多く、共同販売を行う農産物直売所は適しており、平成10年度に現在のところに建設されました。農産物生産組合の支援につきましては、事業主体である農産物直売所職員や農協の担い手サポートセンター、TACと呼ばれてございますけれども、の職員による栽培指導や作付誘導を行うとともに、種子や鳥獣被害防止電気柵等の費用の一部を支援してございます。町では、毎週火曜日に行われる農産物の引上げ時の集会や役員会等に参加して、生産者の声を直接聞きながら必要な担い手に必要な支援が行われるように実施をしております。町からの支援策といたしましては、農業者フォローアップ事業によりまして、パイプハウスや管理機などの設備を整備するための費用の一部や、新しい農作物にチャレンジするための種子や苗木などの費用の一部を助成しております。今年度はコロナ禍の中で感染防止対策や地域経済活性化対策といたしまして、生産者や農産物直売所への支援を行っております。今後も消費者の動向に注視し、農協や関係団体と連携を取りながら、生産者に必要と思われる支援を行ってまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

町の集落営農組織は、土地改良事業終了後の圃場の大区画化と農作業の効率化を図るため、各地域の農業者によって組織をされました。その後、オペレーターの減少や農地の利用権の問題等により組織改編がされ、法人化をされたり、地域によっては解散により農作業を地域の担い手が受託しております。地域の担い手確保につきましては重大な課題と認識しておりますが、優良農地の活性化には地主や地域の農業担い手等の関係者との話し合いによる体制づくりが不可欠と考えます。将来にわたって地域の農地をどのように誰が担っていくか等の検討をする人・農地プランの実質化を行い、地域の皆さんと検討してまいります。

また、営農集団からの農業担い手の育成ですが、従来より国で行ってございます農の雇用事業を取り入れ、雇用就農者の受入れを行っております。現在は対象者はおりませんが、希望者がいれば随時受入れ可能と聞いております。町としても、雇用就農希望者が自営独立する際には必要に応じて支援をする考えでおりますので、まずは雇用就農者の確保に努めたいと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

営農集団の主な作付は水稲59ヘクタール、小麦35ヘクタールや大豆、白菜、キャベツ等の契約栽培による栽培を行っております。また、町内小学5年生の稲作農業体験

や一般向けの農業体験教室などを実施しており、別班としてはラベンダー園の維持管理作業の受託も行っております。主な農業経営が主穀でございますので、芋掘りや果樹等の収穫を目的とした観光農業への取組は現在行っておりません。町内では、古里のブルーベリー園や鎌形の観光イチゴ農園等、農業者による一般消費者を対象とした摘み取り体験などによる観光型農園があります。今後も嵐山町へ多くの観光客を呼び込みが期待できますので、新たに希望する農業者がございましたら、多角的な経営による所得向上ができるよう支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） なかなか農業問題というのは幅が広くて、どこを解決すれば何とかなるというような問題ではない部分が非常に大きいです。ですから、いろいろな観点から議員の皆さん方質問したのだというふうに思われますが、私の部分については、農業の活性化というふうに質問書には書きましたが、農地をいかに維持をしていくか、それにはある程度の利益が出ないと当然つながっていかないわけですから質問をさせていただきました。最初に直売所の関係の再質問をさせていただきましたが、今ここの答弁書にも書かれておりますが、毎週火曜日でした。生産者の方が集まったときに町の係の方、職員さんが来て、お話を聞いているみたいですが、そのところで直接希望というか、町に対する、町はフォローアップ等はいろいろ援助をしているのは分かるのですけれども、どういうものが足りないかとか、そういうふうな聞き取りをなさることもございますか。私から見ると、そういうのはやっていないのかなというふうに思ったりなんかするものですから、お聞きをいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、生産組合員に対してのアプローチの方法でございますけれども、先ほど言いました毎週火曜日にお話をさせていただいている状況がございます。大体10月から11月ぐらいの時期に、今現在町で来年度の当初予算編成を行っております。そういった中でフォローアップ事業として、これは同一の方が毎年というわけにはいきませんが、皆様にお話をして、自分の計画の中で、例えばハウスを拡大したりだとか、こういう管理機がもう古くなって使えないので、こういう管理機を買いたいと、

そういったものにつきましては日にちを定めさせていただきまして、後ろを決めさせていただいて、農政課のほうに申出、または直売所のほうに見積りか何かを出して、こちらに届けてくださいというお話をさせていただいてございます。ただ、町もいろいろな各課の中で財政的な問題がございますので、全ての方のニーズを全て受けるということできませんけれども、要綱の中には上限がございますけれども、やはりそういった話合いの中で、では通常であれば3分の1程度の補助がなるけれども、これだけの人数がいて、予算これだけしかないので、では補助率4分の1で実施をするのか、私は来年でいいよというふうな調整は取らせていただきますけれども、そういった形で要望はまとめさせていただいているということが現状でございます。

また、生産組合の役員会、こちらは毎月ございます。そういった中に職員も同席をさせていただきまして、農協が実施をするイベントであったり、そういったものの中でどういう支援が求められるのか、今後、来年の事業の中でどういう展開をしていったらいいのか、そういったものを聞き取りをさせていただいている状況でございます。答弁の中でもさせていただきましたけれども、今年につきましては、コロナの補助金といえますか、そういったものも臨時的に発生をしました。そういった中で、例えば直売所の問題といたしましては、お店で待っていては売れないけれども、やはり直売所の中でお弁当であったりだとか、そういったものは非常にニーズが高いと、今現在の冷蔵庫では足りない、これはもう古いので規模を拡大してください、やはりそうしないと売れないと。そういったものは速やかにこちら町に要請をさせていただきまして備えをするとか、そういった対策は随時取らせていただいているところが現状でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 確かに一つの作物を作るに、自分の物を持ってきて販売するとなると、いろいろ経費がかかるわけです。ですから、将来的にはいつまでできるかわからない。私もただ好き好んでここに来ているわけではなくて、自分の家計の少しでも足しになればと思ってやっているのだというふうなお話は聞きます。ですけれども、そういう中においても、先ほど課長さんお話になったような、こういう機具を買いただけけれども、なかなか自分ではできない、自分では買い切れないから誰々のを借りてやっているのだというふうな話等も聞きます。やはり悩み事はいっぱいあるのかなというふうに思います。そのときに、やっぱり農協さんはある程度自分のとこ

ろの利益もありますから、一々聞いているわけにもいかない部分はあると思います。その助けになるのは、やはりあそこに来ている職員さんであり、そういう方が少しでも、何といるのですか、聞く耳を持ったような体制がないと。もちろんなかなか電話をして、こういうものがあれというのはなかなかたくさん事業を大きくやっている方は可能ですけれども、細々とおばあちゃんが1人でやっているだとか、お母さん1人でやっているという場合は非常にきついです。そういうところの体制というのがいろいろ町でもフォローアップでしてくれているのは分かりますけれども、そういう聞く耳を持つような体制がないと、やっぱり細かいところに、ああいうふうに直売所へ出しているような方の、直売でも大なり小なりの方はいらっしゃいます。ですけれども、そういう方の声も耳を傾けてやらないと、やっぱり全体的には本当の小規模でやっている方が多いのですから、家庭の中で何もかも、お父さんとかお母さんとかで3人も4人もいてやっている方というのは本当に少ないです。本当は1人か2人のあれなので、そういう事業、そういうことを耳を傾けられるような体制を取っていかないと、やはりさらに衰退してしまう感じが見えますので、これは何かしらの、私が見ていると、ただここへ来て、その直売所の人のお話を聞いているだけなのかなと、そんな感じも思ったものですから、この質問を再質問させていただきましたが、もうちょっと耳を傾けた体制が必要だというふうに思いますが、いかが思うでしょうか、もう一度聞かせてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

平成27年に私のほうも今の農政担当のほうに異動させていただきました。そういった中で、やはり過去なかなかそういった直売所であたりだとか、農家のところに足を出向くという機会もなかなか持てなかったというお話もお伺いをさせていただきました。そういった中で、やはり我々は農家の方に顔を覚えていただく、信頼していただくというのがまず第一歩だと私は考えてございます。そういった中で、今現在農家の方が窓口に来て、また直売所に来て、私に話をするよりも担当職員に話をするというケースが非常に多いです。もう私とお話をする付き合いというのはほとんどございません。それというのは、やはり担当の副課長ないし、担当職員が農家の方々とそれぞれ信頼関係ができて、やはり信頼される職員になっているのかなというのは私は

ひしひし感じてございますので、また、そういったちょっと漏れているようなところがございましたら、またご指導いただければと思います。また、今後も生産組合、また農家のほうにはこっちからも出向いてそういった声を聞くというふうな体制を取らせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の再質問からです。どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) それでは、質問させていただきます。再質問させていただきます。

直売所の中には生産者組合、当然役員会等もございますが、フォローアップ等の希望等がある。毎年出てきますが、この直売所からのフォローアップの依頼というか、補助をしていただきたいという関係、フォローアップしてほしいというようなことも出てくるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

フォローアップ事業そのものが基本的には生産者が対象というふうにお考えいただければなというふうに思います。共同利用するものにつきましては、生産組合が事業主体として実施をするというふうなこともございますけれども、基本的に管理機であったり、パイプハウスであったり、そういったものは個人に支給するものでございますので、取りまとめは生産組合、農産物直売所のほうでもお受けをして、お預かりをして、町のほうに経由をして提出していただくというふうな形でございますけれども、基本的には個人からの申請というふうな形になってございます。ですから、今回のコロナの関係で地域経済対策の事業としまして、先ほどお話をしました冷蔵庫、そういったものは生産組合員が共同で使うものでございますので、生産組合が申請をしてい

るといふふうな形態でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

この前もある直売所で買物したら、幾ら幾ら以上購入すると、幾らかの景品が頂けると。これは私も説明しましたですけども、コロナ対策の関係で直売所にも地域交付金の関係であったのだというふうに思いますよと、そこでそういうサービスができたのではないのでしょうかというふうにお話ししましたが、やはり一般消費者にもそういうことが利益が伝わると思いますか、そういうふうな恩典にあずかれるというのは大変いいシステムだなというふうに思って、そういうことなのですよと説明しましたが、そういうことであるかなというふうに思っています。ありがたい話だなと思います。

それで、ちょっと方向を変えるのですが、嵐山町は南北に広いです。それで、今の直売所というのはJAの経営で、いわゆる中心部にあるわけですが、多くの北部の生産する方が北部から搬入しているという姿を多く見られます。JAと相談しないと当然JAとしての直売所というのは難しいかもしれませんが、町自身でこの状況というのは昔から続いているわけですから、北部にも必要だなと、そういうふうな思いをなされたことはございませんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

今農産物直売所につきましては、議員ご指摘のとおり事業主体が埼玉中央農協ということでございます。平成10年に今の現在のところに移転、それまでは菅谷の市街地の中にあつたということでございます。やはり売場面積であつたり、農業者のニーズというところから今現在の平澤の254バイパス沿線に、やはり交通量の多いところに建築をして、いかにお客様に見ていただくか、寄りやすいかということが計画段階で協議されたものと認識してございます。過去には個人での直売による方法ということで、農業者自ら店頭による直売方式をやられた方も数名いらっしゃいました。やはり時代とともに、そういった形で今の売れるところの直売所への出荷になってきたのかなというふうに考えてございます。また、動線等が変わつた中で、時代の中でという

ことはあるかもしれませんが、今現在としてはあそこの直売所をいかに盛り立てていくのかということが肝要なのかなというふうには考えてございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、やはり生産者が北部にかなり多くいらっしゃいます。そういった方々が野菜は作れるのだけれども、今免許返納であったりいろいろありますけれども、高齢とともにやはりあそこの直売所に出荷をすることが非常に大変なのだよねというお声は聞きます。それは町または議会からもご指摘を受けた中で、行政のほうから農協のほうに申入れをさせていただきまして、今現在試行的にどこかの直売所から始めていこうということで、出荷の体制づくり、そういったものも農協のほうで検討していただいているようでございますので、生産者には負担をかけないように、なるべく多くのもを出荷していただくような体制づくり、それは検討してまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

当然考えられることなので、この古里の街道、非常に交通量も多いですから、やはりエリア的なものは農協とするとあるのではないかなと思います。ここにあって、小川町にもバイパスにありますから、そう距離的には遠くないわけですが、やはりどこでも出せない、あそこには出せないという決まりはないでしょうけれども、やっぱり嵐山町の方が意欲的に出荷をして売れるのが一番ベストなわけですから、その方向性もいいのではないかなというふうに思います。この一環として嵐なびにもそういう今後農産物を置くような、特産品は置いてありますが、そのような考え方もございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 嵐なびのほうは、これから次の質問にもございますように、観光協会のほうがDMO化ということで、いろいろ役員さん等代わって、新たな観光協会というのがスタートしてこれから行きます。当然嵐なびの中、この辺の今現在売っているお土産品だとか、そういったものも含めてどうやって活性化をしていくか、売上げのほうを伸ばしていくか、そういったものは今後の新しい役員さんと協議しながら進める。そういう中で農産物を置くというのは一つの案として事務局といえます

か、担当課としては新たな観光協会さんのほうに提案をしていって、観光協会さんのほうでいろいろ検討していただいて、置く置かないを決めていただくようになるのかなというふうには思いますけれども、そういった形で不可能ではないのかなというふうには思っておりますので、最近でも卵だとかプリンだとかも置くようになりましたし、農産物のほうも置ければ、それはそれでいろいろ来ていただける方の層といたしますか、そういった方も増えるのかなというふうには思っておりますので、検討は全然していけばいいのかなというふうには思っております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

意識的に課を飛ばしたわけではございませんので、ちょっと自分の質問の順番の中でそうってしまっただけなので、勘弁していただきたいと思いますが。とにかく嵐なびの使用勝手についても前から質問をしていますが、今一方づいたことではなくて、この後も質問するかどうか分かりませんが、DMOの考え方というのは町の全ての事業に関係してくるようなことですので、やはりそういう面も考えていただいて、販売するものが固定的にならないように、必要なものは、売れるニーズがあるものについてはやっていただく必要があるかなというふうに思いますので、積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、2番に移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） いわゆる営農法人の関係のことで、やはり嵐山町の中には認定農業者等もいらっしゃって頑張っていると思います。ただ、これはもうほぼ個人に近い方でございますので、俺辞めたというふうなことになる、そこでぷつぷつになってしまうのです。でも、これが実際もう起こりかけているので、やっぱり声を大にして言わないと、いざというときにあそこ耕作放棄地になってしまった。あっちもそうだよというふうなことが、担い手がいなければ当然そういうふうになってくるわけです。何も私営農法人を勧めているわけではなくて、やはり町の中でそういう担い手というか、維持を管理するには企業的な体制しかもう方法はないと思うのです。その企業を起業するためにはいろいろな問題があるかと思えます。1つの企業ですから、らんざん営農さんが20何名も雇っているということになりますけれども、これにはどういう体制で頼んでいるのだから、雇っているのか分かりませんが、若い人であ

れば当然保険体制も必要ですし、労災の掛ける必要もありますし、将来にわたって退職なされたときの一時金等も当然考えなくてはならないというのが、これが企業です。これができないようであれば、企業を立ち上げる資格がないです。ですから、それを町がある程度絡んでやっていくというふうなことになるれば、安心して勤められるところというのは当然出てくるのかなというふうに思うのです。ですから、この点からちょっとお聞きをしたいのですけれども、営農法人を立ち上げる場合には、今らんざん営農さんがあるわけですしけれども、地権者の出資というのも当然可能としているのでしょうか。その中で自分のものもあるのだと、そういう意識が出る状況にあるのでしょうか、ちょっとお聞きをしますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

農業生産法人を立ち上げる部分につきましては、組合方式でやる方式と、あとはその組織の中でらんざん営農みたいな形で農事組合法人といたしまして、出資者、役員、そういう方々を募って組織をするという2形態があるかと思えます。やはり過去には集落営農という組織の中を法人化したわけでございますので、今現在のらんざん営農はたしか7集団程度を1つにまとめたというふうに記憶をしております。そういった中で、やはりその当時は合併をする際に当然組合員として、理事としてやるという方につきましては出資金を募って、それを原資として運営をしていくというふうな形態を取ってございますので、いずれかの出資金というのは出てくるのかなというふうには考えてございます。ただ、いろいろ法人形態もございますので、それはどういうふうな有限会社を選ぶのか、農事組合法人を選ぶのか、そこはその組織に見合った形態がよるしいのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) ありがとうございます。

そこに営農法人でも、企業化した法人であっても町がそこに投資をしていったりなんかして、していただければ企業として非常に安定してくるのかなというふうに思うのですけれども、この投資を、町のほうから投資をするということは可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 答えをさせていただきます。

株式会社であったり、有限会社であったり、農業組合法人を設立をする中に投資云々というのはちょっと今それが可能なかどうかというのは私のほうも勉強不足で申し訳ございませんけれども、即答ちょっとできない状況でございます。ただ、東松山市等々につきましては、東松山市農業公社というものを立ち上げて、それに代わるような組織を運営をしているというふうなこともお聞きをしておりますので、町が直接どこまでその農業の中に経営に関わっていくのかというところは検討の余地はあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） その担い手になる職員さんになる方がある程度安心した企業でないと思っていけないと思うのです。先ほどらんざん営農さん等に勤めている方は60歳前後の、もう定年を控えているのか、定年になった方だとか、それで自分の耕作するところも兼ねてそういうところに勤めているというふうなことではないかなというふうに思うのですが、やはり若い人をこれから社員として、先ほど私が言ったようなものを整えてやっていくような体制ができないと、これは途中で辞めたというふうなことでも困るわけですから、やはりそういう体制を町として考えていかないと、それは企業を営利としていろいろなものを生み出していくということではないのです。町の農地を生かして保全をしていくにはまず担い手が必要なわけですから、その担い手をそういう若い方にある程度やっていくには、そういう法人化された方で将来俺ももうここへ就職するのだと、そういうふうなところで捉えていただくには、やっぱりそういう安定性がないと無理だと思うのです。一時金で頂くわけではないのです。将来あそこに担い手として就職するわけですから、そこまでのものを考えていかないと、やはりこれからは難しいかなというふうに思うのですけれども、そういう考えが今のところはないのでしょうかけれども、将来的には考えていただく方法しかないかなと思うのですけれども、課長さんのご意見でも構いません、または町長の考えでも構いませんが、ちょっとお聞かせしていただきたいなと思っております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

町の考え方といいますか、国のほうの施策の一端をちょっとお話をさせていただければなと存じます。先ほど答弁の中でお答えをさせていただきましたけれども、農林水産業の補助事業の中で、まさに今お話の部分で農の雇用の事業というものがございます。こちらは新たにそういう法人、受入れをする法人が社員として雇用して育成をしていきます。そういった中で、その方が独立をしていく、または新たに何人かで会社をつくって運営をしていく、そういった形に対して助成をしていくと、その会社に、というふうな制度を今持っております。過去にはらんざん営農さんのほうにもやはりそういった形で就農された方がいらっしゃいましたけれども、ちょっと町外のところに出ていってしまったというケースがございます。今町のほうでお話をしているのは、今まさにらんざん営農としても高齢化も進んでございます、受託面積も増えておる状況でございますので、こういう方をやはり一人でも多く雇用をして、ある一定のエリアを、機械そのものも貸出しをしながら自立をしていただいて、最終的にはその機具をご自身で買戻しか何かできて、独立ができればなというふうには、これはらんざん営農としてもそういうふうな考えを町として一緒に持っておりますので、そういうふうな形態はおのずから、今現在はらんざん営農さんが町の中核の農業の基幹的法人でございますので、そういう考え方をお持ちでいらっしゃいますので、そういった方をまずは見つけて、そういう制度を活用しながらそういう組織を育てていくということが一番早いのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それで、その方向というのが一番地に合った横移動するような感じであればいいのではないかなというふうに思うのですが、やはり将来的にここにらんざん営農さんが嵐山町の3分の1の耕地を担っていると。大変すばらしいなど、ご苦労があるのだろうなというふうに思うのですが、やはり企業としてやっていくには若い人から入っていただいて、ノウハウも培って将来的に嵐山のこの農業を担っていくようなそういう体制に持っていけないと、一遍に転んだら、町が関わっているということはそういうことできないわけですから、ぜひそういう必要性も町長あるかなというふうに思うのですが、どうお考えになりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今長島議員のほうから会社組織というか、そういった団体にするというようなご提案がありましたけれども、その考え方は私も否定するわけではありません。それは先ほども申し上げたように横のつながりがないと、一人一人の生産者みんな孤立してしまうのです。一人で悩んでいたら、これちょっとしたことで本当に大変だと思うのです。だから、横のつながりをつくっていくという面においては会社組織にする、あるいはほかの形で横のつながりの強化を進めていく、これはととっても大切な部分だと思います。ただ、会社組織にしたから安定な経営ができるということは全く違うと思うのです。例えば私なんか個人経営でやっていて、個人ですずっとやっていて、ある程度の年収が例えば1,000万円超えてくると。そろそろ会社法人にしたほうがいだろうと、そうすると税制的にもいろいろな面でプラスがあるからというようなことで、やっていく。要するに実態がきちんと伴っていればどういう形でもできると思いますけれども、会社をつくったからそれだけの実態が生まれるか、あるいはそれだけの売上げが出てくるかどうか、それは全く別問題だと思うのです。ですから、その辺のところは慎重に考えていかなければいけないかなと。

それから、あともう一点は最初の課長の答弁の中でお話をさせていただきましたけれども、営農さん以外にもほかの地域でもこういった法人化をしようという一時動きがあったわけですが、途中でそういうところは解散をしているというような事実もあります。では解散をしてしまった理由は何なのか、そういったことももう一度ちょっと精査させていただく中で判断をさせていただきたいと思います。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

なかなか農地を維持をしていくというのは、個人の段階では、レベルでは難しくなってきたということを捉えていただきたいのです。だから、これを解決するためにはどういうふうにしたらいいのかなと。さっきも言いましたけれども、らんざん営農さんが半分、3分の1、田畑ではもう半分は営農さんが作っているということです。ですから、そういう状況を見れば、やはり個人個人で対応できないのです。だから、その対応できないフォローのところを将来的に安定的にやっていくにはやっぱり公的な

ところが入ってこないと私は難しいというふうに思っています。やっぱりそれだけ信頼性がなければ、若い人が就職できないです。そういうところ第一に考えてやっていただきたいというのが今回の私の質問ですから、営業すればそれは当然、起業化すれば利益がなければ給料も払えないし、様々なものが補てんができないわけですけども、やはり最終的にはその嵐山の農地を守るというところの観点で町がやっていくかどうかということになると思うので、町長、そのところを重点的に考えていただきたいなというふうには思います。

次は3番目に移りたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) これはちょっとその後、DMOにもちょっと絡んでくるのかなというふうに思うのですが、観光農業の取組ということで、やはり部分的には必要なというふうに思うのですが、今観光農業の、農政課長さんにお聞きするのですが、実態的にはどのくらいの方が観光農業というのに携わっているという実態がございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

観光農業といたしまして代表な例、今鎌形のイチゴ農園であったり、一般の消費者を対象にして摘み取りであったりだとか、体験型の農業ということでやられている箇所につきましては、あとは古里にありますブルーベリー園ですね。あとは、時期は限られますけれども、勝田の梅の生産、そちらの団体のほうが梅の収穫体験なんかもございますので、大きいところとしましては3か所がやられているのかなというふうに考えてございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 例えば鎌形のイチゴ屋さんなんかは大体内容的には分かるのですが、町で支援をする場合に個人がやっているところですから、なかなか支援というのは難しいかなというふうに思うのですが、例えば農地の集約化をしてそのところでこういうものができますよとか、そういうふうなアドバイスだとか、フォロー的なものというのは現在でもやっているわけですね。やっていると思っているのですが、ご答弁いただきたい。そういうところはどのくらい例があるとか、

お聞きをしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

町でのまず物的な支援といたしましては、先ほど農業者フォローアップというふうなお話をさせていただきましたけれども、こちらでの助成をする対象といたしまして、農産物生産組合の組合員であったり、認定農業者等々に支援をさせていただいてございます。この観光農園の方も認定農業者として登録いただいておりますので、そういう資金的な支援、また農地の集積等々につきましては規模、拡大等に合わせまして地元の農業委員と町、そういった形でご相談に乗らせていただきまして、集積にご協力をしていると。また、一つは大蔵地内にもやはり農業有限株式会社が農業のほうに進出をするということで町のほうにもご相談がございました。そういった中で、進出企業の希望と、やはり地元の農業委員、推進委員、また町といたしましてご相談に乗らせていただきまして、地主であったり、耕作者等とお集まりいただいで説明会の支援であったり、そういったことはさせていただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

やはり公的なお金ですから、何でもかんでも補助を出すというわけにはいかないというふうに思うのですが、している場合には当然その方から収支の報告書とか、使用の結果だとかというのは当然いただいているわけですね。その点ちょっと確認をしたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

まず、認定農業者であるか否かにつきましては、先ほど小林議員のほうの答弁の中でさせていただきましたけれども、5年後の経営の状況であったり、どういった形で、どういったものを、どの程度の耕作面積の拡大を図りながら事業計画をしていくのかということ町が認定をさせていただきます。そういった中で、やはりパイプハウスであったり、管理機であったり、こういったものが今後必要ですよというものの中で、

当然お見積りも2者以上出していただきまして、こういったもののこういう機械が幾らするのだと。要綱上の中で管理機であつたら幾らまでという支給上限というのが、2分の1で幾らまでというものがございまして、その予算の範囲以内の中で交付をさせていただいているというふうな状況でございます。また、当然一定の方が毎年毎年というのではなくて、極端な話として昨年度出て、ほかの方がニーズがあるのであればそちらを優先させていただいて、次年度、それ以降にご協力をさせていただくというふうな方向も調整は取らせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 1番については終わりにして、2番に行きたいと思いますが、よろしく。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) 観光地域づくり法人、DMOについてということで質問させていただきます。

DMOが今月発足するとのことであります。国でも助成支援等推進もするが、全ての地域が一律的に大成功というわけではなく、当町の独自戦略、経営方針が大変重要だというふうに考えます。下記についてお伺いをいたします。

大きく4つ分けてありますが、嵐山町の組織形態について、2番目として運営方針について、3番目として助成金の活用について、4番目として事業収入の見込みについてお伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

観光地域づくり法人については、地域においてその役割、機能を担おうとする法人が観光地域づくり法人形成・確立計画を作成し、町と連名で官公庁へ提出し、審査後登録をされます。登録要件といたしまして、法人の意思決定に関与できる立場で行政、農林漁業、交通、文化等の幅広い分野の関係団体の代表者の参画、その法人が主導での行政や関係団体をメンバーとする委員会等の設置が求められており、昨年より庁内関係各課で構成するプロジェクトで組織の在り方、活用できる資源、事業領域など、

1年をかけて検討を重ねてまいりました。組織体制の基本として法人格を取得しており、素早い意思決定と実行力が肝要で、コンパクトな意思決定機関であり、データ収集、分析等の専門人材、CMOというふうには呼ばさせていただいてございます、等が存在する組織を求めており、現在の観光協会の組織を改編することで調整を行っております。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。

運営方針として、一般社団法人として利益を目的とはしないが、地域経済や社会の変化等のデータに基づきCMO、先ほどの専門的人材でございます、チーフ・マーケティング・オフィサーでございます、が分析し、関係者の合意の下、戦略や仕組みづくり、プロモーションを行い、自立的、継続的に活動するための安定的な運営資金の確保が重要であり、経営面の視点からも独立性の高い組織運営と組織の持続可能性を確保し、自由度の高い自主財源を創出するために物販や着地型商品等の収益事業にも取り組んでまいります。

また、事業コンセプトを「～風が薫る 花が香る 歴史が薫る この町で四季を感じる、自然を体感する～ “k a z e k a o r u r a n z a n 風薫る嵐山”」として嵐山溪谷バーベキュー場のICT化によるキャッシュレス決済、ラベンダー園や嵐山溪谷等の周辺施設への回遊などによるハブ化や学校橋河原周辺の整備による利便性の向上、キャンプやレンタサイクル、ラベンダー等の摘み取り体験等の自然を体感するアクティビティー関連の事業の充実、ラベンダーを原料としたエッセンシャルオイルやルームスプレー等の香り関連の事業、小麦農林61号を利用したお土産菓子の開発やピザづくり等、食に関する事業を中心に今後の運営主体となる観光地域づくり法人を中心に協議してまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えさせていただきます。

この事業を推進するに当たり、国の地方創生推進交付金を活用し、令和2年12月より3か年度が事業年度であり、国庫補助率は事業費の2分の1であります。観光地域づくり法人の独立性の高い組織運営と組織の持続可能性を確保し、自由度の高い自主財源を創出するために物販や着地型商品の収益事業を行う地域商社機能を整備し、この法人が管理、運営していく資源のブランド化、多角化を図るためのホームページの作成、体験及びお土産品等の開発、案内看板等のインフラ整備等の事業を見込んでおります。

続きまして、質問項目（４）につきましてお答えをさせていただきます。

事業収入見込みは、今後経営の中心となる理事等を中心に詳細は協議してまいりますが、地方創生推進交付金の対象としている事業は、嵐山溪谷バーベキュー場、学校橋河原、嵐なび等事務所、ラベンダー園であり、その事業からの運営やお土産品の販売等を見込んでおり、地方創生推進交付金を除いた金額といたしまして、令和２年度、130万4,000円、令和３年度、１億2,400万2,000円、令和４年度、１億3,299万1,000円であります。国から地方創生推進交付金の対象事業としてDMO設立、推進のための経費や、その事業施設等への環境整備等に対し交付される金額が今年度2,050万3,000円、令和３年度、４年度それぞれ約5,000万円程度を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員） それでは、順次質問させていただきますが、組織形態は嵐山町、現在の観光協会の組織を改編するのだということでございます。それ以外にも改編するだけではなくて、組織が大きく変わるかなというふうに思うのですけれども、嵐山町観光協会の名は残るということでございます。しかし、観光協会等は全て理事が替わると、このような考えが全て役員を替えるという、変更になった理由をまず最初にお聞きをいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

こちらの観光地域づくり法人、これを立ち上げる際に、先ほどプロジェクトで１年をかけて検討してまいりましたということで答弁させていただきました。このプロジェクトの検討を踏まえて町が決定をした中には、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、この観光地域づくり法人を設立するに当たりましては、速やかな意思決定ができる組織で、基本的には収益を行っていくのだというふうなところが念頭でございます。基本的にこのDMOの設立に関しましては、なぜかというふうなお話があったかと思えます。先ほどもちょっとご答弁をさせていただきましたけれども、地方創生の中で、観光づくり法人とは地域の稼ぐ力を引き出し、地域への誇りと愛着を熟成するために多様な関係者と協働しながらということ、まずは自主運営をしていくのだというふうなところがございます。そういった中で、資源は、先ほど答弁をさせて

いただいた資源を活用しながら、民間の力を借りて、経営感覚によります法人の運営ということが念頭に挙げられてございました。そういった中で、新たな法人の設立を検討してまいったわけでございますけれども、その中で、今現在の観光協会をどういうふうにしていくのか、そういったものも一つの課題として挙げられました。町といたしましては、一般社団法人から個人、任意団体への切替えでそういった後方支援をしていただく、町がPRをする部分の中での応援部隊として組織編成をしていただくのも一つの方法ではないかというふうなことも含めて検討してまいりました。そういった中で、観光協会の役員さん等々のご協議を重ねていく中で、町とのお話合いの中でこの嵐山町の中で観光行政として中核にある、ネームバリューのあるものとしたら、やはり嵐山町観光協会、この名称のほかにはないだろうということでお話をいただきました。そういった中で、それではそれを活用していただくにはどういうふうな形をしていくのが一番ベストなのかというふうな協議の中で、この今現在ある一般社団法人嵐山町観光協会、この法人を組織改編をして、今の理事さんの方々は、冒頭お話をさせていただきましたけれども、任意団体的な組織として賛助会員としてご協力をいただいた中で、核となるべく今4者を予定をさせていただいてございますけれども、そういうこれから社員として登録をされた4者がこの実質的な経営を、事業運営を行っていくのが一番ベストであろうということで今調整を取らせていただいているという状況でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そこで新しい理事等がしっかり入れ替わり、替わると当然組織というのは経営方針が変わってくるかなというふうに思います。新しい事業等も当然始まるのではないかなというふうに思いますが、ここで見ると大きく変わるわけではなく、今までの事業を継続して行って、それを間違いないものにしていくのだと。観光の部分は大きく変動していますから、当然そういうふうに今を維持していくということが第一なのかなというふうに思うのですけれども、やはり今までの観光協会とは違った部分も当然方針にありますよね。その方針というのは大きく、今までのものをほとんど継続するのですが、大きく違うところを課長から見ると、どこが違ってくるかというふうに思いますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

まず、バーベキュー場であったり、学校橋の河原であったり、施設へのまず予約関係、そういったものは今現在もうキャッシュレスであったり、ホームページ上からの、ウェブからの予約であったり、そういうふうなもう流れになってきてございますので、そういったものはやはり速やかに取り入れて少量化を図っていくのが一番ベストなのかな。やはり来る方への利便性を整備をするということが一つかと思えます。

2番目といたしましては、学校橋河原であったり、バーベキュー場であったり、今現在としては河川を駐車場というふうな形で利用料を頂いてございます。また、学校橋河原につきましては協力金というふうな名目の中でお金を頂いてございますけれども、そういった部分につきましては今後関係機関等と調整をさせていただきながら、事業目的で利活用できるような専用に切り替えさせていただきまして、営業目的でも利用等はできるというふうな方向に切り替えていく必要もあるのかなというふうに考えてございます。

また、当然これからこのDMOにつきましては、関係団体、宿泊事業者であったり、交通事業者であったり、そういった方も取り入れての組織編成というのもございます。これはDMO委員会というものを立ち上げるわけでございますけれども、そういった中でもやはり今度はそういう事業者との連携によりまして旅行プランであったり、ラベンダーまつりの中でも特別列車というものを東武さんとのご協力の中でありましたけれども、そういうふうな旅行の発信、そういったものも今後広げていくのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

当然理事さんがしっかり替わるわけですから、大方の内容は聞いておりますけれども、宿泊業者があったり、旅行業者があったり、そういう新しいメンバーさんが加わったところの事業が大きく変わってくるのだというふうには思います。そうなってくると、今までの観光協会は地元在即した地元のものを使っていくというような感じでございます。その前にごめんなさい、1から4まで総合的に再質問させていただきますので、前後しますが、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） いろいろな業種の方が入ってくるわけなので、幅広くできるというのは非常に好ましいかなというふうに思うのですが、町でも今までこの地域というか、嵐山町の中にいろいろなものを設備をしまっていました。今でも大水が出て、浄化槽が破壊されてしまった。これについては1,000万円近いお金もかけてやる。またはトイレの改修もする、維持管理もする。非常にお金をかけているわけですが、町の所有の一つを利用するというのであれば、単純に考えて町はそこから賃借料等を頂けるのかなというふうに思うのですが、そういうことはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

町の施設といたしまして、嵐なびであったり、いろいろな行政財産であったり、普通財産であったりしておると思います。そういったものはやはり町の施設であれば、行政財産であれば指定管理者等々の制度を活用しながら指定を受けていくのかなというふうには考えてございます。当然普通財産であれば、普通財産として賃借料が発生してまいると思いますので、それはそれとしてその対価はこちらのほうの組織か法人から町への借地料としてお支払われるというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今までの観光協会は規模的には小さかったですから、そういう大きな問題にはならなかったのですが、やっぱり個人事業に直結するようなところについては非常に厳しく見ていましたし、また見られていました。ですから、今度の場合は旅行者、いろいろな方が入ってきて、当然自分のところの利益になるわけですから、やはりこの点については、町のものについては当然何らかの形で入れていただかないと、町は活性化するかもしれませんけれども、町は出す一方になってしまうと。それは、ちょっと勘弁していただきたいです。やはりそれなりのものは、その法人から入れていただくことは前提に考えていただかないとうまくないかなというふうに思いますので、私もほかのところでも申し上げたいと思いますけれども、しっかりした体制をここでつくっていただきたいというふうに思います。

そういう中から、代表の社員さんは別として、理事さんが何人か、いらっしゃるということでございますけれども、この理事さんの中で何人かいるというのは名前も挙

がっておりますが、代表の方はどなたがやるというのはある程度内定とか内諾をいただいているかというところは、あるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

まだ、法人化になっていませんので、その辺のところは全く白紙の状態でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 代表理事さんが、もう本当の数名ですから、その中で考えるとおのずからそういうふうになるのかなというふうな感じは持っていますけれども、まだ決まっていないということですから、それはそれでいいかなというふうに思うのですけれども、やはり最終責任者ですから、非常に規模が大きくなれば大きくなったほど大変かなというふうに思うので、その人の頑張りというのが大きく観光協会の、新しい観光協会の重責を担うということになると思いますので、しっかりした考えの下にやっていただきたいなというふうには思っています。

それで、嵐山町の中には今言ったように大きく観光で収益を上げているところというのはほとんどないのですよね。観光というか、ヌエックさん等は宿泊事業をやっていますから、これは観光とは言わないでしょうから、一つの国の施設を利用するための宿泊ですから、観光とはまだ言えないかなというふうに思います。そうなれば、当然この中で今組織的には分かったのですけれども、雇用をされる方が大きく何人か出てきますよね。ここの今お話の中にありましたけれども、いわゆる事務系統の方、そこの今雇用をしている方って、そういう形態についてはあまり触られないのだというふうなことでございますから、そういう方の資金等、給与等、または将来的に発生するものというもの、担っていかなくてはならないかなというふうに思うのですけれども、やっぱり企業とか営業ですから、いいときもあれば悪いときもあります。特に国の大規模災害があった3.11のときだとか、または今のこのコロナ禍において営業も自粛もしなくてはならない。そういうときになったときにそこの責任というのはやっぱり社団法人ですから、その社団法人が責任を負うというのが当然かなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

当然この一般社団法人として法人格を持った組織でございますので、経営責任はその法人が持たれるのかなというふうには考えてございます。当然この社員として、今候補といたしまして経営の核となる理事としては4者程度を考えてございますけれども、その中にはやはり町も加わっての法人の運営というふうな形は取らせていただいておりますので、当然これから運営をしていく中での収支であったり、事業計画であったり、それはその理事となるべく方々が経営感覚を持って民間から登用といいますか、事業参入していただいておりますので、それらも含めて経営判断を行っていくというふうなことで考えてございます。当然そういった中で学校橋河原であったり、バーベキュー場の河川のほうの商業利用、そういったものも念頭に入れながらいかに収益を上げていくかというふうな方策も考えられるというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今課長さんから町も関わるのだということを言ってくれたから、この後質問がしやすいのですけれども、やはり町も国から補助金等も頂き、それをこの社団法人に相当お金を入れていくわけですね。そして、この町の観光を盛り上げていくのだと、活性化させていくのだというところでございますから、この点については何も問題はないのですけれども、ただ一定の期間が終わったら、全てそちらにお任せをして、いいように出るか、マイナスに行ってしまうか、それは分かりませんが、願うはプラスプラスに行けばいいかなと思うのですけれども、町がこのようにずっとそこのところで何かを補てんをしなくてはならないかというのは、私はちょっと今考えても企業が大きくなるほど心配もします。今までであっても何か災害があったときにいろいろな職員さんの給与も上げなくてはならない。そういう場合があります。ですけれども、売上げが全然ない。こういう状況においてやはり役員はそこに対して補てんをしていくしか方法はないのだよと説明をしたときに、もう皆さんバックギアですよ。そういうことにならないように、やはり町のことで幾らあっても町の社団法人、嵐山町観光協会であったとしても、一定のところのあれはもたないと

うまくないかなというふうに思います。これはなかなか答弁は難しいでしょうから、希望だけお伝えをしておきますが、ぜひそういう観点からも考えていただきたいなと私は思います。これは町民のことを思って言っているわけなので、ぜひよろしく願いしたいというふうに思います。

そして、3年間というふうな補助金のあれが決められているわけですが、これは新しくできる組織の理事さん、もちろん社員さんの中にもご同意はされて、十分説明はなされているわけですね、お聞きをしますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

この組織を立ち上げる中で、国で、官公庁で定めております実施体制の中で交通事業者であったり、宿泊施設であったり、観光協会の今現在の方であったり、商工会であったり、そういった方々を委員として組織をする準備委員会というものを立ち上げさせていただいてございます。そういった中で、このプロジェクトの方針であったり、今回の町の事業展開、また地方創生推進交付金を3年間で頂く中での事業の概要、また着手型整備をする中での整備をする具体的な、今現在候補として挙げてある内容につきましてお話をさせていただいてございます。何度か準備委員会をさせていただいた中で、やはり細かい部分につきましては、理事候補者会議として核となって運営を行っていく4者の中でたたき台であったり、検討させていただいて準備委員会に諮るというふうな体制を今取らせていただいておりますので、こちらにつきましては適宜事業内容のほうも説明をさせていただきまして、ご了解をいただいているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 最後になるかなというふうに思うのですけれども、勤めている方に将来的には嵐山町観光協会はこういうふうになるのだよねと、3年間の補助金のあれは当然知っているよねと、知っていますということです。それが終わったらどうなるのだねと言ったら、最終的には全て町が面倒を見てくれるのだよと、こういう返事も私も聞き取りさせていただきました。そんなことはあり得ないよと。法人をつくるのでしょうか。だから、そこのところのあれをしっかりと押さえていただかないと、

やはり私は困るなと思うので、しっかり話していただきたいと思うのですけれども、もう一度そのところを確認をしてください。新しい紹介のときでも何でも結構ですから、お約束していただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

今現在、観光協会と組織編成をするに当たりまして、基本的には今雇用されている方々、またバーベキュー場、そういったところで従事をしている団体、そういったものにつきましては引き続き雇用契約を前提にお話を進めさせていただいてございます。そういった中で、今月社員総会を行いまして、新たな理事、理事長、理事長といえますか、会長のほうも決まってくると思います。そういった中で、これからの企業運営、新しく変わった一般社団法人嵐山町観光協会としての経営理念であったり、そういったものは当然職員であって、そういう団体にもお示しをされるというふうに認識してございますので、新たな観光協会の在り方というものはおのずから社員であったり、関係する方々には周知されるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 これは大変重要な点でございますので、私のほうからも一言つけ加えさせていただきますと思います。

長島議員のほうからこういうふうな話がありましたよというのがありましたけれども、私はそれ聞いて本当にそういう方はいるのかなというふうにちょっとびっくりしました。最初は課長からも答弁していただきましたけれども、例えば経営面の視点から独立性の高い組織運営と組織の持続可能性を確保し、自由度の高い自主財源を創出するために物販や着地型商品等の収益事業にも取り組んでまいりますと。これは当然自立して、そして継続的に運営をしていくというような組織でありますので、何かあったら何でも構わない、町のほうで面倒見るのだよと、そんな意識でスタートするものではありませんので、その点だけはぜひご理解いただきたいと思います。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ほかに今懸案となっているこのラベンダーの関係、または

中間管理から委託されている部分が全て使い切れないわけですから、そのらんざん営農さんが入っていただいたり、各関わる方は大変なお仕事だなどというふうには私も思います。ですけれども、けじめ的なところだけは守っていただかないと、やはりラベンダーのときもいろんなことが起きました。それにおいてもまた国のほうでつくってくれるというふうなことが出ましたからよかったです。いつまでも続くというふうには思っていないので、やはり本当に一過のお金であればとんでもないお金なので、やっぱり無駄のないように私はそこへ中間管理が来てくれたときに、地域の耕作放棄地が少しでも減るといので大喜びだったですけれども、町のいろんなものが入ってくるとなると、やっぱりこれでいいのかな、これで先大丈夫なのかなって思って、積極的に協力はしましたですけれども、今ではちょっと逆に自分自身が引っ込んでいるような、そんな状況であります。積極的に前に出られないという自分の中にも気持ちがあります。ぜひ町のほうはしっかりこれを、それだけ大切なものだとすることで私もこれからもしっかり協力はしていきますけれども、やはり町の体制というものもしっかり捉えていかないと、大きくマイナスの部分が出たら、プラスプラスでいけば何の問題もないのですけれども、やはり細かいことがいろいろございます。今までも観光協会がしっかりしないからごみがうちの周りにいっぱいあるのだとか、そういうふうなことを言われて、これは俺が悪いのだなというふうに思って対応したこともあります。その地域の方においてはやっぱりそういう見方もしますので、しっかりいろんな面に対応していただいて、組織がでかくなればでかくなるほどしっかりしていただきたいなというふうに思って、お願いをして私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時49分)

令和2年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

12月7日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第57号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 議案第58号 嵐山町地域活力創出拠点施設設置及び管理条例の一部を改正することについて
- 日程第 3 議案第59号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）議定について
- 日程第 4 議案第60号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 5 議案第61号 令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 6 議案第62号 令和2年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 7 議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）
- 日程第 8 議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第 9 議員派遣の件
- 日程第10 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第11 発議第16号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第17号 不同意の性行為を処罰する刑法改正を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第18号 男女共同参画社会実現に向けた民法第750条の改正を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第19号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第20号 少人数学級の早期実現を求める意見書の提出について

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
柳下	和之	技監
青木	務	参事兼総務課長
山岸	堅護	地域支援課長
村田	朗	税務課長
高橋	喜代美	町民課長
前田	宗利	子育て支援課長
近藤	久代	健康いきいき課長
萩原	政則	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
杉田	哲男	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
山下	隆志	上下水道課長

田	畑		修	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
金	子	美	都	教育委員会事務局次長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第4回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）、以上2件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第16号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について、発議第17号 不同意の性行為を処罰する刑法改正を求める意見書の提出について、発議第18号 男女共同参画社会実現に向けた民法第750条の改正を求める意見書の提出について、発議第19号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出について、発議第20号 少人数学級の早期実現を求める意見書の提出について、以上の5件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案5件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

最後に、村上教育委員会事務局長は、体調不良により本日の会議を欠席しております。村上教育委員会事務局長の代理として、金子教育委員会事務局長が出席しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第57号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 議案第57号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

地方税法の一部改正に伴い、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われ、特例基準割合の用語の見直しが行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。第6条中、改正前の「特例基準割合」という文言を「延滞金特例基準割合」と改正するものであります。これは用語の見直しのみでありまして、割合の変更はございません。

附則につきましては、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第58号 嵐山町地域活力創出拠点施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第58号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、嵐山町地域活力創出拠点施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町地域活力創出拠点施設に指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、議案第58号 嵐山町地域活力創出拠点施設設置及び管理条例の一部を改正することについての細部説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、嵐山町地域活力創出拠点施設に指定管理者制度を導入するための条文を追加、改正するものでございます。

改正条例新旧対照表を御覧ください。第9条は、指定管理者による管理について規定したものでございます。

第10条から第16条までは、指定管理者の指定の手續、選定基準、指定等の告示、管理の期間、協定の締結、業務報告書の提出等、指定の取消し等について規定したものの

でございます。

第17条は、指定管理者が施設を管理しなくなった場合、原状回復の義務について規定したものでございます。

第18条、第19条は、個人情報保護義務、秘密保持義務、情報公開について規定したものでございます。

第20条は、拠点施設管理に関し必要な事項を規則で定めると変更させていただくものでございます。

附則は、条例の施行期日について、令和3年4月1日とし、指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行前においても行うことができる旨規定したものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） まず、この嵐なびですか、通常、今の現状です、どういう状態で管理されているのかと。その中における問題点がどこにあったのかと。3点目は、導入の目的についてお聞きいたします。よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今嵐なびのまず現状ということでございますけれども、現在は嵐山町の観光協会さんで委託のほうで入っていただきまして、嵐なびの運営のほうをさせていただいていると。一部2階の相談業務につきましては、町のほうの管理という形にはなりますが、施設の管理自体も町がやるという形にはなっております。主に1階の観光協会の事務局また店舗、そういったところの運営をさせていただいているのが現状かなというふうに思います。

問題点ということでございましたが、そんなに問題点というと、今のところ始まったばかりといたしますか、数年たちましたけれども、1階の嵐なびの店舗、始まった当初から比べれば商品の数、そういったものも大分ここ1、2年で増えてきたかなというふうに思います。また、出店していただける業者数も数社増えて、出品の品数も今現在だと100ぐらいの品物を売っていただいております。徐々にではありますけれども、増えております。これをもっと活性化をして、発展できればいいのかなというところかなというふうに思います。

また、導入の目的でございますけれども、町の施政方針のほうにあります町の活性化、産業の推進力、稼ぐ力の創出、これにのっとりまして、農業、商業を中心とした地域の稼ぐ力を創出し、明確な経営理念に基づき時代の要請に柔軟に対応しつつ、観光資源を戦略的に活用できる効率的な体制をつくっていく、そういったことになろうかなというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） この指定管理者制度を導入するからには、いわゆる積極的な目的があつてのことだと思うのです。今お聞きしますと、現状でも大きな問題はないということですので、やはり積極的な意味がここないと、せつかくのこの制度を導入しても同じ今の現状そのまま追認することでは意味がありませんので、もう少し積極的な意味をお聞かせ願えればなと思うのですけれども、よろしく願います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今まで稼ぐというところでは、まだまだちょっと十分ではなかったのかなというふうに思います。今回いろいろ観光のほうにも力を入れて進めていく中で、当然嵐なび、駅前の活性化、当然そこもやっていかなければいけないかなと、より一層の活性化です。また、売上げのほうにつきましても今商品開発というのも昨年度あたりから始めてきておりますけれども、今後はやっぱり商品開発、そういったものも一つ一つ増やしていく、また売上げのほうも増やしていく。新たにいろいろ事業のほうの展開というのも今幾つか考えておりますけれども、そういった事業を展開していく上でも稼いでいくというところに向かって、今後は稼ぐというところでも期待をしているところでございます。そういった意味合いで積極的にいろいろ行動を移していただいて、町の活性化と稼げればいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは、ちょっとお伺いします。

今農商の観光資源を創出するだとか、いろいろお話は、商品アイテムは今100アイ

テムぐらいあるというお話がございましたけれども、今回指定管理にすることで公の施設をノウハウのある民間事業者に委託をするわけですから、今以上の発展がないと駄目だなと思うのです。そういう中で今めんこ61という嵐山町では商品があるわけですから、ああいうものなどを、例えば冷凍麺にして冷凍庫で売るだとか、何かそういうような開発もどんどんしていったほうがいいかなと思うのです。オープンしたときに冷蔵庫だか冷凍庫だか分かりませんが、あそこが全部クローズしているような状況でございました。現在どのようになっているのかがもしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

営業時間につきまして、土日、祝日、あと営業時間などは今まではこの時間だったけれども、今度はこういうふうにしたいとか、そういうのがございましたら教えていただきたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 まず、1点目の農林61号の開発関係になります。これにつきまして農林61の小麦を使った、例えばですけども、今度はバーベキュー場でピザ窯というのを購入して、農林61号の小麦粉を使った、そういった体験をしていただくとか、そういった一つの案が出ております。そのほか農林61号を使った麺、その辺につきまして、例えばお土産品何かできないかとか、そういったものはどんどん考えていきたいというふうに考えております。これは農政課のほうのご協力、協議といましようか、いろいろ協力し合いながら商品開発、それは進めていこうという形にはなっております。

また、冷蔵庫関係の利用状況でございます。当初オープンしたときは確かに使われていなかった状況でございますけれども、今はセイメイファームさんが嵐なびにも出店のほうをしていただけるということになりまして、プリンですとか卵、取りあえず今そういったものを販売をするに当たりまして利用させていただいていると。今後も冷蔵庫の活用というのを商品開発とかそういったものも含めて考えて検討をどんどんしていこうというのは担当課内では話をしているところでございます。

また営業時間、これにつきましては、今までですと月曜日、まず休みでございましたけれども、今後は年末年始を除いて一応嵐なびはオープンしていこうという予定で考えております。営業時間も夕方、それなりの5時頃までとか、そういった時間で4

時45分から5時ぐらいとか、夕方まではやっていこうというところで考えております。まだこれは実際に指定管理者のほうと決まった時点でその辺は相談をしていきたいなと思うのですが、町側としましては、なるべく開ける時間を多くしたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 3点ほど質問させていただきますが、当初嵐なびができて、下のところで保健所の、生もの等を販売する関係で保健所の許可が取らなくてはならないわけですが、取れていなかったということでございますけれども、現在はどうか。その後、それを踏襲できるのかどうか。

続いて、この施設の管理だけではなくて、施設の管理って維持管理だけではなくて、今も質問があったように、かなり拡大的にいい方向に嵐なびの運営を持っていくというふうなことが大きな目的だというふうに思うのですが、そこら辺のこれから指定管理者を受ける方は十分広報しているのか、公募に当たって説明をしているのかどうか、まだ公募してはいないかなというふうに思いますけれども、それを理解していただかないと、ただ管理になっているだけだと今までと同じになってしまうと思うので、いかがなものかお聞きをいたします。

それと、今品物の販売については、役場のほうの関係で、パートの方をお願いをして販売しているというようなことが聞いていますが、その関係は勤めている方の扱い等はどのようなふうになるのか、お聞きをしたいと思います。3点だけ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 まず、最初の生もの関係の保健所の許可の関係でございますが、今回ちゃんと許可のほうも取りまして、出店のほう、販売のほうをさせていただいております。今後またそういった生もの系の販売というのが出てきた場合には、よく保健所のほうに確認をしながら、許可が必要なものにつきましては当然許可を取っからの販売、そういった形で考えております。

2点目の管理だけではなく嵐なび自体をいい方向に持っていけるように、そういった指定管理者のほうの説明がしてあるものか、そういった理解がしてあるのか、そう

いったご質問だったかなと思います。これから指定管理者というのは決まりますので、特段そういった説明というものは現在しておりません。選定に関しましても、まずこれでご承認いただきましたら、まず委員会みたいなものをつくりまして、委員会のほうでまず指定管理者の選定についても十分協議しながら、それで決まったら説明なり、また仕様書的なものも示さなければいけないのかなというふうに思っておりますので、そういったところで嵐なびの活用については説明的なものがその時点であるようになるかなというふうに思います。

また、3点目の今販売員、こちらのほうの関係の方は今後指定管理者のほうで続けて雇用していただいて販売をしていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 初めに公募の見通しですけれども、ある程度見ているのでしょうか。その支出額はこの指定管理で増えるのか減るのか伺いたいです。

それから、1、2階だということで、嵐山町は今どのぐらい支出しているのでしょうか。その支出額はこの指定管理で増えるのか減るのか伺いたいです。

それから、仕事の相談をするところも入るのですか。ちょっとあそこの運営が心配されるのですけれども、余り来ていないということなので、閉じられてしまうのかなって心配するのですけれども、その辺をちょっと伺いたいです。

それと、指定管理になった場合、町民からの意見というのは反映されるのか伺いたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、4点だったかなと思いますが、まず1点目の公募、この辺の見通しというご質問だったと思います。先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、今後これからご承認いただきましたら委員会を設置して、まず基本的には公募によるということで定めております。公募によらずにできるというふうにもなっておりますけれども、そこら辺含めて、まず委員会のほうでどういった形で指定管理者のほう決めていくかというのは決めていきたいというふうに現在は思っております。

また、2つ目の支出額の関係でございます。まず、昨年度の決算額的にいいますと、嵐なび関係の管理事業としましては823万7,045円でございます。これにつきましては備品購入、この辺が330万という金額がちょっとありましたので、これだけの額になっているのですが、例えば今後備品購入とか、そういったものがなければ、この330万円を除いた額がおおむね町が支出している管理業務委託料になるかなと思います。

この辺の今後指定管理になった場合に増えるのかどうか、そういったご質問だったかと思うのですが、内容的には、すみません、嵐なびの指定管理の中に、今その後に質問がありました相談業務関係、こちらの嘱託員の報酬や費用弁償、またその相談業務で使っている複合機の金額、そういったものも入っていますので、そういったものは町が当然今後またやりますので、そういった金額を除いたものが実際に嵐なびに使われている金額になるかなと思います。これにつきましては、基本的にはほとんど変わらないかなというふうには思っております。

また、相談窓口の運営につきましては、今回指定管理するのは相談窓口業務以外は、何というのでしょうか、相談窓口やっている部屋以外を指定管理にする予定であります。相談窓口というのはこのまま町のほうで続ける予定をさせていただいております。

また、指定管理関係、町民の意見を聞く場があるのかどうかというところでございますけれども、これは今後、DMOの観光協会、新たな観光協会の組織できますけれども、例えばその中でDMOの委員会みたいのを、また何人か委員さんを設けている意見を聞く場というをつくる予定をしておりますので、そういったところでも嵐なびに関しての運営についていろいろ意見をいただける場もあるのかなと。あとは普通に町民の声ですとか、そういったところでもいろいろ何かあれば入ってくるのかなというふうには思っております。一応委員会というものはつくって、運営に関しては意見を聞く場を設ける予定ではありますので、そういったところで意見を聞けるのではないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、2点ほど、すみません、質問させていただきます。

これを実施するにつきましては、公募でというようなことでございますけれども、委員会を決定して、その中で公募なのだということで委員会さんの意見を聞くという

ことですが、これから新しく委員会を組織をするのでしょうか、それとも何か今既にというようなところでしょうか。あるいはまた人数とか、どのくらいの委員会で持ち上げていくのでしょうか。

それと、現在商品化が随分、私もあまり行かないですが、たまに行ってみますと、数も増えているなというふうに思っています。そういった中で、現時点で100種類ぐらいあるというような先ほどのご答弁だったような気がしますけれども、これにあとはどのようなものを加えていきながら、それと同時にDMOの関係とご一緒にもうやっていくのだろうというふうにも、参入するのだろうというふうにも思いますけれども、その辺につきましてはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 委員会のほうにつきましては、これから委員会のほうを設置するに当たりまして、担当課として考えているのは嵐なびに関係する課、そういったところと、またちょっと内部での相談になるかなとは思いますが、こういった方を委員で入っていただいて決めるのがいいのか、そこは検討して委員会のほうは構成をしていければいいのかなというふうに思っておりますので、人数も今何人ぐらいで考えているというのはないですけれども、関係する課の課長職以外にこういった方が入っていただいたらいいのかなというのを検討しながら、ちょっと委員会のほうの構成はしていきたいと思っておりますので、そんな形で人数のほうにつきましては、その場で、その場といいますか、ちょっと検討させていただいて、こういった方に入ってもらえるかによって人数は変わってくると思っておりますけれども、7、8人以内かなとは思っております。

また、商品の関係でございまして、先ほど答弁のほうで今現在100種類ぐらいの商品のほう増えてきて、今置いてあるというところで、先ほども申しましたように今後新たにいろんな商品の開発、そういったものも進めていく予定でございまして、少しずつでも商品の数もいろんな分野で増やしていきたいというのは当然考えております。最終的にどのくらいになるかというのは分かりませんが、商品につきましては、どんどん一つ一つクリアしていったらまた新たな商品、そういった形で増やしていければいいなというふうには思っております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 私は、3年の4月1日から施行するのだということで、現実的に嵐なび狭くなりますから、応用、装束を何というのですか、大々的に改築、改装ができるというふうに思っていなかったものですから、もう少し委員会の委員さんもどういう方たちをきちっと入れて人数を何名ぐらいで、ある程度もう実施していくのだと、指定管理者制度にしていくというふうな方向性ではないけれども、ある程度腹案みたいな、案みたいなものが担当課としてはあるのかなと、そういうふうにも思っていました。それで質問したのですけれども、現状ではまだまだないのだということで、あらゆる方面から結果的には委員さんを選んで、それでやっていくと、そういうご答弁だったので、そういう理解でよろしいでしょうか。

それと、商品開発ですけれども、今現時点では何点も開発がされていまして、あそこでも嵐なびでも売っていますよね。そのほかに何か予定しているようなもの、そういった形の方たちも委員さんの中に入って、もちろん先頭を切って開発商品をしめようというふうに、小麦も先ほど、小麦のめんこ61ですか、あれも出ましたけれども、そういったものとか、いろんなものがありますよね。ですからまた、その辺のところをもう少し詳しく、もし説明ができるようであれば結構ですけれども、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 委員会につきましては先ほど答弁しましたように、関係する課の職員と観光施設に関する嵐なびは施設になりますので、そういった関係からどなたかの委員で選んだほうがいいのかということところはちょっと検討させていただいて、委員会のほうを考えておりますので、具体的に何人というのがちょっとまだ分からないのが現状なのです。申し訳ありませんが、そういった状況です。

商品、そういったものにつきましては、先ほどから商品開発の話もさせていただいておりますけれども、例えば農産物、先ほど出ました農林61号、そういったものを使った商品開発も当然考えていきますので、また農作物、そういったものも含めていろいろ商品化できるものがあるのであればいろいろ考えていきたいなというふうに思っております。そういった中で、あとは今でいうとラベンダーのいろいろ匂いのするいろんなものを今小物もいろいろ売っていますけれども、ラベンダー、そのほかにまた新たな商品ができるようであれば、そういったものも検討していければいいのかなと

いうふうに思っております。これもいろいろこういったものにつきましては、農政課のほうが大分農作物についてはやっていただいておりますので、よく協議をしながらどういった商品開発ができるか、またその商品開発につきましてもやっていただける事業所、業者さん、そういったところも受けてくれるかどうか、そういったものを含めて少しずつ商品のほうは開発をしていって増やしていきたいというところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 1階、2階を含めて、そして就労相談所のところは除いて考えていらっしゃるということでございました。それで、2階の部分はかなり憩いの場所になって駅を利用したり、大妻の子どもたちがあそこで学習したりというようなスペースになっているわけですけれども、1階の部分はある程度今日の説明で冷蔵庫が入ったり、保健所の許可が出るということはよく分かったのですけれども、2階の部分については、今指定管理者になっていくとなると、その辺も課長かなり稼ぐ力ということをおっしゃっていたのだけれども、用途の変更みたいな形で考えているところもあるのかどうか、この指定管理者制度の導入に当たって確認をしておきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 2階の部分につきましては、先ほど言いましたように就労相談、そういったところはそのまま町のほうがやるというところで、指定管理の部屋自体は入らないと。そのほかを指定管理としてお願いしようという予定をしております。2階ですと談話、団らんの場合、そこが今かなりの人が多く寄っていただいていたのですが、ちょっとコロナの関係で多少最近は少し減っているかなというふうには思いますが、トイレの管理、そこのフリースペースの管理、それは指定管理者のほうにお願いをする予定でございます。

用途変更的なものを考えているのかというご質問ありましたけれども、あそこはどこの業者さんに貸して何かやるとか、そういう目的では造っておりませんので、あくまでも駅の利用者の方があその場を自由に使えるような形のスペースという目的

で造っておりますので、基本的にはそういった形でやらしていただくようになるかなと。時には例えば1日だけちょっとしたイベントをやりたいというときに少し部分的に場所を使って何かやるとか、そういったものは可能かなというふうには思っておりますが、基本的には用途的には2階につきましては、極端な変更というものはこちらとしては考えていない状況でございます。

○森 一人議長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 嵐山町地域活力創出拠点施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第59号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算(第6号)

議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、令和2年度嵐山町一般会計補正予算(第6号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,644万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億1,349万5,000円とするものであります。

このほか、継続費の廃止が1件、地方債の追加が1件、変更が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第59号の細部につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正の概要でございますが、1点目といたしまして、人事院勧告に準拠して期末手当0.05月分、これについて補正をさせていただくものでございます。

2点目でございますが、事業費の変更等に伴い補正を行うもの、またコロナ禍において実施できなかった事業費等については減額を行うというものでございます。

それでは、補正予算書の6ページ、7ページをお開きをいただきたいと存じます。6ページは、第2表、継続費補正でございまして、令和2年度当初予算におきまして武蔵嵐山駅西口地区整備事業について3年間の継続費を設定したところでございますが、事業の一部見直しと予定外の日数を要することとなり、一体的工事として発注施行ができない見込みとなり、継続費を廃止をするものでございます。

7ページ、第3表、地方債補正でございまして、まず追加1事業でございます。都市下水路整備事業でございまして、補正第5号において歳出を計上した武蔵嵐山駅付近線路敷横断排水路修繕工事につきまして、起債を追加をさせていただくものでございます。

変更でございますが、武蔵嵐山駅西口地区整備事業の事業費の変更に伴いまして、変更させていただくものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。2、歳入でございます。主なものについてご説明を申し上げます。

13款1項1目3節児童福祉費負担金でございますが、特定教育・保育施設利用者負担金を減額をさせていただくものでございます。内容ですが、令和2年4月から5月分の保育料につきまして減額をさせていただくというものでございます。

15款1項1目2節児童福祉費負担金でございますが、子どものための教育・保育給付費負担金及び児童手当国庫負担金を補正をさせていただくものでございます。それぞれ利用者数の増に伴うもの、実績見込みに伴うものということで増減をさせていただくものでございます。なお、これに伴いまして県負担金につきましても補正をさせていただきます。

2項1目1節総務費補助金及び3目2節衛生費国庫補助金でございますが、地方衛生臨時交付金につきまして増減をさせていただくものでございます。衛生費国庫補助金でございますが、県におきましてインフルエンザ予防接種助成事業を新たに実施されることに伴う減でございます。また、総務費補助金につきましては、これに併いまして新たな事業あるいは増額をする事業等々を計上させていただくものでございます。

4目1節社会資本整備総合交付金でございますが、都市再生整備事業交付金を減額をさせていただくものでございます。交付金の内示に伴いまして補正をさせていただくというものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。16款2項3目1節保健衛生費補助金でございますが、新たにインフルエンザワクチン接種補助金536万2,000円を計上させていただくものでございます。先ほど申し上げました令和2年度について市町村が実施しているインフルエンザワクチン定期予防接種の自己負担額を県が補助するというような内容でございます。

17款2項1目1節土地売払収入でございますが、4,173万2,000円を計上させていただくものでございます。内容は2点ほどございまして、武蔵嵐山駅西口地区整備事業移転用地売払収入2,912万円及び臨時議会におきまして議決をいただきました関係です。インターランプ内の開発行為に伴う差金の収入といたしまして1,261万2,000円計上させていただいてございます。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

1款1項1目、4、議会運営事業でございまして、工事請負費を260万7,000円を計上させていただいてございます。このうちの新規事業といたしまして、議会用Wi-Fi環境整備工事198万円を増額をさせていただくというものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。2款1項1目、18、住民・税情報システム運用管理事業でございまして、電算委託料240万9,000円を増額をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の補正でございまして、財源は国庫補助金が2分の1でございます。

4目財産管理費の1、庁舎管理事業でございますが、需用費、修繕料127万6,000円を計上させていただいてございます。臨時交付金を活用しての事業でございまして、庁舎の感染症予防対策に要する経費ということで計上させていただいてございます。

6、ふるさとづくり基金管理事業でございますが、土地売払い分の一部をふるさとづくり基金に積立てをさせていただくというものでございます。

5目の1、財政調整基金等管理事業でございますが、財政調整基金積立金に1,500万円を積立てをさせていただくというものでございます。この積立てによりまして、年度末の残高見込みは2億7,800万円ほどになります。

24ページ、25ページをお願いいたします。8目の3、コミュニティ推進事業でございます。吉田2区宝くじ助成補助金といたしまして250万円を計上させていただきます。全額諸収入、宝くじ資金を充てるという事業でございます。吉田2区におきますコミュニティづくりを推進する事業に充てるものでございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。2項2目、1、町民税賦課事業でございますが、役務費及び委託料をそれぞれ計上させていただいております。こちらにつきましては、コロナ対策として確定申告の関係で申告書の返送用の経費ということで計上させていただいております。

下段の4項選挙費の2目町長選挙費につきましては、8月30日執行の嵐山町長選挙の残高分を減額をさせていただくものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。3款1項1目、14、障害者生活支援事業でございますが、負担金補助及び交付金及び扶助費をそれぞれ増額をさせていただいております。それぞれ対象者の増に伴う増額ということでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。2項1目、2、児童福祉総務事業でございます。償還金利子及び割引料、返還金を520万7,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、令和元年度分といたしまして、受けました国及び県の交付金を精算をさせていただくものでございまして3件、内訳としてございます。

10、家でも学校でもない第三の居場所事業でございますが、補正額につきましてはゼロでございますが、内訳を変更させていただくものでございまして、大きなものとしたしましては、17節の備品購入費といたしまして294万8,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては、タブレットPCを20台購入をするというものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。中ほどでございます。6款1項2目、2、農業総務事業でございますが、報酬及び旅費、費用弁償それぞれ計上させていた

だいておりますが、総合農政推進審議会の開催に要する経費でございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。下段でございます。8款3項1目、7、武蔵嵐山駅西口地区整備事業でございます。555万5,000円を減額をさせていただくものでございます。工事請負費を減額をし、土地購入費、物件補償費、こうしたものを増額をさせていただくというものでございまして、西口地区の整備に要する経費の補正ということでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。中ほどでございます。10款1項2目、7、教育相談員運営事業でございます。報償金を24万3,000円増額をさせていただいております。こちらにつきましては、教育相談の業務、こちら定例的に週1回行っているわけでございますが、コロナ禍において開催の増を要したということでございまして、不足分を増額をさせていただくというものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。2項1目、6、小学校施設改修事業でございます。工事請負費60万円を計上させていただいております。七郷小学校の特別教室の空調の設備の移設ということでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。下段でございます。13款1項1目、1、予備費でございます。財源調整のために予備費を46万円を増額をさせていただいております。

44ページ以降の給与費明細書でございますが、46ページをちょっとお開きをいただきたいというふうに住じます。給料及び職員手当の増減額の明細ということで、上段に表が記載をさせていただいておりますが、うち職員手当の中、制度改正に伴う増減分△232万3,000円、こちらが一般の職員に関する今回の人勧の影響額ということでございます。

以降につきましては、ご高覧をいただきたいというふうに住じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、6ページの継続費をなくすというこの経過というか、どういうことでなくしたのか、伺いたいと思います。

それから、23ページの庁舎の修繕料なのですが、これはどういう内容なのでしょう

か。

それから、29ページの在宅重度心身障害者の方が増えたということで説明あったわけですが、人数等、ここで増えたというのは何か理由があるのですか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、31ページの家でも学校でもない、この補正額はゼロで、会計年度任用職員などが減らされてタブレットを買ったと。何でぴったりになるのかなって私不思議でしようがないのです。1円のずれもないということですね、これだと。何でこんなぴったりになるのかな、何か調整したのかな、ちょっとその辺も含めて伺いたいと思います。

それから、37ページの駅西口なのですが、駅西口の工事を今年度やるということで、この工事費は削ってもその工事はやれるということなのですか。

それから、その工事は新しいロータリーの部分を造っていく工事を今年度中にやっていくという、そういうものなのかどうか伺いたいと思います。

それから、その上、道路修繕の工事がありませんか。これ場所はどこなのか、災害予防及び維持管理にということしか書いていないのですけれども、場所をちょっと伺いたいと思います。

41ページの七郷小学校の空調の移設だということなのですが、なぜ移設なのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、継続費の経過と駅西の関係と修繕の関係を回答させていただきたいというふうに思います。

継続費につきましては、3年間の継続費でお願いさせていただいて工事を一括発注する予定でございました。ただ、ご存じのとおり駅西の用地交渉等の負担が不足にかかりましたので、ここで一旦精査させていただいて、先ほどの駅西の37ページの工事も飛ぶのですけれども、今年度については今年度だけの工事をさせていただいて、継続費については一旦なくして、来年度からまた引き続き複数年契約する場合はまた新たな設定をさせていただこうというふうに考えております。

続きまして、駅西の工事につきましてお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの全員協議会で話させていただいた関係の工事を残して今回は全額減額させていただいて、工事についてはできることからやらせていただいて、執行率を上げるという考えでございますので、先ほど川口議員さんがおっしゃったとおり、今現在のロータリーの一部、今度買収していただいて更地になったところだけのみの工事を残して、減額補正させていただくというものでございます。

また、修繕料でございますけれども、道路修繕事業でございます。これにつきましては、今回も冒頭で道路穴が空いて、大変ご迷惑かけさせていただきました。そういうものができて、一度9月補正をさせていただきましたけれども、新たにそういうものをつくると、残がなくなってしまって、今後の対応ができなくなるということでございまして、基本的には6件程度の工事が新たな工事をするとか、または区長様の要望等を考えてその分を取らせていただいて、どこをするというわけではなくて、もし万が一また穴が空いたとき等のために、対応するために予算を取らせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは23ページの修繕料につきましてお答えをさせていただきます。

今回127万6,000円を計上させていただいておりますが、庁舎内のトイレの手洗いの自動センサーが壊れている箇所が何か所かございまして、そちらを修繕をさせていただくもの及び2階の会議室の部屋と部屋を区切るパーティションがあるのですが、そちらの修繕をさせていただくというものでございます。いずれも臨時交付金を活用させていただいて修繕を行うというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 私からは29ページの在宅重度心身障害者手当につきましてお答えいたします。

まず、1点が該当すると思われる方で確定申告をしていなかったために税額が分からなかった方がおまして、修正申告をしていただいて非課税であるということが確定した方が7名、それから県の助言、指導によりまして、手帳交付日、それから変更月等をチェックした結果、該当する人がいらっしゃいましたので、申告の勧奨を実施

しまして再申請していただいた方が3名となっております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから31ページの家でも学校でもない第三の居場所事業の補正予算の関係についてお答えをいたします。

議員さんもお存じのとおり、この家でも学校でもない第三の居場所事業につきましては、B&G財団から2,000万円、10分の10、100%の助成金をいただいております。年度当初に協議させていただきまして申請を出していただいた額が、それにつきまして今回支援員等が人数が当初は4人見ていたのですが、実際今年度については3名で運営できているということでございまして、その分の減額につきましてB&G財団さんのほうにつきましては2,000万円有効に使っていただきたいということがありまして、今変更の協議もしているところなのですけれども、そういった意味でこの額が同額になるような形で補正のほうを上げさせてもらっていると。備品購入費につきまして、これ増額になってございますけれども、B&G財団からの助成金が今年と来年、来年で終わるのです。ですので、できましたらその財団からの助成金がある間にそういった必要な備品を購入させていただいて活用したいということで今回はこういった補正にさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 最後によろしいですか。

金子教育委員会事務局次長。

○金子美都教育委員会事務局次長 七郷小学校特別教室空調設備移設工事についてご説明申し上げます。

こちらの工事でございますが、2階の普通教室の空調を隣接する社会科資料室に移設するものでございます。大雨が降ったときに天井のボードがひどくしみるようになり、雨漏りを調査いたしました。現在箇所の特特定ができていない状況でございます。現在は天井裏にシートを置き、緊急的な状況ではございませんが、来年度の教室等の配置を考えますと、学習教室の移転をして、まずは子どもたちが安全に学べる環境を確保して、並行して雨漏りの調査を進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 初めに、庁舎の修繕料なのですが、そうですか、そうすると町長室の奥のところのあれが、中のパーティションがよく閉じなくなったということなのですか。そこしかないですよ。ほか、町民ホールのことも言っているのかな。そこではないですね。なるほど、ちょっと、そこだということであれば、分かりました。自動センサーのことも分かりましたので、これはいいです。

心身障害者の件はそうですか、分かりました。ちょっとためといたのかなという疑問を持ったものですので、そうではないということなのですね。

家でも学校でもないのは、そうですね、B&Gが今年度分まででしたか、2,000万、最後にいただけるというのがね。その額の中で調整をしたという理解でよろしいのですか。そのために補正額はなかったという理解でよろしいのか。そうすれば、内容は分かるのですから、金額的には分かるのですけれども。

七小はなるほど雨漏りの関係で隣の教室に、そこを教室として使うということで。そこは雨漏りはしていないということなのですか、それはもう確認しているわけですね、そうですか、分かりました。

それで……

○森 一人議長 川口議員、今のお聞きになりますか。

○10番（川口浩史議員） では、答えてください。

それで、駅の西口なのですけれども、課長ではもうあれですから、町長、副町長のほうに聞きたいのですけれども、財政が厳しいということを言ってきて、そうすると、町民にだけ厳しい厳しいと言ったって、町が何か不要不急なものをやめましたというものがなければ本当の理解というのは私はしない、できないというふうに思うのですよ。そういう点で、駅西を少し延ばしましたと。私もあの状態でいいなんて思っているわけではないのです。町長が嵐山町らしい駅前と言いましたけれども、これでは東口と同じですよ。嵐山町らしきなんて何もないですよ。ただ大型バスが入るというだけでは、どういう嵐山町らしい駅前がいいかというのは、もう少し議論をしていかないと、これはいけないと思います。そのためにもこの工事は一旦やめると、財政も厳しい折ですからやめると、そういう決断があつてしかるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 それでは、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから31ページの家でも学校でもない第三の居場所

事業について答弁させていただきます。

助成の額で補正したのかということでございますけれども、川口議員さんのおっしゃるとおりでございます。令和2年、今年度と令和3年度までが2,000万円の助成が100%出ます。その中で補正をさせていただいたということでございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、金子教育委員会事務局次長。

○金子美都教育委員会事務局次長 七郷小学校の件でございますが、隣のお部屋は雨漏りはしてございません。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

駅西口のほうの整備に關することでありましてけれども、例えばこれが、私が就任して新しい新規の事業として例えば立ち上げるということであるならば、そういったこともあるかもしれませんが、これはもう既に何年もかけて準備を進めてきて、いろんな関係者等に今までやってきた。それからあとは、駅前に関してはもう何十年にわたる地域住民からの要望なのです。駅前があんな状態でいいのですかというようなことでもあります。そういう総合的な中で、国からの支援も受けるような体制も受けてあって、そして進めてきた事業。ただ、川口議員がご指摘されたように、こういう財政状況の中ですから、今までの計画どおり進めるというのは私も決して賛成するものではありません。そういう中で、担当課が本当に知恵を絞って必要最低限のものを、しっかりとしたものをやるということの中で14億、15億という当初の予算から今は7億ぐらいまで落としてくれて、そしてきちっとしたものを造っていかうということを進めているわけでありまして。

それからあとは、この12月からDMOを中心とする観光業としてしっかりとやっていく、そういったところからいうと、観光の関連する業者さんからは、まず聞かれるのは駅前に大型のバスを止めることはできますかと、そういうようなのがまずもって聞かれるわけです。それすらもできないようなところは、そういった大手のところというのはほとんど観光ルートに結びつけていく、組み込んでいく、そういったことからもうランクが下げられてしまう。

それからあと、今後の小中一貫に合わせても、スクールバスの運営に關してもそう

いったことを利用する可能性もあるわけであります。ですから、そういったことを総合する中においては、ストップするということは私は考えてはいません。もちろん、何というか、先ほど申し上げたように必要最低限のもの、そしてそれぞれの目的に合ったもの、それを整備していくというのが必要だと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 駅前に止められるわけですよ、東口にね。だから、大型バスは東口、中型バス以下が西口、こういう使い分けをしてやっても嵐山町では何も支障はないというふうに私は思います。現時点、そんな大きな問題というのは起きていないのですから。そういう方向を出しながらあの駅前をどうしようかということは、これ町民間で構想を練ってやっていけばいいと思うのですけれども、今のままでは、これは不要不急のものを町はどんどん造っていくのだなというものは、町民はそう理解して、財政の厳しさというのを理解しないでなってしまうと思います。そこを心配します。もし何かあったら伺いたいと思いますけれども、何もなければいいです。

○森 一人議長 お聞きになりますか。

○10番（川口浩史議員） いや、ないと言うのだからいいです。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時20分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 23ページのWi-Fiの設備なのですが、庁舎内ではどのような形になっていくのか、具体的な設置場所というのはどこで使えるようになるのか伺いたいと思います。

それから31ページの第三の居場所事業なのですが、具体的にいうと会計年度任用職員が現実的には3名になって、そして運営費支援事業委託料が減額になって、その代わりにタブレットの機種を20台購入する形になるわけなのですが、今の利用者の状況

と、それから運営支援事業委託料というのはアスポートに学習をお願いするという形のものだったと思うのですが、運営支援事業というのはどうしてこんなふうに委託料が減額になったのか。今現在の状況について伺いたいと思います。

それから、33ページなのですが、認定こども園利用者増ということで、この金額で見ますと3歳児以下という形になるのかと思うのですが、3歳未満児ですか。具体的にはどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 23ページ、電子自治体推進事業の機械器具購入費につきましてお答えを申し上げます。

こちらについてはウェブ会議、先日一般質問等でも町長がご答弁申し上げましたけれども、ウェブを使った研修が大変多くなっております。そういったことに対応するために機器を整備するものでございます。内容としますと、専用のパソコンを2台、それからモバイルルーターを2台、こういったものを整備していくというものでございます。

○森 一人議長 次に、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから31ページの第三の居場所事業についてお答えいたします。

委託料の減額ということですが、これはアスポートで運営支援事業ということで、学習支援だけではなくて、子どもさんの様々な、今その支援員が3名、介添えの人がいますけれども、そういった職員の補助ということで、学習支援だけではなくてふだんのそういった運営活動の支援を行っていただいています。

それで、額の減額ということですが、これは当初請求した額、実際に見積りをいただいて契約の段階になりまして額が確定したということで、この金額で、確定した額で差金が減額ということでございます。

また、現在の子どものさんの状況ですけれども、今12人ほど子育て支援センター、B&G嵐山を使っているという状況でございます。月、火、木、金と週4日で放課後、そのセンターでいろいろなコミュニケーションの教室ですとか、そういった活動をさせていただいています。

また、33ページになりますけれども、33ページの認定こども園の関係でございます

けれども、こちらにつきましては2号、3号ですから3歳未満児、未満児が2人から5人、1号が11人から14人と人数が増えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、23ページのWi-Fiのことなのですが、PCが2台で、そしてモバイルが2台ということだったら、ルーターが2台ということだったら、通常の会議室などで普通の一般的な庁舎では職場というのですか、皆さんがしていらっしゃるところではWi-Fi会議みたいな形で参加することはなく、どこかに行って場所を移してやっていくという形になるのですね。そうすると、今の現状でウェブ会議なんかがそれだとまだ不足するのではないかなと思うのですが、今の現状ではこういう形で十分間に合うという形なのかどうか伺いたと思います。

それと、第三の居場所事業なのですが、職員が4名から3名になったわけですね、現実の話、人材では。それって不足ではないのかどうか伺います。12人だから不足ではないということなのでしょうか、伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 現状ウェブを使った研修等を行っている場合、今地域支援課のほうに1本線が来ておりまして、それを利用して研修を受けていただいております。場所は地域支援課にありますので、各課の方がそちらにお見えに来ていただいて、そこで研修を受けるという形です。そうしますと、周りの状況もありますし、まだ1日に2つ以上の研修が重なっているとかということはないのですが、今後そういったことも見込まれますし、そういう状況を鑑みて回線を増やすという考え方でございます。ただ、単純に線で回線を増やしてしまいますと、汎用性が低いということもありますので、今回はモバイルルーターで2台を購入させていただくという形でございます。現状からしますと、十分間に合うかなというふうに考えております。

○森 一人議長 次に、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

今支援員の数3名ということで、当初4名で考えておりまして、アサポートさん、今その運営支援事業で1名お願いしておりますので、実際には4名、今支援員さんしております。今のところその12名ということで人数的には十分運営はできていると。た

だ、最近ここに来て大分活動がいろいろ分かっていたいて、ご相談が増えている状況です。ですので、今後につきましてはやっぱり会計年度任用職員3名ですけれども、4名体制、また委託運営支援が1名ということで増やしていくようなことも検討しなければいけないなどは思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） Wi-Fiの件なのですが、例えば私なんかだったら区長会なんかもWi-Fiでできたり、それから民生委員さんの会議なんかもWi-Fiでできたらいいなというふうな感じがあるのですが、そうすると皆さんここまで来る時間がなくて済むので、そのほうがいいのではないかなというふうな感じがあるのですけれども、将来的な問題ですか、今すぐすぐということではなく、それも考えていくということはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 役場のほうでいいますと、そういった対応が取れないわけではないかなというふうには思われます。ただ、各家庭にそういった環境がない場合は参加ができないということになってしまいます。私も自宅で自分の家のそういったWi-Fiを使ってZoomでやり取りしたことがあるのですけれども、そういった環境があれば皆さん方が参加できますけれども、そういった環境がない、あるいはそういった利用の方法、そういったことが十分に行き渡っていないということがありますと、なかなかそれは将来的にも難しいかなとは考えております。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、3点ほどになるかも分かりませんが、質問させていただきます。

まず、25ページですけれども、地域コミュニティ事業補助金ということで、これはコロナ禍の関係だと思っておりますが、地区集会所のほうに感染予防対策ということで30万円ほど補正が入っていますけれども、これは何か所ぐらいのところに集会所のほうに配布するのか、配布というか、内容的なものをまず聞かせてください。

それと、39ページになりますけれども、教育相談の事業実施見込みということで補

正等が24万3,000円ほどありますけれども、これは報償費ですから毎週1回だということですが、増えたのか、あるいはコロナの関係でそういう相談が内容的には多いのか、あるいは全部の全校5校ですけれども、実施がされてこれだけの24万3,000円が増えたのかということです。

それから、41ページになりますけれども、川口議員さんのほうが質問をしてありますが、七郷小学校の特別教室からの空調の関係なのですけれども、2階の部分だということでしたけれども、雨漏りがということですが、それで特別教室のほうへ移設をしたということですが、雨漏りにつきましては、ここで分かったということと補正ですぐに対応すると、そういうふうな考え方でよろしいでしょうか。

それと、かなりの雨漏りの範囲が広いのかということ、それから特別教室のほうに移す場合には万全を期して調べた上でその教室のほうに移すというふうな考え方でよろしいでしょうか、お答えください。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 25ページのコミュニティ施設感染予防対策事業、地域コミュニティ事業補助金、こちらについてご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

内容としますと、体温計の購入が1つの地区、殺菌灯、こちらも1地区、それからLEDの工事があります。こちらが2地区、申請を予定していただいております。

○森 一人議長 次に、金子教育委員会事務局次長。

○金子美都教育委員会事務局次長 私から2点お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、教育相談員運営事業でございます。こちらに関しては、相談室、教育相談室は週1回の開催をしておりますが、このコロナ禍の状況で、学校の子どもたちだけでなく、教職員に関しても相談というものが発生しました。そういったきめ細かな先生方への相談も含めて回数を増設をさせていただいて対応をさせていただきました。その結果、今後週1回の相談室に関しては今までどおり、それプラス週1回、学校あるいは幼稚園に室長が通わせていただきまして、相談に乗りたいということで今回計上をさせていただいたものでございます。

次に、41ページの七郷小学校の件でございます。こちらに関しては、昨年からは薄らという状況で雨漏りらしきということは学校から報告を受けておりました。今年、今年度に入りまして、かなり状況が、天井のボードがひどく湿っているという状況の報

告を受けまして、学校も含め調べているところではございます。調べておりますが、2階部分で、3階に関しての雨漏りはないということで、現在特定ができていない状況でございます。こういったことで今後もその調査については進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 地域コミュニティの集会所の関係ですけれども、結果的に3か所の集会所のほうにそれぞれ要望のあったものということになるのでしょうかけれども、その補正予算だということよろしいでしょうか。

それと、ほかのところの集会所については全然要望がなかったのか、あるいはそういったいろんなものが整備されて設置されているのか、その辺のところは要望がないのだから別にしないのだというような感覚でよろしいのでしょうか。どういうことなのでしょうか、お尋ねします。

それから、教育相談の関係ですけれども、もともと毎週1回ずつはやってたと。ですけれども、ここのコロナの関係で教師3人まで対応をしてきているのでということ、それからあるいは幼稚園とかいろんなところも増やしているというような内容だったかなというふうに答弁していただいたようですけれども、これは毎週1回ずつ基本的にやっているというのは、先ほども聞いたのですけれども、各学校ということを知ったかと思ったのですけれども、その辺のところはどうなっているのですか、すみません。

それから、七郷小学校の関係ですけれども、できる限り広い範囲内を、雨漏りですから見ただいて、意外と湿ってきてしまいますから、そうするとまた修理工的なものも大変になるというふうになってくると思います。このお話ちょっと伺っていたので、ちょっとすみませんけれども、お尋ねしました。ぜひ今後とも調査していただければというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、2点について答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 25ページのコミュニティ施設感染予防対策事業の関係でお答えを申し上げます。

対象地区につきましては、前回の補正予算、9月の議会のときの補正予算のときに同じ補助金を196万円計上させていただいております。そのときにはもちろん全地区に要望をお聞きいたしまして、34地区の中で19地区申請をいただいております。今回もさらにもしご要望があればということでお聞きしましたところ、3地区から申請をいただく予定ということでございます。

○森 一人議長 次に、金子教育委員会事務局次長。

○金子美都教育委員会事務局次長 お答えをさせていただきます。

相談室でございますが、週1回、役場内の教育相談室で電話、あるいは来訪という形で受けております。そのほかに今回増加、回数が増になった部分に関しては、相談室長が各学校に赴きまして、先生方のご相談等々に乗らせていただくスタイルでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 確認させてください。

33ページのインフルエンザ予防接種助成事業がございまして、9月補正で65歳以上の方、また小学校2年生のお子様に対して無料のインフルエンザの補助があったと思います。コロナ禍での第2次補正で予算をつけたと思いますけれども、こちら先ほど17ページのところにあった県支出金536万2,000円を県からいただいているインフルエンザ予防接種事業ということですので、これは全町民に対して1,500円の助成をするという内容でよろしいのか、確認をいたします。

それと27ページの資産税賦課事業の中で衛星データ作成業務委託料が61万6,000円で、路線価の評価のこの委託料が減額になっているということで、今までですと衛星データは200万かかっていたものがこの金額でよくなったのか、内容がちょっと違うことを私が言っているのか。また、これは何年に何回やる内容になっているのか、確認をしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、33ページのインフルエンザの予防接種に関し

ましてお答えいたします。

こちらの県の補助金の対象は法定接種、65歳以上の法定接種の対象者のみとなっております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、村田税務課長。

○村田 朗税務課長 27ページの衛星データ作成業務の関係でお答えをさせていただきます。

衛星画像データ、こちらできた、撮影されたものを購入ということで28万6,000円計上してございます。本来でしたら、この衛星データ、あるいは航空写真等、3年に1度評価替えがございましたけれども、本来でしたらその年、今回令和3年評価替えですけれども、令和2年1月1日現在の写真が必要となっております。この衛星データの金額なのですけれども、こちら、衛星画像を撮影されていたものを購入ということでこの金額になります。例えば新たに何月何日現在の画像データを写してくれという依頼をいたしますと、大体160万円ぐらいかかってきます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 今の27ページを確認します。そうしますと3年に1度ということで、今新たに何月何日現在の写真が欲しいといった場合には160万円かかるということは、写真を買うことで今回61万6,000円で済んだのではなく、また追加が出た場合には160万かかってしまうということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

今回の補正予算では衛星データの購入、28万6,000円、そしてそのデータを取り込む作業、委託をするわけなのですけれども、そちら33万円かかってきます。合わせて61万6,000円となります。160万円のほうは、今回購入させていただくのは、あらかじめ日本の上を通った衛星がたまたまというのですか、こちらの嵐山町あるいは近隣を撮影していた、これを購入するというので安く済んだわけなのですけれども、新たに嵐山町の上空を飛んだときに撮影してくれという依頼を行いますと160万円ほどかかってくるというわけでございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、運がよかったという解釈になると思うのですが、また3年後にこれをやるときに偶然また嵐山上空を飛んでいればこの金額で済むかもしれませんが、もしも嵐山上空でないところを通った場合の、例えば過去半月、半年前とかというものを買うようになれば、例えば半年前に嵐山上空を衛星が撮っていたものを買うということになってしまう場合もあるということでしょうか。3年後の話。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

そのようになれば格安で購入できるかと思えますけれども、3年後になりますと、ほかの業者さんというか、そういう方でまた衛星画像のデータ販売と価格も安くなってくる可能性もございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 23ページ、1点だけでございますけれども、財政調整基金が今回ために積み立てられて1,500万、そして積立て後が約2億7,800万という報告をいただきました。この補正予算とちょっとどうかとは思いますが、我々も議会報12月号を発行したときに9月決算でございましたから、9月の決算の情報はかなり載っております。体力がなくなっているよねというようなことで議会報告がされていきますけれども、今回12月の1日号の町民広報、かなり町の財政の状況が、いわゆる広報紙にはっきりと載ったということなのです。その辺のところ、私やはり2億7,800万という積立てが予想できている中であいう報道が出てきたということについて、直接補正予算と関係ないかもしれませんが、財政調整基金が2億7,800万になるという中であえて、恐らくかなり衝撃が私は町民の中にあつたのではないかなというふうに感じるところでありまして、この補正予算の議決に関して確認をしておきたいと思いましたので、質疑をさせていただいております。答弁お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

財調の関係でございますが、今回の一般質問の中でもご質疑等々いただきました。その中でも町の現状が埼玉県の町村の中でも一番少ないような状況があると。こうしたことを町民の皆様方にも知っていただきたいと、そうした思いで広報のほうを掲載させていただいたところでございます。当然町とすればできる努力はすると。ただ、それだけではなくて、町民の皆さん方もできることを考えていただきたい、こういった思いもあるわけでございます。担当とすれば、今後こうした状況を何としてもいい方向に持っていきたいというように考えてございまして、一定程度の目標を持って財調のほうは積立てを行っていくと。今回も1,500万円という大変少ない額ではございますが、できるときにはこうした形で積立てを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 議会だよりでもそうですけれども、町長のほうの質疑、一般質問でも出ていることもいろいろあります。ただやはり、町民の皆さんがああいう広報紙ではつきり受け止めるとなると、非常に町の行く末というのでしょうか、ちょっとやっぱりかなり嵐山町に住んでいらっしゃる長い方は非常に嵐山町に好印象を持ってきていますので、ある程度心配のような、不安のようなものが恐らく町のほうにも上がってくるのではないかと思うのです。やはりそういった点をしっかりと今課長が答えてくださったように、やっぱりしっかりとフォローして、情報を正しくお伝えしていただくのは結構なのですけれども、その情報をしっかりと町の町民の皆さんにも理解をいただくという努力が、我々議会の議員もそうでしょうけれども、執行の皆さんにも求められるのではないかと思いますけれども、この辺について町長か副町長でも結構ですけれども、かなりお出しになることすらもいろいろ検討した上で広報紙になったことだと私も推察するところでございます。その辺について答弁ございましたら、答弁お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今青柳議員さんがご指摘のとおり、町民の中からは少し心配をされた方がおられるかなと思います。私は、町民の中に心配すべきは心配をしていただきたい。そして、ただしあのページの最後にもありましたけれども、でもそういう中においても知恵を絞ってやっていくのだというメッセージも同時に載せさせていただいていると思います。ですから、現状を捉えるべき現状はしっかりと町民も含めて理解をしていただく。しかし、それだからといって、これもできない、あれもできない、こういうことではなくて、皆さんの力を借りながら知恵を借りながら、そしてみんなの共通の理解の下にぜひこういった問題は乗り越えていきたいのだというようなことでございますので、ぜひ議員さんお一人お一人の力をお借りしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和2年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第60号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第60号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、令和2年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定につい

ての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億4,436万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 それでは、議案第60号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての細部についてご説明させていただきます。

補正予算書の60、61ページをお開きください。まず、歳入ですが、2款2項5目の保険者機能強化推進交付金ですが、保険者機能強化推進交付金の額が確定したので、今回補正するものです。60万9,000円増額し、298万7,000円とするものでございます。

続きまして、7目介護保険保険者努力支援交付金でございますが、222万6,000円ですが、今年度より新たな交付金で市町村が高齢者の介護予防、健康づくり等に資する取組を評価指標に基づき交付されるものでございます。

次に、62ページからの歳出でございます。

3款1項の介護予防・日常生活支援総合事業及び3款2項包括支援事業・任意事業でございますが、こちらにつきましては、先ほどの歳入の国庫支出金に伴い財源内訳の補正を行うものです。

64、65ページをお開きください。5款1項2目の償還金でございます。33万6,000円ですが、平成29年度総合事業普通調整交付金の返還金を補正するものでございます。

最後に、6款予備費です。249万9,000円を増額し、補正後の額を439万9,000円とするものです。

以上、議案第60号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 歳入の介護保険保険者努力支援交付金なのですが、どのように評価されてこういう金額になっているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組を支援するということで、そちらの事業に対し評価をいただき、全体の予算の中から嵐山町の割合を算出して補助金をいただいているものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この評価というのは、具体的にはどうやって評価されるのですか。1から5までであるとか、星マークが1から5までであるとか、そういうふうな形で評価されていくのか。それで、介護保険の全体利用料というのですか、それを国でパーセント比率で割っていくという形になっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 強化推進交付金につきましては、1,575点満点で嵐山町の得点が801点ということで、それに対して交付金が決定されております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号について、ほかに質疑はございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 61ページの歳入の件であります、その介護保険保険者努力支援交付金、この説明書には介護予防・健康づくり等に資する取組を評価指標に基づき交付されるとあるのですけれども、具体的には介護予防、どういうものを行ったときに、健康づくりはどういうものを行ったときに交付されるのか伺いたいと思います。

それから、歳出で財源更正が出ているわけですけれども、どこに今回の財源が入ったのか伺いたいと思います。

それと、介護予防や健康づくり、結果的に不十分だったと、そういうこともあると思うのです。そういった場合にこの222万6,000円というのはこの一部が返還、返金する形になるのか、その点を伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 お答えします。

質問の順序と回答の順序変わりますが、まずこの金額は確定値でありますので、返還することはまずございません。

そして、財源充当したのだけれども、どこに行っているかというお話ですけれども、まず60ページ、61ページを御覧ください。今回の国の補助金ですが、国庫支出金ですが、保険者機能強化推進交付金が60万9,000円で、努力支援交付金が222万6,000円です。こちらを合わせますと283万5,000円になります。

62ページ、63ページをお開きください。支出のところですが、財源更正ということで3款1項介護予防・日常生活支援総合事業費ということで、1目、2目、3目ありまして、一番下に計という場所があるかと思います。その62ページの一番右に一般財源の部分がございます。まず、一般財源がマイナス245万8,000円というふうになっております。次に64ページ、65ページをお開きください。こちらは包括的支援事業・任意事業費のところ、8目の下に計がございます。一般財源がマイナス37万7,000円というふうになっていると思います。先ほどの245万8,000円と37万7,000円を合計しますと、60ページ、61ページにありました歳入の283万5,000円と一致するというところで、この2つの補助金は62ページの介護予防・日常生活支援総合事業費及び2項の包括的支援事業・任意事業費のほうに案分して振り分けをさせていただいております。

もう一点、最後に評価指標でございます。2つの国の交付金ですが、ともに評価指標は大きく3つのものに対して評価をしています。まず1つ目がPDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築というのが大きな一つの柱になっています。2つ目に自立支援重度化防止等に資する施策の推進、そして最後に介護保険運営の安定化に資する施策の推進ということで、こちらが大見出しでして、推進交付金につきましては32項目、支援の交付金につきましては39項目から調査が行われ、それによって点数が出ております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。分かりました。それで、この介護予防、健康づくりというのはもう確定であるということからすると、大体今までのことに足りない分を上乗せするというくらいですか。その点を担当課としては考えているという、そういう理解でよろしいのでしょうか。新たなものがあるのか、ちょっとそこを伺いたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原長寿生きがい課長。

○萩原政則長寿生きがい課長 今回の補正は、財源の更正ということで支出が増えたものではございません。今までやっている事業を国の補助金を多く使ってやるということで、中身については変更はございません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第60号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第61号 令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第61号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第61号は、令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、事業費用に318万5,000円を追加し、総額4億8,551万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出から14万9,000円を減額し、総額2億4,529万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第61号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います手当等、人件費関係の補正及び減額に伴います消費税及び地方消費税の補正、また第3水源改修工事の実施及び完成後の試運転調整作業に伴います県水受水費の増額補正が主な補正の内容でございます。

最初に説明書の79ページをお願いいたします。令和2年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第3号）によりましてご説明申し上げます。

最初に、収益的収入及び支出の支出でございます。

1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の2節手当等から第4節の法定福利費までの減額につきましては、人事院勧告に伴います人件費関係の補正を行うものでございます。

また、14節の受水費の増額につきましては、昨年度末に第3水源の改修工事が完了し、今年度4月から5月の2か月間をかけて取水時の水の濁りの解消や新設配管の洗管を行い、安全な水供給を行うための準備期間中に県水の受水量を増やしまして対応したことによりまして、今回県水受水費455万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、2目の配水及び給水費及び3目の総係費の2節手当等から4節の法定福利費までの減額につきましても人事院勧告に伴います人件費関係の補正をお願いするもの

でございます。

次に、2款営業外費用、3目1節消費税及び地方消費税の減額につきましては、手当等の減少によりまして、再計算をしました結果、41万4,000円の減額補正をさせていただきます。

次に、80ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費の3節手当等から5節の法定福利費までの減額につきましては、同じく人事院勧告に伴います人件費関係の補正を行うものでございます。

このほか73ページでございます令和2年度嵐山町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書及び74、75ページの給与費明細書、そして76、77ページの令和2年度嵐山町水道事業予定貸借対照表につきましては、恐れ入りますが、後ほど高覧をお願いしたいと存じます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 初めに県水の件なのですが、4月、5月ということでご説明あったわけですけれども、それがこれから支払いになるということなのですか。この時点まで来てしまうということなのですか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、ちなみにどのくらいの量になっていたのか伺いたいと思います。

それと、そこのページの一番下の消費税の件なのですが、手当という理由で今説明あったのですけれども、私は水道量が大きく減っているということがここにあったのかなと思っていたのですけれども、これは手当だけのことなのですか。水道量の増減ということでは、どうなのですか、嵐山はコロナの関係であまり減っていることは言えない、そこは大丈夫なのでしょう、ちょっと確認ですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、最初に県水の関係につきましてお答えをさせていただきます。

この県水でございますけれども、年度当初申し上げましたように、4月、5月に作業を行っている間に取水を停止する必要がございましたので、県水を増やしていたわ

けでございます。したがいまして、この時点でおおむね使用水量も確認して見えておるわけでございますけれども、予算に関しまして総体的な水の使用水量によって若干この年度末近くになっておおむね見定めてから補正をしようということで今回補正を上げさせていただいたものでございます。

そして、量でございますけれども、おおむね不足をする分の水量にいたしますと、6,695万3,000立方メートル、この量を予定をさせていただいております。

そして、消費税の関係でございますけれども、議員さんおっしゃいましたように、今回主な補正の内容ということでお話をさせていただきましたけれども、実際には内訳としまして、使用水量の減少及び前回の9月補正で計上させていただいたように基本使用料の減額等もさせていただいております。そちらのほうも含まれて今回改めてこの消費税、地方消費税の額合わせて41万4,000円を計上させて補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第61号 令和2年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第62号 令和2年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第62号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、令和2年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、事業費用から23万9,000円を減額し、総額を6億1,367万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第62号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います手当等、人件費関係の補正及び当年度にその他特別損失として計上しておりました令和元年度分の消費税及び地方消費税の額が確定したことに伴いますその他特別損失額の補正及び予備費の増額補正をお願いするものでございます。

最初に説明書の94ページをお願いいたします。令和2年度嵐山町下水道事業会計予算執行計画（補正第3号）によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款事業費用、1項営業費用、4目総係費の3節手当等5万8,000円の減額、そして同じく4節賞与引当金繰入額1万4,000円の減額、6節の法定福利費引当金繰入額2万1,000円の減額につきましては、人事院勧告に伴います人件費関係の減額をお願いするものでございます。

また、第5節法定福利費につきましては、共済組合負担金に不足を生じたため、8万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、3項の特別損失、2目1節その他特別損失の減額につきましては、打切り決算によりまして令和2年度にその他特別損失として計上しておりました令和元年度分の消費税及び地方消費税の額が確定したことによりまして、672万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

また、4項1目1節の予備費につきましては、減額分のうち650万円を補てんをさ

せていただくものでございます。

このほか87ページにございます令和2年度嵐山町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、88、89ページの給与費明細書、90、91ページの令和2年度嵐山町下水道事業予定貸借対照表等につきましては、恐れ入りますが、後ほどご高覧をお願いしたいと存じます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第62号 令和2年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第63号、議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、日程第8、議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 本議会において総務経済常任委員会に付託を受けた議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）の審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時50分から開会、当日は説明員として伊藤まちづくり

整備課長に出席を求め、認定後は町の管理になること、道路の舗装は大型車両が通行するので、高度な補償を求めていることなど説明を受け、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、採決という日程で審査を進めました。

議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件は、町道杉山266号線、延長69.80メートル、幅員9.02メートルから35.64メートル、町道杉山282号線、延長9.06メートル、幅員6.60メートルから18.63メートル、開発行為に基づき配置するものです。

議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件は、町道杉山266号線、延長650.46メートル、幅員6.60メートルから35.64メートル、開発行為に基づき認定するものです。

帰庁後の主な質疑といたしまして、県道への出入口部分、越畑側終点部分の安全対策についてはということでございます。警察協議を受けておりまして、開発業者の出入口はインター側からとの協定になっており、遵守してもらおうと。生活道路でもあり、周知をしていく。また、山であったところでもあり、雨水対策はということにつきましては、道路用地のみの雨水対策となっている。宅地については、県の河川砂防課の審査を受けており、条件等はクリアできている。開発許可のとおり施工していただく。県道からの出入口、町民の生活道路の一部にもなることから、安全性に十分に配慮をお願いしたいという意見がありました。

質疑を終了後、説明員にご退室いただき、採決に移りました。

採決の結果、全員賛成により議案第63号、議案第64号、いずれも可決すべきものと決定しました。

以上で総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第63号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件を採決いた

します。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第64号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員派遣の件

○森 一人議長 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によってお手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第10、閉会中の継続調査（所管事務）の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

ここで会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開時間を2時10分といたします。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第16号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について、
発議第17号 不同意の性行為を処罰する刑法改正を求める意見書の提出について、
発議第18号 男女共同参画社会実現に向けた民法第750条の改正を求める意見書の提出
について、発議第19号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出について、発議
第20号 少人数学級の早期実現を求める意見書の提出についてにつきましては、日程
に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、発議第16号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める
意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書につい
てですけれども、提案理由を申し上げます。

女子差別撤廃条約は1979年に制定されました。日本は1986年に批准しました。とこ
ろが、残念なことに、1999年に女子差別撤廃条約に実効性を持たせるために成立しま
した選択議定書は批准していません。女子差別撤廃条約と選択議定書は、車の両輪で

す。諸外国では女性差別を懸命に解消しようと政治的な動きがありますが、日本では、その動きが弱く、とうとう日本のジェンダー度は153か国中121位と評価を受けました。日本のジェンダー度、女性の権利を国際基準にして、生き生きとした社会にするために選択議定書の批准は必要です。

この選択議定書の件なのですけれども、この意見書については、特に女性の医学部の受験のときの減点されるという問題がすごく大きいなと思っていて、それでこの選択議定書の批准は必要だと思って本意見書を提出するわけです。

では、意見書の内容を読み上げます。

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」（1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択された。2020年12月現在、締約国189か国中113か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2019」によると、日本は153か国のうち121位である。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人又は集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」、「勧告」を通知する制度を定めている。委員会の意見や勧告には法的拘束力はないが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となる。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」する。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、日本の役割りである。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としている。

よって、嵐山町議会は政府及び国会に対し、女子差別撤廃条約選択議定書の批准を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっと質問させていただきますが、前回の意見書に対して、ほとんど同じだというふうに思うのですが、私は賛成させていただいていました。今回2年ほどたっているかと思いますが、その間に大きな変化というものはあったでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2019年のジェンダー度、それがまず低くなっています、日本が。それが一番大きな変化だと思います。今動きとしては、男女共同参画計画の第5期がつくられつつあるのですけれども、その中にもやはりこれを入れていただければ本当にいいなと思います。あと刑法の改正はありました。今まで110年間何にもなかった、刑法が改正されなかったものが少し改正されたかなと思っています。そういうことでいいですか。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 結果としてそんなに、前回の場合も否決されていますから、国には行っていませんでした。大きくそんなに変わっていないのかなというふうに思いましたですけれども、渋谷議員さん、何回も熱心にこれ出しているものですから、ちょっとお伺いさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この中段にあります、「委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」、「勧告」を通知する」と。法的拘束力がないということなのですからけれども、この辺がやっぱり一番問題が、批准がされていないところなのかなというふうに私は思っているところなのです。やっぱり国内にある国内法との整合性のようなものを考えると、日本国ではこうだよと言っていることが、いわゆる批准を求める意見書になってくると、その見解と違う考え方が出てくるわけです。そうすると、同じ日本の中に2つの考え方のようなものが出てくるというふうに思われるのですけれども、そういうことは一切問題がないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 女性の立場から言うと、それは委員会で審議されてということとはとても大切なことで、それで、男尊女卑の考え方というのですか、それですと、今でも女性は家事労働に徹するべきだとか、それから女性は男の人に従属するべきだという考え方がある、それが、何というのかな、これをなかなかうまくいかない原因かな。日本では特にそれがあって、ほかの諸外国ではそういったものがどんどん消えていっているという状況があります。特に今問題になっているのは医学部の受験の差別がありましたよね。そういったことも問題にされなくて、大学というような一番権威のあるところでそういうことが正々堂々で行われている日本であって、それをやっぱり指摘されることがとてもまずいことだという意味合いがあって、そこのところでちゅうちょされている部分だと思います。

○森 一人議長 ほかに。

第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 国の役割はこうあるべきだとこの文書で主張していることはよく見えます。国が選択批准していないという、その理由というのがちょっと明確にうかがえないのです、この文書読んだ限りでは。その辺についてちょっと質問いたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 選択議定書というのは、条約を批准するかしないかというのは国会と内閣が決めていきます。そこのところで、選択批准しない人のほうが、批准したくないという方が多ければ条約に批准しないということなので、そこのところを少しでも、例えば日本の場合は、女性が衆議院は今10%ぐらいですか、参議院も、参議院のほうがもうちょっといるのかな。そんな感じで女性の議員の比率が非常に少ないですから、男性が圧倒的に、何というのかな、男性社会でいたいというふうに思う国会議員の方が多かったら、それは批准しないという形を選択されるということだと思います。例えば長島さんのように、この意見書を出すべきだという方が多ければ、国会にも多ければ、批准したほうが良いという男性が多ければ、それは批准されるのですけれども、そういうことなので、何対何で批准されなかったとかいうふうなこと

まではちょっと調べていないのですけれども。

○森 一人議長 山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 分かりました。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第16号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、発議第17号 不同意の性行為を処罰する刑法改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2017年に刑法が110年ぶりに改正されました。改正されたにもかかわらず、暴行・脅迫、抗拒不能であることの撤廃が見送られたため、同意がないだけでは無罪判決になってしまう裁判が続きました。2017年改正の刑法では、性犯罪の被害者の尊厳や自己決定権の保障が弱いのです。これ以上、性犯罪被害者を出さない国であってほしいと思います。

私ですけれども、2000年のときに犯罪被害者基本法を制定することがあったのですけれども、そのとき初めてというのですか、犯罪被害者基本法を制定するための犯罪被害者の会というのを5人の人たちでつくったのです。その中に一人、私が入っていました。女性は私一人でしたので、性犯罪関係の相談事項というのは、ほとんど私に

来ていました。そのために特に、今は犯罪被害者基本法というのができたのですけれども、その前、相談機関というのがあったら、私は性犯罪の相談のほうをやっていたので、もう既に犯罪被害者基本法というのが制定されていますが、これに関しては私はずっとやっていこうと思っていますので、このような意見書を出し続けるということです。

読み上げます。

2017年（平成29年）に刑法性犯罪は、110年ぶりに改正された。しかし、性犯罪被害者当事者および性犯罪被害支援者が求めていた「暴行・脅迫」「抗拒不能」要件の撤廃が見送られた。

性交は同意がないという理由だけでは、有罪にならない裁判例が昨年度続いた。同意のない性行為は、憲法13条の定める「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」に反し、性的自己決定権・性的自由の侵害である。

又、国際社会においては2011年に欧州評議会でイスタンブール条約が採択された。条約では性犯罪の成立は「同意の有無」によって決められると明示している。

2017年の法改正に当たっては、3年後に見直しを行うことが付記され、現在、検討中である。刑法改正の見直しにあたって、嵐山町議会は、以下を求める。

記

- 1 暴行、脅迫、心神喪失、不利益の示唆を通じた強要等による不同意の性行為、地位・関係性を利用した性行為は、犯罪として被害の実態に応じた処罰規定を整備すること
2. 不同意の性行為の判断については、「同意の有無」について客観的な判断基準を明示すること

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第17号 不同意の性行為を処罰する刑法改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、発議第18号 男女共同参画社会実現に向けた民法第750条の改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 男女共同参画社会実現に向けた民法第750条の改正を求める意見書の提案理由をお話しします。

民法第750条、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」は、明治38年に制定されました。江戸時代には、武士以外は氏を持つには、幕府か大名の特別の許可が必要でした。今民法第750条のために、結婚したくても結婚できないカップルがいます。生まれ育った姓を変更すると、その人のキャリアにとって不都合な人がいます。変更する人の多くは女性ですが、中にも男性もいます。男女共同参画社会、多様性のある社会を実現するために選択的夫婦別姓の改正を求める本意見書を提出します。

男女共同参画社会実現に向けた民法第750条の改正を求める意見書

第5次男女共同参画計画は、本年度末に策定予定で検討されている。我が国においては明治時代制定の民法によって夫婦同姓の導入以降、結婚をする際、男女のいずれかが強制的に改姓しなければ、結婚できない法律となっている。夫婦別姓の選択肢を与えないまま現在に至っている。しかし、選択的夫婦別姓は、世界各国で主流であり、我が国のみ夫婦強制同姓である。2018年に内閣府が公表した選択的夫婦別姓制度の導入にあたっての世論調査では賛成・容認と答えた国が66.9%であった。

1988年の最高裁判決では、「氏名は社会的にみれば個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時にその個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」とし、氏名が個人の人格の尊重であり、人格権の内容を構成するものであるから、人格にかかわることとして、何よりも本人の意思が尊重されなければならない婚姻に際して、改姓を望んでいないものにも改姓を強制する夫婦同氏強制制度は人格権を侵害する制度である。選択的夫婦別姓制度は、氏名に関して人格権を保障する制度といえる。

我が国は国際的な男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画基本計画の策定から個人の尊重とライフスタイルに中立的な法制度の確立が課題となっている。姓を変えるのは夫婦どちらでもかまわないこととされているが、厚生労働省によると、結婚した夫婦のうち女性が姓を変える例は96%にのぼる。平均初婚年齢が30歳前後の現代において、婚前まで個人名で信用・実績・資産を築く人が増えている。改姓によってこれまでのキャリアに分断を生じる例や、法的根拠のない旧姓使用によって不利益・混乱が生じる例もある。それを避けるために事実婚を選ぶ人も一定数いる。「夫婦同姓」と「夫婦別姓」どちらの選択も尊重されるべきである。家族のありかたが多様化する中、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び国の責務である。

よって、夫婦強制同姓ではなく、夫婦別姓の選択ができるように民法第750条を改正することを求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この5行目ぐらいですか、選択的夫婦別姓制度の導入にあたっての世論調査が出ていますけれども、大分今若者の賛同者が増えてきているということは私も報道見えています。ただ、この夫婦別姓を、では、どうですかといったときに、それを例えばAさん、Bさんで、何とかな、旦那さんになる人の姓を大体使っていくという人がかなりの割合を占めていまして、その辺がまだ少数なのです。そして、その辺についての解釈というのは、渋谷さんどういふふうに思っているのか一つと、それからやはりこれまだ約3割ぐらいは今の賛成している人たちと対する人たちもいるわけですし、今までの夫婦感だったり家族感というものを大きく

変えていくことになるだろうと。やっぱりそこに生まれてきている子どもさんなんかも、変な話、おじいちゃんは佐藤、親父は鈴木、そして孫は田中とか、そんなことにもなっていくわけです。そういうことも考えられるのです。それで、そういった夫婦感とか家族観を大きく変えていくというようなことについては危惧はないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私の近隣にも、すぐそばにも男の人が女性の姓に変えたという人がいるのですけれども、男の人のほうの家族はショックみたいですが、でも普通別に女の人が男性の姓に変えたからといって女性の人の家族はショックにならないですよ。それは別に問題ないと思います。そして、それ子どもさんに関しては、子どもが生まれたときどちらの姓を取るかというのは男性と女性で考える。そういうふうな形で選択しているので、だから例えばお父さんが田中さんで、お母さんが鈴木さんで、子どもさんが鈴木さんになっても別に、その上のおじいちゃんとおばあちゃんは別の姓というのはあまりないのではないですか。よく分からないのですけれども、鈴木さんの姓と、それから田中さんの姓というふうな感じていて、今一人っ子の結婚がすごく多いので、実際に困っている方が結構多くいらして、どっちを取ったらいいかというのは自分たちで考えていく。それは別に家族間の、何というのかな、変えたい人だけが変えるわけですから、変えなくては困る人だけが変えるわけです。だから、そういうふうなことで全然ないと思いますけれども、日本だけこういった家制度というのですか、それが存続していて、それが問題になっていて、世界から遅れているということです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第18号 男女共同参画社会実現に向けた民法第750条の改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、発議第19号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出
についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 提案理由ですが、国連は残虐兵器の使用を禁止してきました。毒ガス、細菌兵器、化学兵器、クラスター爆弾などなどです。核兵器も使用禁止にすべきだとの提案はあったわけですが、成立を得るまでの賛同はこの間得られてきませんでした。これが長年の懸案だったわけですけれども、核兵器禁止条約が2017年に成立いたしました。そして、本年の10月、批准国が50か国になり、来年1月条約発効となるわけです。しかし、日本はこの批准国に入っておりません。唯一の被爆国として国際社会のリード役にならなければならないのであります。よって、本意見書を提出するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

核兵器禁止条約が本年10月24日、50か国によって批准され、令和3年1月に発効される。同条約は細菌兵器や化学兵器、クラスター爆弾などの禁止条約と同様に、人道的視点から核兵器の製造や保有を禁止している。全文では核兵器を「壊滅的な人道上の被害を招く」と位置づけ、戦争被爆者と核実験の被害者とともに「引き起こされる受け入れがたい苦痛と危害に留意する」が盛り込まれている。日本の被爆者は想像を絶する悲惨な経験を二度と繰り返すことがないように原爆投下から75年を経た現在も核兵器廃絶の必要性を訴えている。しかし、唯一の戦争被爆国である日本は条約交渉に反対し交渉会議に参加はしていない。核兵器は人類はもとより地球上に存在するすべての生命を断ち切り環境を破壊する。核兵器のない地球を次世代につなげていくために、非核三原則を堅持しつつ、立場の異なる国々の橋渡しに努め各国の対話や行動を粘り強く促すことによって核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取り組みをり

一ドするよう以下を要請する。

記

- 1 核兵器禁止条約を批准し、核兵器の廃絶にむけ努力すること
- 2 核兵器禁止条約国会議に参加し、「核兵器のない世界」の実現にむけ積極的に役割を果たすこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、外務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 川口議員にお尋ねしますけれども、日本の置かれている立場、要するによく一般に言われるところのアメリカの傘の下というようなことが言われまして、いるわけです。そういったことに関しては、これを提出されているわけですが、どのようにお考えになっていらっしゃるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) アメリカの核の傘が安全かということが一番の問題なのです。安全ではないというふうに私は判断しています。アメリカは過去何度も戦争を起こしている国ですから、まかり間違えば核兵器も使用する、そういう国ですから、そういう核の傘の下で安全が保障されているのかということでは、全くそんなことはないわけです。中国や北朝鮮から守ってもらっているのではないかということであれば、中国や北朝鮮の核をいかになくすか、それを考えないといけないわけなのです。なくすためにこういう条約に入っていて、より安全な日本をつくっていくべきだというふうに思っていますので、アメリカの核の傘で安全なんていうことは全く言えないし、逆に危ない状況は幾つもあるということであるということとは言えると思うのですけれども。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第19号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、発議第20号 少人数学級の早期実現を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 提案理由ですが、少人数学級の必要性は国際社会から見ても求められておりましたが、新型コロナウイルスの感染を防止するため、さらに必要性が増したと言えるわけです。現在、政府も少人数学級を検討しているわけです。これが実現するように本意見書を提出するものであります。ということで、政府も今研究しているわけなのです。これはもう今回の意見書は通らない、そういうわけです。私は、政府が仮にこれ通した場合に、これから採択に反対をした議員の皆さんは、政府が少人数学級を進めるといった場合に異議を唱えるのか、異議を唱えるのであれば、私は矜持のある議員だというふうには評価しますよ、考えは違いますけれども。そうではないのでしょうか。政府が言ったら、そのとおりまた自分でそうになってしまうという、そういうところにあなた方の矜持がないのだよね、私に言わせれば。日本が初めて少人数学級をやろうというのであれば、これは逡巡することもあるわけです。慎重な姿勢を見せるというのもそれは分かるわけです、私だって。でも、世界中にはもう何か国も少人数学級をやっている、10数人の学級で済ませているところもあるわけです。私の親戚にも教員がいて、カナダに行った人がいるのですけれども、15、16人の学級だったということです。そんなことで、そういうことでやっているわけですから、いかに日本が遅れているか、よりよい教育環境をつくってやろうという気持ちが反対する皆さんにはないのかと私は思います。ぜひそのことを考えていただいて、この採

決には臨んでいただきたいというふうに思います。

それでは、朗読いたします。

新型コロナウイルス感染症を受け、学校の教室での人と人との距離を確保するために最低1メートルの距離を保つことが新しい生活様式で求められている。しかし、教室平均面積は60平方メートルで40人学級であり、子どもたちの距離は到底1メートルをとることができない現実がある。11月30日現在コロナ感染症は第3次感染に入っている。

令和2年7月2日全国知事会、全国市長会、全国町村会は現在の小中学校40人学級では新型コロナウイルスの感染予防ができないとして、「今後予想される感染症の拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級による児童生徒との間隔に十分な距離を保つことができるように教員の確保が必要であると「新しい時代の学び環境に向けた緊急提言」を行っている。少人数学級の実現を求める世論は高まっている。埼玉県においては、小学校1、2年生は35人学級であるが、そのほかの学年は40人学級である。学校教育においてソーシャルディスタンスを保つことはできていない現状がある。

よって、嵐山町議会は、国に対して、少人数学級の早期実現を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣はじめ、関係各大臣、衆参両院議長であります。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、ちょっとお尋ねしますけれども、少人数学級で勉強していくことは私は賛成ですけれども、一人一人の子どもさんはよく先生の方が目が通るといような利点もあります。それから、今コロナでの話も出ましたけれども、確かにこういう感染が出てきたときには、この議場でもそうですけれども、こういうふうに換気を整えながらやっていると。そういういろんな利点もあるのですけれども、そうしますと、今小中一貫校で統廃合を決めながら1か所にまとまってやっていきたいと思いますということが現実的に起きているわけですけれども、その辺のところの学級数の人数ですか、そういうものもどの程度、35人までの1、2年生の、この埼玉県の内容でよろしいというふうな考え方ですか、この意見書も。そこまでまだ踏み込んで

考えていないというか、どちらでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 統廃合2025年ですので、現時点では何人かというのは考えた意見書ではないです。ただ、国が今少人数学級を研究している段階ですから、それが実現するように、後押しするようにこの意見書を提出したいという、そういう思いで出したものであります。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） これは、9月議会にもお出しになりましたか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） いや、出していません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 9月議会にお出しにならず、この段階で、もう動き、さっき川口議員がおっしゃったとおり、今もう国は少人数学級で研究始めています。そういう中で、9月議会でお出しになるのであればあれでしたが、もう動き出しているところで後押しだということですが、このときになってしまったのはなぜだったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 9月議会に出さなかったというのは、ちょっと私のほうの落ち度がありました。落ち度というか、出せばよかったというふうな反省はあります。ただ、この時点ですべていかというと別に、遅いかというと別に遅いわけではないわけですが、まだ研究段階ですから。抵抗している省庁もあるわけですから。それを理解していくために日本中から意見書が上がるというのは実現を一步近づけるといって、そういう面で大きな意味があると、この時点でもあると、そういうふうに考えておりますけれども。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第20号 少人数学級の早期実現を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、閉会に当たり執行に出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 2時53分

○森 一人議長 それでは、皆様おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は11月30日に開会され、本日まで8日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和2年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定賜り、誠にありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきまして、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

本年は、新型コロナウイルスとの戦いが本格的になった年でありました。感染拡大

防止対策と経済活動、子育て環境や学校教育等、いかに折り合いをつけ、地域を守り、発展させていくかが求められます。真価が問われるのは、物事がうまく進んでいるときよりも困難に直面したときであります。人生100年時代にふさわしく、町民の皆様健康で生きがいに満ちた日々を送っていただくために、今後も人が宝のまちづくりの実現に向け邁進してまいります。

議員各位には、どうかご自愛いただき、ご健勝にて越年され、引き続きご活躍されますよう心から期待申し上げます次第でございます。

新たな年が嵐山町と嵐山町民にとりまして明るく希望に満ちた年となりますようご祈念申し上げます、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

今定例会は11月30日に開会し、議員各位の熱心なご審議により全議案を議了し、本日ここに無事閉会の運びとなりました。議員、執行の皆様方の議会運営に対するご理解とご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

まだ、なかなか終息が見えない新型コロナウイルスではありますが、コロナ禍であっても年末年始は議員各位、執行部の皆様非常にご多忙かと思えます。ぜひ健康にご留意されましてご健勝でいていただきたいと思えます。

新年に向けての皆様のご多幸をご祈念し、挨拶といたします。

◎閉会の宣言

○森 一人議長 以上をもちまして、令和2年嵐山町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員